

平成 17 年

伊豆市議会会議録

第 2 回（6 月）定例会

6 月 9 日開会～6 月 24 日閉会

伊 豆 市 議 会

平成 17 年第 2 回（ 6 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 17 年 6 月 9 日 開会

平成 17 年 6 月 24 日 閉会

平成17年第2回(6月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(6月9日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者の職氏名.....	3
開会宣告.....	4
開議宣告.....	4
議事日程説明.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
行政報告.....	5
災害対策特別委員長報告.....	7
報告第1号～報告第5号の上程、説明、質疑.....	8
議案第61号～議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
議案第64号～議案第67号の上程、説明.....	21
議案第68号～議案第75号の上程、説明.....	23
議案第76号～議案第77号の上程、説明.....	27
議案第78号の上程、説明.....	28
議案第79号～議案第80号の上程、説明.....	29
議案第81号の上程、説明.....	30
散会宣告.....	32

第2号(6月13日)

議事日程.....	33
本日の会議に付した事件.....	33

出席議員.....	3 3
欠席議員.....	3 3
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	3 3
職務のため出席した者の職氏名.....	3 4
開議宣告.....	3 5
議事日程説明.....	3 5
一般質問.....	3 5
森 良 雄 君.....	3 5
大 川 孝 君.....	5 2
内 田 勝 行 君.....	5 6
木 内 一 郎 君.....	6 1
飯 田 宣 夫 君.....	6 4
飯 田 正 志 君.....	6 7
小 野 忠 宏 君.....	7 3
磯 晴 雄 君.....	7 6
杉 山 美 央 君.....	8 2
三 須 重 治 君.....	8 6
鍵 山 堅 一 君.....	9 1
室 野 英 子 君.....	9 2
杉 山 誠 君.....	9 5
散会宣告.....	1 0 5

第 3 号 (6 月 1 4 日)

議事日程.....	1 0 7
本日の会議に付した事件.....	1 0 7
出席議員.....	1 0 7
欠席議員.....	1 0 7
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 7
職務のため出席した者の職氏名.....	1 0 8
開議宣告.....	1 0 9

議事日程説明.....	1 0 9
一般質問.....	1 0 9
木村建一君.....	1 0 9
酒井勲一君.....	1 2 6
加藤章君.....	1 3 1
古見梅子君.....	1 3 4
小森勝彦君.....	1 3 7
関邦夫君.....	1 4 2
散会宣告.....	1 5 0

第 4 号 (6 月 1 5 日)

議事日程.....	1 5 3
本日の会議に付した事件.....	1 5 4
出席議員.....	1 5 4
欠席議員.....	1 5 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 4
職務のため出席した者の職氏名.....	1 5 4
開議宣告.....	1 5 6
議事日程説明.....	1 5 6
議案第 6 4 号～議案第 6 6 号の質疑、討論、採決.....	1 5 6
議案第 6 7 号の質疑、委員会付託.....	1 6 0
議案第 6 8 号～議案第 7 5 号の質疑、委員会付託.....	1 6 1
議案第 7 6 号、議案第 7 7 号の質疑、討論、採決.....	1 7 8
議案第 7 8 号の質疑、委員会付託.....	1 7 9
議案第 7 9 号、議案第 8 0 号の質疑、委員会付託.....	1 8 3
議案第 8 1 号の質疑、委員会付託.....	1 8 8
散会宣告.....	1 8 9

第 5 号 (6 月 2 4 日)

議事日程.....	1 9 1
-----------	-------

本日の会議に付した事件.....	1 9 1
出席議員.....	1 9 2
欠席議員.....	1 9 2
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 9 2
職務のため出席した者の職氏名.....	1 9 2
開議宣告.....	1 9 3
議事日程説明.....	1 9 3
議案第 6 7 号～議案 7 5 号、議案第 7 8 号～議案第 8 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 9 3
議案第 8 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1 3
一部事務組合議会議員の選挙.....	2 1 6
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1 7
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 0
決議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 2 2
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 2 3
閉会宣告.....	2 2 5
署名議員.....	2 2 7

平成17年第2回（6月）伊豆市議会定例会

（第1号 6月9日）

平成17年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第1号)

平成17年6月9日(木曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 災害対策特別委員会委員長報告(中間報告)
- 日程第 6 報告第 1号 平成16年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越の報告について
- 日程第 7 報告第 2号 平成16年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 8 報告第 3号 平成16年度伊豆市一般会計予算の事故繰越の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 平成16年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第10 報告第 5号 平成16年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第11 議案第61号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市税条例の一部改正)
- 日程第12 議案第62号 専決処分の報告及びその承認について(静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部変更)
- 日程第13 議案第63号 専決処分の報告及びその承認について(静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部変更)
- 日程第14 議案第64号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第15 議案第65号 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第16 議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第17 議案第67号 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第18 議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第69号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第70号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一

部改正について

- 日程第 2 1 議案第 7 1 号 伊豆市税条例の一部改正について
日程第 2 2 議案第 7 2 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 2 3 議案第 7 3 号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
日程第 2 4 議案第 7 4 号 伊豆市文化財保護条例の一部改正について
日程第 2 5 議案第 7 5 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について
日程第 2 6 議案第 7 6 号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第 2 7 議案第 7 7 号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第 2 8 議案第 7 8 号 市有財産の処分について
日程第 2 9 議案第 7 9 号 市道路線の変更について
日程第 3 0 議案第 8 0 号 市道路線の認定について
日程第 3 1 議案第 8 1 号 姉妹都市提携について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

1 番	杉 山 誠 君	2 番	鈴 木 基 文 君
3 番	小 森 勝 彦 君	4 番	内 田 勝 行 君
6 番	山 下 一 君	7 番	加 藤 章 君
8 番	室 野 英 子 君	9 番	飯 田 正 志 君
10 番	森 良 雄 君	11 番	古 見 梅 子 君
12 番	磯 晴 雄 君	13 番	鍵 山 堅 一 君
14 番	杉 山 羌 央 君	15 番	飯 田 宣 夫 君
16 番	酒 井 勲 一 君	17 番	木 内 一 郎 君
18 番	塩 谷 尚 司 君	19 番	関 邦 夫 君
20 番	小 野 忠 宏 君	21 番	大 川 孝 君
22 番	三 須 重 治 君	23 番	堀 江 昭 二 君
24 番	高 田 和 正 君	25 番	遠 藤 正 寿 君
26 番	木 村 建 一 君		

欠席議員（1名）

5 番 森 嶋 正 太 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島支所長	鈴木幸司君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
係長	三田 浩二		

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、5番 森嶋議員より欠席届が出ております。検査入院のためだそうです。ご報告申し上げます。

ただいまから、平成17年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は、25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、指名いたします。13番、鍵山議員、14番、杉山議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの16日間と決定いたしました。

議長諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果の報告につきましては、特に指摘事項はありませんので、そのほかの議長の会議等、出張等につきましては、お手元に配付したとおりで

あります。

市長行政報告

議長（遠藤正寿君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） 行政報告を行います。

まず、伊豆市発足から1年が経過しました。平成17年6月議会に先立ち、関係する議案を提出すると共に、行政報告を申し上げ、議員各位を初めとする市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ここでまず、先ほど議長さんから、いわゆるクールビズについてのお話がありましたが、先の内閣総理大臣の発言にもあります、閣僚懇談会申し合わせによる、夏季の軽装について、地球温暖化防止及び、省エネルギーに資するため、6月1日から9月30日の間、実施されることとなりましたが、政府の方針に沿うよう、私としても先の、庁内部長会議の席上、夏季の軽装の励行をお願いしたところでありますが、この間、特別な場合を除き、ノーネクタイ、ノー上着の実施に取り組むよう努力いたしますので、皆様方におかれましても、ご賛同をいただき、また率先垂範いただきますようお願い申し上げます。

さて、全国知事会、全国市長会など地方6団体は、国に提出する6,000億円分の補助金削減案の策定作業を本格化させ、学校建設に当たる公立文教施設整備費や、福祉施設整備費、公営住宅建設費などの施設整備費が柱となる見込みではありますが、公共事業費をどの程度を盛り込むかが注目されております。

国によりますと、昨年8月に、地方6団体が国に提出した3兆2,000億円の補助金削減案に盛り込まれた計148項目の補助金・負担金のうち、すべて税源移譲されたものは、わずか18項目であり、部分的な移譲をカウントしても41項目に過ぎません。

このような中、総務省は、自主的な市町村合併をさらに進めるため、合併新法で総務大臣が認めるとしている指針案を固めました。この中で、都道府県が作成する合併の構想には、概ね人口1万人未満を目安とする小規模市町村や、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、そして、指定都市や中核市、特例市を目指す市町村を基に、市町村合併は成果を上げてきていますが、地域ごとの進み具合には差がみられると指摘し、より効率的な行財政運営の実現などのため、さらなる合併の必要性を強調しています。ただし、平成18年3月末日までに合併をした市町村に対しては、この勧告をしない旨、配慮されています。

また、政府では、地域限定で規制を緩和する構造改革特区の第8回認定申請と、地域再生法に基づく初の認定申請の受付結果をまとめたところ、地方自治体からは、地域再生計画454件と、特区計画61件の、515件の申請があり、道路、港、漁港の3分野で複数省庁の補助金の一部を統合する「地域再生基盤強化交付金」が利用可能となったことなどから、地域再生

計画の申請件数は急増いたしました。

ここで、静岡県では、東海地震発生時の国の応援部隊を円滑に受け入れるため、「県広域受援計画」を策定しました。国の中央防災会議は、東海地震発生時に行政機関が実施する救助・救援対策を盛り込んだ「東海地震応急対策活動要領」を決めており、これに基づき、同会議幹事会は昨年6月、具体的な派遣規模などをまとめた応急対策計画を策定、東海地震の「警戒宣言」や「注意情報」が発せられた際、静岡県には、警視庁などから最大で5万1,500人、「強化地域」8県では、計11万5,900人の応援部隊が派遣されることとなります。

受援計画は、応急対策計画に基づき、救助・消火活動、医療活動、物資調達、輸送活動の4本柱で構成されております。

救助・消火活動では、東名高速道路の足柄サービスエリアと浜名湖サービスエリアを、県外からの応援部隊の進出拠点と設定し、県の交通誘導係が、県内210カ所の活動拠点に誘導します。

医療活動では、3箇所を広域搬送拠点に指定し、重症患者をヘリコプターなどで県外に搬送します。

また、物資調達と輸送活動では、県内外からの物資を受け入れる広域物資拠点9箇所の定め、輸送ルートを設定していますが、県では、今月開かれる県防災会議で、受援計画を地域防災計画に位置づけるため修正する方針です。

ここで、伊豆市におきましては、合併2年目を迎え、隣には本年4月に伊豆の国市が誕生し、いよいよ市としての真価が問われることとなりました。職員ともども資質の向上に努め、個々が市の職員としての自覚を持った行動とるように改善を図ります。

また、昨年の台風22号以来の復旧を進めております土木及び農地の整備につきましては、本年度も継続して事業を進め、一日も早い復旧に向けての工事が行われております。なお、流失した独鈷の湯のあずまやの復旧も、地元建設業者の奉仕活動にて再建されました。

さらに、4月1日、西伊豆広域消防署土肥分署が田方地区消防組合に統合され、田方中消防署西出張所となりました。新築された庁舎では消防・救急機能が充実され、市民が安全で住みやすいまちにさらに一歩近づいたものと考えております。

さて、去る4月27日、市営施設運営委員長より、平成16年11月5日付で諮問しておりました、国民宿舎木太刀荘、土肥ふじみ荘、中伊豆荘及び虹の郷の市営施設の管理運営について答申がありました。今後は、議会及び関係者のご意見等を参考に、結論を出したいと考えております。

次に、過日行われました伊豆サイクルフェスティバルでは、自動車専用道の伊豆スカイラインを初めて使った自転車レースが開催され、全国6カ所を転戦するツアー・オブ・ジャパン「伊豆ステージ」として実施されました。

また、温泉を利用したウェルネス産業の育成を目指す一環として、ウェルネスセンターを新設いたしました。このたび「第1回温泉利用研究会」が発足し、温泉入浴指導者や、スト

レッチボール指導者、天城流湯治士の資格取得者が中心となり活動計画等が定められ、今後の動きが明確化されました。

さらに、先月末には伊豆市総合計画審議会の初会合が開催され、委員の27名の方が、年内の答申に向けて始動しました。総合計画は、旧4町の総合計画等と合併協議会で定めた新市建設計画をもとに策定され、平成18年以降の市の施策大綱と、具体的な事業計画が盛り込まれます。

また、先週の6月3日には、天城放牧場バイオマスモデルプラントが完成し、落成式が行われました。天城放牧場の牛糞や市内の生ごみなどのバイオマスを利活用する県内初の施設となり、6月10日から試運転を始め、9月の本格稼働を目指しております。この施設の1日の処理能力は約5トン、目標の発電量は450キロワットで、一般家庭の40軒から50軒の使用電力量に相当します。

さて、昨年度の最終議会であります3月定例会では、議員各位にご承認をいただき、平成17年度予算を編成いたしました。その時点では基金も払底し、今年度はゼロからの出発状況でありました。しかし3月期の特別交付税算定に当たりまして期待以上のものがあり、議員各位を始め、市民の皆様や職員の経費節減努力もあり、予想をやや上回る繰越金を計上することができました。このため、現況では7億円程度を決算積立とする予定であります。相変わらず厳しい財政状況下には違いありませんが、一筋の希望の光を見た思いもいたしております。

さらに県では道路整備でも格別のご配慮をいただき、日向地区や矢熊地区における県道の重点整備も現実のものとなりつつあります。

また火葬場建設においても合併特例債予定事業として進んでいることと合わせ、これらは合併効果であると信じているところであります。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中で、すべての面において無駄を省き、効率のよい予算執行をすることができますよう、職員ともども努力をする所存でございます。

なお、7月1日からは市の機構の一部見直しを図り、より効率的な行政運営と市民サービスが提供できるよう努めてまいります。議員並びに市民各位の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで、行政報告を終わります。

災害対策特別委員長報告

議長（遠藤正寿君） 日程第5、災害対策特別委員会委員長報告を行います。

同委員会より、会議規則第45条第2項の規程により、中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。

災害対策特別委員会委員長、飯田宣夫議員。

災害対策特別委員長（飯田宣夫君） 15 番、飯田宣夫です。

災害対策特別委員会より中間報告の第 2 回を行います。

平成 17 年 2 月 25 日、第 1 回の災害対策特別委員会中間報告後の、災害復旧工事の進捗状況を確認するため、3 月 25 日、委員会を、出席委員 7 名、三須委員が葬儀のため欠席でしたが、大木農林漁業整備課長、議会事務局員出席のもと、開催いたしました。

委員会に先立ち、総務、観光経済、土木部長及び上下水道部長に出席要求並びに資料要求として入札に付した工事のみを対象にした災害復旧工事箇所の一覧表の提出を依頼いたしました。あわせて、静岡県沼津土木事務所関連の道路・河川に対し、入札に付された工事のみ資料提供の依頼を行いました。その後、総務部については対象工事がないこと、上下水道部については、白岩配水池法面の災害復旧工事のみということで報告を受けました。

当日は中伊豆給食センターの落成式、一般農道持越大橋並びに一般県道の鮎見橋の開通式と重なり、土木部については出席が難しいとの報告がありましたが、副委員長との協議の結果、今回の調査の目的であります発注状況を確認できればいいということで、観光経済部のみの出席をお願いするということで、予定どおり委員会を開催し、当日、会議の冒頭、開催に至る経過、説明員の件並びに当日の調査目的要旨を出席委員に説明し、了承を得たところであります。

当日の調査結果につきましては、伊豆市議会だより 4 にて議員の皆様をはじめ、市民の方々にもお知らせしたところでございますので、省かせていただきます。

なお、当委員会の今後の活動方針につきましては、6 月の定例会会期中に委員会を開催し、決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、中間報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） これで、災害対策特別委員長報告は終わりました。

報告第 1 号～報告第 5 号の上程、説明、質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第 6、報告第 1 号 平成 16 年度伊豆市一般会計予算の継続費繰越の報告についてから、日程第 10、報告第 5 号 平成 16 年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告についてまでの、5 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 報告第 1 号から報告第 5 号までの 5 議案の提案理由を申し上げます。これらの議案は、継続費、繰越明許に関するものであります。

既に 3 月の定例会において各会計の最終補正で、継続費、繰越明許費の議決をいただいたもので、新年度の最初の議会で報告するものであります。

それぞれの議案につきましては、関係部長に説明をさせますのでよろしくご審議の上ご承

認くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、報告第1号については、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 報告第1号 平成16年度伊豆市一般会計予算の継続費、繰越の補足説明、補足報告につきまして申し上げます。

議案の第1ページになります。継続費は、10款 教育費2項 小学校費土肥小学校体育館建設事業です。継続費の総額は2億8,930万円。16年度の予算計上額は、1億1,775万円で、16年度中に支出済額が1億1,625万5,500円ですので、予算計上額から支出済額を差し引いた残額が149万4,500円となります。この残額は、翌年度である17年度、本年度でございますが、17年度の繰越額となります。

支出済額1億1,625万5,500円の内訳は、本体工事の前払い金額3,000万円、部分払い額7,900万円、旧体育館の解体工事640万5,000円。水道、電気などの切り直しなどの付帯工事費85万500円となっております。

以上で、報告第1号の補足説明、補足報告を申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 次に、報告第2号について、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、報告第2号 平成16年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告の補足説明をいたします。

2ページをご覧いただきたいと思えます。まず、観光経済関係について、説明をいたします。6款の農林水産業費、その中の地蔵堂集落道改良工事でございます。繰越額5,175万5,000円。財源としまして国県支出金2,870万円、一般財源が2,305万5,000円でございます。これにつきましては、橋梁の部分がございまして、河川占用の許可を取得するにあたりまして、構造の変更等が必要になりまして、不測の日数を要したためでございます。

次に、県単治山神山工事でございます。繰越額1,286万円。財源としまして、国県支出金771万円、一般財源は515万円でございます。ここにつきましては、台風22号による被災箇所ございまして、当初予定してました箇所から急遽変更させていただきました。その関係で申請等の事務手続に時間を要し、工事発注が2月上旬ということになりまして、年度内の完成が不可能となったものでございます。

次に7款の商工費でございます。観光施設整備事業でございます。繰越額が1,200万円で、財源として県支出金600万円、一般財源600万円でございます。これにつきましては、同じく台風22号による修善寺温泉の桂橋、竹林の小径等の災害復旧でございまして、桂橋の高欄の復旧について製作日数が2ヶ月程度かかるため、年度内の完成が不可能となったものでございます。

次のページをお願いいたします。上から4つ目でございます。11款の災害復旧費、2項の農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業でございます。繰越額が293万円、財源とし

まして国県支出金 168 万円、その他としまして、受益者負担金 39 万 4,000 円、一般財源としまして、85 万 6,000 円でございます。これは、ワサビ田関係 2 件の復旧工事でございます、災害査定等の関係で発注がやはり 2 月中旬となりまして、年度内の完成が不可能ということでございます。

次に、農業用施設災害復旧事業。これにつきまして繰越額 9,391 万 7,000 円、財源としまして、国県支出金 7,286 万 2,000 円、一般財源 2,105 万 5,000 円でございます。これにつきましては、水路頭首工等の農業施設の災害復旧、15 件でございます。同じように、災害査定等によりまして、工事発注が 2 月中旬ということございまして、年度内の完成が不可能となったものでございます。

次に、林道災害復旧事業、繰越額が 1,246 万円、財源としまして国県支出金が 894 万 5,000 円、地方債が 160 万円、一般財源 191 万 5,000 円でございます。これは林道達磨山線ほか 2 箇所でございます、これも先ほどと同じような理由によって、年度内の完成が不可能となったものでございます。

以上で、観光経済部関係の説明を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 報告第 2 号のうちの、土木費に係る繰越報告を補足いたします。

2 ページでございますけれども、第 8 款の土木費、道路橋梁費の天城北道路関連事業でございますが、繰越額の内訳は大平インターチェンジへのアクセス道路の設計業務委託料が 2,952 万円、大平・畑地区における市道 32115 号線道路改良工事費が 5,100 万円。同路線の用地買収費が 4,140 万円、及び本立野・猿橋地区における、市道 32104 号線道路改良工事費が 1,700 万円となっており、繰越額の合計は、1 億 3,892 万円であります。

アクセス道路につきましては橋梁の設計に必要な河川測量において、台風 22 号によります河床の形状に変化が生じたため、測量の成果が遅れたこと、さらに地質調査の結果、左岸側、これは大平側になりますが、橋台付近の地質についてさらに調査の必要が生じたため、年度内完了が困難となり、繰越しをいたしました。この財源には、合併特例債 2,800 万円を充当しております。

市道 32115 号線及び 32104 号線は、ともに代替地に関連する道路改良でございますけれども、用地交渉等に時間を要したことで繰越しとなりました。特に 32115 号線については、移転の対象者及び代替地所有者が輻湊しており、道路用地にも同様な絡みが生じ、解決に時間がかかっております。市単独事業のため、財源は全額一般財源となります。

次に、横瀬交差点交通解析委託事業でございますけれども、横瀬地区の渋滞解消に係る、旧町からの引き継ぎに基づき実施する予定でございましたけれども、県土木等との協議が完了しておらず、改めて指導を受けながら実施することとしたため、調査時期等との関係から繰越しをしたものであります。財源は 1,200 万円全額が一般財源であります。現在、交通量調査等、一部の業務が終了しておりますけれども、さらにこれをまとめて、提案できる資料

を作成したいと思っております。

次に、市単市道整備事業でございますけれども、内訳は市道下梅木線改良工事に伴う用地買収費が900万円、同じく町屋線改良工事に伴う物件補償費が5,180万円であります。いずれも滞りなくご協力をいただき、その後の事務手続きを進めるべく準備していたところ、台風による災害復旧に伴って、やむを得ず繰越しをしたものであります。ご協力いただいた関係者にご迷惑をおかけしておりますので、速やかに事務を進めたいと思っております。財源は一般財源であります。

次に、河川費の小坂用排水路改修事業ですが、修善寺温泉場上流の県道修善寺戸田線の路面排水も兼ねる構造となっているため、地元の意向を踏まえながら、県土木と協議を重ねた結果、市が先行して水路を整備し、県土木が後追いで県道を整備することが決まりましたけれども、これもまた災害復旧を優先したため繰越しとなりました。事業費1,000万円は全額一般財源であります。

次に、3ページの災害復旧事業の繰越でございますけれども、道路橋梁小災害復旧事業は、市単独災害のうち土肥219号線の橋脚復旧費が400万円、修禅寺、これはお寺の方でございますけれども、裏山墓地に通じる市道31475号線の法面復旧費が400万円で、それぞれ県土木の復旧事業及び修禅寺の本堂改築事業等との調整が必要なため、繰越しをいたしました。

また、災害等の残土処理場整備に係る委託費700万円については、県土木及び東部農林事務所との事前調整を図りましたが、互いに災害復旧作業のさなかで調整に手間取りまして、繰越しのやむなきに至りました。繰越合計額1,500万円は一般財源であります。

公共土木災害復旧費、いわゆる国庫負担にかかる災害については、全箇所数58件の半数にあたる29件を繰越しました。台風発生が10月と比較的遅い時期であったこと、不測の被害で箇所数が極端に多かったことなどから、災害査定や工事承認、発注予定時期や工期に鑑み、年度内完成が無理と判断したものについて繰越しをいたしました。内容は道路橋梁災害復旧事業が15件で、3億6,384万円。そのうち国庫負担金が1億9,900万円、起債が1億270万円であり、一般財源は6,214万円となっております。

また河川災害復旧事業は14件、2億1,996万円で、国庫負担金1億2,900万円、起債6,240万円、一般財源2,856万円であります。復旧工事については、鋭意進捗に努めてまいりましたが、現在までに土木部所管の市単独災害38件のうち36件が、国庫負担災害の半数、29件についてすべてが、工事を終了しております。今後の予定としては、7月末までに繰越分のうち26件の完成を見込んでおります。

事業量の大きな数件については、年末までかかるものと思われれます。

以上、土木部にかかる繰越報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 土木部長、この今、2ページの下から2行目の補償費が5,180万円とどうも言ったようですので。

土木部長（土屋 亨君） 失礼しました。町屋線改良工事ですね。町屋線改良工事に伴う物

件補償費は 518 万円でございます。

失礼をいたしました。訂正をいたします。

以上で補足の報告を終わりにいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 続きまして、消防費関係の細部につきましての補足説明を行います。

3 ページの上から二つがそうでございます。

消防費、菅引のポンプ小屋の新築工事、金額 670 万円、翌年度繰越額が全額の 670 万円でございます。内訳は一般財源でございます。

次に、広域消防の分署仮設事務所の解体工事、これも 200 万円の予算を一般財源で繰越ということでございます。まず、菅引のポンプ小屋の新築工事ではありますが、消防団の組織改変に伴い将来の部の統合が議論されてきました。当該地区につきましても近隣の原保地区と中原戸地区との再編議論の中で果たしてこの地域に新設するのが適当かどうかを長時間かけて議論をした結果、年度末を迎えたということでございます。結論といたしまして、当初の計画どおり菅引に建築するということになりましたが、最終確認が年度末ぎりぎりでありましたために手続きによりまして予算を繰越させていただき、本年度に施工するものであります。

なお、工事は既に入札を済ましておりまして、8 月 31 日までの工期で現在着工しております。

次に、広域消防の分署の仮設事務所の解体工事でありますけれど、これは事務所を 3 月 31 日まで使っておりました関係で年度内には解体できませんでした。新年度に繰越して施工するものであります。

なお、こちらの工事につきましては、もう既に施工しまして、13 日に撤去が完了しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） それでは、引き続き、ご説明を申し上げます。

3 ページの下段 2 行をご覧くださいと思います。繰越は 11 款 災害復旧費、4 項 公共施設災害復旧費における 2 事業でございます。まず、上水道施設災害復旧事業につきましてご説明を申し上げます。

本事業は昨年 10 月 9 日の台風 22 号により白岩配水池北側法面が崩落し、これ以上崩落が進みますと配水池の基礎、さらには本体に影響が及ぶ恐れがあるため、災害復旧工事を実施するもので、設計額 2,137 万 2,750 円に対しまして、前払い予定額 800 万円を差し引いた 1,337 万 2,750 円を繰越したもので、財源は全額一般財源でございます。

事業の内容でございますが、倒木処理、法面成形、土留木柵、動式擁壁、流路工、種子吹

付工、落石防護工等で、本年2月18日、株式会社佐々木組と1,995万円を契約し、8月末工事完了を目途に現在事業を進めているところでございます。

なお、現在の工事進捗状況でございますが約50%程度で、未完成部分は流路工の流末、種子吹付工、落石防護工となっております。

次に、下水道施設災害復旧事業でございますが、本事業も台風22号によりまして、小土肥大川・黒根地区の破堤により下水管渠が流出したことによる災害復旧工事を実施するもので、事業費195万円を繰越したもので、財源は全額一般財源でございます。

事業内容でございますが、県の河川災害復旧事業にあわせて、硬質塩化ビニール管を破堤延長に合わせまして、42.9メートル、小口径マンホール1箇所を実施すべく、本年3月1日に天城建設株式会社と136万5,000円で契約し、7月15日、工事完了を目途に事業を実施しているところでございます。

現在の工事進捗状況でございますが、管布設工は完了をいたしました。残る工事でございますが、護岸復旧に合わせまして、小口マンホール、小口径マンホールでございますが、1箇所を設置し、工事完了となるものでございます。

なお、管布設工におきまして、破堤部分を掘削した結果、大部分の既設管が使用できるということが判明いたしましたので、清算時に施工延長を8メートルに短縮すべく、減額変更設計が生じることを申し添えまして、繰越明許費にかかる繰越計算書についてのご報告を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、報告第3号について観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、報告第3号の補足説明をさせていただきます。平成16年度伊豆市一般会計予算の事故繰越しの報告ということでございます。

これにつきましては年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のために、年度内にその支出が終わらないものにつきまして地方自治法第220条第3項の但し書きの規定によりまして、翌年度に繰越して使用できるものでございます。繰り越した経費につきましては、繰越明許と同様に地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして事故繰越計算書を議会に報告するものでございます。

まず11款の災害復旧費でございます。15年度災 農地災害復旧工事にかかる経費でございます。支出負担額8,132万2,500円、支出未済額5,507万2,500円、支出負担行為予定額232万5,500円で、翌年度繰越額5,739万8,000円となります。財源としまして、国県支出金980万7,000円、その他受益者負担金としまして2,392万5,000円。一般財源としまして2,366万6,000円となっております。

もう1件は、同じく15年度災 農業用施設災害復旧工事でございます。支出負担行為額1億7,199万円、支出未済額6,461万3,000円、支出負担行為予定額22万円、翌年度繰越額が6,483万3,000円となります。その財源としまして、国県支出金が6,462万9,000円、一般財源20万4,000円でございます。

このそれぞれの理由でございますが、この工事は平成 15 年 7 月に発生しました集中豪雨で被災しました天城地区のワサビ田の復旧工事でございます。農地災害につきましては 4 件、農業用施設災害については 5 件の工事でございます。

平成 15 年度から繰り越して工事を進めてきたわけでございますけれども、昨年の台風 22 号によりまして仮設道路等が被災をしまして、工事の手戻り等が生じたため、年度内での完成が困難となったため、事故繰越としたものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、報告第 4 号について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは 5 ページをご覧くださいと思います。

平成 16 年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計の繰越明許費につきまして、補足報告をいたします。

繰越額は 5,367 万円でありまして、財源の内訳は地方債が 5,350 万円、一般財源が 17 万円であります。繰越額は、天城北道路用地取得事業のうち土地購入費が 2,237 万円、及び物件補償費が 3,130 万円であります。これは買収対象者が建物の移転を伴うために、移転先の代替地の手当て・調整等に時間を要したことに加えまして、土地売買及び物件移転に関する契約を締結いたしまして、一部前払い金を支払いましたけれども、代替地への住宅建設にかかる諸手続きや新住宅建築に時間を要するため、当該年度内での清算が困難となったものであります。

また、用地交渉中に地権者が死亡されまして、相続が発生し、同じく当該年度内での処理が不可能となったものもありまして、合わせて繰り越しをいたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、報告第 5 号について、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） それでは、本年 3 月の市議会定例会におきましてご承認をいただきました、平成 16 年度下水道事業特別会計補正予算に計上いたしました繰越明許費につきまして、計算書を調整しましたのでご報告を申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。繰り越しは、1 款 事業費、1 項 下水道建設費におけます、特定環境保全公共下水道事業 310 万円で、財源は全額一般財源でございます。

事業の内容でございますが、本立野・猿橋地区における天城北道路代替宅地に関する市道 32104 号線道路改良関連下水道管渠布設工事で、内径 150 ミリ硬質塩化ビニール管布延長 62 メートル。マンホール設置 3 箇所、汚水柵設置 3 箇所を実施するものでございます。

現在の工事進捗状況でございますが、2 月 22 日に道路改良工事請負業者である駿豆建設株式会社伊豆営業所と 283 万 5,000 円で契約締結しておりますが、現在のところ、道路改良工事が施工中でございますので、道路工事終了後、着工し、6 月 30 日完了を目途に準備を進めているところでございます。

以上で、繰越明許費にかかる繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

はい、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。

まず、全体的に見て、いつ終わるかという報告があったものもありますけれど、半分以上はいつ終わるかは報告がなかったと思います。特に災害復旧については、私たち、いつ終わるかというのがたいへん関心を持っておりますので、お答え願いたい。

議長（遠藤正寿君） それは個々にですか。

10番（森 良雄君） ええ、個々に。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 災害復旧の、農地、農業用施設災害の復旧工事でございますけれど、現在、鋭意努力して進めているわけですが、既に完了したのもございます。

現在の状況でいきますと、7月中旬頃には完成する予定であります。ただし、治山関係につきましてはこれがもう少しずれ込んで、秋までかかるかなということで、現在考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、教育関係、体育館の予定を。

教育委員会事務局長（山本準次君） 土肥小学校の体育館でございますが、これは継続費ということで、3月に申し上げたとおりの予定、8月には完成をするということに、予定どおりでございます。

落成式の方は、PTA等とかで詰めておまして、9月の早々になる予定で、学校の方で具体的に詰めておるようでございますが、まだ決定ではございません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 先ほど報告の中でも申し上げましたけれども、現在までに土木部の所管の、市の単独災害、これは繰り越したものの38件ございます。そのうちの36件が既に完成をしております。

国庫負担を伴うものにつきましては、繰り越しました29件につきまして、7月の末までには26件の完成が見込まれます。少し大きなものがございます、例えば、中伊豆の一本松線、県道の上になるところでございます。そことかですね、修善寺の桂川に通じる道路でございます。これらにつきましては、相当大きな工事になりますので、一応年末まで工期を見込んでおります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですね。

ちょっと待ってください。総務部長は、管引のポンプ小屋は言いましたし、上下水道部長も大体予定を言いました。どうぞ。

10番（森 良雄君） 個々に、件数が多いようですので、特に災害特別委員会などはたいへん関心を持っていると思いますので、できればリストを作って、議員まで出していただきたい。

それと、例えばですね、横瀬交差点交通解析委託事業なんて、いつ終わるかなんてまったくわからない。やる気があるのかないのか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 予算を組んであるということはやる気があるわけですが、ただその執行については、いろいろ時期とかですね、そういうことがございまして、地元の方たちとも何回か協議をいたしました。議員さん方にもご説明を差し上げたことがございます。今春の3月から5月、いわゆる行楽シーズンの、車が混む、渋滞をする時期、その時期に調査をしたいと。そうしなければ、少し解析が難しいということがありましてですね、十分に引継ぎを受けた段階ではもう既にその時期を過ぎておりましたので、これは県との協議の中で、少し繰越をしても十分なデータを集めるべきだということで繰り越しております。だいたい、交通量の調査等は終わりました。

それから、それを今まとめている段階ですが、地元の方との話し合いの中でこの夏頃までには、ある程度の中間報告的なものをしてほしいというふうに考えております。ただ、その後、どういうふうな展開をするかということですね、横瀬渋滞緩和委員会というものがございまして。それと、修善寺の駅前の方にも関係が出てきますので、そちらの方との検討委員会のようなものを立ち上げたいと思っております。多少それには時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） だいたいこの工期につきましては、この明細に載っている分は先ほど部長さんたちがお話ししましたので、事務局の方で何らかの予定を書いて、また皆さんに差し上げます。

ほかに質疑はございませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） 26番、木村です。

繰越明許費、3月の議会で議決された時と、今回少し数字的にですね、違っているところがある。翌年度繰越額というのが出ているもので、それについて説明を願いたいと思います。

具体的にお話ししたいと思うのですが、3ページのまんなかあたり、農業用施設災害復旧事業と。3月の議会のときには9,392万2,000円だったんですが、今回は少し減っています。ほんのわずか5,000円かそのくらいなんですけれどね。

それと、そのずっと下へ行って、今度は上水道の施設災害復旧事業も当年度、最初に議決

したときと数字的にちょっと、述べませんが、違っている。

その下の下水道施設も若干ですけれどね、違っているんですけども。

あとは報告第5号も、いろいろと縷々、説明を受けて、進行状況というのは大まかにはつかめたんですが、翌年度繰越額が少し違っているんですけど、このへんをどのように見ればいいのか。

ほかは全部同じなんですよね。3月と。議決したのと。ちょっと説明していただけますか。
議長（遠藤正寿君） それでは、まず、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 繰越明許の11款の災害復旧費のなかの、農業用施設災害復旧事業、これが3月の補正時のときが9,392万2,000円ということで、議決の方をお願いしたわけでございますけれど、今回9,391万7,000円ということで、5,000円減っているわけでございます。

これにつきましては、3月の補正時には入札前のものもございまして、額が確定してなかったものもございまして。その差額が生じたものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） ただいま観光経済部長がご説明申し上げましたけれども、3月の補正予算の時点ですと、予定、要するに予算額で繰越をいたします。それでご承認をいただきます。直近の定例会で報告をなさいと自治法で決められておりますので、大体その事業が確定をすると言いますか、清算はまたこれから減額したり増額したりするケースもございまして、概ね入札に付せる予算計上額、これをご報告申し上げているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件の報告について、受理することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって本5件は受理されました。

ここで、休憩をいたします。再開を10時45分といたします。休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第61号～議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第 11、議案第 61 号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）から、日程第 13、議案第 63 号 専決処分の報告及びその承認について（静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部変更）までの、3 議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 61 号から議案第 63 号までの 3 議案の提案理由を申し上げます。

いずれの議案も 4 月 1 日から施行されるもので、議会を開催する時間もなく、専決処分をいたしました。

それぞれの議案の細部につきましては総務部長に説明をさせます。ご審議の上ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは議案第 61 号の詳細説明を申し上げます。

専決処分書につきましては、8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページでございます。地方税法が 3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行されましたことによりまして、専決処分をしたのであります。

今回の改正は持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、一つ目は定率減税の縮減、二つ目は所得譲与税の増額等の地方税法の一部が改正されました。それに伴う条例改正でございます。

主なものにつきましては、今、小さいもの、大きいもの合わせますと、ありますけれど、主なもの 3 点を説明をいたします。

まず一番初めに、平成 18 年度分以後の個人住民税につきまして、年齢 65 歳以上、いわゆる老年者控除と称する控除でございますが、これが前年の合計所得金額が 125 万円以下の方に対する非課税措置が廃止ということになります。但し、激変緩和ということで、平成 18 年度につきましては税額の 3 分の 2、それから平成 19 年度について税額の 3 分の 1 と、段階的に減額ということで、平成 20 年からすべてを廃止と、こういうような段階的な措置でございます。

次に、フリーターなどの短期就労者が増加していることから、給与支払報告書の提出範囲を、現行ですとその年の 1 月 1 日時点ということでございますが、この時点の就労者に加えまして、前年度の退職者についても対象とするということでございます。

それからもう一つは、長期被災住宅の特例ということでございます。これは三原山、要するに伊豆大島を想定した制度でございます。住宅宅地の課税特例でございます。従来は、避

難が解除されて住宅の再建に着手するということが想定されておりました。しかし、伊豆大島であるとか、こういう近年長期にわたるケースが多いことから、震災等の発生から避難指示の解除後に3年分に至るまでの適用ということといたしました。これにつきましては、今までの規定でいきますと、2年間を過ぎますと、住宅用地の特例がなくなって、普通の課税ということになるということで、それが避難の解除後に3年間、かなり長い期間の適用措置ということで、改正でございます。

続きまして、議案62号、63号につきましては、一括で詳細の説明をさせていただきます。

まず、13ページ、それから15ページ、それぞれの専決処分の案がございます。この専決処分につきましては、金谷町が平成17年5月5日に島田市と合併いたしましたので、まず両方の表から金谷町を削除したということでございます。これは金谷町が消えましても島田市の中に含まれますので、表から削除してかまわないということでございます。

また、別表第2の一部事務組合は、戸田村が平成17年4月1日に沼津市に合併いたしましたので、伊豆市戸田村衛生組合に名称変更するものであります。

同じように63号の浅羽町は平成17年4月1日に袋井市と合併いたしましたので、袋井市・森町・浅羽町広域行政組合が袋井市・森町行政組合に改めるものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。

まず、8ページの税条例の一部改正するということでお聞きします。これは個人住民税が変更になったということで、高齢者の125万円以下の所得があった部分を、今までは無税扱いだったのが、今後はこれにも税金がかかるかと理解してよろしいかというのが一つ、それから、もしそうなら、対象者はどのくらい出るのか、それと、平均すると各人どのくらい増税になるのかということをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではお答えいたします。

65歳以上の課税の優遇措置が一応、法律によってなくなるということでございます。ただ、いっぺんになくすということは、非常に激変措置ということでございますので、向こう3年間でこれを実行すると。ですから、平成18年度については、3分の2程度と。で、次の19年度は3分の1程度と。で、本格的にゼロになるというのが平成20年度からということでございます。

この対象人員については現在把握しておりませんので、後ほど、お知らせをいたします。

それから、平均的に、約266万円の年金収入があった方を想定いたしますと、所得税の方で高齢者控除が、これは平成17年分ですから、一応、平成18年の頭からこの制度が適用になりまして、所得税については、こういう激減の緩和措置というのはございません。ですの

で、平成 18 年の頭からこれが廃止ということになりまして、それと、住民税の 3 分の 2 を適用いたしますと、税額にして約 10 万円程度の増税ということになります。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、木村議員。

26 番（木村建一君） 地方税法が変わりましたから、当然それに、ある面では地方自治体は従わざるを得ない。そういう状況は十分わかった上で質問します。

当然、いろんな文書通達等で今回のこういう 65 歳以上の方からもお金をいただきますよと。今言われた所得の加減についても取りますよということが、今提案理由で説明されていたけれども、国の方からの説明ですと、この地方税法の改正、この件について言うならば、持続的な経済をやらなくちゃならないんだということのみの理由で、通達かどうかいろいろあるんでしょうけれども、下りてきたのか、お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 法律の主旨としては、詳しくは承知はしてございませんが、相対的に、まず定率減税を段階的に縮小するということと、あとは、65 歳以上の方々についても、国税についてはそのまま 18 年度の頭からということと、地方税については 3 年間の激減の緩和措置を設けるということのみを、承知してございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

木村議員。

26 番（木村建一君） 議案第 61 号伊豆市の税条例の一部改正について、反対討論を行います。

今、質疑の中で、当然明らかにしなくちゃならなかったことを前提条件に聞いたんですが、地方自治体でできること、できないことがあるんですけども、私はこの討論をやるにあたって、やっぱり今の国の税制のあり方が問題あるということもお話ししながら、市当局も認識していただきたいという立場でお話したいと思えます。

詳細説明で言ったように、65 歳以上への増税の問題が、この専決処分のなかに入っておりますけれども、今までは公的年金収入のみの場合、収入額にすると 245 万円以下の人からも、今回は税金をいただくということなんですね。今まではどうだったかと。税金を納める力がないとか、また極めて薄いと、困難だという住民に対してはその税の負担を求めることは租税政策上適当でないということから、これまで非課税だったんです。

それを今度は現役世代との税負担の公平を確保するというのが政府の一つの今回の方針の中にあるんですけども、私は生活費には税をかけないというのが基本ですから、非課税措置を廃止するという今回の専決処分の税条例について、反対をいたします。

じゃあ、みんなから税金を取っていくのが本当に平等なのかというと、今回の今の国の考え方はそうじゃない。例えば、財務省が法人企業統計調査というのを出していますけれど、

1997年から2003年度を比較すると、全体ですけれどね、例えばですが、従業員給与ってというのが、マイナス4.5兆円減っています。お金持ちとか高額所得者はどうなのかと。役員報酬とか言われていますけれども、それはプラス2兆円なんです。だから、お金持ちからはそのままやっておくけれども、所得の低いところから取りますよというふうな税のあり方が本当に公平なのかどうかということで、今回、伊豆市の方がこれに該当する方がどのくらいか、また今現在少し困難でしょうけれど、その成果実態を見ながら、市政運営をお願いするということを最後に述べまして、反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） ほかに、討論はございますか。討論なしと認めます。

これより議案第61号から議案第63号の3議案を一括して採決いたします。

原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数。よって、議案第61号から議案第63号の3議案は原案のとおり承認することに決しました。

議案第64号～議案第67号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第14、議案第64号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてから、日程第17、議案第67号 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第64号から議案第67号までの4議案の提案理由を申し上げます。

それぞれ第1回の補正でありまして、内容は債務負担行為、消費税賦課に伴うもの、ふるさと広場事業特別会計においては源泉施設の改良を緊急に行うものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当部長に説明をさせます。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第64号については、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） ご説明申し上げます。

本工事は、白岩浄化センターの汚水処理機能に必要な水処理施設及び電気設備工事を施工するもので、当施設の機能を十分に発揮させるとともに、施設を効率的に稼働するよう、プラントシステムを建設し、さらには電気設備工事との調整を図る必要がございます。

水処理施設につきましては、機械の設計製作から据付、試験調整まで工程を検討した結果、工期は約14ヶ月、電気設備につきましては約13ヶ月が必要であるとの結論に至りました。

また、機器類が相互に関連し、構成が複雑であることと、一体設備であるため、工事を分

割することは不合理であり、機器の据付、試験調整に大きな支障が生じてまいります。これらのことから、期間を平成 17 年度、18 年度の 2 カ年、限度額 1 億 4,900 万円を債務負担行為とするものでございます。

なお、施工にあたりましては、専門知識・技術が要求されますことから、日本下水道事業団に委託となりますことを申し添えまして、説明を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第 65 号・66 号・67 号については、企業部長。

企業部長（渡辺玉次君） それでは、65 号・66 号・67 号の補正予算につきまして、細部説明をさせていただきます。

当初予算におきまして、皆様方には合併に伴う消費税の免除と、納税義務の免除ということでご報告をさせていただいたわけですが、その後の経過としまして、3 月に税務署の職員がまいりまして、そのうちの 2 箇所、木太刀荘・ふじみ荘の税金免除につきまして、消費税法第 12 条の 2 にございます基準期間がない法人の納税義務の免除の特例に該当しないという報告を受けました。

内容を聞きますと、いわゆる適用上限 1,000 万円というものがございまして、地方公営企業法の適用の特別会計におきまして、適用上限 1,000 万円以上の事業所については、免除の対象としないという税務署当局の統一見解が出たということで、今回ふじみ荘並びに木太刀荘の会計につきまして消費税分を補正させていただくというものでございます。なお、公営企業会計の予算につきましては、消費税を含めた金額にて作成しております。

決算については、皆様方、これから決算の認定というようなことになってくるわけですが、税抜きにて表示をしております。この辺をお間違えいただかないようお願いしまして、いわゆる今回、ふじみ荘につきましては 290 万円、それから木太刀荘につきましては 441 万円の消費税分を営業外費用に計上させていただきました。

それに伴いまして、ふじみ荘の当期の純利益を 10 万円、それから木太刀荘については 302 万円というようなことで補正予算を組ませていただきました。

もう 1 点、議案第 67 号のふるさと広場の特別会計の補正予算について、ご説明をさせていただきます。

これは、市有温泉の上船原横金の湯でございます。この横金の湯というのは、ふるさと広場の方へ温泉を送っている源泉でございますが、この源泉に改修が必要ということになりました。と言うのは、まず温泉の温度でございますが、当初の許可量でございますが、毎分 81.4 リットル、温度は 41.7 度という状況でございます。現在の状況は、温泉温度が 30 度、温泉の湧出量が毎分 23 リットルでございます。それぞれ減少・減温という状況になりました。

その結果として、湯量の減少の原因はポンプのストレーナ部にスケールや砂が詰まり、目詰まりが起きているのかなという原因、それからポンプランナー、ポンプランナーというのは水中ポンプで揚湯しているわけですが、その歯車部分が磨耗して、揚湯能力が落ちている、こういったようなことが考えられます。

そのため、現状としては調査から始まりまして、その後坑内の洗浄、坑内の修繕、ポンプ修繕も合わせますが、それから揚湯試験と、こういうような工事内容になるかと思えます。それらのもともとあるポンプを修繕して、さらに設置するというようなことで、今回、概算でございますが1,300万円の予算を計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで、議案第65号・66号・67号の説明を終わります。

議案第68号～議案第75号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第18、議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてから、日程第25、議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの8議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第68号から議案第75号までの8議案の提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、いずれも伊豆市の条例を一部改正するものであります。

それぞれの議案の細部につきましては、担当部長より説明をさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

議案第68号から71号まで、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、まず議案第68号につきまして、詳細説明を行います。

31ページでございます。この条例は、市の公の施設の指定管理者の指定の手続に関して、市の統一した基準を定めた基本条例であります。指定管理者の候補者を募集する手続きは一般的には、公募による方法と、公募によらない方法の二通りがございますので、今回、この二通りの方法について明確な規定を設けるとともに、これに伴うその他の所要の改正をしようとするものであります。

まず1点目、指定管理者の候補者を募集するにあたっては、原則一般公募の方法によることといたしますが、市の施設の性格、規模、機能、設置経歴等において、多種多様となっております。これらの諸事情を考慮した場合、必ずしも一般公募の方法によらずに地域の公共的団体等の活力を活用することでそれぞれの施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができる施設が考えられます。このような施設の指定管理者の候補者を選定するにあたっては、例外的に一般公募の方法によらずに各種公共団体を候補者として選定するものであります。

2点目でございます。一般公募の方法によらない選定が考えられる施設は、現在、改正前の地方自治法の規定により各種の地域の各種公共的団体が管理運営を受託して管理している

施設が考えられます。

3点目、指定管理者制度の導入にあたりましては、今後市民サービスの向上や経費削減等、各施設の管理のあり方についての検証を継続的に行い、各施設ごとに検討してまいります。

続きまして、第69号でございます。37ページになります。伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての補足説明でございます。この条例の一部改正は消防団員の障害補償等にかかる障害の等級のうち、手指の障害等級の改定や、目の障害等級の改定及び用語の整理改定を行うものであります。

手指の障害等級の決定でございます。手指を失った障害の等級を10級から11級に1級引き下げると。それから、小指を失った障害の等級を13級から12級に引き上げる。複数の手指を失った障害の等級を決定する。小指の用を廃した障害の等級を14級から13級に引き上げる。

それから、目の障害の等級の決定でございます。正面視で複視を残すものが10級、それから、正面視以外で複視を残すものが13級に改定。

それから、用語を整理・改定ということでございます。

なお、障害補償にかかる障害の等級につきましては、地方公務員災害補償法の規定に準じて改正を行うものでございます。

続きまして、議案第70号でございます。45ページになります。伊豆市の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正でございます。この条例の一部改正は、消防団員の士気高揚や定着促進の趣旨からも処遇改善策の一つとして、毎年改正が行われているものであります。

今回の改正は、消防団充実強化の観点からも中堅層の消防団員に絞って充実化して、重点化して、在職年数、それから階級区分ごとの改善が図られるものであります。消防団員退職報償金の支給額を分団長、副分団長、部長及び班長の階級で勤務年数10年以上、25年以上の方に対して2,000円引き上げるというものでございます。法律が改正されたことに伴い、遡及適用されるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行されますけれど、経過措置として17年4月1日以降に退団した団員にもこの表が適用されることとなっております。

以上でございます。

それから、続きまして、第71号伊豆市税条例の一部改正、49ページになります。これは、静岡県立身体障害者保養所の北狩野荘の廃止に伴いまして、伊豆市の税条例の中にその名称が組み込まれておりました。ここを削除するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、議案第72号については、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 議案第72号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成 11 年度の一般被保険者と退職被保険者の医療給付費が 17 億 1,900 万円に対しまして、平成 16 年度には 22 億 9,700 万円と、5 億 7,800 万円増加しておりまして、133%の伸び率であります。

医療給付費は介護納付費が年々増加したのに対し、国民健康保険税の税率は平成 12 年度から平成 15 年度までの増額の税率改正は行われてきませんでした。したがって、これに対応すべく、保険税率を改正するものであります。

資料につきましては 52 ページの新旧対照表にて説明をいたします。まず、第 3 条の所得割額でございますけれども、100 分の 0.5 を追加しまして、100 分の 5.6 に。第 4 条の資産割額、これは 100 分の 5 を追加しまして 100 分の 35 に。第 5 条の均等割額は 1,800 円追加しまして、2 万 4,000 円に。第 6 条の平等割額は 1,200 円追加いたしまして、2 万 4,000 円に、それぞれ追加改正をするものでございます。次に、第 7 条ですが、介護納付金の所得割額は 100 分の 0.21 追加しまして 100 分の 1.00 に。第 8 条の均等割額は、200 円追加しまして 1 万 1,000 円に、それぞれ増額改正するものでございます。

続いて減額関係でございますが、まず第 14 条の 1 号のアからイは、7 割軽減世帯でございます。これは 33 万円以下の所得世帯を対象にしたもので、それぞれ軽減いたしまして、対象世帯は 2,178 世帯を予定しているところでございます。次に 2 号のアからイでございますけれども、これは 5 割軽減世帯で、82 万円以下の所得を対象にしたもので、それぞれ軽減いたしまして 329 世帯を予定しているところでございます。最後に、3 号のアからイは 2 割軽減世帯で、728 世帯の申請世帯を対象といたしまして、それぞれ軽減額を増額するものであります。

以上のように、それぞれ税率の増額と、軽減額の増額について改正するわけでございますけれども、これを実施しない場合には、約 8,000 万円の赤字となることが予想されるわけでございます。したがって、平成 16 年度の現年度調定額は 12 億 7,200 万円に対しまして、平成 17 年度調定額を 13 億 9,000 万円に改正しますと、109.34%の伸び率となりまして 1 億 1,800 万円の増額を予定するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは、議案第 73 号につきましては後に回しまして、先に 74 号・75 号について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第 74 号 伊豆市文化財保護条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

議案の 58 ページになります。伊豆市文化財保護条例の一部改正は、文化財保護法が改正されたことに伴いまして、改正をするものです。

その内容は、市の条例で引用している条項の修正と、民俗文化財として新たに民俗技術を加えるよう改正するものです。民俗技術とは、地域におきまして伝承されてきた生活や生産に関する鉄や木材等を用いた用具・用品の製作技術を言います。このたびの文化財保護法の

改正の概要は、民俗技術のほかに文化的景観など、保護対象を拡大するとともに、登録制度の拡充を図っております。

以上、詳細説明を申し上げます。

続きまして、議案第 75 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。議案の 65 ページになります。伊豆市運動施設条例の一部改正は、中伊豆室内温水プールと天城温泉プールにおきまして、指定管理者制度を導入するための条文を追加し、また、両プールの利用の統一を図り、狩野ドームの利用につきまして、その一部を改正するものでございます。

法制条文ではわかりにくいいため、改正の主なものを参考資料である新旧対照表で申し上げます。69 ページから新旧対照表になりますが、71 ページをご覧ください。71 ページは、左側が新しい条文、右側が古い条文となっております。左右に分かれております。11 条から 15 条までが指定管理者制度を導入するための条文です。

ここでは、教育委員会は中伊豆室内温水プールと天城温泉プールにつきまして指定管理者を指定し、75 ページ左側ですが、別表 5 というものがございまして、そこに今、業務の範囲というものがございます。別表 5 にあるように、施設の貸し出しやプールの維持管理等の業務を行わせるとしております。指定管理者はあらかじめ定められた範囲の中で市長の承認を受けて利用料金を定め、利用者は指定管理者に料金を支払い、その料金は指定管理者の収入となることとしております。また、指定管理者は市長が定める基準に該当するときは、料金の減免や還付ができ、また、毎年度の終了後に事業報告書を提出をしなければなりません。中伊豆温水プールと天城温泉プールにつきまして、来年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入いたします。このため、12 月に議会へ上程できるよう、教育委員会ではこれからその準備に入ります。

戻っていただきまして、73 ページです。狩野ドームの照明料 1 時間につき 1,000 円をいただいておりますが、1,000 円を廃し、多目的室の使用料がありませんでしたので、午前・午後・夜間とも各 500 円を設定をいたします。ここの施行は本年の 9 月 1 日としてございます。

74 ページでございます。まず、狩野プールと、指定管理者制度を導入するプールとに表を分けました。以前はいっしょだったわけですが、二つに分けてございます。さらにこの表を、子供の表記を、児童生徒という言葉に統一をいたしました。児童生徒はですね、ここにありますように、幼児、3 歳以上ですが、幼児、それから児童、小学生ですね、それから中学校、それから高等学校の生徒を指しますので、このため、旧湯ヶ島町の高校生は子供料金ではなくて大人料金だったんですが、従来の子供の料金で利用できるようになります。

76 ページですが、天城温泉プールの 30 人以上の団体割引、これが 3 割でしたけれども、これを廃止をいたします。回数券の 20 回券で 3 割引きということにいたしました。

また、中伊豆温水プールの利用料金で、町外者は料金を 2 倍いただくということになって

ございましたが、かなり町外者の方も入ってございまして、その運用と申しますか、区別が難しいということで、町外者2倍は廃止をして、同じように市民として扱いますということになります。天城温泉プールに揃えたということになります。

以上で、詳細となったかどうかわかりませんが、説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） それでは、先ほどは失礼しました。議案第73号につきましては、徴収料ということで、総務部長の方から説明を求めます。

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第73号の詳細説明を申し上げます。

55ページ・56ページをお開きください。本一部改正につきましては、条文の改正ではなく、別表の中の第33の項の中でございます。56ページの新旧対照表を見ただきますと、手数料を徴収する事務の中に、従来は屋外広告物の許可第1種、はり札又は立看板ですね、その他これらに類するものということで、これがあったわけですが、今回、新しくここを廃止したということでございます。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 以上で説明を終わります。

議案第76号～議案第77号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第26、議案第76号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと、日程第27、議案第77号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第76号及び議案第77号の提案理由を申し上げます。

新浜松市誕生に伴うそれぞれの団体の規約を改正するものあります。

それぞれの議案の細部につきましては、総務部長より説明をさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関しまして補足説明がございますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第76号並びに議案第77号の詳細説明を申し上げます。

77ページが第76号、78ページが77号でございます。この規約につきましては、毎年のように変更がなされておりまして、今回の変更は先ほどの提案理由のとおり、加盟、加入団体の市町村合併に伴う組合数の変更が改正内容でございます。平成17年7月1日に周智郡春野町ほかの町村が浜松市に合併されます。それに伴い規約を変更するものでございます。

議案第76号の市町村職員退職手当組合ですが、議員定数及び選挙の方法を、従来の定数

19人で理事及び各市長の職にある者をもって充てるというのを、定数を市の長、市のおさです、7人、町の長、町のおさ、9人、それから、町のおさにおいては、町村会からの推薦書をもって充てるという具合に変えるものであります。また、別表1と別表2は、加盟している町村と一部事務組合の合併により、表から削るものであります。

議案第77号の市町村非常勤職員公務災害補償組合についても、ほぼ同じ改正内容です。定数を、市長7人、町長9人、それに組合を組織する町の議長2人を加えて18人にするものです。別表1の市町村の項中、別表2の一部事務組合の項中も、合併による表の改正でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で説明を終わります。

議案第78号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第28、議案第78号 市有財産の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第78号の提案理由を申し上げます。

伊豆市佐野字奥野の市有財産を大阪市内の株式会社住光との間で売買契約を締結するものであります。

議案の細部につきましては、総務部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明の補足説明を許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第78号の補足説明を行います。

80ページと81ページになります。本件土地は、旧天城湯ヶ島町時代の平成9年から15年に土地所有者個人から、それぞれ寄付を受けた土地でございます。佐野のトーアビレッジ内における11区画の土地の売り払いでございます。当該分譲地につきましては、昭和46年度、東亜興産株式会社が開発分譲した約1,900区画の分譲地でございます。子会社でありますトーア管理のセンターが、地区内道路それから排水路、水道施設等の広域施設の管理をしておりますけれども、バブルの崩壊とともに管理不能となりました。

そこで地権者で組織された自治管理組合から管理センターを通じまして、ノシアグループであります全国自治管理組合連合会に再整備の要請がありまして、同会社は休眠分譲地の再生事業として着手することになったわけでございます。

当該土地に対しましても、市も一所有者として1区画11万円の入会金及び維持管理のための年間費を支払っていただいて、市も再編整備にご協力願いたいとの意向でございました。市といたしましても、山間地の急傾斜地にあり、代替地として利用不可能な土地であること、公売にかけるには土地境界の確定や地籍更正・登記などに相当な費用を要し、もし落札者がいなければ大きな赤字を発生させますし、保有目的も明確でないことから、財政的に負担になるばかりでなく市の姿勢も問われる保有状況と言えます。

このようなことから、入会金や維持管理費を払い続けるよりも、当該土地を処分すべきと内部では判断いたしまして、同グループ内の土地の取引会社である、株式会社住光と交渉した結果、1区画5万円、合計55万円で市有財産の売買の契約を取り交わしたく、議会に上程することといたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で説明を終わります。

議案第79号～議案第80号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第29、議案第79号 市道路線の変更についてと、日程第30、議案第80号 市道路線の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第79号及び議案第80号の提案理由を申し上げます。議案第79号で市道32190号線を変更し、80号で狩野橋を結ぶ市道33553号線を認定するものであります。

それぞれの議案の細部につきましては、土木部長に説明をさせます。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出があります。

土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは議案第79号及び第80号の提案理由の補足説明をさせていただきます。

82ページをご覧いただきたいと思います。まず、市道路線の変更でございますが、本案は天城北道路建設に伴う大平インターチェンジ、仮称でございます、へのアクセス道路建設が実施段階に入ったことを受けまして、インター周辺の市道路線を整理し、変更するものであります。国道136号線へのアクセスは県において整備をいたしますけれども、狩野川右岸側県道までの取り付けを市で整備いたします。この市が施工する路線を市道32190号線とし、起点を大平インターチェンジに接続させ、終点を県道修善寺天城湯ヶ島線に接道させるもの

であります。また、これに伴いまして、従来の 32190 号線を市道 32182 号線に接続をさせるため、この路線の終点を変更するものであります。

次に、議案第 80 号の市道路線の認定でございますが、本案は県道修善寺天城湯ヶ島線改修事業の完成に伴い、これは過日竣工いたしました鮎見橋を含む路線のことでございます。この事業の完成に伴い、市道へ移管される県道敷部分、起点が柏久保字下船戸 544 - 11 でございます。終点が加殿字山崎 136 - 2 までの延長 705 メーターにつきまして、あらかじめ市道として認定するものであります。市道の告示後、県において廃止の決定を行ってから市の管理になります。その期間およそ 1 ヶ月程度だと思われませんが、この間につきましては県及び市の重複認定になります。この間の実管理者につきましては、従前の管理者である県が行います。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で説明を終わります。

議案第 81 号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第 31、議案第 81 号 姉妹都市提携についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 81 号の提案理由を申し上げます。

合併前の旧町時代に姉妹都市を結んでいた国内外の都市と友好関係を結び、お互いの市町間の文化の交流を図るとともに、国内及び国際親善を深めようというものであります。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第 81 号の補足説明を申し上げます。

86 ページになります。本案は、合併前の修善寺町、土肥町、中伊豆町でそれぞれ提携していたカナダのネルソン市とホープ市、国内の長野県の波田町との姉妹都市を、新たに伊豆市の姉妹都市として締結するものであります。その間の経過につきまして、若干申し上げます。

まず、カナダのネルソン市でございます。これは姉妹都市の協定として、昭和 62 年 5 月 1 日、旧修善寺町との協定でございます。ネルソン市の交流協会では、名称をネルソン・修善寺友好協会からネルソン・伊豆市友好協会と変更して、会長であるブルース・ウォルグレン氏によりこれからも伊豆市との交流協会を楽しみにしておりますとの挨拶文が届いているこ

とから、伊豆市として、姉妹都市提携をし直す方向で進めてまいりました。今回の議案になったわけでございます。

続きまして、カナダのホープ市でございます。これは平成7年8月14日、旧中伊豆町との協定でございます。意向調査の結果、ホープ市姉妹都市協会の代表であるロン・スミス氏よりホープ市の定例議会において姉妹都市提携を中伊豆町から伊豆市へ変更したこと、及びホープ市姉妹都市協会の会合において、将来にわたって伊豆市と交流が続くことを確認したという挨拶状が届いていることから、伊豆市として姉妹都市提携をし直す方向で進めてまいりました。今回の議案となりました。

続きまして、長野県の波田町、これは国内でございます。平成3年2月25日に旧土肥町との協定でございます。意向調査の結果、伊豆市と姉妹都市提携すると回答をいただいていることから、伊豆市として姉妹都市提携をし直す方向で進めてまいりました。今回の議案となったわけでございます。

なお、岐阜県の岩村町、これとですね、長野県の南箕輪村これらについても進めてきたわけでございますけれども、岐阜県の岩村町の方については、6月28日、一応まだ話し合いの継続ということで、まだ先方さんの態度が明確ではないと。

それから南箕輪村につきましては、はっきりと伊豆市と姉妹都市提携はしないという回答がございます。

このような形で、現在三つということでございます。

なお、旧天城湯ヶ島町が平塚市の市民休養の郷を神奈川県平塚市と調印をしておりますけれど、姉妹都市とは別扱いということで、これは企業部レベルでの交流ということで、現在進めておるところでございます。

それから、グアム島との姉妹岬提携につきましては、昨年5月10日に、伊豆市観光協会において観光協会レベルで再調印を行いましたことを合わせてご報告申し上げまして、詳細説明といたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第81号に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議において行います。

念のため申し上げます。議案に対する質疑通告期限は、13日の正午となっております。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

ここで、酒井議員より、森林・林業・林産業活性化促進議員連盟についての報告の申し出がございましたので、これ許します。

酒井議員。

16番（酒井勲一君） ただいまはご苦勞様でございました。

前回の全員協議会で私が伊豆市森林・林業活性化議員連盟を任意で立ち上げたいというこ

とを申し上げました。私が皆さんにご希望を聞きましたところ、26名中24名の方のご賛同を得ました。

そこで、一応、総会、設立総会を開きましたが、そのときに、私が言い出しっぺだから、会長をやれということをお願いしたので、私が会長をやらせていただきます。そして、副会長を土肥の関さんをお願いしました。

そしてお金が3,000円という年会費だったものですから、古見議員をお願いいたしましたのでご了承ください。

以後、これから県の方にも報告し、正式な会にしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月13日、午前9時30分より再開し、一般質問を行います。この席より通告いたします。

本日は本当にご苦労さまでございました。

これで終わります。

散会 午前11時53分

平成17年第2回（6月）伊豆市議会定例会

（第2号 6月13日）

平成17年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成17年6月13日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員(1名)

5番 森嶋正太君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島兼長 支所務長課長	鍵山光男君

中伊豆支所長	佐藤 央一 君	総務部長	堀江 正身 君
市民環境部長	福室 恵治 君	健康福祉部長	内田 政廣 君
観光経済部長	鈴木 直道 君	建設課長	井邑 政彦 君
上下水道部長	水口 信夫 君	企業部長	渡邊 玉次 君
教育委員会 事務局長	山本 準次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
主 査	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

本日、5番、森嶋議員より欠席の届けが出ております。しばらくの間欠席したいということですので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成17年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき一般質問に入ります。なお、質問に入る前に災害対策特別委員会委員長 飯田宣夫議員、副委員長 飯田正志議員より、森議員に対して質問の撤回を求める要望書が出ておりますので、これを受け付けました。内容を説明いたします。

6月9日の定例会初日に配布された一般質問の中、森良雄議員が提出している質問のうち、当委員会に関する質問内容は遺憾であります。3月25日に行われた災害特別委員会にかかわる件は、委員長の間接報告第2回のおりであります。森議員のこの質問は、私ども本意でも意図するものでもなく心外であります。これは、市当局をいたずらに非難したり、安易に当委員会の活動を軽視した質問であり、議員としてのモラルにも疑問を持たざるを得ません。よって、この質問の撤回を求めるものであります。以上、よろしく願いいたします。

それでは質問を始める前に、質問の順位は議長への通告順位といたします。1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は、一問一答としたいと思います。また、質問時間は先に申し合わせたとおり質疑のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問については自席で起立をしてお願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

森 良 雄 君

議長（遠藤正寿君） 最初に10番、森良雄君。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。議長の朗読にありました、災害対策特別委員会に当局側の出席がなかったという議長の朗読がありましたので、私も一言、申し述べたいと思います。私は、この災害特別委員会は議会が認めた委員会であり、当局側から責任ある方

が出るのが当然のことと理解しておる次第です。

それでは質問に入らせていただきます。

議会に対する考え方、答弁を求める方は市長です。災害対策特別委員会、3月25日に開催された災害対策特別委員会に肝心の土木部からの出席者がありませんでした。災害復旧という重大事に土木部の出席がないということは、議会軽視ではないか。市長の見解をお伺いしたい。

議会に対する市長の提案。市長は議会議長宛に一般質問の時間短縮、質問回数等について要望を出しているが、議員の質問は市民の声です。十分な時間、質問回数を取り、市民の声に答える考えはありませんか。お考えをお聞きしたい。

災害復旧について。答弁を求める方は市長。今年の台風災害では市民及び被災者は復旧工事がどのように進められるのか未だに不安を持っている方もおります。遅々として進まない復旧工事に、対応の悪さに市民も呆れている。復旧状況はいかがですか。熊坂から修善寺ニュータウンに通じる市道11003号線の谷側の法面が崩壊した場所は大変危険な状況です。市民から危険な状況をお聞きしていませんか。市長はこの箇所をご覧になっていますか。5月20日現在、復旧工事には入っておりません。復旧工事の状況をお聞きしたい。

道路崩壊部分の夜間の安全対策はどのようにお考えですか。お聞きしたい。小規模な被災の復旧はいかがでしょう。お聞きしたい。

随意契約。答弁を求める方は市長。最近の新聞報道では国の発注した鋼鉄製の橋梁工事の入札における談合と高い落札率が話題になりました。この状況はますます問題化されているように見られます。談合が疑われる入札の予定価格に占める落札率は95%を超えているとのこと。自由競争がされた入札の落札率は60%前後に低下しているとも報じられています。自由競争が行われれば税金の無駄遣いが防げるといわれます。

地方自治法第234条第2項によれば、随意契約は政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる、とされています。地方自治法施行令第167条の2には、随意契約によることができる場合は次の各号に掲げる場合とする、とあります。

1には、別表第5に掲げる契約の種類・金額の範囲内において、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとする時とあります。伊豆市契約事務規則第42条には、随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の額の契約とするとあり、工事の予定価格が130万円と定められています。伊豆市の随意契約も以上の法令規則に則って施行されていると思いますが確認したい。

随意契約を行うに当たり、相手業者の調査がなされるものと思いますが通常どのような調査がなされていますか。伊豆市との契約が初めての場合にはそれなりの慎重な調査がなされるものと思います。業者に対する調査項目、内容はどのようなものでしょうか。お聞きしたい。

修善寺総合会館改修工事の随意契約の相手業者についてお聞きします。業者名、所在地、資本金、従業員数を調査しましたか。調査内容についてお聞きしたい。資本金、従業員数を

お聞きしたい。

子供たちの安全。答弁を求める方、市長と教育長。子供たちの安全が心配されています。先の議会では学校の安全が論議されました。フェンスについては最優先して今年度に行いたいとお考えがありました。その後の進展状況はいかがでしょうか。経過状況をお聞きしたい。最近のニュースでは子供が水路に落ちる、悲しくも痛ましい報道がありました。直近のニュースではマンホールに落下したニュースもありました。子供の水の事故も心配されます。転落事故を未然に防ぐのも大人の責任です。遠藤橋から修善寺東保育園に至る狩野川沿いのガードレールは大人仕様で、子供がすり抜けてしまう幅の広いものです。ガードレールパイプフェンスを子供がすり抜けられないような細めの物に変えてはいかがでしょうか、お聞きしたい。

教育の効率化、ハイテク化。答弁を求める方、教育長。今、社会があらゆる場所でハイテク化が進んでいます。クラスによって生徒、児童の数が違います。教育効果の差異が、生徒数の違いにより発生する可能性がありますか。多人数のクラスではパソコン学習時にパソコンの台数不足のため、児童が順番待ちで待機しているという話を聞いております。学習時に待機しないですむようなパソコンの数を増やすことは考えられないでしょうか。パソコン教育には何人の児童数が適正とお考えでしょうか。お考えをお聞きしたい。

多人数クラスは教師の負担も大変だと思います。また、より教育効果を高め、人数差による教育に差が出ないような支援が必要ではないでしょうか。

パワーポイントのような教育支援の機器の導入は考えられないでしょうか。マグネットの使えない黒板を使用しているクラスもあるようです。教育設備の更新も必要と考えられます。設備更新についてお考えをお聞きしたい。

発言取消し動議

15番（飯田宣夫君） 議長。15番、飯田。動議を提出させていただきます。

議長（遠藤正寿君） 緊急動議でしょうか。どのような内容ですか。

15番（飯田宣夫君） ただいまの森議員の質問に対し、冒頭、私と飯田正志議員とで議長宛に提出しました要望書の内容のとおりでございますが、これは私たち委員会が3月25日に開催したその委員会の報告は、私が6月定例会初日に報告したとおりでございます。当初の目的を十分に達成できるという判断の基に行った委員会でありまして、全ての査定に載っております土木部関係の道路、河川、もろもろの契約状況、工期日程の一覧表は全ていただいております、そういったものの判断の上に委員会を開催し、皆様の出席のもと行いました。

これにつきまして、私は別に市当局の肩を持つわけでも何でもございませんが、やはり一つの委員会の中で行っている、徹底されたことを、わざわざこういった形で質問するということには大変遺憾でもあるし、道理的な疑問を抱くものであります。そういった意味でこの発言を撤回、取り消ししていただく動議を提出したいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいま、15番、飯田議員より動議が提出されましたが、会議規則により2名以上の賛成者ということになっております。ただいまの飯田議員の動議に対して賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数でありますので、ただいまの動議については成立いたしました。

ただいまの動議に対しましては、議長に発言取消しということですので、議運の開催を要請いたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時07分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。ただいまの議会運営委員会の開催について、議運の委員長さんの方から報告をお願いいたします。

議会運営委員長（堀江昭二君） ただいま、動議が出されて検討をいたしました結果です。今、森議員の方から質問がありましたことについては、災害対策委員会で事前に冒頭、土木部の出席ができないという旨の説明がありまして、皆さん了解をした中でのことでありましたので、これは委員会の問題、それから議会の問題で、当局に対する質問ではないということであります。議長に厳重に注意をしていただくということで、議運は終わっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいま、議運の委員長の方から議長において厳重に注意してくれと。この内容が、今回の場合は私も一般質問を受け付けておりますし、当然議員さんは自分の議員の権限として十分聞く権利があるかと思ひます。

しかしながら、今回の特別委員会の行政側の出席がないままというのは、委員会開催時に十分、森議員さんも出席の中で、委員長が報告して了解を求めた開催でありまして、十分納得していただきたいということで、厳重に注意をするということですが、次回からは一般質問に際しましては、行政側に対する質問に対しましては、十分、皆さんの権限でありますので受け付けますが、議会側また今回の質問にありまして議会運営委員会等の議会のことに関しましては、極力その都度、提出者から話を聞きながら、議会側の質問に対しては受け付けないというような形でやっていきたいと思ひます。

今後私も十分、受け付けた後に、災害特別委員会の開催の議事録、また、報告を受けましたので、執行部側が要請しても来なかったかなとそういう思ひもありましたので受け付けま

したが、内容を聞いた後、災害対策特別委員長の報告がございましたので、少しここで行き違いがあったかなと思いますので、今後、次の定例会からの一般質問は十分精査しながら受け付けるということでお願いいたします。

それでは、ただいまの森議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番目の議会に対する考え方、これは二つありまして、先ほど来、ご議論いただきました、災害対策特別委員会についてということですが、これにつきましては本定例会の初日の冒頭に飯田宣夫災害特別委員会委員長より報告がなされ、ただいまも議会運営委員長であります堀江委員長から報告があったとおりでありまして、従いまして議会軽視には当たらない、かように考えております。

次に議会に対する市長の提案についてであります。議会では十分な議論をしていくことは、まったく同感であります。しかし、時間を長く取れば十分な議論が出来るかと言えば、必ずしもそうではないように思います。要点を明確にして、本質について論議することが重要であり、重複した議論を避け、簡潔明瞭を旨とすべく提案させていただきました。

しかし、議会運営につきましては先ほど来、議長から発言がありましたように、決定権は議会側でございます。本件につきましては議長より回答をいただいておりますので、その回答に従って円滑な議会運営をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2点目の災害復旧についてお答えいたします。

災害復旧工事につきましては鋭意進めておりますが、復旧については生活関連及び農業関連を優先的に進めるようにしてまいりました。被災箇所も多く、台風が比較的遅い10月の来襲ということであったために、査定等に要する時間を考慮して、年度内完成が難しいと思われるものについては、補正と同時に一部の繰越しをお願いしたところであります。復旧工事は、全体としてはほぼ順調であると考えています。

さて、市道11003号線の復旧工事ですが、災害査定を終わり、国の工事承認が下りたのが本年2月中旬でございます。2月末の入札にはなんとか間に合わせましたが、事業費が大きく、年度内完成が見込めないため、繰越事業に含めました。公安委員会と協議をし、被災した既設ブロック積みの撤去と搬出を行った後、伐採、現場測量、丁張り等を終了し、順次作業を進めております。夜間の安全対策については、公安委員会との協議に基づき、赤色灯で工事箇所を囲み片側交互通行をしております。

続きまして、大きな3番目の随意契約についてお答えいたします。自由競争になれば、落札価格が予定価格の60%にもなるというお話は、やや一般的ではないのではないかと思います。特に価格だけが安ければ良しとすることには問題があるように思います。あまりにも低い価格で落札した場合、多くの粗悪工事あるいは手抜き工事を発生させ、耐用年数において、後年度そのメンテナンスに莫大な費用を費やすようなことにもなり、結果として税金の無駄

違いになるということにもなります。このようなことを避けるために、最低制限価格の設定や低入札価格調査制度の導入による悪質入札者の排除や公募型入札、技術提案型入札、プロポーザル方式、電子入札、あるいは郵便入札など、契約の方法についても十分検討し、一步一步進めて参りたい、このように思っております。

次に、随意契約の受注業者の調査についてお答えいたします。伊豆市契約事務規則第5条及び第40条におきまして、一般競争入札及び指名競争入札への参加資格について規定されております。随意契約については特に規定されている条項はありませんが、原則といたしまして一般競争入札及び指名競争入札の参加資格、つまり指名業者として登録されている業者から選定しております。

しかしながら、随意契約の性質上、あまりに硬直化した運用は随意契約の目的にそぐわないことから、例えば、ある会社の特許や特殊技術を採用したいという場合などは、登録しなくても選定できることになっております。そこで、議員が申される業者の調査ですが、定期の審査となりますと2年に1回、「一般競争、指名競争参加資格審査申請書」を提出していただき、一定の条件の下、格付けを行うとともに登録業者の名簿を作成いたします。

また、随時の調査としましては、県より送られる入札情報及び指名停止情報などの各種情報を参考として業者選定を行います。この資格審査は、建設業法第27条の23項に規定されている経営事項審査結果通知を代用しており、県との重複審査を避け、県の登録データを持って市の登録業者としておりますので、この登録を持って、ご質問の業者の調査をして問題はないと理解しております。

また、調査の内容ということですが、当該経営事項審査の内容となりますので、経営規模、経営状況、資格の種類及び技術者数、希望する業種、工事履歴、営業経歴、法人税の滞納の有無などがあります。

さて、修善寺総合会館改修工事調査設計業務の受託業者でございますが、ご質問の資本金は300万円。従業員数は2名でございます。ちなみに希望職種は建築関係設計コンサルタント業務。なお資格は、一級建築士。一級建築士事務所登録。一級施工管理技師を取得されております。

続きまして、大きな4点目の「子供たちの安全」についてお答えいたします。小学生や園児の通学・通園途中の危険箇所は、行政・地域・関係機関が連携し、地道に対処しているところであります。市内に設置している危険防止のためのガードレールやパイプフェンスも、これが絶対に危険を防止できるとは言いきれません。

ご指摘の箇所については、地区の要望に基づき設置したものでございます。なお、今後の改善の必要については、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に教育長。

教育長（室野純司君） それでは、子供たちの安全の前段の部分に対する私の考えについて

お答えいたします。

考えられなかった犯罪の出現で学校の安全神話というのは全国的に崩れまして、子供たちの安全確保施策が緊急課題となって、伊豆市でも随時試行している現状でございます。教育委員会では、17年度予算計上時に各学校、幼稚園の境界フェンスの設置状況を調査いたしまして、外部侵入者の排除を基本にフェンスや門扉の設置事業を優先し予算要求をしております。全校を一度にフェンスを回す事は、予算編成上たいへん無理がございます。本年度は大見小学校で給食センターの移転に伴い、旧給食センター敷地の周囲と裏門の門扉、修善寺東小学校、土肥南小学校のフェンスや門扉の設置工事を施工いたします。同時に各学校の既存のフェンスや門扉の修繕を施工すべく修繕費を確保いたしました。

今後さらに各学校の実態を踏まえ、随時設置修繕していく計画でございます。

続きまして、教育の効率化やハイテク化ということについてのご質問にお答えいたします。これにつきましては合併前から旧町で学校パソコンルームの機器整備を進めております。クラス単位で使用できる台数というのは当初から一応2人で1台、これを一応当面の目標としてまいります。

伊豆市合併によりまして、児童生徒に1台ということを目標に16年度から整備を進めております。昨年度天城地区2校、それから修善寺地区4校の小学校を除いて、一応設置は完了いたしました。本年度は天城地区を実施いたします。また18年度には既存の機器のリースが完了する、修善寺地区の4小学校を整備する計画でございます。

こうしますと情報学習機器は1人1台となりますので、当然学級の子供たちの規模によりまして先生方の目の届かなくなる部分が、幾分出てくるといような感じもいたしますけれども、学年別に学習計画を立て、到達度に合わせた授業を実施することが必要だと考えております。

議員の提案にありますように、内容によって情報学習授業にチームティーチングの共有や専門家の配置というの、今後も検討する必要があるように感じてはおります。

それから、続いての内容でございますけれども、現在、伊豆市では、合併時にいち早く学校間交流あるいは教育支援システムを導入しております。システムの中にはいろいろなソフトウェアライブラリーがあり、テレビ会議やメールの送受信、掲示板などを各学校内、あるいは伊豆市学校間で運用しております。また、ご質問のパワーポイントにつきましても各パソコンで使用できます。教室用のパソコンを1台、それから投影機プロジェクターも完備いたしました。

先生方も毎年田方の教育研究会などの研修も受けております。発表の場や研修報告にはパワーポイントを使用しているのが現状でございます。多分これは各学校、機器ではなくて多分ソフトのことだろうと思っておりますけれども、現在使用しているのが実態でございます。

それから一番最後のマグネットを使用できない黒板でございますけれども、確かに従来の主黒板、教壇のところに黒板でございますけれども、一部マグネットが使用できないも

のもございます。これにつきましては学校とも相談しながら、今後設備更新については検討してまいりたいとそんなふう考えております。

以上です。

10番(森 良雄君) 再質問。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) 議長の寛大なる措置、削除ということにはなっておりません。

再質問をさせていただきます。

私は読んでいただければわかりだと思んですが、議会に対する批判ではないです。市当局側が議会に参加する姿勢を聞いておるんです。委員会に当局側の職員が出なくていいのかどうなのか。たとえば、先般国会で大臣が委員会に出なかった方がいらっしゃいますね。あの方は、当初は出なくていいんだとおっしゃっていたようですが、最後はすいませんでしたと、これから気をつけますとおっしゃっているようですよ。たとえ特別委員会であろうと議会が議決した委員会なんです。当局側の責任ある地位の方が出ないでどうするんですか。

それで質問を続けます。3月25日午後、土木部長および土木部の各課長さんは何をしておったんですか。もう一つ、

議長(遠藤正寿君) 森議員。この3月25日の件は先の初日に十分、災害特別委員長の方から報告が出ておりますので十分承知しておられると思います。あなたも出席をして出られない理由も聞いているわけです。その了承をした中で進めているわけですので、是非ご了解願います。

10番(森 良雄君) 続けます。市長に対する質問です。5月12日の伊豆日日新聞に伊豆市営施設運営委員会の記事があります。市民の代表機関というのがあるんですね。伊豆市営施設運営委員会が市民の代表機関だというようなことを述べております。

議長(遠藤正寿君) 森議員。再々あなたの質問を止めますけれど、その施設委員会のことに関しては議題外ですから、できるだけ質問の主旨に沿った質問をお願いいたします。

10番(森 良雄君) 代表機関というのが議会の他にもあるのかどうなのか、議会が代表機関なのか論議がちょっと分かれるかもしれませんが、その辺をお聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) お答えいたします。伊豆市の最高決議機関は伊豆市議会です。しかしその下部組織としては各委員さんがいる中で指名する議会、あるいは市長が指名する議会、いろんな会議があると思います。伊豆市営施設検討委員会については、森議員からは事前に通告はありませんでしたけれども、これは去年の9月に鈴木庄一議員さん、あるいは12月に小森議員さんからの虹の郷あるいは国民宿舎についてのご質問があり、その場でそういう委員会を作って諮問をかけますよとお答えしている。それで、ご了解いただいたものとして進めております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） そもそも諮問機関というのは市長に対する諮問する機関だと思うんです。市民を代表する機関とはちょっとニュアンスが違うのではないかと。私は思います。その辺が例えば各委員会、この議会へ出てくる当局側の皆さん、これはやはり市長の考えを実行する方々なんですよ。そのへんを私はね、しっかり認識して議会にやはり出席するのは責任あるというふうに自覚していただきたい。

特にこれから伊豆市議会は本会議主体でなくて委員会が僕は主体になって活動していくのではないかと考えていますので、当局側の責任者が委員会に出ないというのは、私からすればもっての外だと思っています。

続いて、災害復旧についてお伺いします。まだまだ未着工の部分がたくさんあるんですよ。災害復旧の目途がつくのはいつごろなんですか。それが一つ。

二つ目は、市道 11003 号線の被災現場は、通常、ウマとっている木製のものが並べられておまして、それがトラロープですね、でもってつながれているという状況です。ウマを突き破れば谷に転落する恐れは十分にあります。この辺の危険性をどのように判断しているのか。夜間の赤色灯はつけられました。しかし、工期の、これは確か3月25日が工期であったと思いますが、5月連休前までは赤色灯はなかったのではないかと僕は理解しているんですが。赤色灯についてはいいですけど。この現状のバリケードについての安全はこれでもよろしいでしょうか、この辺をお聞きしたい。

次、三つ目。6月10日までにガードマンをここに配置した日数は何日ありますか。人工は何人でしょうか。

四つ目。ここの工期の終了はいつですか。

ちょっと話が変わりますが、小規模の農業被災はどのくらいありましたか。本年の稲作を放棄した水田はどのくらいあるかお聞きしたい。

次にちょっと話題を変えます。

6番目。市道 31335 号線は市民による復旧を考えているようですが、市民負担はどのくらいかかると考えていますか。市民にどこまでやらせるお考えですか。お聞きしたい。

7番目。小規模被災箇所への復旧はどの程度の被災で、市当局が実施するのでしょうか。程度をお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。今の質問でニュータウンのことでガードマン、工期のことはわかりますが、農業被災というのは何の関連性がございませうか。

10番（森 良雄君） ちょっと時間を止めてください。

議長（遠藤正寿君） 止めましょう。

10番（森 良雄君） 小規模な被災の復旧はいかがでしょうか、お聞きしたいと言っておるんですけど、どうでしょう。ガードマンは今日質問しますということは建設課には言っ

てあると思うんですが、

議長（遠藤正寿君） 稲作を放棄したね。そう言っていただければ。

10番（森 良雄君） 放棄したからできなかったんです。なければ、ないで結構なんです。

議長（遠藤正寿君） 工事が間に合わなくて放棄したということですか。

10番（森 良雄君） 当然工事が間に合わなかったこともあるかもしれないし、小規模なもので当初からそんなのできないよといったところもあるかもしれない。僕は確認しないかわかりませんが、そういうところはありませんかということです。

議長（遠藤正寿君） はい。災害復旧の件名に対して裾が広いものですから、あなたがこれをです。

10番（森 良雄君） 市長が答えられないなら答えられないで、後でもいいです。

議長（遠藤正寿君） 市長。お答え願います。

市長（大城伸彦君） はい。お答えします。

冒頭で議長から一問一答で願いますということですが、今7つか8ついただきましたので、私もそんなメモリーがないもので一問一答で願いたいと思います。

10番（森 良雄君） わかるところだけで結構です。

市長（大城伸彦君） まず、諮問委員の指名についてですが、森議員のおっしゃるように市民の代表を諮問委員に選ばせていただきました。

10番（森 良雄君） それはもう済みましたので結構です。災害復旧の方をお願いします。

市長（大城伸彦君） まだ大分疑問をお持ちのようですから。これから市営施設については色々お諮りして決めていきますという記事が出ていたと思います。あえて申し上げます。最後までよく読んでいただきたいと思います。かように思います。

次に災害対策ですが、あそこの11003号線の安全性、対策あるいはいつ完成するのか、ガードマンをどれだけ貼り付けたかと、個々にいうと4つか5つぐらいあったような気がします。本件につきましては、土木部長がちょっと体調不良で休んでおりますので建設課長からお答えさせます。そのあとに、農地についてのご質問がありましたので、それにつきましては観光経済部長から答えさせます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではまず土木関係で建設課長。

建設課長（井邑政彦君） 今日、土木部長が体調を崩しまして急遽、私に出るようという事で、建設課長の井邑ですけれども、わかる範囲で答弁させていただきます。

まず一番初めの工事の目途ですけれども、小規模、繰越をかけている工事がありますが、それ以外はすべて終了しております。繰り越しをかけている道路、河川につきましても、一般的、通常7月29日を工期をもっておりますけれども、大きい工事が2件あります。1件は中伊豆地区の火葬場の近くの柳瀬の現場、これにつきましては県の絡みがありまして、これが12月20日になっております。もう1件は修善寺地区の桂川のところの道路ですけれども、

これにつきましては、県河川の工事、その上に農業用水が走っておりまして、その上が建設課サイドの道路復旧ということで、下から順次やっていかないと仕事にならないということで、12月20日まで一応工期を持っております。ほかにつきましては、繰越をかけたものについては7月の末で終了する予定です。

2番目ですけれども、13003号線の安全施設関係なんですけれども、これにつきましては先ほども市長も答弁しておりますが、入札が3月の半ば過ぎということで、それからですね、工事に入っているわけなんですけれども、6月10日までのガードマン、これにつきましては5日間、日数的にですね、5月の23日、24日、25日、26日、28日の5日間。二人配置で10人っております。これにつきましては、既設のブロック積みの撤去とかですね、そういうものについて現道を車両規制をかけなければいけないということで、安全性をみましてガードマンを二人つけております。あとは工事の内容につきましては、今実際ようやく工事に入ったわけなんですけれども、通常ブロック積みですとすぐ掘削して積みあがっていくわけなんですけれど、ここにつきましては補強盛土工法といたしまして、テンサー、要するに前面にちょっとした壁をやりまして、それを横に引っぱるという工法で、これにつきましては段割りをしていかなければいけないということで、相当な測量等、その盛土についての影響が出てくるということで、相当な再チェックをしまして、ようやく今現場に入ろうとしております。この3号線についての工期ですけれども、これも7月29日までとなっております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 小規模の農地の災害でございますけれども、農地につきましては、田植えに間に合うように地域の人たちと話をしながら進めてきております。ただ一部先日繰越明許の報告をさせていただきましたけれども、まだ完了していないところもございます。それ以外の箇所につきましては、工事は終わっております。

ただ、災害に対象にならないような細かいものがまだあります。これにつきましては、とりあえず今年度、用水関係などは当面支障のないような形でやっておりますけれども、今後維持補修の中で秋口、田んぼが終わったあたりから維持補修の方も進めていきたいと思っております。

それから農地災害の小規模災害件数ということなんですけれども、どこで小規模と言うかちょっとわかりませんが、前にお話をしておりますように全体では130数箇所の農地災害が発生しているというようなお話は既にしてあると思います。

それから耕作できない面積ですか、どの程度あったかということでございます。これにつきましても面積的に細かく全て把握はしておりませんが、用水関係で1箇所まだ水が行かないところもございます。そこらは県の河川護岸の工事とのからみもございまして、用水の工事もできないような状況のところもあるわけですので、一部そういう耕作できない箇所もございます。面積の把握はしておりません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 災害復旧について、再々質問をさせていただきます。ここの現場は、市道 11003 号線、この辺ご承知のとおりまだ結構交通量が多い。それで 3 月 25 日から 5 月中旬まで長い間、はっきり言ってしまうと放置されたような状況だったのではないかと思います。それで市民の皆さん、当然議員の皆さんも何人かあそこをお通りになる。一体どうなっているんだ。私のところにも市民の方からも一体どうなっているんだ、やる気があるのかないのかと、質問が大分あった。

あれはバリケードの設置方法が問題なんですよ。もっとしっかりやってもらいたい。今日は土木部長がいないが僕は土木部長に言おうかなと思っていたんだけど、あんたもっとしっかり安全管理やってくれよと言いたかったんだけど、いないからしょうがない。バリケードの安全性、まず人が通れないようにしてくださいよ。今、行ったら人が通れるでしょう。現場の中に入ろうとすれば入れちゃう。しっかり結束して動かないようにしてください。もっといい方法は、見えないようにしてくれれば、女性のドライバーは見えなければ危険性は感じないんですよ。ところが自分が走ってきたところの目の前が陥没している。これではどう見たってみんな危険性を感じますよと私は理解しています。

ですから、どういうふうにしたらいいのかわからなかったら、先ほど嵐山の下の工事現場、どなたかおっしゃいましたが、嵐山の下の工事現場、同じ会社がやっているようです。一番いい方法、見えなくしろとはいいいませんが、しっかり、もうちょっとウマを増やして、パイプでしっかり結束して、しっかり赤色灯つけておけばもう少ししっかりやっているなと評価されると思います。その辺是非やってもらいたい。できれば一言やりますと言ってもらいたい。

次、ガードマンをなぜ取り上げたか。この施工計画書をみるとガードマンは配置すると書いてあるんです。ところが私が見る限りほとんど配置されていない。一日だけ見ましたが、おいてあるということですので善意に解釈して、それは重機を入れたときに配置したんだと思います。しかし施工計画書には工事期間中ガードマンを配置するとなっている。ちょっと意地悪な質問をしますが、設計書には何人ガードマンを配置するようになっているのかお聞きしたい。

ともかく、あそこは交通量が多い。カーブになっている。坂になっている。非常に危険なところですので、十分な安全対策を施していただきたい。今後もやりますということを是非お聞きしたい。

次、手前味噌になりますけれど、31335 号線、瓜生野公民館からお墓までの道路なんですけど、これ何時陥没するかわからない状況なんですよ。どうも土木部からは区でやれと言ってきておるんですけど、設計書を見ると型枠も作らなければいけない、コンクリートの打設もやらなければいけない。私は修善寺町時代、当時の町長にコンクリートの打設というのは

大変難しいんだと、素人ができるとお考えなのか、と言ったことがあるんですが、まったくそういうことを今言いたい。型枠を作ってコンクリート打設まで市民にやらせる気なんですかと。

小規模被災についてはいろいろお答えがありましたけれども、何で小規模といったのか、対象がわからないというお答えがあったようなんですけど、問題はそこなんです。市民が行っても私のところに来る苦情は門前払いを受けた、という苦情なんです。どのぐらいの被災規模なら受け付けてくれるのか、どのぐらいの被災規模ならそれはあなたやってくださいよというのか、その辺をはっきりしてもらいたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 建設課長。

建設課長（井邑政彦君） 1点目ですけれども、11003号線につきましての人が入れないような状態、見えないようにするということにつきましては、これにつきましては桂川のガードフェンス、ああいうような状態で今後対応したいと思います。申し訳ありませんでした。

ガードマンの配置で設計書に何人ということなんですけれども、今手持ちの資料にないため、また後日提出させていただきます。

続きまして31335号線、瓜生野からお墓のところなんですけど、市当局も現場を見ております。市長も地元の人工を出していただければ、ある程度材料支給でやれというような方向性を持っておりますので、できれば生コン支給とか材料支給で対応していただきたいということで、区長の方と今調整をしております。

それにつきましては、聞くところによりますと、頼まれている方が石屋さんということのようなんです。ただ擁壁につきましては、市の方でもコンクリート支給とか砕石支給というものがあつたもので、逆にそっちの方が良いのかなということをお願いしました。ただ見積もりをあげてきた段階でちょっと高めになっていたので、再度うちの方でも検討しまして、どういうふうにするのか、また、対応を今考えている最中でございます。

もう一点、小規模とは、ということなんですけれども、これにつきましては、まだ台風22号の拾い残しが相当あります。河川につきましてはまだ相当あるんですけども、なるべく市当局で対応できるような体制で一応考えておりますけれども、生活道路とかそういうところにつきましては、ある程度通れないような状態では困りますから、それは通れるような状態で復旧するというので、一応維持修繕で対応したいと考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 残り時間はあと10分です。次に随意契約の方に移ってください。森議員。

10番（森 良雄君） 災害復旧。私は瓜生野ことを言っていますが、瓜生野だけではないんですよ。教育長。教育長もこの間言われてましたよね。

議長（遠藤正寿君） 3回終わりましたから次に移ってください。

10番（森 良雄君） わかりました。随意契約に移ります。

修善寺総合会館改修工事は、基本設計、耐震調査、工事設計の予定価格を決めましたか。予定価格はいくらでしょうか。お聞きしたい。有限会社エス・オー・エーは、基本設計、耐震診断の工事設計の能力があると判断した根拠をお聞きしたい。

市長の先ほどの答弁ですと、この方は、コンサルタントが主のようですね。コンサルタントが主ですと、通常コンサルタントの実務経験、過去2年間でどのくらいあったかお聞きしたい。このエス・オー・エーが実施した作業は、何人かかりました。先程、従業員2人とおっしゃいましたね。多分1名が社長さん、1名は事務職員なんですかね。事務職員がいるようなあれが見えませんが、言い過ぎるとまた、問題がありますのでやめます。ともかく、2人というお話をお聞きしました。実際仕事ができる人は1人だと思います。ということになると、下請け使わなければこの仕事できませんよね。全部足すと1,000万円超える仕事です。下請けを使うということは中間搾取を認めることになるんですよ。中間搾取について、どういうふうに考えるか、市長の考えをお聞きしたい。

基本設計、耐震診断、工事設計に協力した業者名を教えてください。

いいですか。わからなかったら、後で文書でちゃんと教えてくださいよ。会期中に。

伊豆市契約事務規則第43条には、なるべく2者以上から見積書を徴さなければならないと書いてある。見積書をとりましたか。何社からとったか教えてください。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。本件については観光経済部が所轄ですので、観光経済部長から答えさせます。

中間搾取を取ったか取らないか、エス・オー・エーと契約して、妥当な価格ということでやりました。その人がどういう作業をしたかは、エス・オー・エーに私どもは預けてありますので、結果をよく見たいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは予定価格につきましては、予定価格調書を作っております。予定価格については、今ここでは把握しておりません。

それから、耐震診断の能力ということで、その辺は十分その能力があるというふうに判断してのものです。それから実務経験につきましては、確かにこの会社自体での業務経歴はそうあまりないようではございますけれども、この方が今までやってきた実績の中では非常に大手の大きな施設のものを手がけてきていると、そういうことではございます。それから実際に従業員ですか、少ない中でその辺ができるかどうかということではございますけれども、私も細かくはわかりませんが、いろいろなサポート体制があるようにも聞いております。それから、見積書の徴取でございますけれども、これにつきましては見積書の徴取はしてござい

せん。時間的な余裕もなかったことと、価格的にも設計価格に対して安価であったという中で随意契約をしたということです。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） いろいろお答えいただくんですけど、2人で仕事ができるのかどうかなんですよ。ですから後で、どこが協力したのか、文書で会期中にお答え願いたい。いいですか、この返事もくださいね。

それからこの会社、見積書を複数の業者から取らないでどうして安いって判断をしたんですか。それをお聞きしたい。たとえば議会報を読ませていただくと、これ急いでいたと、この工事ね、急いでいたと。早急に耐震調査する必要が生じたということなんですね。ところがですよ、この随意契約ってというのは、一般的に緊急な時と言われていたんですよ。急いでいたら緊急に該当するんですか。施行令では緊急の必要ということを書いてある。緊急と急いでいるとの違いを市長さんにお聞きしたい。

やっぱり議会報によると、基本計画を委託した業者が状況を把握しており経費節減と期間短縮から随意契約をやったっていうんですよ。これは認めることできないんですよ。これ認めちゃうと基本設計の段階でこの業者に後の仕事をやらせると決まってしまうのではないですか。そうではないですか。その点をお聞きしたい。

それから、この後コンサルがやるような仕事ですと施工監理があります。さっきのことを認めてしまうと施工監理もこの業者がやるのかどうか。それをお聞きしたい。

信用調査、どうも十分やってないですね。私なぜこの随意契約の質問をするかということ、伊豆市の業者、いろんな業者が伊豆市と取引したいんだけどなかなか参入できない。こういうことをたびたび言われるんですね。何人かの方から。ところが一方で、過去の実績を見て仕事を与えてくれるんだったら僕にもくれるかな。僕も一級土木、まあ僕は議員だからくれないと思いますけど。少なくともコンサルに仕事をさせるときは、伊豆市でどういう実務経験があるのかどうかだと思っんですよ。この辺をしっかりと考えていただきたいし、これからやってもらいたい。それもこれからそうしますと言って欲しい。

このあいだ、助役さんが返事をしたから市長にも是非聞きたい。エス・オー・エーの代表者と市長の交友関係はどうなっているのでしょうか。お聞きしたい。

もう一つ、随意契約の最後ですけど、伊豆市の要職ですね、さきほどまでの市長のお話からいただくと、この代表者、伊豆市の要職についている。一方で伊豆市の工事もやる。どちらか一つにしたほうがよろしいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。市長さんのお考えをお聞きしたい。

以上です

議長（遠藤正寿君） まず観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 見積書をとらなかったということの中で、どこで、判断した

かということでございますけれども、一応先程言いましたように設計価格はうちの方で作ってございます。その価格と比較して非常に安価にできるということの中で、判断をさせていただきます。

それと、今後の施工監理でございますけれども、随契の要件の中で有利な価格で契約できるという場合は、その随契の要件にはまるわけですし、それを見ながら今後、契約をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） もう1点、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まず、エス・オー・エーとの交友でございますが、どういう交友をおっしゃっているのか。この代表者は、生まれは熊坂かどこかわかりませんが、私が小学校の時に同じ熊坂小学校を卒業、修善寺中学校の卒業生、それから葦山高校の卒業生と思いますが、6つぐらい違っているんでほとんど個人的な交友はございません。

重要なポストと代表者が同一人物かどうかということですが、こういう例はこの代表者に限らず伊豆市ではいろいろありますので、なんら問題がないのではないかと、かように考えております。

議長（遠藤正寿君） 3分42秒残っていますから十分、あと二つ残っておりますので、次の質問をお願いします

10番（森 良雄君） 次の質問に移りたいんですけど。

議長（遠藤正寿君） 移ってください。

10番（森 良雄君） いやいや、ちょっと感想を述べたい。

議長（遠藤正寿君） 森君、感想もいいんですが、是非、次をお願いします。

10番（森 良雄君） はっきり言うと、価格決定の根拠が非常に曖昧である。これだけは言っておきたい。質問認めてくれるの。

議長（遠藤正寿君） ちょっと待ってください。曖昧であるということは、行政側これでいいですか。なければ次の質問をお願いしますけど。

次の質問、子供たちの安全についてをお願いします。

10番（森 良雄君） 残念ですね、回答がなくて。私は市民に訴えますからね。いい加減な回答だと。しっかり回答してもらいたい。

子供たちの安全。これは私が言わなくても、教育長からしっかりこれからの考えを述べていただいた。18年度には少しは目途がつくかな。これ、なぜ言うかということ、安全対策は一つだけやればいいのかというもんじゃないんですね。当然ご承知だと思います。

次はフェンスや門扉ができたらどうするか、それをどうやって運用していくか。門をつくっても開いていたら何もならない。

これから一つ教育長、また質問を続けますからよろしく。ガードレール、これね、案外、

子供は通ります。通り抜けちゃいますよ。今まで落っこちないからいいようなものね。是非ガードレール、簡単なもんですよ。もう一枚足せばいいし。パイプをあと2本ぐらい追加すればいいんです。そうすれば今の幅の半分になります。是非検討していただきたい。

次、教育の効率化。パソコンの台数、今年もうまくいかないようで、修善寺は18年度ぐらいになると、30人を超えるような学級で20台ぐらいしかない。これなんで一人一台というか、僕ら車運転するときに学校へ行きましたよね。1台の車に二人で練習しろっていったら怒っちゃいますよね。それと同じだと思うんです。パソコン練習するのに、一台のパソコンに二人も三人もくっつかなきゃいかんと。それでは効果はあがらない。パソコンというのは動かさなくても触っているだけでもいい。是非、早急に台数を増やしていただきたい。台数を増やすと同時にやっぱり指導者の数が問題になるんですよ。パソコンを教えるのには生徒何人ぐらいが適正だと思いますか。4、5人がいいとか10人ぐらいがいいとか、僕はそれによってやっぱり補助、たとえば役所の職員だっていいと思うんですよ。動かさない人を後ろから見ていて困っている人をちょっとアドバイスする。アドバイスできるようなふうにしていただけたらなと思います。

今とは言いません。2年後にパソコンが普及したときに、できたら役所の職員の応援をとかボランティアの人を集めたいとかそういう考えがあったらお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは、今について、答弁願います。

教育長（室野純司君） 確かに今議員がおっしゃるように、僕はボランティアがもしできれば、大変いいことだろうと思いますが、ただ、パソコンを授業で使うというのが年間計画をはっきり言ってね、何日の何時間目に使いますというのは、ちょっとできないと思うんです。そうした場合に急遽応援をお願いします、これが16校の学校から出てきたときには不可能だと思います。パソコン1台について何人が適正配置かと言われると、これは一対一が一番効率がいいというのはこれは当然でございますけども。現在各学校でもチームティーチング等の工夫はして、あるいはすぐわからなかったら子供たちが手を挙げて先生にお聞きをするというような状況もございますし、必ずしも教師の目が随時ずっと続いていなければならない、そういうふうには私も考えていません。

ただ、今おっしゃるようなボランティア等が登録制ができて、学校へのそういう応援体制ができればいいかなと。これについてはもう少し検討させていただきたい。そんなふうになっております。

議長（遠藤正寿君） 教育長。遠藤橋から東保育園に至る狩野川沿いのガードレールは見ておいてください。

教育長（室野純司君） これはどちらかというところ保育園ですので、教育委員会とは離れます。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部、是非よろしくをお願いします。

これで森議員の質問は終わります。

これより休憩を取ります。11時20分を再会といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 20 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま森議員さんの時間も大分経過して十分議論したと思いますが、質問の中で通告にないような計数的な細かいことに関しましては、後日、担当課の方に行って聞いていただければわかることは十分あるかと思えます。ぜひそうしていただきたいと思えます。

それからまた通告以外のものについては先の全協の方でも皆さんにお話ししたように通告外のことについては質問をしないということをお願いいたします。

大 川 孝 君

議長（遠藤正寿君） それでは次に 21 番、大川孝議員。

21 番（大川 孝君） 21 番、大川。それでは私は通告してあります東海地震と浜岡原子力発電所の安全性につきましてご質問をさせていただきます。

ここにご案内の記載された質問内容につきましては後で述べさせていただきます。まず東海地震といわれておりますが、それはどういうこと言われてきているのか、あるいは安全と言われておりますこの原子力発電所というものはどういうものであるかということにつきまして、ちょっと前段でお話をさせていただきます。

まず、東海地震の方でございますが、3月号の国際ジャーナルという本の内容によりますと、安政の東海地震は1854年の11月4日に駿河湾と紀伊半島沖を震源として8.4度の地震が発生しているということでございます。続きまして32時間後、11月5日になるわけですが32時間後には安政の南海地震がいわゆる紀伊半島と四国沖を震源として起きているわけでございます。8.4という規模でございます。このときには大阪湾に流入した波が道頓堀川とかいろいろな河川の上流まで浸水し、一千隻以上の船も流失され、高知県では11メートルの津波も押し寄せて来たというようなことが記録されて数千人の犠牲者も出たというふうに言われております。

また、昭和の東南海地震におきましては昭和19年12月7日、三重県、和歌山県の熊野灘を震源とした地震が7.9で発生し、1,200人位の犠牲者が出ているというふうにも言われているわけでございます。

それから昭和21年12月21日には昭和の南海地震がやはり潮岬の沖50キロの付近を震源として発生し、8.0の大きな地震が発生しているというようなことでございます。

そうした中、今日まで90年から150年の間、いわゆるこの東海地域を震源とした地震が起きてないというふう言われておまして、地震学会予知連の方ではこの東海地方を今ここで切迫している地域であるというふう言われているわけでありまして、いつ発生しても不思議でないというふう言われておりますのが、この東海地震でございます。文字通り阪神

大震災から 10 年を経過し、日本はまさに日本列島どこでも地震が発生しているのが今日の状況でございます。

昨年の新潟県中越地震、また世界ではスマトラ沖の大津波、世界中の支援隊が行っても、なかなか普及に手が差し伸べられないのが大きい地震の実情でございます。

そうした中、やはり静岡新聞の平成 13 年 11 月 13 日には東大名誉教授の茂木教授が論壇の中で説明しておりますが、東海地震の可能性をはじめ地震予知連絡会が指摘したのは 1969 年、今から 38 年前ですね。マグニチュード 8 以上の大地震の可能性があるというふうに地域を特定観測地域として指定しているわけでございます。

また 1974 年、今から 32 年前には一段格上げをしまして観測強化地域にこの地域が指定されているわけでありまして。また 1978 年には大規模地震対策特別措置法が国によって施行され、成立し、その適用の対象にこの東海地方が指定されているわけでございます。このことは国交省の防災白書にも明記されているわけでございます。現在、巨大地震が最も懸念されているところがこの東海地方であるということは学会の研究者も行政も認め、今日各地におきまして莫大な投資をし、モニタリングが開始されているのが現状でございます。

さて、原子力発電所とはということでございますが、日本の電力事情を見ますと経済産業省エネルギー庁の発表によりますと、2003 年のまとめですが、いわゆる原子力は 25.7% の電力量です。水力が 10.4%、石油火力が 9.5%、石炭火力が 24%、L L G の液化天然ガスは 27.9% というふうな電力事情になっているわけでございます。そうした中、日本では 2,200 億円毎年大体つぎ込んで石油の備蓄をしているわけでございまして、およそ日本全体の経済の 166 日分に相当するそうでございます。こうしたことを考える中、原子力発電所では燃料を原子炉の中へ入れるということで、1 年間はその燃料を取りかえずに発電することができるということで、燃料の加工の過程においてウランが存在するので、これを合わせますと 2 年間は備蓄が可能であるということでございます。エネルギーの安全供給を図る観点からは大変意義があると申されているわけでございます。発電コストは燃料費の割合が大きくないために燃料価格に左右されにくいという特徴も原子力発電はもっております。

また、一方の火力発電所はいわゆる京都議定書でも言われております日本は 6% の削減を命じられておりますが、それを削減するには日本の今の自動車为例えてみますと 40% の自動車が使えなくなれば 6% に匹敵するそうでございますが、そういうことはできません。そして火力発電所は二酸化炭素を排出しているわけでございます。

原子力発電ではウランを核分裂させて、そこで発生する熱エネルギーを利用して発電を行っているので、その過程において二酸化炭素は排出していないということですね。発電の過程においては大気汚染、酸性雨の原因となるイオウ酸化物、窒素酸化物も出さないという、こうした優れた環境の特性を持つ一方で、原子力発電では運転にともない放射線や放射性物質が常に発生しているわけでございます。この放射性物質は最終的に放射性廃棄物となり、厳重に環境に悪影響を与えないように厳しく管理されていかなければならないということで

ございます。

そして、現在世界の原発の分布を見ますと、2002年12月31日現在の静岡県総務部発行の防災局原子力安全対策室の資料によりますと、世界全体では136基、今31カ国が持っているということでございます。プラス66あるそうです。プラス66というのは現在建設中、あるいは計画中ということでございます。そういう具合に日本はそれでは53基プラス12ということで、その内の静岡県の中部電力浜岡原子力発電所はちょうど海岸線の中心位置にありまして、5基持っているわけでございます。1号機から5号機ですね。1号機は1976年に建設され、5号機は今年、平成17年1月18日に操業を開始しているわけでございます。

アメリカは103基とかいろいろ、韓国18基でございますが、そういうことでございますが、原発のやはりなにか震災が起きた場合の恐ろしさというのが各国やはりいろいろと温度差があるわけでございますが、一つベルギーという国をとりますと、いわゆる政治の集団で緑の党、社会党、自由党、連立政権樹立の協定で、原発の運転期間を40年間と区切り、段階的に原子力発電をもう廃止していくというふうに規定しているそうでございます。ベルギーの国です。

それから、ドイツ、スウェーデンの国は原子力に反対する社会民主党が、推進してきたキリスト教民主同盟を破って緑の党と連立政権を樹立し、現在のシュレーダ内閣が発足し、原発の閉鎖については運転開始から32年とするという産業界との合意にも達して規定されているそうでございます。まあスウェーデンも同じような内容でございます。そういうふうにごちらの方の国は、特にヨーロッパの方の国は太陽光発電とか風力発電に国家的エネルギーの戦略、再生を構築しているのが現状でございます。

そういう中、私はまず見出しの質問の内容につきまして述べさせていただきますが、想定されます東海地震が起きた場合には、中部電力の浜岡原子力発電所の耐震性は絶対に安全でしょうか。原発の建造物が自然を相手に100%安全だとは言い切れないと思います。

地震予知連絡会は想定震源域の真ん中にいわゆる建設されて増設してきたことは異常であり容認できないとも述べております。

一方中電側は震災の安全性は確保されていて、原発震災は発生しないと述べています。放射能の恐ろしさは言うまでもありません。万が一原発で緊急事態が発生し、放射線物質の放出により影響が出た場合、周辺地域はもちろんのこと、風下に当たる伊豆市や伊豆半島全域あるいは静岡県東部、山梨県、神奈川県、至るところまでその規模によりますが、大変な被害が出るのが予想されます。

市民の生命を守り、意識を高めるためにも耳慣れないこの防災訓練というものを、原子力防災訓練とかそういう講習会等も取り入れて、やはり知っていただくことが大変重要であろうかと思うわけでございます。訓練や講習会を実施するような考えはあるのか、市長の所見を伺うものでございます。

6月10日、11日にもご承知のように大規模な今までやったことのないような救助援助隊

が消防庁と総務省が主催して行われ、2,400 部隊というようなことも現在訓練が行われているわけでございます。その辺につきまして、市長の所見をお伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの大川議員の東海地震と浜岡原子力発電所の安全性についてお答えいたします。

私たちの生活は近年、大量の電力を消費する社会で生活しております。また最近ではブリックスというブラジル、ロシア、インド、チャイナというのが大変台頭しておりまして、石油、石炭、天然ガス等石化エネルギーを大量に消費し、ご存知のように原油価格が高騰しているという状況にあります。なお数日前のニュースでは中国が大量の原発の計画があるというようなことがテレビで放映されておりました。

そういう世の中でもって原子力発電の需要は電力供給の面からは重要な発電施設であると思っております。また、原子力発電は、先ほど申し上げましたように、核分裂でエネルギーを取り出しておりますので、発電するときにCO₂いわゆる二酸化炭素を出しておりませんので、石炭や石油に比べて、多くの電気を作ることができる。また、環境に対してはあまり影響を与えずに、現在の生活を支える重要な発電方式の一つといえると思っております。

しかしながら、原子力発電は、放射能の管理をはじめ十分な安全管理が必要となります。原子力発電の安全性を高めるために、さまざまな防備、教育・訓練をして、故障やミスは、あってはならないものと考え、何重もの安全対策を取って発電業務がなされていると理解しているところであります。万一の事故のときには、国・自治体・電力会社などが迅速に対応することになっております。

防災訓練に、原子力防災訓練や講習会を実施する考えはあるかとのご質問であります。万一のときには、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力施設の近くに設置されている、災害時の拠点施設となります。オフサイトセンターに情報が収集され、協議がなされた上で、住民には、自治体から避難や退避の指示が出されることになっております。

伊豆市では、まだ原子力災害を想定した訓練は実施しておりません。今後、議員ご指摘のような万一のことを考え、被害の最小化を図るために近隣の市町とも連携して、講習会の中でも、原子力の分野を取り入れ、啓発を図ることを今後検討したいと、かように考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川。

市長は近隣の市長の考えとの話し合いでまた進めていくのご答弁でございますが、私は原子力安全委員会の資料もここにございます。いわゆる防災業務関係者等のまず最初に教育訓練ということで、防災業務関係者が原子力防災対策に習熟することが最も重要である。国

や都道府県、市町村等において種々の災害要求対策を実施する防災業務関係者に原子力防災対策に関する教育を行うことが必要であるというふうに明記されております。その内容につきましては、原子力防災体制の組織に関する知識、安全防災対策を含む原子力施設に関する知識、放射線防護に関する知識、また放射性物質および放射線の測定方法に関する知識、防災対策上の諸設備に関する知識、被爆に対する応急手当の知識、こうしたものを習熟する必要が急がれているわけでございます。

こうした教育については日本原子力研究所、および放射線医学総合研究所等が実施している原子力防災に係る研修コースに参加し、充実して活用することが重要であるというふうにも原子力安全委員会は述べております。ぜひとも、それから、またこの原発についてですね、毎日新聞の今年の5月25日に浜岡原発の耐震性への不安の声は広がりを見せている。村田光平元スイス大使らが中心となり12の市民グループ等が参加した原発震災を防ぐ全国署名連絡会が約55万人分の署名を小泉純一郎首相に提出したということで、いろいろそうそうたる財界の方々もこれらに加わっているようでございます。

中部電力の方も今年1月には浜岡原発を1,000ガルまで耐えられるように耐震補強すると発表しておりますが、なかなかこの原発を即中止するということが不可能であるかとも思います。であれば、やはりそうした大きな地震が来ましてもそれなりの防災訓練をしておればやはり防げると。人命も救助できるというようなことでございますので、近隣の市長、市や町の方々との相談の中で共同訓練がもしできない場合でしたら、単独でもぜひこういった原子力安全委員会が出しております、こうした研修コースにも職員を派遣し、また職員が講師となり、あるいはそうしたものを講習会あるいは訓練等も開いていただきたいと思うわけでございます。

非常に切羽詰って、皆さん方もご承知のように毎日のようにこの地震のことにつきましてはニュースになっておりますので、どうかこういうものを一番大きく取り上げている地域でございますので、ぜひとも強力にそうした講習会や訓練を推し進めていただきますようお願いをしまして質問を終わります。

以上。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで大川議員の質問を終了いたします。

内 田 勝 行 君

議長（遠藤正寿君） 次に4番、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い二つの質問をさせていただきます。答弁を求める者、市長です。

一つ目、市長と語る会、地区懇談会の実施について。合併してから1年が経過いたしました。市民からはさまざまな質問や批判、さらにはアドバイスなども頂いております。これは合併に対する市民の関心度や期待度のあらわれであり、表現を変えますと市政の活性化を支

える刺激剤とも言えます。そこで、市長自ら各地に出向き、住民と語り合う地区懇談会を実施する考えはないか伺います。

二つ目。少子化対策と効果について。今や少子化の勢いは誰にも止めることができない、深刻な状況であります。政府が少子化を重要な政策課題として位置づけてから、およそ 15 年たちます。その間次々と対策を打ち出しましたが、効果は上がりず 2004 年の出生率は前年の 1.29 から 1.28 に低下いたしました。国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、日本の人口は 2006 年の 1 億 277 万人、これをピークに減少に転じ 50 年には 1 億人まで落ち込むと示しました。最大の原因は少子化であると指摘をしております。

言うまでもなく、伊豆市も少子化の大波にのまれております。そこで、1、現状をどのように認識していますか。2、現在の対策による効果はあらわれていますか。3、子供を増やす効果的な対策をどのように考えているか。また今後の新たな施策について伺いたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの内田議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員の「市長と語る会。地区懇談会の実施について」にお答えいたします。議員さんおっしゃるように伊豆市が誕生いたしまして 1 年と 2 ヶ月が経過しました。4 つの町の、それぞれの文化が一つになるということは、口では言いますがなかなか簡単ではないこともあり、住民の皆さんにおかれましても、過去何十年と培ってきたものを、よそと合わせるといことはなかなか勇気のいることであり、大変なことだろうと思っております。

市民の皆さんからは、様々なご意見やご質問があることは承知しております。それだけ市民の方は市政に関心がある証拠だと考えております。合併初年度の平成 16 年度は、特に内政面に力を入れてきました。そして、2 年目に入り、本年度が、実質的な合併の初年度の思いで出発しましたが、いろんな行事が目白押しになってございまして、ややスケジュールに追われているというのが現実でございます。なかなか時間が取れないのが現状でございます。

市民の皆さんから、色々なご意見を聞き、それを市政に反映させるという地区懇談会は、以前から実施をしたいと考えておりました。なかなか広い市内でございます。区の数でも 100 以上あるというようなことでございますので、すぐとは参りませんが、開催方法や、開催の箇所、どんなエリアでやったらいいのかを検討の上、調整をしてみたいとこんなふうに思っております。

続きまして、2 点目の少子化対策と効果についてのご質問にお答えいたします。厚生労働省が発表した 2004 年人口動態統計によりますと、合計特殊出生率は 4 年連続の減少になったということをご承知のとおりでございます。これまで、少子化の原因といたしましては、結婚に対する意識の変化、核家族化や女性の社会進出などにより、仕事と子育ての両立の負担感の増加などによる、晩婚化、あるいは未婚化などが挙げられてきました。

国は、こうしたことに対応するため、少子化対策を実施してきましたが、議員おっしゃるように少子化対策の出生率低下の流れを変えることはできていません。伊豆市としても、これまで各種の子育て支援事業を進めてまいりましたが、年々出生数は減少を続け、その流れに歯止めはかかっていない状態です。こうした少子化に歯止めをかけるべく、次世代育成支援対策推進法が本年4月から全面施行されました。

全ての自治体とともに、301人以上の企業も子育て支援の計画を策定することになりました。伊豆市においても、この法律に基づき、子育て支援の対策を定めるべくアンケートの実施、市民各層の方々に参画していただき、伊豆市・次世代育成支援対策地域協議会を設置し、伊豆市・次世代育成支援行動計画を策定いたしました。

ご質問の1番目。現状をどのように認識しているかということですが、議員冒頭におっしゃるように誰も止められないということで大変厳しい状況と認識しているとお答えいたします。

2番目の現在の対策による効果は現れているかということですが、効果を上げるべく事業を行っているつもりです。しかし、どの程度効果が上がるかは、まだ未知数の部分が多いように感じております。

3番目の子供を増やす効果的な対策をどのように考えているか、また、今後あらたな施策について伺いたいということですが、伊豆市次世代育成支援行動計画に基づきまして事業を実施してまいります。少子化の背景には、個人の生活様式や価値観の変化などがあり、産む、産まないは個人の判断ではありますが、本計画をもとに安心して子育てのできる環境整備を努めていきたいと考えております。

少子化については伊豆市だけではないと思います。議員さんからも是非、いい案があったら出していただきたいなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 1番目の再質問をいたします。

地区懇談会の意義、これは言うまでもなく、時には一方的な意見を聞く場合になることもあろうかと思いますが、見方を変えれば相互の考えを述べ合い、またそれによって信頼を築き、また理解を得るとそういう機会でもあるわけであり、また市長の信条、あるいは信念、あるいは市長の考え方、そういうものを伝える良い機会でもあるわけです。

伊豆市は3万7千人の人口を抱えております。中には市長の顔も見ただけでもない、あるいは話をしたことがない方も大勢いるわけであり、顔を見せるだけでも私は十分意義があるかとこんなふうに思います。ぜひ実施をしていただきたい。

地区がたくさんありますので、中伊豆に限っては上中下地区とそして大東地区、4ブロックぐらいにわけてやれば可能ではなかろうかとそんなふうに考えます。ぜひ期日はいずれにしても、この場で実施をするということの返事を頂きたいと思いますがいかがですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。私の顔も知らない人がいるということですが、広報を発行しております、年に何回か広報に載りますんでぜひ知っていただきたいなと思っております。

先ほど申し上げましたように、地区懇談会については私自身もやりたいなと思っておりますが、昨年度も何かの予定が入ってできない状況でありました。地区懇談会を始めますと途中で止めるわけにはいかないですね。この地区だけやってこの地区は予定が入っちゃったから来年にするというわけにはいかないと思うんです。ある期間、1ヶ月なら1ヶ月、その中でこの地区を全部回るようにしたいなとそんなことを今考えています。何時とはここでは言明できませんけれど、やりたいということをお答えいたしまして、ぜひ足りないところは議員さん方がフォローしていただければありがたいということを申し添えてお答えとさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） それでは最初の質問はこれで終わります。

次に、少子化対策と効果についての再質問をいたします。先ほどの市長の説明ですと、12月定例会とさほど変わっていない答弁で残念に思います。いま伊豆市にとって少子化はある意味では最重要課題、問題であろうと、そういう位置づけであろうと思います。もっと危機感を持っていただきまして、少子化対策に取り組んでいただきたい、そう個人的に思っております。

幸いにも伊豆市には結婚相談の会があります。この結婚相談の会の中にふれあいパーティーがあるのはご承知のとおりです。このパーティーを最大限に活用して、効果を発揮していただきたい。それは議員の皆さん、また市民の皆さん、同じ気持ちであろうと思っております。

そこで現在、この組織は市長が委嘱をしております。ある意味で市長の顔も声も出せないような状況であるように、私はそんなふうに感じております。できれば組織のあり方、これを12月に申し上げましたが、改革と言いますとオーバーですが見直し、そして市長に主導を戻し、そして対応にあたらしたらどうかとそんなふうに思います。これには相談員さんに委嘱をしておりますので、任期満了時、これを捉えまして見直し。また市長の耳に届いているかわかりませんが相談員の方々の若返り、これも大変重要ではなかろうかと思っております。できれば明言はいずれにしてもそういう方向を示していただければありがたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。少子化は議員おっしゃるように伊豆市最大の危機であるということですが、これは伊豆市だけに限らず日本の危機かもしれません。ただ、日本をはじめ先進国といわれるところはやや人口増加が止まっている。あるいは下がっている状況ですね。逆に低開発国といいますが、そういうところでは人口が爆発しているというこ

とで、世界的に見ると地球上の人口は増えているという状況があります。その辺もどう考えたらいいかと大変難しいなと思っています。

ただ、伊豆市さえよければいいということではなくて、世の中がうまく回っていくためには、もう少し子供は生まれて欲しいなとこんなふうに思っております。しかし、行政でやる対策は何かというおのずから限界があるように思います。議員おっしゃられるように、私が長になって結婚相談の会をやって、結婚しろといってもたぶん結婚してくれないと思います。両性の合意ですから。そういう雰囲気をもどれだけできるというのは私が出るのがいいのか、今まではそういうある程度結婚相談の会のご経験のある方、そういう意識のある方をお願いしたつもりでございます。結婚相談の会のあり方についてこれからも検討して、議員さんのご意見も入れて進めていただきたいと思います。

もう一つだけ、国が何年間かいろいろな施策をやってできないものをですね、地方自治体がどうするのかと言われても私も困ってしまいます。それが正直な答です。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） それでは最後の質問をいたします。私は常々、少子化対策の基本、これは何かといいますと、教育だと思っております。教育は時間がかかりますが、根本は教育です。今、凶悪事件の低年齢化が進行しています。そういう中で学校あるいは家庭、あるいは地域、そういう場で繰り返し、命の尊さを教えております。これは最も大事なことです。

私はさらに、同レベルで命の伝承、つまり命のバトンタッチ、これをする役目を備わって人は生まれてきた、このことも同じ高さで教育をして欲しい。これは学校に限ったことではありません。そういうふうな考えを私は持っております。

これについて市長の感想で結構ですので、これで終わりいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。大変格調の高いご質問で、確かに人の教育ということは大変重要なことで、100年楽しむなら人を育てよとか、1年楽しむなら種を植える。10年楽しむなら木を植える。100年楽しむなら人を育てろというような言葉があるようでございまして、そのとおりだと思いますが、なかなか今の社会では先ほど申し上げましたように、共働き等々があって、教育について学校だけ、そういう施設だけに入れればいいというような風潮がややあるのではないのかなと思います。

父親母親がやはり背中を見せて、一緒に汗を流すような場面が私の子供のころよりも少なくなっているんじゃないかなというふうに思っております。そういう家庭でのしつけとか教育、人のあり方、勉強だけじゃなくて、勉強と教育は私は違うと思っております。人間としてのあり方をしっかり、これは家庭も学校も社会がそういう体制になっていくことが必要だろうと私は思っております。そんな世の中ができるように、いろんな施策をやっていきたいと思っておりますし、是非、皆さんもそういう方向で動いていただければとそんなふうに思います。

議長（遠藤正寿君） これで内田議員の質問を終了いたします。

ここで昼食の休憩に入ります。再開を 13 時といたします。それでは休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。引き続き一般質問を行います。

木 内 一 郎 君

議長（遠藤正寿君） 次に 17 番、木内一郎議員。

17 番（木内一郎君） 17 番、木内一郎です。2 点について市長に答弁を求めます。

1 点目はごみ処理施設の早期建設についてでございます。伊豆の国市の市長、伊東市の市長も決まり、伊豆市を加えて 3 市の焼却炉建設協議の相手は整ったように思う。今後できるだけ早期に建設に向けて努力をしてほしい。これは当該する地区の強い要望でもあります。それには用地選定を早くすることが重要だと思うが、伊豆市においても用地候補を選定する必要があると思うが、市長はこの点どのようにお考えなのか、お聞きしたい。

2 点目は、虹の郷の無料券配布と今後の運営についてでございます。虹の郷の入園料が 6 月 1 日より伊豆市民は 1 年間無料になった。今後、入園料の無料化は継続していくのか。また経営の見通しをどのように見ているのか、お聞きしたい。

以上、2 点よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木内議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木内議員のごみ処理施設の早期建設についてのご質問にお答えいたします。市の清掃センターの焼却施設でございますが、柏久保にあるのとそれからもう一つは今日現在では伊豆市と沼津市の一部事務組合になってございます船山地区にある焼却場。2 つと言いますか 1 . 5 と言いますか、あります。議員おっしゃっているのは柏久保の施設のことだろうと思います。この施設ですが、ご承知のとおり昭和 61 年 4 月の建設後、19 年が経過し、経年変化による維持補修の増加や処理能力の低下などにより、安全で安定的な稼働がやや懸念されているところであります。

このため、平成 14 年 4 月から当市を始め、伊東市及び田方北部 3 町、現在では伊豆の国市となっております、と広域整備についての協議を行ってききましたが、この建設候補地の選定等、諸問題により早期整備が困難となり、この協議会は昨年 8 月解散いたしました。従いまして近隣自治体に比べ老朽化が進んでいる当市といたしましては、その後、現有施設の延命策や新設設備に向けての新たな広域の枠組み、また財政負担等について検討・研究をしております。

ご承知のとおり伊豆の国市の合併等もあり、今までは積極的な取り組みができませんでした。しかし、議員ご指摘のとおり、伊豆の国市及び伊東市の新市長が就任されました。このことに伴い、早期に協議を行っていきたいと思っております。

また、建設用地選定については、現在のごみ処理施設は、新処理技術の開発等により安全で信頼性の高い施設に改善されてきておりますが、しかし、まだ完全に不安を拭い去るところまではなかなか行かなくて、一部住民からは近くには造らないでくれというようなご意見もあるように思います。したがって、建設地の選定に困難を伴うこともあるということから、当然、用地選定は計画策定における最重要課題であります。これは以前の議会でも申し上げているとおりでございます。

したがいましてお答えしましたとおり、既に広域整備にかかわる枠組みを早期に協議決定すると同時に、この決定にかかわる関係自治体の収集運搬や処理・処分の各行程が適正かつ効率的経済的でしかも地域の環境等に対し適正な配慮ができる候補地を早期に選定し、この関係地域住民との合意形成がスムーズに取り組めるよう、今後精力的に努力をする所存でございます。ぜひご協力をいただきたいとこれもお願いする次第です。

続きまして虹の郷の市民入場無料の件ですが、四季折々の自然の触れ合いを楽しみながらさまざまな出会い体験や創作活動ができるなど、市民を始めとした、訪れた人々に心の豊かさや安らぎを感じていただける施設づくりを目指していますが、その一環としてより多くの市民が利用していただけるよう、今後も方法等検討の余地があるかと思っております。従いまして、いろんな方面から多角的に考えていきたいと思っております。

次に経営の見通しですが、伊豆への観光流動状況は宿泊を含め、厳しい状況にあると認識しております。国ではビジットジャパンキャンペーン事業を展開し、外国からの観光客誘致に力を入れてきています。先ごろ静岡県の姉妹都市であります、中国浙江省の新聞雑誌等のジャーナリストを招き、虹の郷等各施設取材していただきましたが、こういった活動を通して、今後外国人観光客の来場、入込みを期待しているところであります。

また、国土交通省では観光交流空間モデル事業の取り組みを始めており、今年度16箇所が選定され、静岡県では伊豆地域活性化協議会が選定されました。多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりと観光交流拡大の取り組みを支援しようとする事業です。さらに、静岡県でも伊豆ブランド事業を立ち上げたばかりであります。いずれにいたしましても、このような事業に積極的に取り組み、多くの交流人口を伊豆地域、伊豆市に呼び込むことが重要と感じております。

虹の郷であります。伊豆半島の観光施設では1、2を争う集客施設でありまして、市といたしましても大事な観光資源であるわけですが、市の財政が今後厳しくなるという予想の中で安定した経営をしていかなければと考えております。このようなことから、現在管理運営を委託しております振興公社においても人員削減による経費の削減を図っております。

一方入園者数も当初予定より1万5,000人の増を目標に事業展開すべく鋭意努力しており、

その結果として一般会計からの管理運営費の繰入も相当額減額できるものと考えています。

また、今後の経営をどうするかということですが、先の議会でもご説明しましたように、市営施設運営委員会に諮問をいたしまして、先般答申をいただいたところであります。

これからは議員さん、あるいは皆さん方のご意見を参考に方向を決めたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

ごみ処理施設の早期建設を最重要課題と考えているという市長の答弁に是非、今後ともお願いしたいと思いますが、用地が決まってさらに建設までを入れると5年間はかかるというようにも聞いております。是非市長にはこのごみ処理場建設の音頭とりとしてイニシアティブをとっていただいて是非がんばっていただきたい。こういうふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。ごみ処理施設は私が3年半ほど前に、修善寺の町長に就任した時からこの最大の課題であると認識しておりまして、いろんな活動をしてきたつもりでございますが、今日現在では、そんな成果が上がってないというのが現実でございます。木内さんのお話のように伊豆の国市の市長、伊東市の市長、前の鈴木市長が急逝されて、新たに佃市長が就任されました。こういう環境が整ってまいりましたので、早急に両市長と打合せをして伊豆の国市あるいは伊東市の意向もよく確かめたいと思っております。

前の議会でも申し上げましたが、伊豆市だけでつくるということはですね、特例債を使って建設すれば安くなるでしょうけれども、やや運転経費にお金がかかるのではないかなと、長期に考えますと無理かなと。それから人口要件から比べますと3万8,000人の人口ではちょっと単独ではできないというような状況が県の指導でわかってまいりました。5万の人口ですと単独ではできるようですけども、そんな状況になっています。

したがって、何とか今年の初めは夏ぐらいまでには方針を決めたいね、と言っていましたけれどもそんな状況がありまして、やや時間が経過しているようです。早急に頑張って方針をしっかりと決めたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） ごみ処理施設については市長の力強い答弁もございましたので是非今後、頑張っていただきたいということを要望したいと思います。

次に虹の郷の問題でございますが、私が当初議員になった頃には40万人がその経営のリミットだよと言われて、いつの間にか30万になり28万人と考えているとの答弁があったわけですが、それだけ経営が苦しいことは認識されます。しかし、私はこの虹の郷という

のは先ほどの市長の答弁にもありましたが、市民の安らぎの場、豊かさを求めるよりよい活動の場としたいという、この考え方を是非忘れないで欲しいなと思うわけであります。

したがって、他の市営施設、宿泊施設等とはこれは別個であると。自然を大事にし、伊豆の自然を守っていくという意味でも私はこういった施設が大事だと。是非、今心の問題がいろいろな面で叫ばれていますが、伊豆市のこういった自然をもとにした心の問題を育む意味でも、是非この虹の郷の運営については多少の負担はやむを得ないと。それより大事なものがあるということを考えていただきたいと、こんなふうに思います。

次に、経営の見通しは誠に厳しいということですが、是非広域的に考えて、これを積極的にお願いしたいと。なかなかかけ声だけではできませんので、これを具体化するかが今後の焦点だと思いますから、この点強く要望して、私の質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで木内議員の質問を終了いたします。

飯 田 宣 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に 15 番、飯田宣夫議員。

15 番（飯田宣夫君） 15 番、飯田宣夫です。

私は伊豆市のエコタウン構想につきまして市長にお伺いをいたします。循環型社会の形成に向けた新エネルギーの開発には国も積極的な推進を図っていますし、石油に代わるエネルギー源の開発も急務であります。静岡県も新エネルギー導入モデル地域、いわゆるエコタウン構想の指定地域として自然環境豊かなこの伊豆市に力を注いでいると伺っておりますので、以下の質問をいたします。

1 番、この構想の経過と現状について説明をお願いします。

2 番、大型風力・太陽光・少水力・バイオマスとこのバイオマスには木質とか食品廃棄物と、発電などの導入にはいろいろな選択肢があると思いますが、その方向性についてご説明ください。

3 番、三菱総研の資料によると天城地域で新エネルギーの集中導入により、エネルギー自給率 100%を目指すエコタウン構想を推進とありましたが、この件について市長の取り組む姿勢と決意についてお伺いをいたします。

よろしくお願いいいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員のエコタウン構想についてお答えいたします。

議員のおっしゃる構想は、平成 16 年度に静岡県が立ち上げた天城地域・新エネルギーの郷アクションプラン委員会の中で西天城高原の天城放牧場を中心としたエコタウン構想を策定するということだろうと思いますが、この構想を策定するためこの委員会では平成 16 年度に、伊豆・天城地域における新エネルギー導入可能性調査が実施されました。その結果、伊豆市

は風況の良い西天城高原での風力発電や、木材を有効活用できるバイオマスエネルギーの導入に適しているとの報告がなされています。

今後、静岡県や関係市町村、NPO、民間企業などで構成し組織するこの委員会では、エコタウン構想の策定を進めていくことになります。

次に、新エネルギー導入の選択肢についてのご質問ですが、伊豆市は自然が豊かであり、新エネルギー導入も多種多様なものが考えられると思います。また、導入の目的によっても景観に配慮した街路灯など、公園や歩道橋へ街路灯を設置したり、あるいは売電を目的とした大型風力発電装置の設置、里山管理などとリンクした木質バイオマスなども選択肢になると思われま。

先日6月3日には、静岡県の指導により天城放牧場に牛の排泄物と伊豆市内の生ごみ処理を併用したバイオマス発電モデル施設が竣工いたしました。平成16年度からは伊豆市でも県東部農林事務所と協力し、木質バイオマスの一つである木質ボイラー活用の調査実験が行われています。これらの状況を見ながら伊豆市に適合した新エネルギーの導入を促進したいと思ひます。

続きまして、自給率100%を目指すエコタウン構想ですが、議員がおっしゃる資料は伊豆天城地域における新エネルギー導入可能性調査の報告書のことと思ひます。報告書にもあるように伊豆市で自給率を高めるために有効とされているものが大型風力発電とされ、その中でも西天城高原に風力発電機を設置することが最適であると伺っております。これには国立公園、国有林、保安林との整合性があります。ご承知のとおり西天城高原は、新西伊豆町との境界でもありますので、西伊豆町と協力し、エネルギー自給率の高いエコタウン伊豆市を目指したいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問をお願いいたします。

ただいま市長の答弁の中にもありました、おそらくこれは三菱総研が出されている資料、これは市長もお持ちだと思ひますが、それによりますと風力発電が67%とか木質バイオマスが24%とか食品バイオマスが3%とかいろいろあって、そういったものを天城地域でやれた場合に106%のエネルギーの電力の需給が可能であるという報告であるというふうに思ひますけれども、要は確かに風力発電大変お金もかかりますし難しい問題も絡んできますし、メリットは観光地であるこの伊豆市においてやればそれも観光の目玉商品の一つには考えられるというようなこともあります。この新エネルギーは現状ではコスト高でなかなか採算がとりにくいというのが現状であります、やはり先ほど午前中にも市長がおっしゃっていたブリックス諸国のこういった台頭があると、この石油もろもろのエネルギー源の将来の見通しが大変厳しくなってきたということで、こういった新エネルギーの開発も急がなくてはならないというのは現実だと思ひわけです。そういった中で伊豆市の83%にも及ぶ森林を、

やはりいろんな意味で活用した木質バイオマス、この三菱総研の中でも24%の大きな比率を占めておりますが、これはやはり、森林資源の有効利用と自然環境の保護、森林との治山治水の保全活動を含めてこれをやっていくというようなことは、この伊豆市にとっては非常に大事なことじゃないかなというふうに考えるわけです。

当然、これはもう4、5年で目安がつくとかそういった話しではございません。もっと長いスパンの話でありまして、この木質バイオの資源としてこの伊豆市でいろいろなことが考えられるわけなんです。要するに、現実に伊豆市に植林されている椎茸の原木になるこのクヌギ、コナラ、里山にある雑木林とか放置された竹林、台風などによる倒木等、ヒノキ、スギ等の間伐木、椎茸の原木の処分木、いろいろなそういったものが出てくるわけですね、廃棄物として。そういったものを有効利用するということは当然これから考えていかなければならないし、その自然環境の保護と山林の整備ということを考えますと、やはりこれからはヒノキとかスギに頼るのではなくて、やはりもう少し落葉樹を植林していくということは非常に大事だと思います。このクヌギ、コナラ類は一応大体15年ぐらいの周期で伐採が可能だということを考えますと、長い眼で見ますとこの新しい伊豆市における産業の創出にもなりますし、新しい雇用の場が生まれてくるという可能性が大いにあるわけです。是非、この点につきまして、今現在は委員会が設置されてこのエコタウン構想を練られておりますけれども、もっと現実的なものにするために私は早くプロジェクトチームみたいなものを、官民一体となったものをつくって取り組まないと、これはもう非常に年数のかかる話しですので、一日でも早くスタートすれば木も育つわけですので、そういったことを是非実行していただきたいというふうに思います。

これは計算上は伊豆地区の50%位の山林に手をつけなければならないというような、大変な仕事になると思いますが、それは逆に新しい産業の創出に繋がっていくというふうに思います。1点だけ、そういった決意で望んでいただきたいということを市長がやりましょうと一言、言っていただければ、私の質問はそれで終わりにしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。エコタウン構想の中でただいま議員がおっしゃられたバイオ木質と生ごみ廃棄物ですね、それからその他に風力、それからソーラーなどありますけれども、なかなか単独で考えるとペイしないというのが現実のようでございます。風力あたりも相当いわゆるNEDO、新エネルギー開発機構の補助金をもらって、そして建設して、起債も加えて建設して、20年とか30年経たないと元がとれないというように言われています。

しかしこれは、将来のことを考えるとやっぱり少しずつではありますけれども進めていくべきであると私は考えております。特にこの地域は先ほど申し上げましたように、西天城高原では風の状況がいいですし、観光資源にもなりうるんじゃないかと。あそこの放牧場を見ながらですね、ハイキングしていただいて、風力発電が回っているということで、大変観光

の名所になりうるんじゃないかと、そんなことを考えておりますし、またもう一つは、この地域は雪が少ないところですよ。したがってソーラー発電には北の方の積雪があるところから比べると向いているんじゃないかと思えます。

しかし、なかなかペイするまでにはそれなりの投資が必要だとのことで、いろいろな方策を国の援助を頂いてやっていかなければいかん。ただ一番問題は、風力については国立公園とか保安林、先ほど申しましたそういう規制がございます。規制緩和をやらなければいけないということ。それから木質バイオマスについては、その中ではまだ効率がどちらかというところと悪い方の部類にはいっているようです。

しかし、研究しながら気長にやっていく必要があると私は思っております。お答えになったかどうかはわかりませんが、やる気のあるところを汲んで頂きたいと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで飯田宣夫議員の質問を終了いたします。

飯 田 正 志 君

議長（遠藤正寿君） 次に9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 私は次の3点について、教育長ならびに市長に質問をいたします。

1番目、義務教育における学区制のあり方について。現在小中学校とも学区制が引かれています。この学区制の意義と現実的に問題がないのか、実際に通学している児童生徒や父兄の中には現在の学校よりも違う学校へ通学した方が距離的にも近いし、安全性等を考えたらどの学校を選んだらいいのかを自分たちで決めたいと思っている家庭も多いと思えます。子供も中には人数の多い学校で自分の力を試したいと考えている子もいれば、のんびりと田舎の学校で自分のやりたいことに没頭したいと考える子、そうでない子、いろいろな子供がいると思えます。そのような子供たちに学校の選択の自由を与えてもいいと思えますが、教育長はどのようにお考えになるのかをお聞きしたい。

2番目、個人情報保護について。本年4月、個人情報保護法が全面施行されました。そこでプライバシーの問題がクローズアップされてきましたが、どこまでが保護されどこまでなら許されるかが曖昧で非常に分かりにくい問題だろうと思えます。条文では生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、他の情報と容易に照合ができそれにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むとされています。

そこで例えば私人公人の区別や公務員のプライバシーと個人のプライバシーなどについての線引きはどのように考えているのか、お聞きしたい。

それと、この法律には個人のプライバシーの保護と同時にこれらの情報を取扱う事業者の安全管理が必要だと思えますが、市としてどのような管理をしているのかお聞きしたい。

今、電話帳にも自分の名前を載せない人がいることはご承知だろうと思えます。一般の人

についてみれば住所も名前も電話番号も駄目だということになります。考えてみれば携帯電話の電話帳などは考えられません。そこでこれらのことを踏まえて考えたときに、役所として一般の人から聞かれたときにどのような対応をなさるのか、次にどこまでなら許されるのか、また、しなければならないのか、また、しても構わないのか。それと一般の民間人と公務員公人等の区別とそれらの対応についてお聞きしたい。

3番目、行政改革について。2007年には日本の人口は減少し始めると言われております。それでなくても人口減に見舞われている我が伊豆市では加速度的に人口が減少していくものと思われまます。合併によるメリットとして無駄をなくして効率のよい行政を行うことにより市民の財政的な負担を軽減することができると言われてきましたが、果たしてどこまでできるのかが疑問であります。

まず外部委託についての必要と効率性について、職員でできることまでが外部委託していないのか、職員がもっと積極的に仕事に取り組めないのか。

二つ目、公務員の仕事として内容と効率が比例するのか、これは一般的に比例しないと考えられますが、改善すべき事柄があると思えます。

三つ目、職員の数と仕事量となすべき仕事について。この問題も一般的に職員の数が多ければ住民サービスは向上すると思えますが、どこまでが行政でしなければならない仕事なのか把握しなければ結論が出ないと思えます。

四つ目、企業会計の内容と一般会計の違いについて。この問題ははっきりと市民に説明すべきだと思えます。

五つ目、仕事量と効率による給与の差別化。仕事ができてもできなくても年功序列で給与がある程度決まるというシステムの弊害と非効率さの是正が必要だと思えます。これらのことを踏まえて行財政改革についてどのように取り組んでいかれるのかお聞きしたい。

それと、無駄をなくすという意味で、最近世界的に流布しているもったいないの精神、これについてお聞きします。このもったいないについて市長はどのように感じておられるのか、またこの精神をどのように行政に取り組んでいかれるのかお聞きしたい。

以上です。

議長(遠藤正寿君) 早くて全部控えてないようですが、とりあえず教育長に1番目の質問。

教育長。

教育長(室野純司君) それでは第1点目の義務教育の置ける学区制のあり方について、お答えをいたします。当然、私も一部の保護者の中に学区の自由化を求めたいという考えがあることは承知しております。この理由として私の方に入っておりますのは二つございます。

一つは小規模でない学校に行かせたい。これが1点でございます。少なくとも大きい学校に行かせたい。2点目は、自分の学区の学校に部活動で入りたい学校、自分が入りたい部活動がある学校へ行きたい。この2点が主な理由だと私は捉えています。

学区制を撤廃することで、親としては子どもを行かせたい学校へ行かせることができる。

子どもも自分が行きたい学校を選択できるというメリットもございます。あるいは学区が自分の行きたい学校が荒れていたら、自分の子供はその学校に行かせたくない。こういう選択もできるわけです。学校の方針が合わなければ、学校を変えればいいわけですから、学校に対する苦情もなくなるかと、そんなふうにも正直言って考えております。

子供たちの個人のことを考えますと、私も学区の撤廃というのは全く間違った方策ではないというふうには認識しております。ただ、学区制の利点といたしまして前回の12月の議会でもお話を申し上げましたとおり、子育てというのは本来家庭だけで育てるものではない。地域社会、学校、そして家庭とこの三者が一体となって育てるのが子育てである。こういう利点を前回の議会でお話を申し上げました。ほかにもPTAの問題がございます。それから子供会の問題もあります。安全確保の問題も正直言ってございます。また、郷土愛を育てるという、こういう大切な利点も私はあるかというふうに思っております。

近隣の地区では議員も知っているとおり、沼津市で隣接学区、この中で学区の選択制を実施して、4月からですので2ヶ月ほどたちました。

この中ですね、実際の実情、私も先般沼津市に行って聞いてまいりました。それによりますと17年度だけはすべての学年で実施するということです。ただし18年度以降は新入生だけを対象とする。ですから、現在の小学校2年生でいいますと今年は隣接のところへ申請を出すことができるが、来年以降は今度中学へ入るときでないとは選択はできないということになっている制度でございます。

本年度4月での実質移動者というのは、沼津市児童生徒数1万7,000人、これが実数でございますけれども、そのうち新入生が75名、それから在校生66名。ですから全体の児童生徒数でいきますと0.8%、この子供たちが希望いたしました。実際に一度これを選択しましたら途中で変更はできません。要するに学区の学校へ戻ることができないというのが沼津市の制度でございます。先般新聞でも報道されていて、8割方がよかった、こういう認識をしております。ただし、その中で反対意見といいましょうか、その中で理由としては、こんな意見がございます。地域が生活の場である子供たちにとってこの制度はなじまない。こういう意見も出ています。もう一つはやはり特に子ども会、これが要するに自分の子供がどこに行ったらいいのかわからない。学区の子ども会に入るべきであるか、それとも自分が行っている学校の子ども会に入るか、こころ辺の選択で苦慮しているという保護者の意見もありました。中には、極端に言いますと学区へ戻してほしい、こういう意見もあったのも事実でございます。ただしそれはできないというのが実態でございます。

伊豆市では、現在指定校を変更することはあります。ただしこれ、条件があります。6項目であったか、7項目であったかの条件にあてはまる子供は指定校を変更できる。実際この条件で指定校を変更している子供たちは伊豆市で20人おります。ですから約3,000人の子供たちがいるとしますと、かなりの割合に、もう0.8%近くになってまいります。もう一つはですね、市外、要するに伊豆市外の子供たちの、この伊豆市の学校への、要するにこれは指

定校変更ではなくて、区域外就学になりますがこの子供たちというのが10名ほどおりますというのが実態でございます。

今後のことでございますけれども、できることならばアンケート調査も実施をして、要するに市民の方がどの程度この学区の自由化について考えているのか、どのような考えを持っているのか、あるいは本当に皆さんの強い要望なのか、それによって弊害というものをどのように考えているのか、こんなことも考えながら、あるいは条件の緩和、先ほどの指定校変更の条件緩和、こういういうものも視野に入れながら今後検討してまいりたい、そんなふうを考えております。

議長（遠藤正寿君） 次に、市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員の大きな2番目の個人情報保護についてのご質問にお答えいたします。

個人情報保護における私人と公人との区別や、公務員のプライバシーと個人のプライバシーとの線引きですが、伊豆市におきましては個人情報保護条例により保護すべき個人情報には私人と公人との区別や、公務員のプライバシーと個人のプライバシーの区別はしておりません。個人情報とはすべて個人に関する情報と理解しております。

しかしながら、例外としている場合がございます。それは個人から本人の個人情報の開示請求があった場合に、その本人以外の個人情報が公文書に含まれている場合は、非開示情報として取り扱いますが、その個人情報が公務員の職務遂行に関する情報である場合は、公務員の職名と氏名や職務遂行の内容にかかわる情報について開示することとしております。情報公開条例についても同様の取り扱いとなっております。このことは公務員の職務遂行に関する情報は、公務員個人に関する情報でもあるわけです。公務員の個人としての行動や生活にかかわる意味合いは含まれていないと理解しており、この公務員のプライバシーや個人生活に関する権利や利益が侵害されることになるとは考えられないこと、また、公務員の職務に関する説明責任を全うし、公正な市政を推進する必要があることから、非開示情報としての個人情報にはあたらないとするものであります。

ここで言います公務員とは、地方公務員法第2条に規定する公務員や、国家公務員等のごとでございます。また、地方公務員には一般職と特別職の公務員、議会の議員の皆さん、審議会等の附属機関の委員の方々を含んでおります。

しかしながら公務員の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等の情報は公務員の職務遂行に関する情報に当たるものではありませんし、開示されると公務員個人のプライバシーや個人生活にかかわる権利、利益が侵害される恐れがあることから、保護すべき個人情報として市民の方々の個人情報と同様に保護してまいります。

公務員の職務遂行に関する情報が公務員個人の情報かについては、それぞれの状況を考慮し慎重な取り扱いをしてまいります。

次に3点目の行財政改革についてでございますが、いくつか具体的に言われましたけれど

ちょっと全部メモできませんでした。

ご指摘のとおりですね、地方においても人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。また、国・地方問わず行財政を取り巻く環境は大変厳しい状況で、強力に改革を推進していかなければならない状況下にあると考えています。

当市におきまして、これまで積極的に行財政改革の推進に取り組んできたところでありますが、その進捗状況については、常に市民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、さらなる改革を進めていくことが必要であります。このような状況を踏まえ、まず最初に行うべきは新たな行政改革大綱の策定であります。そして、ご指摘の行財政施策の透明性を図るため、行政改革大綱に基づく集中改革プランを公表していきたいと考えております。

集中改革の考えの基本を事務事業の再編整理におき、定員管理の適正化を図り民間委託等の推進を積極的に進めたいと考えております。

さらに、今進めようとしている指定管理者制度についても拡大活用し、PFI事業の活用も十分研究していくつもりであります。こうした中から、人材育成も積極的に推進し、地方分権に対応できる伊豆市となるよう、行財政改革を推進する考えを持っております。

具体的にいくつか言われましたけれど、もしこのお答えで入ってないところがあったらお願いしたいと思いますし、最後にもったいないについてどうかという意見だけ。これはケニアの女性のノーベル賞受賞者ワンガリ・マータイさんがもったいないという日本語を聞いてこれを世界語にするというお考えのようでございます。多分ノーベル平和賞だったと私記憶していますが、このあいだ日本へもおいでになったということで、大変興味があるといいますが、素晴らしいなど。あらためて日本語の素晴らしさと、我々はこういうことに向かっていかなきゃいかんだろうと思っています。なお私は日本人というのは一番リサイクル、リユースのうまかった、過去形で言ったら失礼ですけど、うまかった国民だというふうに理解しています。江戸時代はまさにそういう時代だったと。最近、ややごみを捨てているということで、いかにして再利用するかということが重要だろうなと思っています。

議長（遠藤正寿君） 先ほど委託料とか職員の能力とかありましたけれど。その中で含めてお願いします。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志。教育長は予定通りの回答をいただきましてありがとうございます。この問題は単に通学の便利さとかそういう問題ではなくて、先ほど教育長も言われましたけれど、いじめにあたり先生と合わなかったりという時にエスケープする場所がすぐ見つかるということで、非常に私は撤廃した方がいいと思いますけれど。検討すると言われましたが、前向きに検討するのか後ろ向きに検討するのか。一言お願いします。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 検討する場合は後ろ向きの検討は私はないというふうに理解してお

ります。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 非常にわかりやすくありがとうございました。

続いて個人情報ですが、その線引きはいいですが、行政がこれらの情報を取り扱う事業者の安全管理が必要であると。その安全管理についての答弁がなかったものですから安全管理についてどのようなセキュリティーをしているのか、総務部長に答弁をよろしく願います。

議長（遠藤正寿君） 安全管理について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 先ほど言いましたように、伊豆市におきましては個人情報保護条例が全て適用になるということで、特に個人情報については私人も公人も区別なく公務員の全てのプライバシーと個人のプライバシー、これも区別はしておりません。当然その安全管理につきましても、これを委託する業者につきましても、個人それから私人、あと公人とこういうようなことも区別なく全て同じような安全に管理を取り扱うというようなことで進めてまいります。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） この個人情報は非常に難しく線引きが難しいものですから、これらの活用については慎重の上にも慎重にさせていただきたいということをおきます。

それから行財政改革ですが、先ほど言いましたように「もったいない」という言葉。私も非常に好きですけれども、よく役所は文書が非常に多いと。紙一枚でも環境を汚染するというようなこともありますので、なるべくメモできるものはメモして、差替えも直すとかして、なるべく少し紙一枚から節約をするということが、そういう精神が、この行財政改革の一步ではないかと思っております。なるべく書類は減らすように、電気もこまめに消すとかという、細かいことですが、そこから意識付けをするということが非常に大事だと思います。

もう一度その辺の決意を、市長、願います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。まさに飯田議員さんのおっしゃるとおりでございます。日本の某大会社はそういう細かいことの積み重ねで世界の企業になったと、私は認識しております。

したがって、伊豆市の庁内あるいは伊豆市全体がそういうことで、これが再利用できないか、どうしたら有効に使えるかということをもう一回考えて行きたいと思っておりますし、まさにこのクールビズですか、これも議員の皆さん、初日にご賛同いただきまして大変ありがたいと思っております。省エネ、省資源、再利用ということはさらに進めていくというふうに思っています。ご協力をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 率先垂範ということもあります。我々も先頭に立って、そういう節約をするということを議員としてもやらなければいけないと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終了いたします。

小 野 忠 宏 君

議長（遠藤正寿君） 次に、20番、小野忠宏議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野忠宏です。

去年の4月に合併しまして1年経過しました。1年以上が経過しました。行政当局、議会とも本当の意味の心の合併ですね、こういったことをしていかなければならないと思いますし、同時に財政をもっともっと強固にしていくということが重要な課題になってくるわけなんです。こういう観点にたって4つのことを質問をいたします。

一つは合併後の調整項目。合併を急ぐために合併協議会では多くの調整項目を未調整のまま合併をしました。1年たった今、どんな状況にあるか、特に職員給与の調整なんかはどうなっているかというようなことをお聞きしたいと思います。

二つ目、早期退職制度。合併の大きな目的は職員の削減ということにあるわけですが、3月議会で職員の削減ができたから予算を156億円まで圧縮できたという行政報告を市長から受けております。合併後1年余を経過した今、職員削減に向けて早期退職制度の規則化ということさらには検討していくべきと考えるわけなんです。市長のお考えはどんなでしょうか、お聞かせください。

三つ目、職員の評価制度。伊豆市の明日はいうなれば市職員の熱意、責任感、行動力等に大きく左右されます。人は皆平等に扱われなくてはならないわけなんです。平等とは何かという観点に立って、今、職員の評価制度を検討すべきときと思うわけなんです。市長のお考えはどうでしょうか。

四つ目、市有地、借地の有効活用。旧町におきまして、修善寺におきまして、ホテルみゆきの跡地を緊急自動車が容易な通行だとか、修善寺川の景観改良ということを主目的に買収しました。ところが方向違いに現在使われているように感じられます。これは大変残念なことです。合併後1年経過した今、伊豆市全体のその他の市有地ですね、いっぱいあります。それから借地もいっぱいあります。これの活用状況、将来構想について、お伺いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小野議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。全部で4つあったと思います。

まず合併後の調整項目についてお答えいたします。伊豆市が誕生するに当たりまして、旧

4町間で調整しなければならない項目について修善寺町外3町合併協議会で調整方針など基本的な項目事項について協議し、この結果を旧4町間で協定書として締結いたしました。

伊豆市としましては、合併から現在までこの協定書を基本に各担当部局で事務事業等の一元化を図っております。

ご質問のありました職員給与の件ですが、合併した旧4町は同じ給料表を使用していたことや、昇給基準などはほぼ類似している点などから大きな市と村の合併のときに生じるような給与格差は生じていない現状において、現在のところ給料については未調整のままとなっております。しかしながら、この格差をいつまでも継続していくわけにはいきませんので、基本方針を作成し協議の上、給与の格差をなくしていきたいと考えております。

続きまして、2点目の早期退職制度についてお答えいたします。行政は常に社会経済情勢、行政事情等に応じた能率的行政運営が要求されるところであります。このため合併における職員の削減計画は、合併協議会の協議の中でも10年間に110名の削減ということになっております。なお、職員の早期退職については人事の刷新をするための規定、伊豆市職員優遇退職に関する規定を定めております。また早期退職を促すため部長会議等で退職の申し出について周知をしております。今後早期退職制度の規定については、行政需要等勘案し検討していきたいと思っております。ただ、早くやめろということじゃなくて、本人の将来もやっぱり考えてやる必要もあると思っております。そういう新しい分野でやりたいということなら退職制度をして、そちらに進めるといようなことも考える必要あると思っております。ある年齢が来たから早くやめろというわけにはいかないと思っております。

続きまして、3番目の「職員の評価制度」についてお答えします。現在、当伊豆市では人事評価制度は導入しておりませんが、これからは地方分権時代に対応した人事評価システムを導入していかなければならないと考えております。職員のやる気を維持・向上させて、組織を活性化し、効率的な行政運営をしていくために、能力や実績に応じた人事評価システムと、その運用が必要であり、人事評価システムは、そのためには不可欠なものと思っております。

今後、この評価システムを導入するにあたり、その評定の客観性と信頼性を高めるために、評定者の研修等を行い、評価基準を公表し、評価結果を本人に開示することなどの方法で実施をしていきたいと考えております。

続きまして、第4点目の伊豆市の借地について、中伊豆庁舎敷地、あるいは庁舎駐車場、修善寺総合会館及び、その他の公共施設用地がありまして、これらにつきましては有効に活用できていると言えます。

しかし、市有地の中でも、行政財産以外の普通財産となりますと、まだ十分に把握はできておりませんが、山林が中心となり、現在の活用状況ということになりますと、一部、しいたけ原木林などに利用されておりますが、大部分は水源涵養、あるいは治山治水、環境保全といった利用方法であります。

その他、宅地等につきましては、公共事業の代替地用地を除くと、過去の経過がそれぞれ

ございますが、本来、市として保有するにはどうかというような土地もあります。

今後は、機会があれば、これらを適切に処分していきたいと考えております。

ちなみに、旧ホテルみゆき跡地につきましては、現在、温泉場のまちづくり委員会と、温泉場建設委員会が、道路事情、景観形成など、温泉地区のまちなみ改修について見直しをしております。

いずれにいたしましても、このみゆき跡地全体を当時の修善寺町が買収できなかったことが計画遅れの要因になっていると思われまます。現在の姿は、したがって仮のものであります。全体のまち並み改修の見直し案ができ次第、具体的に事業を計画をしていきたいと思っておりますので、それまでは観光駐車場として運営していく所存であります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問をさせていただきます。

1番目の合併の調整項目、これは計画どおりにいっているというようなことで説明がございましたので理解いたします。ただこの中で職員の給与というようなことで未調整と話しがございました。ひどい例なんですけれども、全く同じような人で片や15万円で片や23万円なんです。100万円でもって92万円と100万円だとそんなにたいしたことないんですが、そのような例もあるように噂で聞いているんです。このへんのことは、士気に影響することなのでしっかり調査して士気に影響がないように対処してやって欲しいなと望みます。これをもって1番目はこれで結構でございます。

2番目の方に関しては10年で110名。これは最初からわかっていることなんです、自然減だけに頼っていくということなんです、それだけでは本来はやっぱり積極的ではない。やはり積極策を、最初から組織を減らしてしまっ別々のやり方を考えると、この人たちには10年間だけこういうようなセクションを作って、10年間だけはこのセクションに置くぞと。その人たちに辞めてもらうということではないんです。順々入れ替わって行くんですが、10年たったそのセクションはなくなる。そういうことでって違うセクションは人数が減っただけでもって、どんどんできるように仕事をやらえてもらえるように努力していく。こんなようなことも色々考えられますので、そんなようなことを検討していただきたい。ということで、これに関しては検討するということで理解をしたいと思います。

3番目、職員の評価制度。これは人事評価は重要で不可欠で、導入するというような方向の回答として受け取りたいと思っております。そういう回答でございました。

4番目、これに関しては、合併して中伊豆、修善寺、天城、土肥とまたがっているわけなんです、個人会社、民間会社でもどこでも財産だとか目録をきちっと作ってどういう評価になっているかというようなことをきちっとやって、バランスシートと言いますか貸借対照表に載せて運営していく。こういうことをやりますね。そんなことでやっぱり行政も同じことだと思っておりますので、どこどこにどれだけの財産がこうあってという一覧表にしてですね、

きちっと一覧表、これは毎年のことですから重要だと思うんですよ。一覧表にもうなっていると。そういったものをね、やっぱりなんていうんですか、決算の概要だとかなんかそういうものがよくありましたね、旧町時代。そういうようなものの中にきちっと入れて、それで例えば借地料がここはどれだけ発生しているとか、人の名前だとかなんかは要りませんよね。借地料がどれくらい、何日でどのくらい発生している、こういうようなことまできちっとわかるようにした方がいいんじゃないかなと思います。それに関して、そこだけちょっとどうでしょうか。市長、総務部長、どちらでも結構です。

議長（遠藤正寿君） 4番に関して、市長。

市長（大城伸彦君） 市有財産の管理の方法についての再質問でございます。どういう状況になっているかということにつきまして、助役からお答えいたします。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それではお答えいたします。

まず市有財産の状況ですが、これは決算書におきまして一覧表が出ておりますし、毎年公表されているところでございます。

それから、給与の関係と退職の関係なんです。退職についても自然退職ということではなくて、毎回報告してございますが、希望退職をこの合併から2年間にわたって毎年っております。その結果41名の減員があったということも前にも報告してございますので、ご理解願いたいと思います。自然退職だけではございません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） よくわかりました。積極的に進んで行きましょう。お願いします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） はい。これで小野議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。14時20分に再開をいたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

磯 晴 雄 君

議長（遠藤正寿君） 次に12番、磯晴雄議員。

12番（磯 晴雄君） はい。12番、磯晴雄です。私は新市の発展のためについて、二つの問題をお伺いいたします。

一といたしまして、人口の増加対策についてお伺いいたします。新市の発展は人口の増加

が基になると思います。特に、生産年齢人口の増加は必須であります。新市になり1年が経過いたしました。この1年は、持ち寄り予算を執行することに追われ、また災害復興に方向転換を余儀なくされ、新市の方策を生み出せない状況だったと感じております。特に人口問題です。振り返ると新市のまちづくり計画の予測が大幅に後退したとも感じています。今、人口減少は全国的な問題であります。当伊豆市としてはどのような施策を持っているか、以下の項目等をお伺いいたします。

1といたしまして、人口増加対策はいかがか。地域の産業の活性化を含みます。

2といたしまして、少子化歯止めの対策は、最前、前議員のお話しも伺いましたけれど、括弧して嫁不足を含むとなっておりますのでお答えいただければと思っております。

3、住環境整備対策はいかがでしょうか。分譲、戸建、集合住宅等は、ということでございます。

それから二番目といたしまして、田方消防南署の建設計画についてお伺いいたします。市長は平成17年当初、2月です、施政方針の中で安全安心のまちづくりとして田方地区消防南署の建設のための用地の選定確保と明言していましたが、その後どのようなになっているのか、お伺いしたいと思います。噂によりますと既に行政が新火葬場付近に用地交渉を進めていると聞いていますが、事実ですか。早期に進めて問題はないのか、地域のバランス等を含めまして、既存施設では対応できないのか。

以上のことにつきましてお伺いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） ただいまの磯議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 磯議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口増加対策についてという大きな題目につきましてですが、これにつきましては先ほど内田議員さんからのご質問にもお答えいたしました。その中で1の括弧、人口増加対策は、地域産業の活性化を含む、ということになっています。現在伊豆市総合計画は本年度中を目標に策定しております。その中で将来人口を推計したところ、景気低迷の動向や近年の住民基本台帳人口の変化などから人口低下は平成22年で一千人の減少が推計されています。

人口減少の歯止め対策は地域活性化による雇用、にぎわいの創出、福祉等の少子化対策、住環境の整備等を総合的に行う必要があると考えています。地域活性化の面から人口増加させることを考えますと、住居等を探す方に伊豆市を選んでもらうためには雇用やにぎわいがあることなど、魅力のあるまちづくりが必要であります。

まず特産品の魅力作りといたしまして、山葵、椎茸を筆頭に大豆、黒米、弘法芋、白枇杷などの特産品開発、山葵、椎茸などの持つ機能性や効果を利用した山葵漬けの新たな展開や椎茸にみられる清助どんこのブランド化など、他地域の特産品との差別化を図る必要があります。また、地産地消を推進して、地元の安心できる生産物を地元で消費することで食の安

全性を確保し、消費者と生産者の相互理解が深められるものにしていきたいと思っております。

また合併した伊豆市について、農業、工業、商業、あるいは観光関係者等、異業種の方々との交流を積極的に行うことで、新たな特産品開発、販売範囲の拡大なども期待できるのではないかと考えております。

現在、地域財産である温泉や自然、歴史、伝統文化を活用し、癒しや健康、保養が提供できるウエルネス産業振興を推進しております。このウエルネス産業については、市民の健康づくり、宿泊施設、温泉施設の新たな魅力づくり、また新たな産業づくり、地域ブランド化の推進を目標としております。また、ウエルネスと同時にグリーンツーリズムの確立を目標にPR活動を行い、都市と体験交流人口の増加を目指しております。

市の表玄関口として修善寺駅周辺の商業まちづくりについては、市を活性化させる大きな柱であると考えており、4月には修善寺駅前のTMOを発足させ、平成18年度からは各種活性化事業を実施していきたいと考えております。

また、土肥港についても、今年7月14日にはエスパルスドリームフェリーが2隻体制、1艘増便されて2隻体制となり、海の玄関口としての役割が期待されているところであります。

さらに、平成23年ないし24年を目標に伊豆縦貫自動車天城北道路の竣工も予定されております。これらの交通体系を利用し国が進めるビジットジャパン構想による外国人観光客の増加、あるいは2年後の西暦2007年以降には、団塊の世代の方々が退職を迎えることなどから観光客の増加も期待できるものと思います。

このほか風力、ソーラー、バイオマス等の新エネルギーの研究を進めて、既に起きている環境問題に対応しながら、産業雇用の創出ができる事業としての期待をしております。

このように地域活性化の面では近年いわゆる環境、健康、交流をキーワードにこれら事業を総合的に推し進め、にぎわいの創出を行い、人口の減少を最小限に食い止め、目標人口を目指し推進していきたいと考えております。

次に、少子化の歯止め対策についてお答えいたします。まさにこここのところは内田議員と重複するわけですが、女性の生涯出生率が1.29人と過去最低となっております。また、核家族化や都市化等が進んだことにより、家庭での子育て機能が低下するなど子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。さらに地域社会においても、近所付き合いの希薄化などからその機能が低下しており子育てを孤立化させ、育児に不安を持つ親を増加させております。こうした少子化の流れを変え、次世代を担う子供たちの健全な成長を助けるべく、市では、次世代育成支援行動計画を平成16年に作成したところであります。

この中には、市民アンケート結果とともに、特定14事業の実施目標が盛り込まれており、主な事業内容は、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブ、一時保育事業、地域子育て支援センター事業、延長保育事業等となっております。これらの次世代育成支援事業を実施して行くことにより、子育てが少しでも楽になり、少子化に歯止めをかけたいと考え

ます。

未婚者の出会いの場に、多くの方が気軽に出席できるようなふれあいパーティーを実施して、カップルができるように努力したい。こんなふうを考えます。

3点目に住環境整備対策についてお答えいたします。伊豆市には多くの市営住宅があり、建築後20年を経過する住宅が約100戸あるため、毎年改修や補修事業を実施しているところでもあります。しかしながら入居者がおいでになって、同一時期にその改修等を実施することは必要ではあります、現実では実施できない状況にあります。また費用も多くかかるので大変苦慮しているところでもあります。なお、住宅造成事業では有料土地の確保が非常に困難であり、民間業者の努力によっているのが現状であります。

また、総合計画では10年間の目標人口を推計よりかなり多く見込んでおり、地域産業の活性化や少子化歯止め対策、住宅環境整備事業など、財政計画もあわせながら積極的に取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

続きまして、大きな二番の田方消防南署の建設計画についてお答えいたします。この田方消防南署の建設については過去の議会でもご質問があり、その都度お答えをしております。業務の多様化や出勤数の増加、特に救急が多くなっております。合理化等により平成14年3月には函南町・菰山町管内に北消防署、15年4月には大仁町・伊豆長岡町管内に田方中消防署、それぞれ従来の支所を廃し、統合され運営がなされてきております。本市においても修善寺地区・中伊豆地区・天城湯ヶ島地区の各支所を廃止し、田方南消防署として整理統合されるということが田方地区消防組合議会において決定されているところであります。

用地につきましては、消防自動車が交差できるような道路に隣接し、現修善寺支所により近い土地を選定したいと思っております。まだ火葬場計画のところにつくるという決定はしておりません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） まず最初に人口増加対策ということでお伺いしたいと思います。ご答弁いただきまして、従来のいろいろのお話しの中でまったく同じでありまして、もう少し踏み込んだいい答弁もあってもいいのかなという期待もありましたですけれど。これはやはり雇用の場を作らないと人口が増えないんじゃないかなというのが私の考え方です。

これはやはり既存の事業者の皆さんに規制緩和をしていただいて、もう少し雇用を増やすような努力をしていただかないと、なかなか人口が増えないなと。先ほどからありましたように、観光で食べる。あるいはいろんな異業種交流で食べる。あるいはそういうもので自然増を狙うという意向だろうと思えますけれど、いずれにいたしましても事業者をもう少し大事にしていだかないと人口増に繋がらないんじゃないかなと、こんなふうに思います。

その規制緩和でありますけれど、いろいろ考え方もあろうかと思えます。先ほどありました隔世の問題もわかりでありますけれど、やはり事業者が困るのはいろんな許認可をもって

土地利用が出たときに、みんなそういうものがはばかって一步も二歩も前へ出ないというのが現状だろうと思います。やはり事業者をもう少し大事にさせていただくことがいいのかなと、こんなふうに思います。その辺の規制緩和、もしお話しいただければありがたいとこんなふうに思っております。

それから2番目の田方消防署の建設計画について、お話ですとまだ全然進んでないと、こういうことでございまして、噂で良かったなと、こんなふうに思っております。

つきまして、北署、中署というのができましたので、やがて南署ができるということは当然でございますけれど、既存の施設を十分に利用した方がいいのではないかな。やはり消防あるいは救急、やはり初期消火、初期出動というのが一番大事でありまして、やはり人口の集中したところへ置かれるのが一番いいのではないかなと、こんなふうに日ごろから考えております。既存の施設であります修善寺支署と言いますか修善寺消防署と言うんでしょうか、鮎見橋といういい橋ができて、この体制を見る限り場所的には現状維持でもいいのかな、あるいは最前からありますように非常に厳しい財政状況の中で新規投資をしてもいいのかなと、こんな不安もよぎるわけでございます。

いずれにいたしましても時間がかかるお話しだろうと思いますから、十分ご検討いただきまして前へ進んでいただければと、このように思います。

4月に土肥消防署が完成いたしまして、土肥分所ということのようでございますけれど、やはりよかったなと実はそんなふうに思います。そのバランスからみますと現状のところが一番いいような気がいたしまして、いずれにいたしましても今後の検討を期待するところでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まず人口増加策について、雇用を増やすということは全く同感でございますが、さて具体的にどういう雇用が増えるのかなと。先ほど申し上げましたように、一次産業、なかなか耕地が少ないので一次産業もなかなか大変だなと。二次産業、製造業は特に街道筋に出るまでに30分、40分時間がかかります。それだけ燃料代、お金がかかります。そういうハンディを背負っている中でできる製造業。伊豆市内にも製造をおやりになっている業者さんいますけれども、大変頑張っていていただいていると思っております。なかなかビッグカンパニーがこちらへ工場を建てるなんていうのは、ちょっと今の時代では大変難しいと、そんなふうに思っています。

どうしても3番目の観光業といいますか、サービス業っていいですか、そういうところがこの伊豆地域の資源を利用した産業になってくるんだらうと、そんなふうに思っています。

それからもう一つはですね、大変新幹線等は便利になりまして、東京はやや通勤圏になりつつあるというようなことから、それを逆に利用できないかなというようなことを考えてお

りますが、いずれにいたしましても伊豆市で育った若者が都会へ行って帰ってこないということを、なんとか歯止めをかけなければいかんと思っております。それには一にも二にもそういう働き場所だろうと思います。是非、皆さんも伝手があったら教えていただいて、そういう方がやろうということなら、協力したいと思います。これも当然法律がありますからできる範囲でございます。

それから事業者をもう少し大事にする許認可等ということですが、これもやはり国の法の中で我々も動ける範囲、地方自治体が動ける範囲というのは当然制約がございます。その中でできる限りということになると思います。

それから大きな二番の田方消防南署。田方消防は地名を言わないんだそうです。ですから土肥出張所ではなくて田方消防中署の西出張所と。北、中、今度、我々の伊豆市の中にあるのは南署という仮称がついております。それで場所ですが、田方消防は既に決定していますので、伊豆市を、早く土地を提供せよと迫ってきております。なんとか土地を見つけたいと思っておりますが、先般来ご質問いただいております中で、今現在、火葬場の建設用地の調整を日向地区、あるいは梶山地区のご協力、あるいは地権者のご協力を得ながら進めているところでございます。2番目がですね、私はやはり同時進行できればいいんですけど、いわゆるごみ処理の広域でやる場所を見つけなきゃいかんと。3番目が私の胸の中では田方消防南署かなと。何とか今のところで手狭でありますけれど南署は機能していますので、そんな順番になるのかなと。一度に全部同時に進行して同時にうまくいけば、こんなハッピーなことはないんですけども。どこかで反対運動等が起きると、全部が一度に駄目になってしまう恐れもあるということで、用地の問題ですからやや慎重に順位立てております。

おっしゃるように田方消防からは早く土地を提供せよと、今月末ぐらいと切られてますけども、そのようなことでいきたいと。ちょっと伸びますけれども、田方消防の方針に従って行きたいと。議員おっしゃるように今のところあたりで地権者と地域の方々がご了解いただければね、これが一番いいのかなと思っていますが。田方消防に言わせると、今のところですと二つ問題がある。一つは手狭だと。もう一つはあそこへ建てるにはいったんその仮署をつくって、また建てて、また戻らなければならない。2回引越ししなければならないから、その引越し最中に火災や発災があったときに対応ができないと、そういう説明を頂いております。なるほどなと思っておりますが、近くにいい用地が見つければいいなと。近くにということが今の消防署のところなのか、あるいは火葬場のところまで含めるかまだ絞り込んでおりませんのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） それでは最後の質問をさせていただきます。今手元に伊豆市総合計画策定経過資料というのをいただきました。大半思っていることが入っているかなと感じはありますので、今後順序よく人口増加対策並びに南署の建設計画を進めていただくようにお

お願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（遠藤正寿君） これで磯議員の質問を終わります。

杉山 美 央 君

議長（遠藤正寿君） 次に14番、杉山美央議員。

14番（杉山美央君） 14番、杉山美央です。6月定例議会の一般質問を通告書にしたがい質問させていただきます。

初めに、市の産業祭についてですが、去年は合併第1回目として、天城ドームで伊豆市を統一して一箇所で実施されました。私も参加させていただき、伊豆市は一つというテーマでは大変よかったと感じましたが、広い伊豆市のイベントとしてはどうかなどの思いもしました。

産業祭とは考え方によりますと、地域産業のPRと掘り起こしの事業だと考えれば、複数の特色を持ったミニ産業祭を開催してお互いに研鑽し合うのも一案だと思われます。また、諸事情で1カ所開催がベターであるなら、地区を移動する方法もあると思われますが、市当局の去年の総括と本年度の計画について伺います。

次に、市内ボランティアの活動状況と支援についてですが、小中学生のボランティア活動を含め、市内には数多くのボランティア団体があります。手弁当で奉仕作業に汗を流している多くの人たちを目にすると感動すら覚えます。市の職員も個人参加で多くの人たちが作業に参加していただいておりますが、当局は現状をどのように把握されているのでしょうか。また、ボランティア団体に対しての支援はどのようになっていますか。一般市民にもっともっと広報していただく必要があると思われます。それによって、より多くの人たちが参加してくれる。また、参加できない人たちが奉仕の心を認識してもらうだけでも、素晴らしいことだと考えます。市民自らが汗を流す、協働の精神が旺盛なまちづくりに向かって行政当局の積極的な取り組みを希望し、所見を伺います。

次の質問ですが、先ほどの小野議員よりの質問にもございまして、市有地等の活動状況や考え方についてはご答弁を伺いました。私は少し違う角度から市有地の、特に遊休地の有効利用について質問させていただきます。市の人口は高齢化とともに減少の傾向が顕著であります。これといって有効な手だてもなく先行きに不安が募ります。

人口の増加を考えたとき、地域の活性化も必要ですが人口を流入施策、特にニューファミリーといわれる若者家族の定住化を早急に進めるべきと考えます。ニューファミリーイコール低所得者ではありませんが、子育て等経済的にも大変な時期である人達が戸建住宅の供給ができたらと考え、市の保有している点在遊休地を、官民一体となって企画立案して借地分譲等を行えないか、早急に検討すべきと思われます。遊休市有地の処分が図られ、なお地元の業者に地元の木材を使っただき、地元商工業者の活性化や森林資源の有

効活用など、さまざまな相乗効果が期待できると考えられます。

静岡県や静岡市はもとより、御殿場市や河津町でも既にいろいろな援助策を講じていると聞いております。伊豆市も促進施策として、何らかの支援補助制度の創設が躍進の起爆剤になると思われますが、市長の所見を伺います。

最後に、矢熊筏場線の整備についてお聞きいたします。昨年12月の議会で同路線について質問させていただきました。静岡県の基本的な考え方とともに、市としても合併協議の中で採択されたものであるから整備を計画したいとの答弁をいただきました。その前提として農道林道を市道に認定替えが必要だということでした。この事業は市道認定が第一歩であり、その上で県道59号線の路線変更等、県当局に要請していく事などが必要だと考えられます。できることなら天城北道路の完成と同時にアクセス道路として伊豆の横断道路の一部として完成することを夢見てお互いに全力投球をしたいと考えますが、市の意気込みとやる気を伺いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山弐央議員のご質問にお答えいたします。まず市の産業祭についてでございますが、昨年11月7日に伊豆市誕生記念祭ホリデーイン伊豆ということで従来各地で行われておりました産業祭収穫祭に変わるものとして実施いたしました。天城ドームを中心に行いました。各地区からシャトルバスの運行などにより、大勢の来場者がありました。

ご指摘のいくつかの地区でそれぞれに特色を持たせた形で開催するにしましても、実際に運営の主体、事務局等を明確にして行っていく必要があります。私は合併して伊豆市として一つになったことですので、市民が心をつなげて一同に会して交流する場として、市としては一つの場所で今後も続けて行きたいと考えております。

今年度の計画といたしましては、農林漁業を中心として検討を行い、11月20日に虹の郷での開催を計画しております。これは市有施設の活性化も考慮し、当日は市内各地から多数の来場者を期待するもので、紅葉のちょうど見ごろの季節でもあると思われ、虹の郷のよさを知っていただくチャンスではないかなと考えております。

続きまして2点目の市内ボランティアの活動状況と支援についてでございますが、伊豆市のボランティア活動につきましては社会福祉協議会に事務局があり、その取りまとめを行っているところであります。現在登録している団体は38団体、859名。また個人ボランティアは14名の方が登録しており、福祉を中心とした活動を続けております。団体には、社会福祉協議会から年額1万円の助成があり、中伊豆保健福祉センター内のボランティアビューローや修善寺のボランティアセンターを使用することができます。また、NPO法人としては7団体あり、森林ボランティア、福祉、文化財案内などの活動を続けております。

このほかにもボランティアとして地域で活動されている方は多数あると思われませんが、ボ

ランティア活動は地域社会の連帯感や相互に支え合う社会をつくる役割を持つとともに、議員ご指摘のように行政との協働により活力あるまちづくりにつながるものと考えます。伊豆市では平成 16 年度、17 年度で地域福祉計画を作成しているところであります。これは地域社会のさまざまな生活課題に地域住民自らが積極的に解決に向けて取り組む計画であります。少子高齢化や各家族化、女性の社会進出などにより住民の行政に対する要望も多様化している中で行政のみでは解決できない問題も多くなってきております。NPO やボランティア団体であれば多様な課題に柔軟に対応でき、きめ細かな住民のサービス提供が可能であると思われれます。また今後高齢者が増加する中で、高齢者の経験や知識を活用したボランティア活動を行うことは、新たな生きがいづくりも生まれるものと思われれます。今後ともボランティアの育成と支援に力を入れてまいります。ご協力をお願いいたします。

続きまして 3 点目の市の遊休土地の有効利用についてでございますが、まだ普通財産の管理が市として一元化されていませんので、どこにどのような遊休土地が存在するのか、十分に把握できていないというのが現状でございます。伊豆市でもウエルネス産業の育成や観光産業の活性化を図るとともに、人口の増加策あるいは少なくとも人口減少に歯止めをかける対策が必要であります。そのために、若者が定住しやすい環境を創出することであり、産業の育成と雇用の確保が重要であります。そしてますます進む高齢化社会における福祉産業やウエルネス産業に若者の雇用の場を結びつける必要があるかと思います。つまり、お年寄りを支える若者がいなければ伊豆市の将来は成り立っていかないのは周知の通りであります。

私は環境と安全なまちづくりとともに、若者がお年寄りを支える活力あるまちづくりを目指しております。市役所はもとより、市民や関係業界の方々が一丸となってこの問題に取り組むことが重要であると考えますので、市の振興策の一つとして担当課と検討をし、進めてまいりたいと思います。

続きまして 4 点目の矢熊筏場線の整備についてお答えいたします。矢熊筏場線については合併以前から天城北道路へのアクセス道路として同盟会等を通じて整備を要望してまいりました。しかしながら過去において農道あるいは林道として整備管理してきた経緯もあり、具体的な前進はまだありません。現在、そういう状況で至っておりますが、合併を機に基幹道路網の構築を検討する場合には優先度の高い路線であると考えております。

今後は市の一体化に資する重要路線としてとらえ、少しずつではありますが準備を進める所存であります。まず市道への認定替えが第一歩と考えております。このことについては、過去における調査結果を踏まえ路線の検討を進めながら事務調整を行い、調整がつき次第、認定作業を終了したいと考えております。その後の整備については議員ご指摘の県道とのからみ等もありますので、ご意見ご協力をいただきながら手だてを講じていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

14番(杉山羌央君) 14番、杉山です。いくつかの納得のいくご答弁をいただきましたが、二つほどお伺いをしてみたいと思います。

一つ目は、近年、隣国、中国等の急成長の余波で石油・鉄鋼はもとより輸入木材までが高騰を伝えられております。また別の見地からも、集成材によるシックハウス症候群の被害防止のためにも地元木材などの地産地消は大いに奨励すべきと考えます。低迷する地元商工業者のためにも、税収アップのためにも、ウエルネス事業推進のためにもと全てが伊豆市の活性化につながると思います。これにつきまして、再度意気込みなどを聞かせていただけたらと思います。

それから、最後に道路問題であります。県当局の合併優等生伊豆市に対する大変ありがたい行為によりまして、鮎見橋道路の延長拡幅や、期限は限られていますが合併支援事業の日向道路の改修拡幅、それに県道修善寺天城湯ヶ島線矢熊地区の拡幅改良への着手へと、伊豆市に大いなる協力を頂いております。このようなときですので、道路の認定替えは大変な作業かも知れませんが、処理上の手続きであって、工事執行のように多額の予算措置が必要ではありません。やる気があるか本気でやるかであります。関係者の熱意が実を結び、道路整備が完成されたとき、天城地区中伊豆地区がおよそ6キロほどで一つになる素晴らしさがあるわけでありまして、合併の大きな成果として市民にも感じてもらえる大事な事業だと思われれます。10年後の夢を見させていただけるとどうか、再度お伺いして私の質問を終わります。

以上です。

議長(遠藤正寿君) それでは市長。

市長(大城伸彦君) お答えいたします。

議員ご指摘のように中国等で原油や輸入木材が高騰しているということは逆に伊豆市にとっては追い風になってきたのかなと若干思っておりますが、まだまだ現在の時点で振り返りますとなかなか伊豆の用材が適正な価格で売れてないと現状でございます。従いまして、伊豆市でお宅を建てられる方はぜひ伊豆市の木材を使っていただきたいと思うわけですが、どうも最近の住宅を見ていると新建材というんですか、木材をあまり、私は専門でないものですからよくわかりませんが、使わないようなお宅の建てかたをされているので、ややその点で消費がどれだけ来るのかなと、そんなふうに思っておりますが、いずれやはり地産地消と言いますか地元の用材で住宅を建てるのが一番いいということ、私は時間がたつにつれて思うようになりました。是非皆さん方もそういう意味で協力をいただきたいと思っております。

2番目の矢熊筏場線のことについての再質問でございますが、これは合併の協議の中で一応矢熊筏場線の議題については採択されております。今後どのような状況になるか、議員おっしゃられるように書類上の問題だけということではありますが、もう少しやっぱり具体的なことを決めてやっていく必要があると思っております。その場合は是非、伊豆市の議員さん全体が一丸となってかかっていたら私は大変ありがたいと、そんなふうに思っております。

あと建設課長に細かい点を答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは建設課長。

建設課長（井邑政彦君） 建設課長の井邑です。ただいま市長の答弁につきまして、そのとおりで進めているわけなんですけれども、合併の支援事業の新市建設計画の中に盛り込まれておまして、今現在、県と関係機関と調整しながら、なるべく早い時期に事務の調整を行い、議会に認定をかけたいというように思っております。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問は終わります。

三 須 重 治 君

議長（遠藤正寿君） 次に22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。市長に3つの質問を伺います。よろしくお願いいたします。

最初に一般質問の改善について。一般質問の時間や回数について市長から提言がありました。その主旨はより充実した質疑応答にするための配慮だと理解いたします。私も一般質問は住民の声を行政に届ける意味でも大変重要な議員活動の一つだと考えています。そこで市長に伺います。議員の質問を受け、そこで市長はよりの確な答弁をとということで答弁書を作成していると思います。そして議員は答弁を聞き、必要に応じて再質問をしているのですが、質問が複数に及ぶともれなく答弁を聞き取ることは難しいものがあり、ややもすると的はずれの再質問にもなりかねません。より正確な質問になれば市長も答弁もしやすく、時間の短縮にも繋がると思います。そのために事前に答弁書をいただければと思いますが、市長の所見を伺います。

次に災害復旧について。昨年の台風の復旧工事が遅れ、田植えのできない水田や、道路も通行止めや片側通行の箇所がいくつもあります。その遅れの第一の理由は、建設業者が会社の能力以上の数を落札していることだと思います。指名の段階でチェックすべきだと思います。通常の公共工事と異なり災害復旧は緊急性を求めます。今後のためにも十分検討すべきと考えますが、市長の所見を伺います。

次に公共施設検討会の答申書の扱いについてお伺いいたします。市営施設検討会の答申が示され、市は検討会を開催、協議の結果さらに検討すべきと結論が出ず、議会と相談する方針を決めたと新聞が報じました。市長が政策決定のために諮問機関を設けることは大変結構なことだと思います。しかし、その答申書の扱いについては慎重を期して欲しかったと思います。

今回の対象施設は現状経営をしている施設です。第三者委託、売却、廃止といった文字が紙面を飾るとどのような影響が出るか、申すまでもありません。私も市内外の人たちから多くの質問を受けました。しかし、議会は何の説明も受けていませんで個人的な考えで対応しておりました。また、各施設で働いている方々へも大きな不安を与えたことも事実です。

どうして今の段階で新聞発表したのか伺います。また新聞で市長は、答申は市民の代表機

関であるため大方の意見が集約されていると思うと述べています。しかし、私がある委員にお会いしてお話を聞いたところによりますと、なぜ私が委員に指名されたかわからないが、施設を見てあなたの意見を言ってもらえれば結構だということだったのでお受けしたのであって、市民代表というような重い責任は負えないと申しましたが、まさにそのとおりだと思います。議会も市長が諮問機関をつくって答申を受けてから方針を示したいとまでは聞いていましたが、委員の選考基準や選考方針等は何も聞いておらず、今回の委員の皆様を市民代表と呼ぶには無理があると思いますし、委員各位にも重い責任がかかり精神的負担を心配します。施設検討会は冒頭申したとおり、市長が政策決定の参考にするために市長の判断で適任者と思われる方々を委員に指名したという解釈が望ましいと思いますが、所見をお伺いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの三須議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問にお答えいたします。

まず1番目の一般質問の改善についてのご質問にお答えいたします。議員お伺いのおとり、一般質問は市民の声を行政に届ける意味でも大変重要な議員活動の一環であることは言うまでもありません。ご質問の事前に答弁書の提出をということですが、答弁書は答弁する寸前まで何回も遂行して、そしてよりご理解いただけるようなお答えをしております。こんなふうにぐちゃぐちゃ一杯書いてあるわけです。したがって、出してからまた替えるということはまた疑義を生じるので、口頭による方法をもってお願いしているわけです。したがって周知自治体の動向を見きわめ、また上部官庁の指導もいただきながら将来に向かって検討課題としたいと考えますが、現時点におきましては答弁書の提出はご容赦いただきたいと、こんなふうに思います。

続きまして災害復旧についてのご質問ですが、災害復旧事業におきましては市民の皆様方にはご不自由、ご迷惑をおかけいたしました。県の護岸工事等の関係で復旧工事が遅れているところもございます。

ご指摘の業者の指名の問題でございますが、去年台風のさなか、防災計画に基づく応援申請を全ての土木業者にお願ひし、あるいは自発的に応援対応していただきまして、崩土除去や現場養生、土砂の搬出、土のう積み、風倒木や崩壊建物撤去等の緊急作業に出役していただきました。それには重機や人手、燃料と正確には算出できない経費もあったことと想像しております。また当時人手が足りず、業者間で他市町村の業者の応援を依頼したケースもあったと伺っております。このようなことから、緊急時の対応を把握している地元業者を指名したわけでございます。是非ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして市営施設運営委員会答申書の扱いについてのご質問にお答えいたします。この委員会を昨年11月5日に組織し、当日、当委員会に虹の郷及び3つの国民宿舎の管理運営について諮問をいたしました。その諮問したことにつきましては、各施設には支配人を通じそ

の旨を周知していたところでございます。結果として皆さん方も既にマスコミ等でご存知のとおりのお返事内容でありました。

委員会の設置は地方自治法第 138 条の 4 で審査、諮問または調査のための機関を置くことができることされており、条例第 137 号伊豆市営施設運営委員会条例により所掌事務である施設の運営に関し諮問したものであります。

ご質問にあります委員の選考基準や選考方法でございますが、特に選考基準は設けませんで、まず地域別、職種別、年齢別等、多方面に方針を検討し、各施設支配人等により推薦を受け審査選考したものでございます。特に年齢別の組み合わせにつきましては、これからの伊豆市を支える人たちの意見をくみ上げるべきと考え、20 歳から 40 歳の市民 8 名を選考いたしました。議員のご質問の中になぜ私が選考委員に選ばれたかわからないということですが、その方は逆に私は大変まじめな方だろうと思います。どなたに諮問委員になっていただいても、そのくらいのプレッシャーはかかるテーマだったなと私は感じております。したがってそういう中で委員会をやっていただき、それなりの諮問が出されたものと理解しているところでございます。

また今回の委員会を組織するに当たって、いわゆる消費者、利用者側の立場に立つサラリーマンや主婦等の人選にも配慮するとともに、女性委員も 12 名中 4 名といった構成で組織をさせていただきました。いずれにいたしましても、重い責任の認識の中、活発な意見のやり取りがあり、最終的にこのお返事ができ上がったと伺っておりますので、私としても議会及びマスコミへの発表や各施設、各地区への報告等は相当慎重に行ってきたつもりであります。

今後はこのお返事を踏まえて、方向を出していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22 番（三須重治君） それでは一般質問の改善についてですが、お返事についてはいろんな、ただいま申された理由で無理ということで結構ですが、折角市長の方からそういうひとつの文書をもって提言があった時点で議会側からはそれは無理ですという一往復のやりとりだけだったと思います。しかしやはりそういった中で市長と議運あたりがもう少し話し合っ、市長も改善策というものが自分の口からも文書一本で返ってくるということではなくて、やはりこれからもいろんな意味で話し合いというのが、本当に将来の伊豆市の基礎をつくる大事な時期だと思っておりますので、是非十分な話し合いの中から結果を求めていくことを、我々議会もそうですし、是非そんな方向で進めていただきたいと思います。これはお願いということで、お返事は結構です。

次に災害復旧ですが、災害にあったときに応急的にはやはり地元の業者の皆さん方がそれに対応していただかなければ、やはりいろんな機動力を考えた時に非常に住民としても困るわけですが、そんな意味で 22 号の台風の時でも地元の業者にも大変お世話になったということとは感謝しておりますが、しかし本復旧の工事というときになったら、やはり伊豆市やもっ

と広範囲になると思いますが、そういう中でやはり指名なりでも入札が行われていかないとおかしいじゃないかと。なんか今見ていますと最初緊急時に対応した、それがどちらかというつばつけのような形になって、言葉は確かに適当ではありませんが、地域で非常に業者が偏っている。そういうものを非常に僕は感じております。それは皆さん、どこの地域をどの業者が落札しているかということを見ればわかるわけですが、そういったものが少し疑問に感じるところがございます。やはりそういう業者が今現実、5つも6つも7つも取っていると、入札が終っても何時工事にかかるんだと、本当にそういうのを現実に僕ら見ておりますので、これらやはり緊急時の災害復旧にはやはり不適當ではないのかと。例えば指名の段階で、その業者の能力を判断した中で、やはりそこが2つ取ったから、3つ目はもう指名しないとか、やはりそういう指名側のそういった一つのさじ加減というのは当然あってしかるべきではないかと、そのように考えますがいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 1番目の答弁書については、ご意見ということで伺っておきます。

2番目の災害について、緊急事態はやむを得ないけれども、本復旧の時にはもう少し広い範囲から業者を示した方がいいんじゃないかというご質問でございます。本件につきましては入札の指名の件でございますので、業者を指名するのは市長は直接ございませんので総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは指名の方法につきましてでございますが、地域的にやはり地域の事情に明るいとということで、今回もそれぞれの地域で地域を4つに分けて、そこに詳しいということの基本にして、選定会議を行いました。しかしどこの業者がどこをとるということは基本でございません。従いまして、結果的に入札を行った結果、偏りが見られたわけでございますが、今後は一つの反省材料として考えていきたい。

いずれにいたしましても、地域の事情に明るいところから指名の会議を招集していただいたということでございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） それではその件は結構です。これから十分慎重にお願いします。

次に市営施設検討会の答申書の扱いですが、市長の答弁ですと十分配慮して新聞報道もしたという答弁でしたが、私の場合、近くに虹の郷があるものですから、そこでテナントあたりで働いている方であるとか、本当に驚いたというか、「虹の郷はどうなるのか」ということで、僕らもこういう立場上、いろんな人にそういうものを当然質問されます。されて当たり前ですけど、そういう本当にあれを見たときにこのまま潰してしまうのかとか、民営化になって私らどうなるのかとか、そういったものが非常に不安の声として伝わってきたわけです。

ですからそのあたり、僕は、市長が非常に慎重な対応で臨んだと答弁したわけですが、そ

のあたりどうかかと、自分では。ですからこれからまたいろんなこの部分、実際に指名されていくのか、公募によるのか、そういった形で指定管理者というものがいろいろな形で選ばれていくと思うわけですが、審議会等が設けられるような話も聞いておりますので、そのあたり本当にこれから進めていく中で、実際営業している施設を検討していくわけですので、是非慎重に対応していただきたいと、そんなふうをお願いするわけですが。もし私の意見に、いやそういうことではないよということがありましたらご答弁願います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 大変貴重なご意見、ありがとうございます。過去、修善寺町の議会においても虹の郷を始めとする一般質問が何回かございました。私になってからもあります。それ以前もたぶんあったのではないかと想像しております。その時のご意見ですと、虹の郷はこのままでいいのか、というご意見だったように私は理解しております。したがって、合併して三つの国民宿舎もほぼ同じような経過ではなかったのかなと思っております。伊豆市になってからも国民宿舎あるいは虹の郷についての一般質問がございました。したがって、三須議員さん始め皆さん方、このままではなかなかいかないんじゃないかというご理解、私もこのままでいけば大変楽なんです、やっぱり何か変えていかないと将来ますます大変なことになるんじゃないかということで、諮問にかけたわけでございます。

したがって、その結果についていろんな憶測が飛んでいることは、たぶんそういう状況になるかと思えます。特にその施設で働いている方、あるいは関係がある方、いろんな不安があると思えます。また、そういうことを乗り越えてですね、新しい方向を見出していけない限り、この観光を中心とする伊豆市の将来は非常に明るくない。こんなことを考えてお願いしているところであります。

国の方の行財政改革でも、痛みは伴うということで、これも伊豆市の行財政改革の中の痛みの一つかなと私は思っております。先ほど申し上げましたように、私が何もしないですぐバトンタッチしてですね、これでいいなら、そういうふうにしたいと思えますけれども、何とかやっぱり合併伊豆市が将来明るいものももてるようになれば、多少の痛みを伴うかもしれないけれど、それは乗り越えていかなければならない問題というふうに考えて諮問したわけでございます。そして、回答をもらったわけですが、これ4施設を十把一からげでどうするということではなくて、それぞれ一つ一つやっぱり特徴があると思えます。

おっしゃられるように指定管理者、あるいは委託、あるいは売却、あるいは閉鎖という、いくつかの案は当然出てくるわけです。その中で私も考えます。議員の皆さん方もぜひ考えて、伊豆市の将来にあるべき姿、5年後10年後に振り返ってみたら、あの時思い切ってやって良かったね、と言われるような施策をしたいと思えます。私もそういう意味ではある程度腹を括って取り掛かるつもりでございます。よろしくご理解を頂きたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） これで三須議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を15時40分といたします。それでは休憩をいたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時40分

鍵 山 堅 一 君

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に13番、鍵山堅一議員。

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山堅一です。

土肥中央林道県営半島基盤農道整備事業について市長にお伺いいたします。

1、現在の事業の進行状況について伺います。平成2年度県営農道として事業が採択されました。延長3,300メートル、総事業費4億2,000万円で着工しましたが、その後一部の地権者の協力が得られず、建設委員会や県の協力によって反対側より工事に着手してまいりましたが、その後、平成15年以後、工事が進んでいないようです。その後の進行状況について伺います。

2番目、将来事業計画と市としての対応について伺います。用地取得については路線の変更も考えられ、建設委員会では県にこのことを含めて陳情を行っているように聞いております。またこの17年2月に任期がきたこの建設委員会に、早期再開の要望が寄せられているようです。事業の将来計画と今後の再開についてどのように進めていくか伺います。

3番目、土肥中央農道建設委員会の存続について。事業推進のために選任されたこの建設委員には市としてどのように扱っていますか。また今後の進め方について伺います。

以上。

議長（遠藤正寿君） ただいまの鍵山議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鍵山議員の土肥中央農道県営半島基幹農道整備事業についてお答えいたします。

まず1点目の現在の事業の進捗状況でございますが、ご承知の通り、土肥中央農道の計画総延長は3,100メートルであり、地区を3分割して平成元年に 期地区の小土肥側を600メートルと、平成5年に 期地区の桜山側を1,000メートルが採択され、それぞれ完了しております。 期と 期地区の中間部分に位置するのが、残る 期地区の1,500メートルであります。この区間については、県が国に対して採択要望をしましたが、用地問題や急峻な地形で事業費が嵩むなどの理由から、採択されずに現在に至っております。

以上が現状の状況でございます。

2点目の、将来の事業計画と、市としての対応についてですが、土肥中央地区は、農道としては比較的高規格な基準で整備されており、大幅な規格やルートの見直しは難しいものと思われま。そのため、県は早期に事業化できる方策を、他事業として整備することを含め

て検討をしています。本事業は、県営事業として、直接県が実施しているため、市としましては、早期完了を目指し、多方面から県を支援していきたいと考えております。

3番目の建設委員会の存続についてですが、建設委員の方々には、期地区の建設にあたりご尽力いただきました。ありがとうございます。現在、事業が未採択の状態にあるため、建設委員会は活動しておりませんが、県の新規採択に向けた動きを注視しながら、事業が採択された際には、速やかに行動できるように組織を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） ただいまの市長の答弁では、少しは明るさが見えるのかなとこんなような感じをしてきたわけです。しかし、今まで協力してきた受益者の方々と、いろいろ地域住民、そういう人たちからこのまま未整備では困るこういうことなのでこの質問をしたわけですが、それに従い建設委員の方にも相当苦情が寄せられているこういうような事のようにです。市としても負担のかからない事業ですので、このまま中断されるようなことになっては困りますので、十分、今後検討をされましてこの事業が再開されることを信じ、また期待をして私の質問を終わります。答弁は結構です。

議長（遠藤正寿君） 市長の方から答弁があるようです。

市長。

市長（大城伸彦君） ご承知のように国県も財政が大変逼迫しているようでございまして、土肥地区に限らず道路とかこういう県営の整備については、ぜひ地元が一丸となって俺たちが逃げられないようにしてくれと、そういう発言を頂いたところです。我々が逃げられないようにしてやれば、やるしかありませんから、とそういうのをある県職からいただいております。ぜひこの土肥中央農道につきましてもですね、地元の皆さん、地権者の皆さんのご協力いただいて県を逃がさないように一緒になってがんばりたいと思います。

13番（鍵山堅一君） 再質問はしないということですが、今の市長の答弁がありましたので、我々も地域の皆さんと一生懸命この事業が再開されるよう努力していきたい。こう思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで鍵山議員の質問を終わります。

室 野 英 子 君

議長（遠藤正寿君） 次に8番、室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。

男女共同参画の視点から女性の登用について質問させていただきます。男女参画の視点から見た県内の状況を静岡人と人のデータブックですけれど、毎年新しいのが送られてくるん

ですけれども、この17年度、今年3月発行された県のこの人と人とのデータブックで調べてみますと、市町村における審議会等の委員の女性の登用状況は、国・県の目標数値30%のところ、県の平均は23.9%です。ところが伊豆市は県下第1位の54.8%であり、他に先駆けて進歩的な登用状況であると言えます。

それに反して、市町村における女性の役付職員の状況は、全県平均18.9%であり、30%を超えている蒲原町など7市町村ある中で、伊豆市は7.2%にすぎず、県下で下から7番目という数字になっています。このことについて市長の所見を伺いたいと思います。

また、16年度末現在、市町村における男女共同参画に関する計画の策定がなされていないのはどうしても伺います。

議長（遠藤正寿君） ただいまの室野議員の質問に対して答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員さんの男女共同参画の視点から女性の登用についてにお答えいたします。議員のご指摘のとおり、市役所の女性の役付職員は、結果として多くはないものと思っております。従いまして、本年度当初の人事異動につきまして、事務職の女性職員3人を新たに係長に昇進させ、また、幼稚園及び、保育園の職員についても、園長制度を実施していない6園に対し、管理職として女性の園長を6人置きました。今後も、男女雇用機会均等法や、男女共同参画社会などの趣旨を踏まえつつ、実力の発揮できる職員を、適材適所にて管理職として登用していく所存であります。

これについては男性だとか女性だとか言わないでやや能力適材適所でやらしていただきたいと思っております。結果としてそういう数字になればいいなと思っております。

「平成16年度男女共同参画関係施策推進状況、女性の公職参加状況」によると、平成16年4月1日現在では、係長以上の役付職員が7.2%でしたが、平成17年4月1日現在では、保育園園長を職員から登用するなど、役付職員は16.6%となっており、女性の登用への促進を図っておるところでございます。

続きまして、男女共同参画計画の件でございますが、旧修善寺町、旧土肥町の2町においては計画が策定済みでありましたが、旧天城湯ヶ島町、旧中伊豆町の2町では未策定であったため、4町合併事務すり合わせの中で、男女共同参画計画策定事業が合併補助金として該当することから、合併後に策定する方が効果的であるとの結論が出ました。

また、プランの策定状況でございますが、平成16年度には、静岡県立大学の犬塚教授をアドバイザーとして「伊豆市男女共同参画意識調査」を実施いたしまして、伊豆市の男女共同参画に対する意識の分析を行っており、平成17年度中にはプランの策定を目指しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） 私も普段こういう中におりまして自分が女性であることを忘れておりますので、あまりこういう質問をすることはあれなんですけれども、ちょっと考えまして、

一般生活においていくつかのことを、女性男性という立場を超えて考えてみますと、例えばごみ問題について申しますと、各家庭でもごみを出す人はほとんど主婦ですし、分別の責任者も女性ですし、アルミ缶を学校へ持って行く子供が少しごみの手伝いをするくらいだと思います。

また、福祉についても、高齢者に対し女性は家庭でお年寄りの食事を作ったり、介護の方法とか技術、介護用品の利用だとか施設の利用とか全て嫁であり老いた妻がしているのが現状だと思われます。家庭介護の精神的な悩みを持っているのもそういう人たちだと思います。

また児童福祉についても、若い母親たちが仕事をしながらの子育てで、緊急時の子育て支援を心から望んでおります。また現在の核家族において、家庭教育はほとんどの家で母親に任せられておりますし、このような現代の暮らし方をみると健康福祉部や市民環境部などにおいて女性の立場、母親としての経験や視点を活かすことが、より市民の気持ちに近い、今よりさらに血の通った温かい市政を築けるのではないかと考えております。

私の趣旨を汲んでいただいて、もう1歩進んだ女性の積極的な登用についての市長のお考えをお聞かせいただくことを再質問とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） はい、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

先ほどお答えしたことが全てでございまして、もう1歩進んだと、実際それぞれの家庭をもってですね、やはり役割分担というのはあるんじゃないかと思えます。まったくですね、たぶん月曜日が奥様のごみ出しをやられて、その次の時には旦那様がやられてという家庭もあるかと思えますけれども、そういう家庭の方がむしろ珍しくて、ごみ出しは奥様がやったら他の力仕事は男性がやるというようなことで、役割分担それぞれ家庭でおやりになっていると思えますので、そこまではなかなか行政としては入り込めないわけですが、やはり男女共同参画あるいはジェンダーフリーというようなことは、意識としては市としてはやっていかなければならない。しかしながら、大変、室野議員さんにはやや僭越かと思えますけれども、先ほどの県のデータのように数字合わせではなくて、結果としてそういうことになるのが一番望ましいと思っております。ぜひ伊豆市からもコンドリー・ライス長官のような方が出ていただければ、男女共同参画が進むんじゃないかなとこんなふうに思っています。

これはもう市長がどうこうというよりも、多くの方のご意見で進めることが一番妥当なところに落ち着くんじゃないかと私は思っております。一部ではジェンダーフリーについての教育に行き過ぎがあるとかないとか議論になっておりますが、この辺もですね、多くの議論の中で落ち着くべきところに落ち着くんじゃないかと、私はこんなふうに考えております。ぜひ、委員さんの方には、そういう場をたくさんつくっていただければと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで室野議員の質問を終了いたします。

杉 山 誠 君

議長（遠藤正寿君） 次に1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。通告に従い、一般質問をいたします。

まず最初に、市の文化芸術振興策について伺います。文化芸術は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育むもので、人間が人間らしく生きるための糧として、そして他者に共感する心を通じて、人と人とを結びつけ、相互に理解し尊重し合う土壌を提供するもので、共に生きる社会の基盤の形成を促すものとして、また質の高い経済活動の実現に資するものとして、さらに人間尊重の価値観に基づき、人類の真の発展へ貢献するものとして、さらには文化の交流を通じて各国、各民族が互いの文化を理解し尊重し、多様な文化を認め合うことにより、国境や言語、民族を越えて人々の心が結びつけられて世界平和の礎が築かれるものです。

このように心豊かな活力ある社会の形成にとって、極めて重要な意義を持つとされる文化芸術ですが、とかく経済発展が優先されがちな日本社会にあって、その役割に対する理解は低いものでありました。

平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、国では関係予算の大幅増額等、施策の拡充など大きく前進してまいりました。さらにこの基本法では、国の責務とともに、第4条において地方公共団体は基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると明記されております。これを受けて、例えば北海道苫小牧市においては、苫小牧市市民文化芸術振興条例を制定して総合的な施策の推進を図るための市民会議や振興基金の設置などを決めるなど、多くの自治体にその動きが広がってきています。静岡県においても、平成17年度の重点施策として、多彩な自己実現の機会づくりの中で魅力ある芸術文化づくりの推進として大きく5点を挙げ、その中で個性豊かな県民文化の振興と情報発信、地域文化振興支援事業等が計画されております。

基本法の制定から3年半が経過した今、伊豆市としてはどのようにとらえておいででしょうか。お伺いいたします。

さらに具体的内容についていくつかお伺いいたしますが、基本法の第9条にメディア芸術の振興として、国は映画・漫画・アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他必要な施策を講ずるものとする、とされております。

ここでいう国は、基本法35条に明記されておりますように、地方公共団体と置き換えてとらえることができると思うのですが、このメディア芸術の振興について、伊豆市と関わる事項として、想起いたしましたのは、フィルムコミッションの活動でございます。フィルムコミッションとは、映画や映像作品のロケーションをスムーズに進めるために設立された非営利団体のことであります。昨今伊豆半島においては、ロケ地として魅力に富んでいることを

背景に、伊豆再生のアイデアの一つとして機運が盛り上がりつつあります。4月から放送されているテレビドラマ「あいくるしい」では、伊豆市が舞台となり、市民の間でも明るい話題となっており、私の地元のドライブインもその重要な舞台となり、一躍有名になりました。地域活性化にも大きな役割を果たしているフィルムコミッションの活動ですが、まだまだ認知度が低いように思われます。

この基本法を踏まえ、行政としてどのようなかわり方が可能であるか、先々を見据えて検討することも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

さらに、これらのこととあわせて、市内には多くの文化芸術に携わっておられる方がいると伺っております。基本理念にうたわれておりますように、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されること、さらには国民がその居住する地域に関わらず、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創出することができるような環境の整備が図られることが明記されておりますが、地方の文化力を高める施策として、文化芸術活動に関する情報提供や、国や自治体などの支援策について相談のできる総合窓口の設置が伊豆市においても必要と考えますが、いかがなものでしょうか。お伺いいたします。

次に、学校教育における取り組みについてお伺いいたします。基本法第23条、青少年の文化芸術活動の充実及び第24条の学校教育における文化芸術活動の充実ということについてであります。第24条では学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等、文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体による学校における文化芸術活動に対する教育への支援、その他の必要な施策を講ずるものとする、とされております。子供時代に本物に触れることは、将来にわたる人間形成にとって大きな成果となることは間違いありません。一流の文化、芸術との出会いがどのように行われているかを含めて、伊豆市の学校教育における文化芸術活動の取り組みについてお伺いいたします。

次に、環境保全の増進と、環境教育の推進について質問をいたします。温室効果ガスの増加により、このまま地球温暖化が進むと生態系の崩壊、干ばつなどの激化、食糧生産への影響、洪水・高潮の頻発、熱帯病の増加など、さまざまな影響が予測されています。こうした大きな被害をもたらすおそれのある地球温暖化に対処するため、日本は京都議定書において温室効果ガス排出量の6%削減を約束しましたが、依然として増加傾向にあります。

温室効果ガス排出量の削減には地方自治体の率先した取り組みが欠かせません。伊豆市の新エネルギー導入計画については、先の飯田宣夫議員の質問に対し詳しくお答えをいただいたところですが、温暖化は環境破壊のように目に見えずに進行するため、さらに積極的な施策と市民レベルでの取り組みや意欲の増進が大切であると考えられます。公共施設の耐震化工事や、新築の際に太陽光発電や燃料電池を導入して、省エネと環境への問題意識の啓発を行う取り組みも必要と思いますが、いかがなものでしょうか。伺います。

さらに、子供のうちから自然と交流して、自然の大切さを身につけていくことが必要と思われませんが、学校教育における環境教育はどのようになされているのでしょうか。今後の取り組みとともに、ご答弁をお願いいたします。

さて、クリーンエネルギーの切り札として期待される燃料電池が世界に先駆けて家庭用として開発され、限定地域でのリース事業が始まっており、一般家庭に普及が目指されてきました。燃料電池の仕組みは、水素と酸素を化学反応させたときに発生する電気と廃熱を利用して発電と給湯を同時に行うというもので、エネルギー効率の良さとCO₂の排出が少ない優れたシステムで、価格面での課題が越えられればさらに普及が期待されています。既に実用化がされている太陽光発電はもちろん、この燃料電池や低公害車など、家庭や民間で取り組める新エネルギーの導入に対して、行政として何らかの支援ができないのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、AED・自動体外式除細動器の普及について質問いたします。AEDは縦横2、30センチ、重さ2、3キロのコンパクトな装置です。心臓停止の人の心電図を自動的に計測し、電気ショックが必要な心室細動の波形を感知すれば、音声で電気ショックのスイッチボタンを押すように知らせます。操作する人がボタンを押すと電気ショックを与え、心拍数が正常に戻るまで同じ動作を繰り返します。

電気ショックを与えるAEDの使用開始が1分遅れるごとに、命が助かるチャンスが7～8%ずつ失われ、10分後にはほとんどの人が死に至ると言われております。今の段階でこの心室除細動を除去して救命を行える器具はこれだけだそうであります。最初の数分間でAEDを使用して素早い除細動ができるかが生死を分けてしまいます。

現在、全国で年間2、3万人が心臓突然死で死亡しているとされていますが、これまでAEDを使ったのは医師や訓練を受けた救命救急士、航空機の客室乗務員に限られていたましたが、AEDの使用が一般にも認められたことによって自宅、学校、職場、たくさんの方が集まる公共の施設等への設置が求められるようになってきました。愛知万博会場にはAED100台が設置されており、これまで観客の心肺停止事案が3例あったがいずれも心肺蘇生が行われ、無事病院に運ばれたとのことでした。

これから水泳シーズンにも入ります。尊い人命を守るため、学校を含め人が多く集まる公共施設へのAED配備と講習会を実施すべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

以上、大きく三つの事柄について質問をさせていただきましたが、これらは皆、観光立志を目指す伊豆市にとって安心とやすらぎを内外の人にもたらず施策であると確信いたします。どうか明快なご答弁をよろしくをお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の質問に対して答弁をお願いします。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山誠議員のご質問にお答えいたします。大きく3つありまして、その内1番には答弁を求めるもの市長、教育長と1番、2番となっておりますが、やや教育長と

どう答えるか大変議論になりました。はっきり分けていただくと大変答やすいですけども。したがって1番の内の4番については教育長、それから2番については教育長に答えていただくことにしまして、後については私からお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、市の芸術振興についての基本的な考え方につきましては、すでに公布された基本法の基本理念のとおりでございます。私といたしましては、この芸術文化というのには造詣が余り深くないのでやや苦手でございます。基本理念は、この法の第2条に、8項目にわたってうたわれております。それは、文化芸術の活動を行なう者の自主性や創造性が十分に尊重されること 居住する地域にかかわらず、文化芸術の鑑賞や参加、文化芸術を創造できるような環境の整備を図ること 多様な文化芸術の保護や発展を図ること 地域の歴史、風土等を反映した、特色ある文化芸術の発展を図ることなどが市の基本的な考えであります。

さらには、この法案に対して「文化芸術の振興に関する施策の策定及び、実施にあたっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること」と衆議院及び、参議院文部科学委員会が附帯決議をしております。

また、基本法の中にうたわれている「地方団体の責務」を考慮いたしますと、できる限り努力をしたいと考えておりますが、これを見ますと、文化や芸術の概念の捉え方が難しく、基本法の中にも定義されておられません。この点について今後、検討する必要があると思えますし、これらはいずれも言うとおりにすると相当な財政出費が伴うんじゃないかと思ひまして、そういう点については国は言っていないので、さてどこまでできるのかなということでございます。その辺も行政がどこまで支援できるかということはあるかと思ひますし、それぞれの文化芸術について、いわゆる内部で予算の分捕り合いというようなことが起きてはこれが本当の芸術文化なのか、やや判らなくなってくるところでございます。

いずれにいたしましても芸術文化が振興しますことは良いことだろうと思ひますし、その道の方はそういう意味でがんばっていただきたいなと思ひます。

二つ目のフィルムコミッションの活動に対する支援策につきましては、現在静岡県内には6団体のフィルムコミッションが活動しており、伊豆地域では「FC伊豆」が各種のロケ等に対応しております。これにつきましては、今日欠席の森嶋議員さんが大変ご熱心のようにありますが、残念ながら今日は欠席でございます。

伊豆市では、観光商工課が主に窓口となって、ロケ地探しからエキストラの確保、ロケ現場の立会い等に協力しております。また、平成17年度は、FC伊豆の活動に対して、伊豆市観光協会とともに一部財政的支援も行っております。しかしながら、観光商工課が人的支援をどこまでするかということも大変議論の出るところだと思ひます。特にロケ現場などで立会いをやっていると職員は遊んでおると、そう見られる恐れもあるということもありますので、この辺は十分にコンセンサスを得たところでやりませんと、そういう問題も出て来るんじゃないかとそんなふうに思っております。

三つ目の総合窓口の設置につきましては、現在では、国や県におきまして、積極的に広報活動を行い、文化芸術活動の情報や支援策はインターネットで検索できるものであります。自主性や創造性を尊重することを考えれば、この形が望ましいと考えられます。市の施策については、広報やホームページの活用と共に、市職員がそれぞれの立場で、市の各種の支援策を勉強し、市民の相談に応じられるような職員になるべきであると考えております。なっている人と、なっていない人がいるんじゃないかと。芸術文化とは奥が深いので、考えようによっては楽です。考えようによっては大変難しくなると、そんなふうと考えております。

については教育長に答えていただきます。

続きまして、大きな2点目の「環境保全の増進と環境教育の推進について」のご質問にお答えいたします。まず、市における、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の排出量を減らす取組みの状況でございますが、地球温暖化対策推進法第21条の規定により、県及び各市町村は「事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の実施計画」を策定することが義務付けられていることから、本年度、市の公共施設等を対象に、この実行計画を策定し、今後、この計画に基づき省エネルギー等の温暖化対策に取り組んでまいります。何卒ご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

中で、まず一番目の「新エネルギー導入計画の進捗状況」についてでございますが、先の飯田宣夫議員のご質問でお答えしたとおりでございます。割愛させていただきたいと思えます。もし、ありましたら再質問でお願いしたいと思えます。

二つ目の公共施設に新エネルギーシステム。太陽光発電や燃料電池等を導入する考えについては、地球温暖化防止や市民の皆様の太陽光発電、燃料電池等の新エネルギーシステムをPRの点から公共施設に新エネルギーシステムを導入したいと考えております。今後、公共施設の新築あるいは改築等の際には、新エネルギーシステムの導入を検討をしたいと思えますが、やはりこれも一時的には、財政が絡むことでございます。そういうことを勘案しながらできるだけ地球温暖化、環境保護のためには推進したいと、そういうふうに思っております。

3番目は教育長に答えてもらいます。

の「家庭や民間企業での新エネルギー導入に対する補助の考えは」については、今、事業者及び、国民の一層の温暖化対策を促すためには、地方公共団体等が、自ら先進的・率先的な取組みを行うとともに、効率的に事業者や国民の取組みを促すことが必要とされている中で、地方公共団体等が行う、率先的取組みに対する国の補助制度はありますが、家庭や事業者が行う取組みへの補助につきましては、まだまだ整備が進んでいない状況にあると思えます。従いまして、市の補助制度につきましては、これら国・県補助制度の動向や、市の財政状況などを配慮しながら、今後も研究をしたいと思っております。これも一度に来ると財政負担になります。全体としては進められたらいいなと思えますが、その辺を勘案しながら進めたいと思えます。

それから大きな3番目のAED、いわゆる自動体外式除細動器の普及についてのご質問にお答えします。日本における病院外での心肺停止の発生件数は、年間2～3万件程度あると推計され、死因の上位に挙げられております。交通事故による死亡者数の数倍になると言われております。心肺停止は、いつどこで、どういう状態の方に、前兆なく起きるといことがほとんどであります。一昨年高円宮殿が倒れたのもこの心室細動だと伺っております。

このような事態を改善する為には、自動体外式除細動器AEDを使用し、心臓系に電氣的ショックを与えることが今唯一の手段とされておりますし、早い時間にやらないと蘇生しないというようなことでございます。これまで、AEDの使用は、医師のみに認められておりましたが、平成13年12月に、航空機内での客室乗務員に緊急措置として認められ、平成15年4月には救急救命士に、そして平成16年7月1日からは一般市民にも使用が認められました。

自治体での導入状況をみますと、平成17年2月に、全国に先駆けて岐阜県多治見市で導入を開始し、県内におきましても、本年10月から沼津市が市内のスポーツセンター・体育館・図書館等に9箇所、長泉町も5箇所設置を予定しているとのことでありま。田方地区消防におきましても、この6月、訓練用のAEDを6台導入し、まず署員への講習を行い、順次関係者に対し講習会を実施して行きたいとのことでありま。

このような状況を踏まえて、市といたしましてもこのAEDの導入、普及につきましては、人命救助に関わることでありますので、前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 教育長にお願いいたします。

教育長（室野純司君） それでは私の方から二つ。学校教育における文化芸術活動の取り組みと、学校教育における環境教育の現状と今後の取り組み、これについてお答え申し上げます。

人というのは、感動する体験を積み重ねて大人になります。あるいは失敗を乗り越えていく中で心が豊かに育つものであると。子供の成長には多様な文化環境というのは大切であると私もそう考えております。しかしながら現在の子供たちの置かれている文化環境というのは決して豊かなものとは言えないというふうに認識をしております。遊び体験や自然体験に変わってテレビゲームや携帯電話等への接触が年々増加する傾向にあり、虐待、不登校、引きこもり等のさまざまな現象も社会問題となっております。子供は大人の、そして社会の写絵と私は考えています。子供たちの環境は大人の生き方や社会のあり方への問題提起であるような気もいたします。私たちはこれまでの価値観を取り直し難しいことですが子供たちが豊かに育つ社会を構築していく必要を感じています。

このような中、議員が話されましたように2001年11月に文化芸術振興基本法が国会を通りました。同法の基本理念は先ほど市長が述べましたように文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であるとうたわれております。いろんなことを学校教育に押

しつけるのは私は一概に賛成はしないですけども、ただやはり、学校ではこの基本法を意識してではないと思いますけれども、子供たちの心を豊かにする活動は、それぞれの学校で取り組んでおります。

文化芸術と言いましても非常に広い分野にまたがっておりますので、簡単にお話しすることはできませんけれども、音楽あるいは演劇、歴史、美術、科学、職業、いろんな方面に渡って非常に多くの取り組みを学校ではしております。

その一例を申し上げさせていただきます。学校では地域で各種の文化活動されている方々を講師をお願いをして、授業や総合的な学習の時間などで多岐にわたる体験活動や学習活動を進めております。また、優れた文化の鑑賞として、伊豆市教育センターの幼児教育部は本年度、幼児期から豊かな完成を育てるために、プロの劇団を呼び幼稚園児に生きた本物の芸術に触れる機会を設けています。

この14日には市内の全部の学校ではございませんけれども、県の互助組合主催で天城地区の小学校5、6年生と中学生全員を対象に天城の温泉会館で津軽三味線スクールコンサートが実施されます。また先月29日には、土肥地区で伊東にあります伊豆フィルハーモニー管弦楽団のご好意を得まして、演奏会を開いていただき、土肥地区の大勢の子供たちが来てくれました。プロの劇団を招聘してたんぼぼ劇団とか観劇する学校もございます。

教育計画や予算の関係もありますけれども、それぞれの学校で工夫しながら、文化芸術に親しむ活動をしております。

議員がおっしゃった中で、一流の人達を呼んで、例えば演奏会を聴くとか、これはお金がかからないことでしたら、私どもも学校に言っておおいに呼べと、こう言えるわけですけども、やはり例えばたんぼぼ劇団あたりにしても、呼びますと、子供たちから1人いくらかのお金を取るようになります。そうすると、伊東市の伊豆フィルハーモニー管弦楽団のように無料でやっていただけますとね、私どもも子供たちに行けと言うことができるわけですけども、これが1回に100万円かかったり200万円かかったりということになりますと、そう簡単には呼べない。できるだけこれは、学校でも可能な範囲として、文化活動をやっていたとということをお願いをしております。

議員には具体的にどんな活動を期待しているのか、そんなご提言をいただければ、学校とも相談をしていきたいと考えております。

それから、二つ目の学校教育における環境教育の現状と今後の取り組み、これも非常に大きな問題でございます。環境というのは生物や人間の生活に關与する諸条件でございますので、例えば大気環境の問題もありますし、水環境のこともありますし、土壌のこともあります。自然環境もある。人口問題、食料、廃棄物、化学物質、資源、エネルギー、経済、非常にたいへんな分野にわたっているものでございます。これについて学校ではいったいどのように教育で取り組んでいるのかと言われても、実際に私が子供たちを指導しておりませんが、よくわかりませんが、私の知っている範囲でお答えをさせていただきたい。そんなふうに

思います。

学校教育の中では、児童生徒の発達段階において、すべての教育活動、これをとおして、自然保護だとか環境美化、あるいは環境保全等について理解を図るとともに、自然を大切に
する実践的な態度や心情を養うよう努めております。

平成元年ですけれど、指導要領改訂に際しまして、環境教育、環境学習の重要性にかんが
み、各教科等の内容に環境保全だとか、あるいは資源、エネルギー等に関する項目が大幅
に取り入れられました。その指導内容の充実が図られたということについて、現在はその要領
に基づいて、学校では指導しております。

具体的にちょっとお話を申し上げます。小学校低学年で言いますと、生活科では身近な自
然を観察したり、植物を育てることなどを通して環境教育の基礎づくりに大きく関わってい
ます。小学校中学年・高学年では、社会科で地域のごみ処理場や水処理場の見学等の体験を
通し、地域や国土の様子について理解できるようにし、環境の保全と資源の重要性への関心
を深めます。理科では動物や植物の成長と環境の関わりを学習し、また、野外での地域の自
然に親しむ活動を取り入れ、自然保護に関心を持たせるように努めます。そして、家庭科で
は環境の美化、ごみ処理など、快適な生活環境づくりを取り上げています。それから体育で
は、健康な生活の営みの学習をします。その他、道徳では自然の偉大さ、自然環境の大切さ
を感得できるようにし、道徳的実践力を育成することにしています。

そのほか、特別活動でもごみの分別の奨励だとか、節電・節水、あるいはごみを出さない
取り組み、こういう生活に密着した身近なところから環境教育に取り組んでいるというこ
とができます。もちろん、総合的な学習の時間では、個々の子供によって取り上げ方は違いま
すけれども、例えば狩野川をきれいにして生物を増やすにはというようなテーマを自分で与
えて、調査研究をする子供たちも出てきております。もちろん中学校についても、同じよう
にいろいろな分野で環境問題について取り扱っております。

一般的な環境問題への取り組みということでお話を申し上げました。

ただ前段、地球温暖化を防止するために二酸化炭素の排出量を減らす取り組みについてと
いうことの3番になっておりますので、ちょっとそのへんについては、具体的に地球温暖化
防止のための小・中学生の取り組みとなりますと、これはちょっと、小中学生取り組みとし
ては大きな問題すぎるのではないかと。ただ、子供たちによっては森林ボランティアに参加し
たり、あるいは小学生のように緑の少年活動をとおして、こういう地球温暖化に対する意識
を深めたり、そのような内容で子供たちが勉強しているということでご理解いただければ大
変ありがたいかなと。地球温暖化防止のために子供たちにこんな教育をしるよという良いご
提案がありましたら、また教育委員会へ教えていただければと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 市長は、文化芸術は苦手とおっしゃいましたけれど、私も得意ではあ

りません。ただ、今の社会をみますと、心の荒廃が叫ばれて、すさんだ事件が起きております。このような中で、文化芸術の、冒頭申し上げましたような役割を少しでも普及していけたらと思い、今日の質問をいたしました。

市の取り組み方については、基本法の精神を踏まえて市長がしっかりと捉えてくださっております。

2番目のメディア芸術の振興に関しましても、さまざまな支援をされているということで、私は最近の話題から取り上げてみました。

3番目なんですけれども、情報提供、このことについてですが、インターネットその他、公といいますか、それぞれの自主性に基づいた組織ということだと思っておりますけれども、今求められているのは、文化芸術に携わる方たちの、市長も答弁の中で申されましたけれども、好きな方がやればよいというような考え方が広く社会に広がっておりまして、その認知度が非常に低いものがありまして、社会を良くするために文化芸術を振興しようという基本理念から捉えますと、行政的な支援、それらの方々が活動しやすいような体制づくりをとってあげることが必要ではないかと思ひまして、もう一步、そのへんのお考えがいかがなものか、再質問いたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

文化活動、文化芸術活動に関する情報提供や支援策についてということですが、市内の文化活動をやっておられるグループあるいは個人の方がおいでになるように思います。ただ、現状においては、財政的な援助ということよりも、場所の提供とか、その他、どういう支援ができますでしょうか。物的、心的なご援助はできるだけやれると思います。財政的な支援をするとその審査にですね、また手間ひまがかかるというようなことになりますので、その辺は慎重にすべきだろうと思っております。

先般も土肥の芸術の方が後援をしてくれというようなことで、教育委員会と相談しまして、後援と入れるだけでいいんだということで、それは喜んでさせてもらいました。そんな状況でございます。

それから、毎年自転車振興会の援助で、総合会館でクラシックコンサートをやっております。都会で聞いたら1桁ぐらい高いチケットになるんじゃないかと思ひますけれども、1,000円か1,500円ぐらいでいわゆる都会のクラシックのコンサートを聴けますので、そういうこともやっておりますので、そのなかからチョイスしていただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、この伊豆市というのは自然環境にたいへん恵まれておりますし、歴史もあるところでございます。住民の皆さん、あるいは若い人たちが生きる感動を持つということが、僕は一番大事じゃないかと思ひます。それについてのチョイスというのはそれぞれあると思ひます。

先ほど教育長が申し上げましたように、音楽とか絵画とかその他歴史とかですね、今芸術

といわれるものはジャンルが広いわけですね。それを全部網羅できませんけれども、そういうものにできる限りの支援をしたいと、法に従った範囲でやっていきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） ありがとうございます。

もとより財政的な支援はあまり求めるのは無理かと思っておりますので、そういった意味で体制づくりを努力していただきたいと思います。

次に、学校教育における文化芸術活動の取り組みなんですけれども、教育長、さまざまな取り組みを紹介していただきまして、私も心強く思っております。その中で、地域の中でプロと言われる方々、その方たちに講演とかお願いする場合のお礼なんですけれども、なにぶんボランティア的なものが多いんじゃないかと思うんですけれども、そのへんいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 基本的にはボランティアでお願いしてございます。ただ、まったくのボランティアでは少し気の毒だということで、学校ではせいぜい3,000円の図書券を差し上げたりすることもございます。例えば、年間を通してですね、来ていただくという講師の方もいますけれど、その方でせいぜい年間で3,000円の図書券ぐらいでしょうか、ほとんど謝礼というのは考えないでやっていますし、また来てくれる方もそれで了解をしていただいています。

議長（遠藤正寿君） 1番の質問は3回終わりましたので、2番をお願いします。

1番（杉山 誠君） 最初の1番については、始終ご説明がありましたので、納得いたしました。

公共施設に新エネルギーを導入する計画、これも大いに期待しております。

それから、家庭や企業での新エネルギー導入に対する補助の考えなんですけれども、国の支援策というのは、あくまでも自治体の施策に対する支援だと伺っておりますけれども、その自治体の考え方、捉え方の問題だと思うんですけれども、市を挙げて一般市民に普及させようという場合には、自治体として一括した補助金を受けることは可能でしょうか。お伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） すみません、質問の内容が、国とか県から自治体が一括してということですか。

1番（杉山 誠君） はい。普及させるということで、例えばソーラーを何百台、自治体が購入して、それを市民に配布するとか、そういうような、現実的ではないかもしれませんが、ちょっとお伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、市民環境部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほど市長の方も答えているとおり、これから研究していきたいと、このように考えているところでございますが、一例をあげますと、先ほど出ました燃料電池だとかそういうものにつきましては、確かに学校等への補助があるのでございます。こういうものは、いわゆる電池そのものを置くというわけではなくて、高ジェネレーションシステムという、そういうシステムを構築する学校に置くというようなことで、これは地方公共団体が受けまして、公立学校に設置をしていくと、こういうのが一つの事例でございますので、こういうことでやるならばいいわけですが、今のようなお質問の市民に、ということ、今考えてはいないということであると思っております。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） わかりました。

それでは、教育長に伺います。環境教育のお話で、教育長、たいへん私も感動するような素晴らしい取り組みをされていることを伺いました。それで、教育長が言われました、二酸化炭素の排出量を減らす取り組みを学校で、どういう意味なのかわからないと言われましたけれども、自然を大切に作るなかで、今の世の中の環境の状況というのは自然と教育の中で段階的に教わっていかれると思っておりますので、その中で、高学年になって、現在温暖化がどれほど進んでいるかということが、その中で取り入れて一緒に教育をされていくことが可能であると思っております。

具体的な細かい話はできないんですけれども、やはり自然を大切に作る心のなかから、そういった温暖化に対する取り組みも生まれてくると思っておりますので、そんな思いです。答弁は結構です。

最後になりますけれども、A E Dの普及なんですけれども、なかなか財政的な面もあり、すぐには無理かと思っておりますけれども、尊い命を救うための手段でありますので、ぜひ前向きなご検討をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日は議事の都合により、これにて終了、散会といたします。

次の本会議は明日14日、午前9時30分より、一般質問を再開いたします。本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 4時45分

平成17年第2回（6月）伊豆市議会定例会

（第3号 6月14日）

平成17年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成17年6月14日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(25名)

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員(1名)

5番 森嶋正太君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島兼長 支所務長課長	鍵山光男君

中伊豆支所長	佐藤 央一 君	総務部長	堀江 正身 君
市民環境部長	福室 恵治 君	健康福祉部長	内田 政廣 君
観光経済部長	鈴木 直道 君	建設課長	井邑 政彦 君
上下水道部長	水口 信夫 君	企業部長	渡邊 玉次 君
教育委員会 事務局長	山本 準次 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川 與志衛	局長補佐	森 修司
主 査	山下 正恵		

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

議長（遠藤正寿君） 本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

木村建一君

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 25番、木村。

4年前には聞かれなかった言葉に勝ち組・負け組という言葉がありますけれど、今政治に本当に求められているのは、住民の目線に立って一人ひとりの人間が大切にされる連帯の社会を築くことだと思います。

そういう立場からいくつかにわたって市長に質問いたします。

第1に、なぜ国民健康保険税を値上げするのかということについて質問いたします。

まず、歳出についてお尋ねします。国民健康保険税を10%程度値上げしないと、現在の国保税率では会計が危機的状況にあると言っておりますけれども、今後医療費がどのくらい増加すると予想しているから大変になるのか、お答え願いたいと思います。

歳出の方について、一般の国保に入っている市民と、退職の国保に入っている市民が、17年分として集める国保税及び今までの滞納分から集める国保税、それぞれいくりにしようとしているのか、お答え願いたいと思います。

また、10%値上げすることによって、国保加入者の生活実態をどう見ているのか、相互扶助だから自らの痛みとして耐えていただきたい、耐えるべきと考えているのでしょうか。

第2に、教育委員会から4月1日付けで遠距離通学費補助制度が新しくなりましたというお知らせが保護者に配布されましたが、その文書の中の制度の概要について、質問いたします。

第1に、新制度導入によって補助金の減少額を年度補正で緩和すると述べておりますけれ

ども、緩和しても保護者負担が多くなります。その保護者の方々に負担は低い方に調整することができますという合併の基本原則から見て、新制度をどう説明しますか。

第2に、実質負担の大きい遠距離通学の児童などに配慮とありますけれども、配慮とは辞典を引きますと、人のためにいろいろ気を遣うこととあります。気を遣ったが、負担が増える保護者は当然出るのが新制度であると理解していいのでしょうか。

第3に、自転車通学、徒歩、家族の送迎等、バス外通学にも定率だが補助対象にすると謳っておりますけれども、小学生・中学生それぞれ何キロ以上になるとこの新制度が適用されるのでしょうか。

第4に、今年度の補助額を計算するにあたって、去年にいくらの補助を受けたのかというバス定期券の購入実績を補助対象にしておりますけれども、病気で登校できなかった、またケガでバス通学できずに家族の車で学校へ送り迎えしたので、この期間は定期券を買わなかった場合は補助対象から外すのかどうか、お答え願いたいと思います。

遠距離通学費の大きなもう一つの点です。通学費補助制度を検討するにあたって、土肥町時代の問題についてお尋ねします。土肥町時代の通学費補助制度をどう見たのかということです。

第1に、小中学校の統廃合の条件として通学費は町が負担するという長い歴史がありましたけれども、伊豆市誕生という合併によって、終わらせてしまったことをどのように考えているのでしょうか。

第2に、八木沢・小池地区というのがありますけれども、そこから通学する生徒は、道路幅が狭くて徒歩通学は危険だからバス通学をなささいというのが学校の方針です。したがって、今までも町の補助基準に達してなくても補助をしてきました。この地区への対応を、新制度を検討するときに考えたのでしょうか。

第3に、補助対象をバスの定期代だけでなく回数券も補助対象にしておったわけですがけれども、回数券を今度の新制度、外しましたけれども、その理由は何でしょうか。

4点目に移ります。新設する地域振興課の仕事内容と支所長の権限について質問いたします。各支所の事業課は、その仕事内容を見ますと、それぞれ違いがあります。新設する地域振興課の仕事内容はどうなるのでしょうか。また、支所長に与えられている権限は何でしょうか。支所長の判断で決裁できることは何でしょうか。

第5に、中伊豆温水プールを、小学生が土曜日利用するのに、無料が有料化になることについて、質問します。土曜日有料化の理由として子供の利用が少なくなっていると言っておりますけれども、減ったらなぜ子供たちからお金を取るようにするのでしょうか。将来、プール利用が多くなればまた無料にするのでしょうか。そもそも、子供たちへの無料はどういう理由でスタートしたのかお答え願いたいと思います。

最後の質問、第6点目です。ゲートボール協会が主催する大会の施設の使用料、有料化について質問いたします。新市誕生と同時に、ゲートボール協会がゲートボール大会を主催す

る場合は、施設の使用料が有料化になりました。一方、老人クラブ連合会が主催をするゲートボール大会は、そのときは無料です。ゲートボールをする人はそのほとんどがメンバーは変わらないのに、この違いはどこから来ているのでしょうか。お答え願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木村議員の質問に対して答弁を求めます。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

議員のご質問は、大きく1、2、3…6項目ございます。そのうち、これ番号をつけますとね、1番と4番が市長ということになっておりまして、そのほかが教育長でございます。したがって、私からは1番と4番について、先にお答えをさせていただきます。

まず、なぜ国民健康保険の税の値上げかということでございますが、この中がまた、議員さんが、 、 、 と三つに分かれてございます。

まず の今年の調定額は、前年度比約9%値上げをしないと国保会計が危機的状態にあるという、今後、医療費がどれくらい増加するから大変になると見ているのかということにつきましては、国保事業の医療給付費等につきましては、「広報いず」に掲載したとおりであります。

増え続けていく医療費に、どう向き合って維持すべきか、国保運営協議会等を中心に協議が必要だと思っております。伊豆市の国保は、大変厳しい財政運営にあります。医療給付費は、平成11年度から平成16年度までの6年間の医療給付費支出の推計を見ますと、6年前に比べて平均して9,600万円以上増えております。これを1年間の一人当たりの医療給付費に換算いたしますと、これも毎年約5,000円以上増え続けていることとなります。

このような状況下で、相互扶助の精神により、本年度10%程度の税制改正をお願いするほか、軽減措置を見直し、生活習慣病健康診査助成事業等、各種の保健事業を効果的に実施するなど、医療給付費の抑制に努めるべく計画をしているところであります。

今後の医療費の増加ということですが、まず、現状の国保事業の安定的な経営を実施し、そしてさらに、保健事業の充実等と合わせて、慎重に考えていきたいと思っております。

次に、 の今年度の一般・退職の現年度分及び滞納分、それぞれ、税の収納率をどれくらい見ているのか、については、過去5年間の収納状況等をもとに見込んでおりまして、今年度の一般医療・現年度分は93%、一般介護・現年度分で90%、退職医療・現年度分、退職介護・現年度分ともに、97%と見込んでおります。

の10%の値上げで国保加入者の生活状態をどう判断しているのか。相互扶助だから自らの痛みとして耐えていただきたい、耐えるべきと考えているのか、については、ご承知のとおり、国保制度は相互扶助の精神に則った、病気・けが・出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度であります。ご質問の内容は、国保加入者の生活状態をどう判断しているのかということだろうと思っておりますが、特に、規定による所得以下の世帯等についてですが、

当然、国保税の軽減につきましては、昨年 12 月定例議会におきまして、軽減世帯の拡大をする条例の一部改正を行い、国保加入世帯数 8,577 世帯のうち、36.5%が軽減対象となり、約 1 億円の軽減を行ってまいりました。

平成 17 年度につきましても、国保加入世帯数の 37.6%が軽減対象となり、約 1 億 1,600 万円の軽減を見込んでおります。ただ、一方的な負担増をお願いするだけではなく、被保険者の状況に応じた負担の軽減等につきましても、財源措置等を含めて検討し、さらには被保険者の健康の保持増進のための健康教育、保健相談、健康診査等の保健事業を充実推進するなど、効率的で安定した国保事業の運営を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな 4 番目の、新設する地域振興課の仕事の内容と支所長の権限についてお答えいたします。地域振興課の仕事内容ですが、伊豆市が合併して 1 年が経過し、行政組織についても当初の目論見とやや異なっている部分があり、一部の見直しが必要と迫られてきております。今回、7 月 1 日付で、業務の重複している部署の見直しと、仕事の利便性・効率性を求めた組織の一部見直しを行う予定であります。支所の事業課について、業務を部に戻し、部の直轄とすることにしました。したがって、庶務課を地域振興課に改め、新地域振興課は、従来の庶務課事業に加え、住民サービスの低下を招かないよう職員を一部増員配置し、住民の声に答えるように配慮いたしました。

支所長の権限ですが、支所長はその権限の遂行にあたり、必要に応じて市長・助役に意見を具申できるとされており、事業を遂行するにあたり、本庁・支所の役割が不明確なものは、その事業の担当部長と協議できることとなっております。

支所長の決裁・専決事項については、伊豆市事務決裁規程にも明記されており、これらに基づき事務の執行がなされているところであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） 私の方に、大きく 4 点、細かく 9 点のご質問がありますので、それに対してお答えを申し上げます。

最初に、遠距離通学費補助制度の主な方法ということで、4 点ほどご質問がございました。

まず 1 点でございますけれども、新制度になって、補助金の減少額を年度補正するのは 1 万円以上の減額が出た場合。本年度については、その 6 割を見るものでございました。負担の増額を少しでも緩和しようとするものでございます。合併の基本原則、これを補助は高い方へと、こういうことでございますけれども、これをそのまま実行いたしますと、バス通学の全交通費を補助しなければならない。これは財政上からも不可能と私どもは考えております。全市を統一するという考えのもとで、補助額を確保する、前年度までの補助額を確保することを前提に、昨年度、補助制度を検討してきたところでございます。

今後、財政の好転やあるいは児童生徒数の減少、こういうものなどによって、まだ改定する余地もあるかと存じますけれども、市内の子供たちが同じ制度のもとで、平等に恩恵を受け

ることが大切との考えで了解をお願いしたいと、そんなふうに住みます。

2点目でございます。実質負担の大きい遠距離通学の児童・生徒への配慮、配慮とは何かと、こういうことでございますけれども、配慮というのは、一応キロ単価に表してございます。児童で言いますと、4キロ未満の子供たちは、キロ単価4,000円でございますけれども、4キロ以上になりますと、キロ単価最高で5,500円にしております。同様に、中学ですと4キロ未満はキロ5,000円、4キロから6キロまでが8,500円、6キロ以上が9,000円。こういうところに、一応、距離の遠い子供たちへの配慮をしております。家から学校までの通学距離が長くなればなるほど、補助基本額を多くすると。こういう仕組みをしております。乗車するバス路線の距離ではありませんので、既に廃止されたバス路線、こういうところに住んでいる子供たち、これも一応補助対象にすることができます。

このように配慮はしましたけれども、負担が増える保護者が出ることは事実ですし、逆に、負担が軽減される保護者もございます。

3点目、このことにつきましては、バス通以外の児童・生徒の補助額は、一応バス補助の2割、こういうふうにしております。また、通学費補助は、年額1万円以下は切るということにもしております。したがって、小学生ですとバスを利用しない子供たちへの補助は9.1キロ以上、中学生ですと5.9キロ以上にならなければ補助しないと。こういうふうにしているということでございます。

続いて4点目ですけれど、規則では、一応、通学距離及び通学方法が、当該年度と前年度において同一、とこういうふうにありますけれど、規則のこれに全く照らして考えると、非常に難しいところがございます。しかし、身体の故障等により、特に市長が認めた児童等、この規定の適用ができるか、これは検討の余地があるように思います。そのような場合、理由書を出していただいて、委員会の了承のもと、理由がやむを得ない場合は補助の対象にしたいというふうを考えております。

続きまして、大きな二つ目の、新制度を検討するにあたって、土肥町時代の通学費補助制度をどう見たのかと、この質問でございます。

1点目でございます。旧土肥町の通学補助制度の交付要綱は、教育委員会の要綱で定められております。これも、私も拝見させていただきました。昭和44年4月から施行され、昭和53年と平成6年に一部改正されております。3段階に分かれておりまして、補助の一番高いのが小下田から伊豆市立土肥南小へ通う子供たち、これが、定期の11ヶ月分、これについて全額を補助する。次いで、該当者はないわけですが、土肥地区と小土肥地区から土肥小及び中学校へ通う子供たち、これは児童4キロ以上、生徒6キロ以上となっておりますけれども、児童・生徒に、定期11ヶ月分の8割、これは実際に該当者はいないと聞いております。続いて、3つ目が八木沢・小下田から土肥中へ通う生徒、この生徒については、八木沢までの定期代の半額を引いて、その11ヶ月分を補助している。こういうふうになっております。

要綱によりますと、第5条にこの要綱による補助は、昭和44年から当分の間行うものとする、となっております。私どもは、新市になりましたので、幾分は配慮しながら、全く新しい制度を考えてまいりました。

2点目です。八木沢・小池地区と言いましても、かなり広範囲になります。議員の指摘は、大和館の寮から通学する児童を指しているのかというふうに思います。この地区は、近年、静岡県が多く予算を投入し、土肥サンセットブリッジを完成させ、道が広くなり、歩道もできています。確かに、以前は歩道も整備されておらず、一昨年まではバス通にしていたようですが、昨年度は児童数がゼロいうことで、学校では検討しなかったというお話を聞いております。本年度、該当が1名いるということですが、現在、学校で通学方法については検討しています。ただ、通学費の補助金は規則どおりでいきたいというふうに考えています。

3点目ですけれど、回数券の利用は毎日バスを利用する児童・生徒ではないというふうに、私は理解しています。したがって、バス外通学と考えました。

続いて、大きな5番目になります。中伊豆温水プールの、小中学生の土曜日無料から有料への理由でございます。中伊豆温水プールの土曜日の昼間についての無料化は、これは、私が教育長のときでしたですけれども、学校5日制の実施に伴い、子供たちの土曜日の受け皿という形で、実施してまいりました。市内外を問わずに、これは無料といたしました。また、現在も続いていますが、中伊豆中学生は授業にもこれは無料ということで実施しております。もちろん、学校としての利用はこれはもう無料というふうに考えています。

現在、中伊豆温水プールでは、大変多くの教室が開かれております。その中で、ジュニア水泳教室も開催されています。実際に開催されている教室は、火曜日から金曜日までの午後に1教室、それから夜間が2教室、土曜日は午前2教室、午後3教室、開いています。土曜日の教室参加者は受講料はいただきますけれど、入場料はいただいておりませんでした。そのため、土曜日の教室に大変多くの参加者が集中して、定員が20名ですけれども、これを超える状態でございます。そこで、定員洩れの子供たちは、平日に回るようになります。そのため、ここに、土曜日の教室の受講者と、それからほかの日の受講者では、不均衡が生じてまいります。

また、教室外の子供の利用は少ないこと、もう一つは、幼児は有料で、天城温泉プールは無料開放していないこと、それから、プールの維持管理にも大変なお金がかかっていること、こんなことを考慮しつつ、学校週5日制も一応定着したことでありますし、生涯学習センターを始めとするいろんな体験教室も開いていて、子供たちの体験の機会も増えていると。こんなことなどから、7月1日より、一律200円の入場料をいただくことにしたところでございます。

なお、夏休み期間中は日曜日を除いて、天城温泉プール、あるいは狩野プール、それからふれっぴ、昨年に引き続き、これは全員無料にしたいというふうに思っています。大人も子供もすべて、入場無料にすればいいのかも知れませんが、現在は受益者に少しでも負担

していただくという考えでございます。

子供たちぐらいは無料に、という考えに私は反対するものではございませんけれど、今後、検討の余地はあるというふうに理解しています。

それから最後の、ゲートボール協会主催の大会が、今まで無料だったけれども、メンバーが同じなのに、なぜ有料にするのかと、こういうご質問でございますけれども、私どもの考えとしては、たとえ構成員が同じでも、これは組織が異なることの違いというふうに捉えております。これは、ゲートボール協会が体育協会に、これはもう手続をとって所属していますれば、協会加盟団体と同じ料金の徴収方法になります。

旧町時代というのは、こういう料金の徴収について、幾分あいまいな点がございました。まあ、じゃあ無料にしましょうというような形でやってきた向きもございますけれども、やはり新市となりまして、私どもはなるべく例外を作らないという方法で対処したいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 国民健康保険税の値上げの件について、お尋ねします。

今、市長が言われているように、医療費が今後どのくらい伸びると考えているのかということでは、広報で市民の皆さんにお知らせしたように、9,600万円増えるであろうということですね。

ただし、これ全部が加入者が考えなくちゃならない問題かといことと違うんですね。このうちの約半分、大雑把に言って半分は国が補助する制度ですから、4,800万円なんですね。では、この4,800万円を支える国保税をどうすればいいのかということなんです。

今、本年度どのくらいの収納率かということをお尋ねしましたが、いわゆる税は決めるけれども、その中でどのくらい集めましょうかというところが、大事になってくるんですね。調定額は調定額ですから。

去年は、12億7,200万円、そのうち、今年の4月末現在、担当の方から資料をいただきましたけれども、11億7,500万円納めてもらった。そうすると、あと9,700万円、まだ残っている。

15年以前の滞納がどのくらいあるのか、今後の滞納をどのくらい集めるのかということ、ちょっとお答えなかったのか、私が聞き忘れたのかわかりませんが、15年以前まで、集めていない国民健康保険税というのは、2億4,500万円。合わせて、3億4,200万円あるんですね。

そうすると、ちょっと具体的にお尋ねしたいのは、国民健康保険は、わかりやすく言うと、財布から出るお金と入るお金、どうしようかっていうことになってくるわけですね。考えるにあたって。税を上げるか上げないかと。

この1年間どのようにしてきたのか、少しお尋ねします。最初に、財布から出る方、医療

費についてお答え願いたいと思います。

今、いろいろと保険事業を実施していきますということをお話しなさいましたけれども、今まで、1年間、どんな病気で医者にかかっている方が多くて、医療費が上がってきたということを当然、見ていかないと、保険事業をやりましょうって言ったって、伊豆市の国保加入者への実態を見ながらの保険事業をやらないと、私は一般論では済まない問題だと思しますので、その辺、分析してきたのかどうか。

当然、国民健康保険に入っていらっしゃる方に健康管理に注意しましょうよと、自分たちで健康を守っていこうよということ、これは大事なこと。当たり前、当然至極だと思うんですけど、医療費が上がる病気を分析していくということと同時に、当然これ、国保だけではなかなかいかないですよ。人的保障がないものだから。

その辺を、健康福祉部と連携を取りながら、市として、この1年間どんな取り組みを、医療費を下げるというか、健康な市民をつくっていくというかね、やるためにどんなことをやってきたのか、連携があったのかどうかをお尋ねしたい。

次に、今度は国民健康保険に入る方、お金の方について聞きます。国保税率を上げれば、少しは財布の中身が、少しは増えてくるでしょう。しかし大事なことは、税率を上げることと、その国保の財布の中身が増えることというのは、イコールにはならないということです。

市長が答弁されたように、皆さんからいくらいただきましょうよというのが、これが調定額と言われておりますけれども、その中からいくら実質的に集まってくるのかということが大事なんですね。

そうすると、先ほど言ったように、16年度9,700万円あって、過去のを足せば3億4,200万円。17年度の、どのくらい集めましょうかということ、今、市長が答弁なされましたけれども、若干16年度の4月末現在でもパーセンテージをあげているのかなという気がしたんですけれども。いずれにしても、生活が苦しくて大変な人にまで、私は、強制的に滞納整理してね、どんどん100%目指して集めるという考えは持っていません。

ただし、滞納の状況がどのようになっているのか、どういうことで保険者が滞納しているのかということの実態をつかまれているのかどうか、お尋ねしたい。

それと、これは具体的な質問に上げていませんから、ひょっとしたら資料を要求していませんから、資料要求していませんから、お答え、ちょっとできないかも知れませんが、17年度の一般会計の市民税、どのくらいになるのか、国民健康保険税がどのくらいになるのか、予算の段階、17年の当初予算でちょっと見たんですけれども、一般会計の方では、市民税は上がるであろうと、予算を組んでいるんです。国民健康保険税は下がるであろうと予想している。

今、初日の議会で、国の方で65歳以上の方の所得税を増やすようなことが、国の制度が悪くなって、お年寄りいじめが始まったと思っているんです。いずれにしても、所得税が増えて、それが市民税にはね返ってきて、国保税に響いてくる。上がってくるわけですよ、同

じ収入でも。今後は、今、国が考えているのが定率減税の半減、又はさらに廃止しますという。同じ収入でも税金は増えてくる。そうすると国保にもそれはプラスすると。所得が増えたということで、プラスになってくるわけですよ。去年に比べて。同じ収入だとしても。その辺を考えているのかどうかということをお尋ねします。

それから、生活実態のことについて、いろいろお話しなされましたが、相互扶助の精神のものの社会保障制度と市長は言われましたけれども、確かに国は、国民健康保険というのは相互扶助の制度だよということをよく言われてますけれども、相互扶助だったら、入っても入らなくてもいいんですよ。社会保障制度だっていう前提だから、強制加入になっている。ちょっと生活実態、具体的にお尋ねします。

去年、資料をいただきましたが、40歳以上で、夫が400万円の収入があって、妻が120万円の収入、子供二人、固定資産税10万円の場合、1年間の国民健康保健税は、前年度までは26万9,100円。今度のこの値上げ案が通りますと、2万7,100円増えて、29万6,200円です。

旧町時代と参考程度に比較したんですが、天城は2年連続値上げで、旧町の制度から今度値上げされると、年間で5万2,300円値上がりします。中伊豆はこれまた2年連続値上げ、3万7,400円。修善寺はいったん合併して下がりましたが、今度は上がります。1万900円上がります。土肥は、まだ少し下がり、2,000円下がっているんですね。今度の10%値上げしても。

これだけ増えていって、生活実態が、私は本当に深刻になると思うんですけど、お答え願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

いくつかお問い合わせがあったように思います。どんな病気で医者にかかっているか、そういうデータを分析したのか、それから、もう一つは、健康福祉部と市民環境部の医療費が少なくなる連携があったのか、滞納の状況の実態をつかんでいるのか等々。五つ、六つあったと思いますけれども、まず最初に、本件につきましては、市民環境部長からお答えいたします。

そして、健康福祉部との連携については、健康福祉部長あるいは市民環境部長、両方から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） まず、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 答弁につきましては、先ほど市長が答えているとおりでございますので、私の方からは特にはありませんが、まず1点目の、支出を下げる方法の分析等についてでございますが、各種の事業をやっているというようなことで、先ほども市長も答弁しているし、私も一部改正の中でもご説明をしているわけでございますけれども、それはそれで、一般予算を組んで、大上段に振りかぶって実施している事業でございますけれども、それはそれで置きまして、一般市民が誰でもできるその値上げの、支出を下げる方法等も、

いろいろ広報等でお知らせをしているところでございます。

それは大きくは六つあるわけでございますけれど、その一つ、ちょっと一例だけ説明をいたしますが、まず必要外の重複受診を避ける。私たちが一人ひとりが気をつけることです。そうすれば、医療費が下がるということです。必要以外の重複受診をやめようねと。それから、かかりつけのお医者さんをもとうねと。健康診断を受けよう。そうして、薬は必要以上に欲しがらないようにしようよと。時間外の診断は避けようよ、時間外は加算料金がかかりますから。

そういうようなことでね、いろいろあるわけですが、そういうような予算をして、健康福祉部の方とタイアップしてやる事業は事業でやっておりますが、皆様一人ひとりが、今言った必要以外の重複受診を避けるとか、そういう一人ひとりが、注意すれば、医療費は下がるわけです。こういうようなことも、ひとつ頭の中に入れておいていただければと思います。

それからあと収入の関係でございますが、これは先ほども市長が答弁しておりますので、私たち担当部局といたしましては、それを受けまして、本年、職員の増員もされております。強化されております。そのような面で、一つ一つ滞納等をやっていききたいと、このように思っております。

それから、市民税が上がると国保が下がるというような予算の組み方をしているということでございますが、それが3番目の市民税のこれからの権限委譲の中で、市民税が上がれば国保税も上がるということを考えているとかということの質問でございますけれども、それは当然、当然に考えているわけでございますが、先ほど市長が答弁したように、当面、今の赤字の危機的状況を打開し、あとの次年度については、後でもう一度その実績等を見て、値上げ等を考えていくというようなことで、市長からも言われておりますので、私たち担当部局といたしましては、そのとおりに実施していくということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 国保の関係の事業とですね、私どもの健康事業とのタイアップ状況は、というご質問だと思いますけれども、当然、合併してから後ですね、それぞれの市の事業も引き受ける形で進めてまいっております。

また、鑑査事項とかそういったことにつきましても、保健師が国保の部分と調整をいたしまして、いろいろ進めておるところでございます。

そしてまた、今年になりまして、特にその病気あたりの分析とかそういうことをやりたいということで、7月からは職員が1人、私どもに、臨時でございますけれども入ってまいりまして、保健事業ですね、それから医療のレセプトの中の分析等もやって、より以上に成果の上がる保健事業と言いますか、そういうものを進めたいと。

また、基本検診、それからいろいろなガン検診であるとかそういうことも、国保の対象者を特に重視しながら進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） どのようにお医者さんにかからないようにしようか、いい意味での、いろいろとお話しなされたんですが、広報でも私、読んでいます。気をつけましょうよじゃなくて、自分たちはどうしているのかというのが何も無い、はっきり言って。保健事業をどうやってきたのかという。

どういう疾病があるから、それに対する対策は何か、もうこれ以上質問しませんけれどね。どんな病気で今やっているのか、さっぱりわからない。

それから、危機的状況と言われますが、4月末現在、何が危機的状況にあるのか、よくわからない。去年、財政、国保財政が厳しいということで約3億4,000万円、基金を投入しました。大変だ、大変だって。それで、今の見通しだと、そのうちの約2億3,000万円は基金に戻そうということですよ。何が危機的状況なのか、本当に赤字になるという根拠がよくわからない。

それと、今お話ししたように、4,800万円をどうしようかっていう問題なんです。それで、今、収入が伸びました。もし値上げすると、また当然、国保税が上がるから、払う人は一生懸命払う。滞納の具体的状況はどうなっているんですか、お答えくださいと言ったって、よくわからない。何も答えがなかったから。もう少しね、上がっている人、払っている人は一生懸命払うと。

よく私、職員の方からも町時代、聞いております。ずるをこいて、という言葉はあまりいい言葉ではないですけどね、払いたくても払えない人に請求しろとは言っていないです。相談でよくやりましょうよと言ってるんだけど、いろいろ聞きますとね、その辺の状況がいろんな対応というのがあるのかなと。どういうふうな滞納状況なのかっていうのを本当につかんでいるのかどうか。職員も増やしたりしているんだけど、私は実態がわからない。

その辺は、本当に真剣になってよく調査をして、今どんどん景気が悪くて収入が下がっているのに、国保は危機的状況だからもらう分だけはもらおうって言うんでしょう。伊豆市になって、皆さん期待を持っているにも関わらず、負担ばかり増えるということは、もう少しその点をね、よく考えて、対策を練っていただきたい。調べてないから答えられないでしょうから、答えはいいです。次に行きます。

通学費の件について、まとめてお尋ねします。

今、いろいろとお話しされましたが、保護者宛に、こういう資料がね、配られたんですね。教育長の名前で。それで、これを読んだら、徒歩も自転車も自家用車も、そういう人も対象になるんだと、いい制度だと喜んだと言うんです、一瞬。すべてにわたって、今度の制度はいいもんだなと思った。ところが、今、お話しなされたように、一つだけ、制度の欠陥が問

題。今、言いましたよね、9.1キロだと。徒歩の子と、自転車で通うかも知れませんが、9.1キロ歩けないでしょう。それから中学生は5.9キロ。歩くと1時間、小学生なんて2時間かかりますよ。だから私は、これは最初どういう発想でやったのかよくわかりませんが、喜ばせて後でフタを開けてみたら保護者の方は大変だったという状況があるっていうこと。

前年度実績を見るということで、今、二つの例を挙げたことについては考えますよということですが、なぜ前年度実績を見なくちゃならないのか私はわかりませんね。

それと、もう1点は、この制度だと、だんだん年を追うごとに下がっていくでしょう。当然、平成20年頃かな、歩留まりになって、これ以上下げませんよとなるんだけれども。なぜそれだけ下げていくのか。

それで、教育長が言ったように、僕は全部の一番いい制度に全部あてはめなさいと。今言った、土肥町時代の、統廃合によって、100%補助するということまで全部、私はひっくり返して言っていないです。この制度によって、良くなったのは修善寺だけでしょう。あとは中伊豆のほんの一部ですよ。すべての保護者の方たちは、負担増なんです。

考え方でけっこうなので、具体的に土肥の方の関係について聞きます。菅沼というバス停から、すぐそばにふじみ園をみて、土肥南小学校まで通う。今までは、保護者負担ゼロだったんですね。当然のこと。教育長が言われるように、今度、新制度になると16,320円増えます。この1年生が2年生になった時に、21,320円増えてくるんです。もっとひどいのは、いろいろ調べたら、菅沼から今度は土肥中学校へ行く生徒、年間の上限額があって、これまで払いますよという、土肥町時代の制度があって、12万7,911円。新1年生、1.2掛けで20%割増というのが今年度制度がありますけれども、85,000円負担増になりませんか。

それから、通り崎辺りから土肥中学校へ通う子、1名だと言われていましたが、ついでに言うと、八木沢からずっと通う、中学校に通うお子さんも、いるんですよね。それを途中で歩けというわけにはいかないでしょう。確かに、私も何回かあそこを通りましたけれども、途中まで立派な歩道ができています。それから先が、大和館辺りとか、下水の処理場辺りから、すごく狭くなっているものだから、八木沢から中学校に行く子供だって、乗らざるを得ないという状況になっている。

それから、回数券、バスに乗らないということで、毎日バスに乗らないんだよという考えでカットしたと言うんですけれども、これをやられているのは土肥地区の旧制度の方ですけれども、保護者の方に聞きましたら、ちゃんとしてるんですよ。そして、中学生の場合、どういうふうにしているかというと、バスの定期代を買っちゃうと、結局、夏休みにどんと入り込んで。夏休みの部活なんかは一定程度、何日間かはあるものだから、それを勘案して、あと何日間が残った分については、定期券ではなくて回数券の方が安いからということをやっているんですね。通学費なんですよ、これは。その点も考慮していただきたいんですが、どうでしょうか。

今、昨日から、少子化対策どうのこうのということで、子供をどう増やすかとかいうような

ことが大きな論議のひとつの、昨日、焦点になりましたけれども、市長、こんなことを言っていましたね。国がやってできないものを地方自治体がやれと言っても何をやっていいかわからないと。各種の子育て支援事業を進めてきたが、歯止めがかかってこないということなんです。そうすると、今回の通学費の問題について、こういう考え方だからたとえ充実しても保護者が効果がないんだから、保護者負担が修善寺を除いて圧倒的多数の保護者が負担が増えても、いたしかたないだろうという考えなのかどうか。

いろいろ調べましたら、今年度の予算、通学費にかけているお金、旧制度ですよ。旧制度ですよ、まだ。0.1%ですよ。全予算の中で、で、これをさらに下がりますよね、制度がだんだん後退してくるというか、補助をプラスしましょうというのがなくなってくるんだから。もう一度、旧制度に戻して、一から私はやり直すことを求めますけれども、お考えをお尋ねしたい。

それから、新市の建設計画の基本方針との兼ね合いで、今度の通学費の問題については私は少しね、少しどころではない、市の姿勢がちょっと、新市建設計画を忘れていないんじゃないかと。なぜかと言うと、市民参加としきりに言っているんです。新市づくりは市民だと。こんなことを言っていますよ。市民一人ひとりが市政に関心を持って、市民としての責任が果たせるように各種の計画づくりの段階から市民参加を積極的に進めたいんだと。素案づくりのなかでそういうことをやりたいと言っているんだけれども、今回の補助制度については、保護者の方から言われると何にもご相談もない、全くない。突然開けてみたらびっくりしたということなんです。これで、誰もが生きいきと暮らせるまちづくりとなるのかどうかね。子育てをしている若者の足を、私は引っ張っているんじゃないかと。

一つだけ紹介します。長野県に小さな村、下條村というのがあるんですが、ここ人口が増えているんですよ。昨日も言ったように、全国平均 1.29。1人の女性が生涯に産む子供の平均ですが、ここ、2004年度の単年度だけ見ると、2.59なんです。どうしてか。この村長、こんなことを言っています。何とか人口が減らないようにと総合的なサポート策を考えてきたと。5、6年でやっと手ごたえを感じるようになった。

村に若者が増えることは、地域に新しい風が吹くことです。介護や教育に力を入れ、弱者への援助をしていくためには、財源をどうするかが一番大変です。ここではそれなりの対策をとっています。

私は今回の、伊豆市になって良かったねと言えるものが何もありません。もう、本当に、失礼ですけど。ですから、市長が伊豆日日の記事を読まさせていただきましたけれども、何か財政的、物質的に良かったかと突っ込まれることがあるんだけれども、西伊豆バイパスが無料化されたことと答えています。すると、何だその程度かという表情をされますが、とやっているんですが、まさに、市民はそのとおり、若者の子育てを応援するんじゃないかと、足を引っ張るような制度というのは、見直す必要があると思いますけれど、お考えをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 昨年1年間かけて、この通学補助金については調整をしていたところ

でございますけれども、本年度予算が、昨年度 200 億円から 150 億円と、50 億円減るなかで、私ども、基本的に考えたのが、ともかく通学補助金の総額をなんとかそのまま確保しながら、いい方法はないかということでの、一応、案として出しました。

ですから、私も基本的な考えは、できたら大勢の子供にもう少し補助を出したいというのは私にもあります。これ一応、教育委員会要領で定めてありますので、前回の土肥町の問題とは違って、未来永劫この補助金でいきますよということはおたっておりません。一応、要綱ですので、教育委員会にかけて、改正はできるというふうに考えております。

今後、確かに議員がおっしゃるように、例えば補助額についても、0.6 ですね、6 掛けで一応補助していくと。これがまた来年になりますとさらにその 6 掛けですので、0.36 と。またさらにその翌年はその 6 掛けですので、確かに補助は年々減ってまいります。そこらあたりになりますと確かに遠いバスで通っている子供たちの個人負担もかなり増えていくだろうということは、私も懸念しているところでございます。これは今後、検討させていただきたい。

なお、詳細につきましては、事務局長の方から答えさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 木村議員の方からいくつかの質問がございました。

制度の欠陥ではないかということで、9.1 キロというお話も現実的には、そうないではないかというお話ですが、この 9.1 キロとかいうのはですね、新制度におきましての 9.1 キロでございます、旧制度におきましては、バスの乗車区間だけですので、新旧一緒に混ぜてお考えになりますと、やはりちょっと難しいところがあるのかなというふうに考えます。

で、なぜ前年度実績を見るのかというようなお話があったわけですが、これはですね、旧 4 町、いろんな制度、考え方がございまして、全協の時にもお話を申し上げましたように、この事業の設計仕様が 9 項目、主に掲げたわけですが、その中で、旧町の、そのまま寄せ集めて 4 で割るようなことはできないと。もう不可能なんですよ。というようなことで、もう新しい、それに基づきながら、新しい制度をつくりたいと、それでつくりました。で、つくったんですが、今度は現実の問題がございまして。

各 4 町それぞれ、補助を保護者が受けておりますので、現実的に今では対応しなければいけないので、それで新しい制度に一気に移行してしまいますと、これは差が非常に出てくるということで、年度ごとに補正をしなければいけないということで、では従来いくら補助していたのかなという前年の実績をもって、その差額に答えておるわけですね。

ですから、なぜ前年度実績を見るのかというようなお問い合わせにつきましては、そういったこと、年度補正をして、ひとつできたものと現実とを融合させていかなければいけない。そういうことになるわけです。

それから、修善寺だけが良いというお話でしたが、確かに修善寺はですね、4 キロと 6 キロ、非常に厳密にやっておりましたので、対象者が少ないわけですね。これは修善寺が非常に、修善寺だけ厳しくやっていたというのではなく、修善寺のやり方というのはやはり、小学校は 4

キロとか、中学校は6キロ以内に通えるようにしなさいというような国の法律がありますので、それに沿ってやっていたわけです。それを超えるものについて補助していきましょうという考えがあったわけですね。ですから厳しかったんですが、修善寺だけ今度の制度でいい目を見たのかということなんですが、そんなことはありません。先ほどのように、うちの玄関先から学校までに変えてありますので、湯ヶ島でも中伊豆でもそれは増えているお宅というのがあります。

もちろん減っているお宅もあります。修善寺でも減っているお宅はあるかも知れませんが、修善寺は非常に厳しいだけにそれは増えているところがあります。しかし、修善寺だけ、従来どおり厳しくするかという考えもあろうかと思いますが、ひとつ、平等にこの制度を行うということですので、修善寺だけ厳しくしますと、修善寺の方がですね、ほかのところは同じ条件でもらっているのに何でうちだけもらえないんだというような不公平を言ってくるので、これはもう統一をせざるを得ないわけですね。

結果的には、修善寺だけ良いということはありませんので、その辺をちょっと誤解を解いていただきたいと思います。結果的には、確かに増えるお宅は多いんですが、それは今までが厳しかったから、統一をすればしかたのないことなんですよ。

で、そのほかですね、いっぱい何かご指摘がありまして、回数券なんです。回数券をなぜはずしたのかということですが、回数券はですね、旧4町の要綱、規則を見えますと、どこも回数券はいいよというふうには読み取れません。むしろ定期バスというふうに書いてございます。それを運用で、土肥町とそれから中伊豆町が回数券を出していたようでございます。しかしながら、回数券と一言に申しましても、非常に種類がございます。通学用の回数券、それから一般用の回数券。で、児童生徒は通学用の回数券だけを買っているのかというふうに思うわけですけど、実際にはそうではなくて、一般用の回数券も買って通学をしているというような事例もございます。

中には回数券を買って、バスですよと言いながら、実際には父兄の送り迎えに変わっていているというようなこともございます。なかなか、回数券についてはですね、保護者の負担がいくらだということがはっきりいたしません。

そんなわけで、要綱にもありませんし、教育長も申しておりますけれども、回数券ははずさせていただきました。

制度の見直しを、というようなことですが、これは教育長が答えてございますので、全面的にというのはちょっと難しいというふうに思います。ただ、全協でもお話ししましたように、今、基本の方針と現実があるわけですので、その差額をというか、補正を図っておりますので、それが済んだときには、ある程度変えていかなければいけないのかなという考えはできます。

しかしながら、全面的にということはちょっと考えられないのではないかなというふうに考えます。

それから、出生率、少子化のお話がありましたけれども、通学補助金が出るから子供を1

人産んだとかですね、そういったことはまずないと思います。やはり少子化対策であるならば、事業に少子化の本丸、その少子化になっている本丸を攻めるような施策をたてていかないとですね、これはもう少子化対策にはならないと思います。

遠距離通学で少子化に資するというような、非常にこっちの方ではあるかと思いますが、むしろ遠距離通学というよりもですね、若い人たち、20代の出生率が低いんですね。で、30代は上がっていくんですよ。というと晩婚化ですので、むしろ遠距離通学よりもちょっと遠距離恋愛あたりに補助をつくった方がよっぽどいいと思うんですよ。どこまでが遠距離かどうかというのはちょっと難しいんですが。

ですから、遠距離通学の補助金で少子化対策を考えるというのは無理だと思います。もう目的を突破してやるのが大事なことだと思うんです。

ちょっといくつか落としてしまったかと思いますが、もし何かありましたら。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。残り時間が2分です。

26番（木村建一君） 通学補助をするから、子供が1人増えるとか何とかということは、それはね、保護者の方に意見をそのままぶつけてくださいよ。さまざまな子育て支援をどうするかのなかの一つなんですよ。実際に、教育委員会として保護者の方たちに聞いてみてください。どんな意見が出てくるのか。そうじゃないと、今までは良かったのに、なぜ経済的負担が大変なのに、合併したら良くなると思ったら、補助を減らすのかという意見ですよ。バスの利用乗車区間だけではない。確かに今度、自宅からとなっているんですよ。天城はとっくにやっていたんですよ。だから私はそれは評価します。だから別に、ほかのところはどうのこうのと今説明されてプラスになると困るというのは、それは湯ヶ島にとっては違うんです。

制度を統一するにあたって、何が足りないか。まちづくりの参加は皆さんだと言ってるんだけど、皆さんに何も声をかけないでやっているから問題だと私は言っているんです。

次、行きます。最後の二つ、利用料の件についてはぜひ再考をお願いしたい。

支所の支所長の権限についてお尋ねします。中伊豆の事業課にも約4項目の様々な事業があります。土肥は3項目の事業がある。天城は市営住宅のみ。これは地域振興課になったらどうなるのか。

それから、支所長が決裁とあるんですけど、専決事項とあるんですけども、支所長は決裁権、いくらのお金だったらいいよということは一切ないでしょう。全部本部にお伺いですよ。何のために支所長がいるのか。これ読むと、調整役ですよ。もっとね、支所長の役割も大事にしてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件については、まず総務部長から答えます。そして補足がありましたら私から申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） まず、地域振興課の、それぞれの抱える、中伊豆、それから土肥、天城、

修善寺もそうでございます。いずれにいたしましても、修善寺は地域振興課というのはいわけてございますが、当然、現在行っている、今の庶務課、旧の庶務課から増える部分について、様々な窓口業務、こういうような上下水道料金のもってきた状況であるとか、市営住宅の家賃であるとか、こういうようなものが新たな業務として入ってまいります。

そして、支所長の権限でございますけれど、特に金額的には支所に予算が配属されていないわけでございますが、今おっしゃられたように調整役というようなことも一つはあると思いますが、それ以外に、特に自主防の活動であるとか、あるいは行政連絡機構の関係であるとか、こういうようなものについては、議員も例規で事務の決裁規程をご覧になってよくおわかりであろうかと思えます。

こういうような権限のもとに支所を従来の市民サービス課と、それから新たにできる地域振興課に再編をするというようなことでございます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ただいま総務部長が答えたとおりであります。支所長の権限について若干補足させていただきます。

確かに予算は支所長は持っておりません。しかし、各事業部と折衝する権限は与えてあります。予算を持たせますと、縦の予算と横の予算がクロスして、たいへん管理が難しくなるというようなことからそういうふういたしました。

では支所長は何をやるかと。総務部長が答えました、やはり伊豆市は広うございますから、安全・安心、やっぱりいつ、どういう災害が起きるかわかりません。それについては、その地域の権限を持たせてあります。いち早く行動を取れること、あるいは連絡することということが一番のポイントになるかと思えます。あとは、地域のいろんな情報を集めるということも、支所長の権限でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） はい、教育長の方から。

教育長（室野純司君） 私の先ほどの答弁のなかで1箇所間違いがあったようですので訂正させていただきます。

ふれっぶほか、3つのプールの夏休みの無料ですけれども、私は土曜日以外と答えたようですけれども、日曜以外は無料、日曜日は一応お金をいただく、そういうことでございます。訂正させていただきます。

議長（遠藤正寿君） これで木村議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。それでは再開を11時といたします。これで休憩をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ会議を再開いたします。

酒 井 勲 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に、16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。

議長の許可を得ましたものですから、一般質問をさせていただきます。

合併して1年と2ヶ月が経過いたしました。ようやく落ち着きを取り戻し、現実が厳しく、はっきり見えてきたと思います。今日は将来の伊豆市にとって考えなければならない問題を三つ取り上げ、市長に質問をしたいと思います。

一つ目でございますけれども、小学校の統合について。教育のことについて、私もたびたび教育長と議論をしてまいりましたが、今日は市長の考えを聞かせていただきたいと思います。この件については、市民の皆様の感情を考えますと思い切ったことが言えず言葉を選んで質問をしてきました。今日は批判を覚悟で質問をしたいと思います。

私の出身小学校は修善寺東小学校であります。現在は総生徒数が186人でございます。東小学校に通う学区で昨年生まれたゼロ歳の子供が1年生になりますと、6年後は144名の生徒数になるということになります。実に42名の減少になります。

同じ形で、修善寺地区を全部足してみますと、162名の減少です。伊豆市全体では何と512名の小学校の生徒が少なくなります。小学校の統合を市民で広く議論するときが来たと考えています。市長のお考えを聞きたい。

新庁舎建設について。市長は12月の定例会において、新庁舎建設について、慎重に言葉を選びながら答弁をしたような記憶がありますが、その中で、議会や市民の皆様のご意見も十分にお伺いしたうえ云々とありました。その後何か進展はございましたでしょうか。所見を伺いたいと思います。

ふじみ荘について。本件には閉鎖の噂が出ています。私は拙速に考えなくてもよいのではないかと考えます。16年度の入湯税の、5月22日まで、納税額で私が調べたものがございですが、資料の提出はまかりならんということだもんですから、読み上げてみます。5月22日現在の、16年度の入湯税を見てみますと、西部地区、土肥ですけれども、5,100万円、南部地区2,500万円、北部地区6,000万円、東部地区1,200万円となっています。合計で1億4,900万円ですね。その中で、西部地区、土肥地区はですね、4,300万円という金額がですね、民宿・ペンション・市営施設を抜いたもので、それだけ納税されております。この金額を見てみますと、伊豆市において土肥地区の観光業は善戦しているなど私は思うわけであります。旅館の数においても、減少数は土肥は少ないです。宿泊の定員におきましても、土肥地区が一番多いです。もう一つの産業であります漁業は、今現在じり貧の状態であります。市長はどのようにお考えになっていきますか。お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの酒井議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

まず1件目の小学校の統合についてでございます。現在伊豆市には小学校が全部で12校あるわけでございます。また、学校の統合については、今までいくつか、ご質問が過去ございました。伊豆市でも少子高齢化を反映して学校へ入学する児童生徒の数が議員ご指摘のように、だんだんこれからも減少していくものと予想されます。

また、平成27年度を目標年次とする伊豆市総合計画の人口目標は、37,000人台を目標とすると考えておりますが、14歳までの人口は、やはり減少を余儀なくされるのかなと予想しております。

これらの傾向を見ますと、やはり効果的な教育や教育環境整備の面から考えると学校の統合はいずれ避けて通れないものと考えております。しかしながら、学校の統合については、様々なご意見があることも承知しております。地域市民の理解と合意をいただきながら統合を考えていかなければならないと考えます。少し時間の経過を見ながらご意見を伺いたいというように思っております。

続きまして、新庁舎建設についてお答えいたします。私も伊豆市長選に出るとき、合併特例債を使って新庁舎を建てたいということをお願いしておりました。しかしながら、平成17年度予算編成ではやや財源不足で編成に大変苦労いたしました。新庁舎建設に関する本年度の当初予算は、当面計上を見送るという結果になりました。新庁舎建設につきましては、市民の皆さんのご意見をよく参考にしながら慎重に考えたいと思っております。12月議会で申し上げたとおり、基本的には全く変わっておりません。

それから3番目に、ふじみ荘についてでございますが、ふじみ荘の廃止、あるいは、というようなお話については、昨日三須議員のところで市営施設の運営委員会の答申のご返事、回答をさせていただきました。その中に、全体としてはふじみ荘も入っているというふうに思います。四つの施設を十把一絡げでワンパターンで処理するつもりはございません。それぞれいろいろな状況があると思います。ぜひ、昨日の答弁でもし再質問がありましたらお願いしたいと思います。

それから入湯税に関わる収額調書についての感想でございますが、市営施設関係で申しますと、土肥地区における市営施設分が150万3,000円、天城地区の市営3施設の計で439万2,000円、中伊豆地区が167万2,000円となっておりますが、それぞれの施設が行政に貢献していただいていることもここに表れているものと感じております。

また、入湯税から見る4地区の状況ですが、土肥地区は旅館さん等も多く、全体の34%と、修善寺地区に近い数字を示しております。観光産業に対するウエイトの高さがうかがえますし、観光が地域の活性化に重要な役割を担っているものと感じております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 小学校の統合について、再質問をいたします。6年後に伊豆市の小学生が512名、確実に減少します。転入、転出がございますので、確実にと言えるかわかりませんが、減ることは間違いのないと思います。私も含めてですが、執行部の皆様も、市民の皆様も、全くそれを気づいていないのか、触るのがいやなのか、何も問題にしていけないような、静かな状態だと私は思っております。私はいろいろなことでこれから問題が出てくるなと思っております。

伊豆市の将来を託する子供たちの問題であります。全市民で考えるよう、統合だけではないですね。分校化とか、通学エリアの撤廃とか、いろいろあると思います。そのような意見を市長がリーダーシップを発揮して、「6年後に伊豆市の小学生が500名減少します。さあ、どうするか、市民の皆様」キャンペーンを張り、市民の声を聞きましょう。そして、データベース化をし、理論武装化してから市民といろいろ討議をしたらいいと思いますけれど、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まさに小学校の統合化と言いますか、今後どういう教育をしていくのか、そういうことも踏まえて議論が必要だと思っております。昨日も飯田正志議員から義務教育における学区制のあり方についてのご質問があり、教育長が答えたところであります。

それらも含めてですね、どういう教育のあり方があるべきなのか、それが一番根本だろうと思っております。やはり次世代を担う伊豆市の子供たちがたくましく生きて、育て生きていただくための施策というのは、やはり我々の責務だと思っております。

そんなことで、議員のおっしゃられるキャンペーンと言いますか、どういう手立てがあるのかですね、方法論はいろいろあると思っておりますけれど、それらもご教授いただきまして、論議になればと思っております。

統合すればそれですべてが解決という問題でもないような気がしますが、大変、教育の重要な部分だと感じております。教育長とよく相談したいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 市長の答弁を信頼いたしまして、何か起こってくることを期待いたします。

次に新庁舎建設について再質問をいたします。前回の議会で中伊豆支所を本庁にというご意見がございました。私は新庁舎を建設した方がいいなという考え方を持っている一人であります。

私は国道136号と県道修善寺天城湯ヶ島線を結ぶ市道32190号線沿いが最適と考えております。最適と考える理由はですね、土地が十分にあるので、高層化等の必要はないということです。したがって、建設費も安く上がるんじゃないかというような気がいたします。2番目と

して、周辺に病院や学校等の、気をつかう施設がないということでもあります。3つ目といたしまして、災害に強い天城北道路のインターチェンジの近くであるということでもあります。思いつくだけで、さっと考えて3つあります。

デメリットと考えますと、特になんじじゃないかなと思いますけれど、青地であるということぐらいだと思います。まだまだ候補地はたくさんあるように思います。

市長が慎重すぎまして、決断もなさらないのに、候補地を挙げるということは、大変失礼だなと思ってはおりますが、新庁舎の建設は、私はメリットばかり考えられるのであります。市長の、もう一步突っ込んだ期待あるご答弁を期待しまして、お考えを伺いたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

新庁舎建設につきましては、当初からですね、やはり、支所方式ではなく、私は集中と分散ということをおっしゃっておりますが、事業部はやはり集中すべきだと思います。市民サービスをするところはやや分散すべきだということをおっしゃっております。どうなのでしょうかね。アルファベットのTという字を想定しています。専門的なところは深く、あるいは市民サービスのところはやや浅いかもしれないけれど幅広くというようなイメージをおっしゃって、新庁舎建設ということ、その考えは今も変わっておりませんが、やや財政的、あるいは合併特例債の取得の条件等もなかなか厳しくなっているようございまして、そういう意味では慎重を期しているところであります。

そして今ですね、本庁になっております旧修善寺の役場の近くでございまして、あそこに修善寺保健所の建物がございまして、あれが近々、伊豆市内の保健所となるというような県からの報告が出されています。そうするとですね、あそこの建屋を一緒に使わせてもらえれば当面は集中ができるのかなというような案も考えております。

まだまだ、これで行くという決定はしてはおりませんが、基本的な考えは変わっておりませんし、酒井議員さんがおっしゃられる土地の候補地、天北のーフインターの近くのように思いますけれども、建てるようになったらぜひ、土地のご協力をいただきたいとお願いいたしまして、答えとさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） ふじみ荘について、再質問をいたします。

入湯税の納税が多くても、こういう経済環境ですので、旅館の経営が楽だというようなことではないとは思いますが、西部地区においては宿泊定員も多い、旅館の数も多いので、それだけ従業員の数も多く、雇用の場も、機会も多いと考えております。

しかし、現在の体制ですと、民間を圧迫していることも事実であります。そこで、政治的な判断が私は必要ではないかと思うのであります。

南地区ではございまして、5月の連休には、安い若者の宿泊客を、採算が合わないのか、利幅

が薄いかたくさん断ったということ聞いております。私は、おそらく土肥の温泉もそういうことがたくさんあったと思います。

例えば、食事はやらない、素泊まりのふじみ荘とすることであります。営業は週末の3日だけ、風呂はなし、シャワーのみでやると。料金設定も、他の旅館より少し、2、300円高く設定する。そして、5月の連休にたくさん断った若者のオートバイ族を泊めるとか、若者をターゲットにするとか、そういう営業方法もあるのではないかと思います。若者は若い時はお金がないんだけど、将来の上客であります。断る手はないと思います。

アフリカのマータイ環境副大臣ではないですけど、非常にもったいないなと思うからあります。そこで、公共がやり、要するに儲けの少ないところは公共でやり、忙しい時であまった時には公共でやり、利益が出るところは民間でやる。そういう発想で経営するという考え方があってもいいじゃないかと思うわけです。そして伊豆市全体で宿泊客が増えていけばいいなというような、私は考えを持っております。

市長のお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 土肥地区の観光客の多い話と、ふじみ荘の経営についてでございますが、ふじみ荘の経営につきましては、昨日お答えした中で今、議員からいろんなご提案があったわけですけども、それが今の体制でどこまでやれるかというのは、もうちょっと吟味しないいですね、ご提案としては大変いいのかなと思いますけれども、やはりきめ細かいサービスということになりますと、今の体制ではやや民間の業者が一步先んじているのかなと思います。

議員のアイデアを先取した民間の業者が、あるいはそういうものを踏まえてやってくれば、それも案なのかなと思うわけです。

あと、伊豆市に大勢お客さんが来てくれるということは、全く同感であります。しかし、それぞれの旅館さん、ホテルさんの営業方針で、そこまで行政がですね、指導を当然できる立場じゃないと思います。教わる立場じゃないかなと、そんなふうに思っています。それぞれのお立場で増やすことを、増やしていただければと、期待と、お願いをしたいと思っています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 本日、3つの問題を私は取り上げさせていただきましたが、まだまだたくさんあります。20年後を見た行政改革あるいは財政改革の一つとして考えていきたいと思っております。木を見て森を見ずの考え方からぜひ、みんなで脱却しましょう。悲観論、悲観主義は気分によるものであり、楽観主義は意思によるものであります。これはフランスの哲学者が言ったようなことですけども、悲観論からは何も生まれません。困難に直面してもひるむことなく立ち向かい、危機をチャンスに変えていく。こういう考え方で、市長には日々の難局に臨んでいってほしいと思います。

私の質問はこれで終わります。市長、何かご所見がありましたらお願いします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ありましたら、市長。

市長（大城伸彦君） たいへん貴重なアドバイス、ありがとうございます。

議長（遠藤正寿君） これで酒井議員の質問を終わります。

加 藤 章 君

議長（遠藤正寿君） 次に、7番、加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤章です。

私は、企業誘致について市長に質問いたします。伊豆市の17年度の一般会計予算の歳入歳出総額は、財政環境の厳しい中、157億円、前年度比30億円の減となり、少子高齢化が進む中で、財政事情は年々厳しくなることが予想されます。

先の3月定例会での私の一般質問に、市長は、財源を生むための施策も自治体の自助努力が不可決の要件とのご答弁をいただきました。この中には、企業誘致を含めての発言と私は理解しております。

市長は企業誘致について、どのような認識をされているか、お聞かせをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの加藤議員の質問に対し、答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。企業誘致についてであります。

ご質問の中で、財政環境の厳しいなか、17年度一般会計予算の歳入が157億円ということでございまして、これ前年度比30億円減となっております。確かにそのとおりであります。その前の年の4町の時代を合算すると、それが155億円であります。ほとんど同じだと。昨年の予算は持ち寄り予算ということで、やや合併も控えてですね、膨らんだのかなという理解をしておりますので、その辺もぜひ考慮して吟味いただければと思っております。

企業誘致をして、財政状況を好転させようということですが、これにつきましては旧4町でも進められておりましたが、十分な成果というものは、なかなか得られていないのが現実であると思えます。やや東海道筋から離れて、半島へ入っておりますので、交通のアクセス等でハンディキャップがあるということで、特に企業と申しますと、ものづくりでございますね。前のご質問でも前回、前々回、お答えしたと思えますけれども、やはり、この伊豆市内に、製造業の方、がんばっている方、大勢おりますけれども、なかなか街道筋へ出るまでの時間・経費等がかかるということで、ややハンデがあると認識しています。また、近隣の大手企業はだんだん縮小するような傾向にあります。

そういうものづくりではなくて、なんと申しますか、運搬費用のかからない、あるいは極めて少ない価値のある企業が来てくれたらいいなと思っているわけです。そういうことができ

ればですね、雇用創出の有効な手段でありまして、また地域の活性化やこの財政状況も良くなってくると思います。

ぜひ、いい情報がありましたら、お教えいただきまして、一緒に誘致の活動をしたいと思っております。

もう一つの考え方といたしまして、既成の企業の誘致ではなくて、新しい産業の育成ということもあろうかなと思っております。現在進めておりますのは、ウエルネス産業や地産地消を積極的に進行することによって、新たな産業がそこに生まれて、雇用の創出につながるのではないかと考えております。

このように、地場産業や地域に合った産業を育成することが持続可能なものとして期待できるのではないかと考えます。

さらに今後の課題といたしまして、風力や、木質バイオマス等の新エネルギーによる産業も研究し、地域の産業として、成り立てばと思っております。

やはり、企業誘致ということは、できれば進行したいと、全く同感であります。これ、情報がありまして、出てくる方が伊豆市へ来てもいいよというような方が、どこにどういるのか、情報だと思っておりますので、ぜひ議員の皆様のご協力をいただいて、出てくれそうな方がありましたら、一緒に活動したいと思っております。

なお、昨日も申し上げましたように、土肥の港へのフェリーが2艘体制になります。ということで、新静岡市あたりからこちらにフェリーを利用した産業、そういうものが出てくれればなという期待をしているところであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 加藤議員。

7番（加藤 章君） ただいま市長から、伊豆半島はアクセスについて問題があるというご答弁をいただきました。

6月の初めにですね、あらかじめ質問要項を8項絞りまして、静岡県の産業集積室へ質問状を送りまして、なかなか日程の調整がつきませんでしたので、6月10日11時を予約して行ってまいりました。

非常に、市長が言われるように厳しいことは、私も重々承知しておりますが、市長にお配りしてあります、平成16年度ですね、企業立地動向によりますと、静岡県は企業立地の動向で、ここ3年間日本一になっていきますね。すなわち、平成14年が843の企業あるいは研究所と。15年は1052社、いわゆる企業と研究所を含みます。16年が1305と、非常に多くなっております。

そのなかでですね、東駿河湾の区域というところがあります。これは富士、富士宮、あるいは長泉、それで田方郡は田方の北部というように向こうでは説明してくれました。その前に、ちょっと前後しますが、静岡県の自治体で一番企業誘致の多いのはどこかと聞きましたらば、それはちょっとご勘弁願いたいということで、その多い自治体というのは教えてもらえませ

んでしたが、東駿河湾というのは、いわゆるあそこに富士宮の北山工業団地というのが 11 万 5,000 坪、平均しまして 1 万 5,000 坪ぐらいですか、そこへ大分来ているようです。

それで、伊豆市についても、植松さんという方が下田に大分出向していらっしゃったようで、いろいろ伊豆の事情にも詳しくあったようで、聞きましたら、市長が言ったように夏場の交通渋滞があるいは伊豆では難しいと。夏場の交通渋滞がちょっと心配になるけれども、静岡県の補助規定がですね、雇用が 10 人増して新規に立地した場合には、最高で 5 億円の補助が出るようになっているんですよ。そういう優遇措置があるもので、各企業が来ているとわかっています。

それで、過去、旧町ですね、伊豆市、すなわち土肥、天城湯ヶ島、中伊豆、修善寺と、過去において、企業誘致について問い合わせがありましたかというように聞きましたら、ちょっと年数はわからないが、だいぶ前に土肥地区からこういう用地がありましたという問い合わせがあったけれど、それ以外は私の聞く限りではなかったという返事をいただきました。

それで、こういう話もありまして、富士宮で、もちろん工業用地がありますから、その土地のリストは出ていますが、最近では企業ではないけれども、盲導犬の訓練所というのも来たということを書いていました。まさしく、市有地の有効活用においてもですね、だいぶ前にホテルの専門学校という話もありましたが、それらは伊豆市にとっては非常に将来的にも地域の活性化にいいじゃないかと。古くは修善寺の競輪学校が、日本競輪学校がそうですよね。

そういうことで、いろいろなアイデアでなんとか皆さんで考えていけば将来展望が開けるかなと思っております。

ただ、企業用地、用地のリストを産業集積室へ出しておけば、ちょうど合致した、進出する企業といわなくても、何か問い合わせが将来的にはあるんじゃないかと思っています。

最後に市長の所見を伺って終わりにします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 産業集積室へ企業誘致のこんな土地があるというのを出しておけばというようなお考えですけど、この辺もですね、出しておけばいいというものでもないし、やはり今、企業の方もより細かい計算をして、新しい工場を進出するかどうかということだろうと思います。

伊豆市はご覧のように平らなところは少なく、今、加藤議員がおっしゃる東駿河湾というのは、いわゆる富士山のすそ野でありまして、まだまだちょっと造成すれば平らなところが取れるということで、どうしてもやはりものづくりということから見ると、そちらの方へ行くのかなということで、私の希望と言いますか、できればこういうことがと思いますが、非常にいい環境ですからね、伊豆市は。山あり、川あり、海あり、温泉あり、ゴルフ場も 9 つあります。ですから、その研究施設だとかあるいは IT 産業だとか、あるいはファルマバレーに関してですね、非常に医療に関する、あるいは医薬ですね、薬の研究だとか、あるいはそういうものが来ていただければ、物流経費が少なくていいなと思っていますけれども、なかなか、この産業集積

室へ行って聞いてみたいと思っていますけれども、なかなか取っ掛かりがないですね、正直言
って。そういう面ではいろいろアドバイス、ご指導いただきまして、少しやってみたいかなと
思います。なにぶんにも環境がこういう状況ですから、厳しいだろうと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

7番（加藤 章君） 最後に、市長の、民間活力の導入というのが市長の持論ですから、ぜひそ
のお考えで進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで加藤議員の質問を終わります。

古 見 梅 子 君

議長（遠藤正寿君） 次に、古見議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見。

ただいま議長より発言許可をいただきましたので、通告してありますごみ焼却炉建設とご
み減量化について、市長にお伺いいたします。

6月は環境月間ということで、「広報いず」に特集が組まれております。ごみ問題について
伺います。

一つ目に、ごみ焼却炉建設については、既に昨日、木内議員に回答いただいています。単独で
は3万人ぐらいでは経費がかかるため、広域でいくということでございました。伊東市と、あ
るいは伊豆の国市と協議し、枠組みを決めていくということをお伺いしたところであります。

1点お伺いしたいことは、伊豆市では、分別収集方法に慣れてきたところであります。分別
し、ごみ減量化、リサイクルをすることが環境にとってもよいことだと思っておりますので、同じこ
の分別方法で進めることはお考えでしょうか。

燃えるものはすべて燃すごみ発電、これは分別の手間がなくていいわけですが、100トンと
いう大変多くのごみが必要になり、これは遠距離運搬となり、経費もかかることであります。
できることなら一番近い隣の伊豆の国市との協議が望ましく思いますが、お考えをお伺い
いたします。

2番目のごみ減量化についてであります。 「広報いず」に昨年度の平成16年ごみ処理状
況が特集されておりました。関心を持って毎月々のごみ状況も見ておるところですが、特にで
すね、燃やすごみについて年間1万を超えました。1万500トン。1人平均すると1日757
グラムだということでもあります。施設が老朽化していることから、この数字を増やすことなく
広報や、いろいろなところでごみ減量化・資源化のPRを続けることが、二酸化炭素の排出の
抑制であり、温暖化防止の点からも大事だと考えます。

昨日からもったいないという言葉が多く出ておりますが、この生ごみを野菜や花の肥料に
していくことが、大事であると思っております。EM菌ぼかしというのが、旧中伊豆町、天城湯ヶ島町

で配付されておりましたが、このEM菌ぼかしを振りかけて、ただ普通ですね、使われておりますバケツ、フタつきのバケツに石を載せるだけで、大体1週間でいっぱいになります。それを2、3週間石を載せて密閉発酵すれば、排出から有機肥料になるまでが1ヶ月でできるわけです。これは臭いもなく虫もわかないという点で、そしてしかも、土を少しかけるだけで動物にも荒らされません。これが安上がりで最も簡単にできる減量、生ごみ減量化の方法であると確信しております。毎日出る生ごみを発酵堆肥にするため、EM菌ぼかしは、私は今、生活必需品であります。生ごみリサイクルを応援すべく、伊豆市全体に広げ、無料配布、しばらくの間、キャンペーンとして無料配布をし、PRをしてごみ減量化・資源化に力を入れてほしいと考えます。

お考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの古見議員のご質問に対する答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 古見議員のご質問にお答えいたします。

ごみ焼却炉建設とごみ減量化についてということで、中に二つありまして、1番目の焼却炉建設は単独か広域か等についてでございますが、昨日木内議員のところでお答えしたとおりでございます。早急に計画を策定、建設が進むよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

広域整備の必要性でございますが、ダイオキシン類の対策における24時間燃焼の義務や、焼却エネルギーの活用を図るため一定のごみ量の確保が必要となります。また、財政面から、建設費や稼働後の維持管理費の負担軽減が図れ、特にこの建設費にかかわる国の補助制度が本年度から交付金制度に見直されまして、現在当市の人口38,000人ではそれに当たらないわけです。5万人以上、あるいは400平方キロ以上でなければこの制度に該当しないということを考えますと、やはり広域での整備に取り組むことが肝要であると認識しております。

以上のことから、市単独での整備は考えから外したわけですが、昨年の8月に広域の協議会が分裂した大きな原因は、分別方法の違いがあったからというふうに報道されておりますが、これは若干違ふと私は理解しています。と言いますのは、今までの協議会の中では、ごみは従量制、量に従って料金を払いましょうという協議をしていたわけですが、したがって、分別して焼却する量が減れば、それだけその自治体の負担は少なくなるということになるわけですが、そういうことですが、報道ではそういうふうにとされた。ほかの理由があったように感じております。

ごみをですね、エネルギーに変えるということは、ぜひやっていきたいと思っております。

それから2番目の、生ごみのリサイクルの推進によるごみの減量化・資源化についてですが、議員ご指摘のとおり、ごみの減量、再利用、再利用化を推進することは、地球の温暖化防止や環境保全等の観点から重要であり、積極的に取り組む必要があると思っております。

当市の生ごみの減量及び再利用への取り組みの状況でございますが、清掃センターでは、昭和54年5月から事業系生ごみの再資源化プラントが稼働いたしまして、養鶏飼料への再利用と焼却施設への負担軽減を図ってまいりましたが、本年の秋から先般竣工いたしました県が西天城高原の放牧場に進めておりますバイオマスモデルプラントにこの市内の生ごみを約1.5トン、毎日供給し、当市の飼料プラントにかかわる経費の節減と、今までとは違う形での再利用化を推進すべく県とこの取り組みについて調整を行っているところでございます。

また、市民に対しては家庭から排出される生ごみの減量と肥料等への再利用化を推進すべく、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器の購入に対し補助金を交付し、排出量の抑制と再利用を進め、今後ともこの制度を継続していく所存でございます。

なお、今年度から生ごみにEM菌ぼかしを使い、良質な土壌改良、肥料への再利用に取り組んでいるボランティア団体に補助金を交付し、広く市民にEM菌ぼかしの普及啓発活動を支援することにより、更なる生ごみの減量及び再利用化を推進できるものと大いに期待しているところであります。

したがって、議員ご提案のEM菌ぼかしの無料配布による生ごみの減量化・資源化への取り組みでございますが、当面はこのボランティア団体への活動支援などにより、生ごみの減量と再利用化、資源化の推進を図っていく所存であります。

また、別な情報でございますが、EM菌のほかに、当市の特産物でありますワサビの葉っぱがですね、堆肥といっしょにすると有害な細菌を抑えるというような有力な情報がありまして、そういうことも少し推進してみたいなと思っております。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 生ごみはですね、リサイクルする上で最もやっかいな存在でありました。コンポストを使いましても虫がわきますし、非常にベトベトになった堆肥をですね、肥料にするのにも苦勞がありました。

しかし、このEM菌というものに出会いましたら、EM菌というものはですね、非常に自然界に生息している微生物を集めて培養したもので、いくつかの種類の善玉菌、つまり光合成菌であるとか、酵母菌であるとか乳酸菌、放線菌という善玉菌、これを組み合わせて人体に安全であると。

しかもですね、企業に出すと非常に金儲け主義ということで、自治体に安く出していたという経緯があったということを知っております。やはり今、財政難、非常に厳しい時であります。遠距離通学のこと、国民健康保険のこと、財源が乏しい時でありますので、なんでも無料で自分が出したごみまで行政がお金をかけて燃していくというのが今の現状でありますので、なるべくこの減量化に取り組ましまして、自分のごみは自分で処理するという自己責任ということでやっていかなければならない問題だと思っております。

しかし、キャンペーンをする期間だけはぜひ無料でという願いがあったんですが、ただいまボランティア団体に補助金があるということ、そして市全体に普及するというお答えをいただきまして、大変うれしく思います。

そこでもう1点、今年度の予算を見ますと、生ごみ処理機購入補助金が125万円計上されております。平成16年は235万円の予算でありました。この少なくなった理由は、普及がかなり進んだということと理解してよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 生ごみ処理機の普及が進んだかどうかということについては、市民環境部長からお答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今の議員さんおっしゃるとおりで、125万円ということで予算計上いたしました。これにつきましては、まだまだこれから力を入れて普及をしていきたいというようなこともあります。皆さんの家庭に行き渡ったというわけではないと思いますので、ご指摘のEM菌の関係もありますので、これから普及をさらに進めていければ、というようなことで考えているところでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。それでは、これで古見議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開を13時といたします。ここで休憩といたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。引き続き一般質問を行います。

小 森 勝 彦 君

議長（遠藤正寿君） 次に、3番、小森勝彦議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森勝彦です。

障害者の自立と社会参加についてをテーマに、一般質問をさせていただきます。

私は3月議会の一般質問で今回と同じテーマで質問しました。それなりの答弁をいただき、市が障害者の支援においてどのような施策を講じているかを理解しました。しかし、前回は市長または障害者支援業務の担当者が私の質問の意図するところを誤解されていた点があったようで、私の意図する答弁を得られませんでした。その責任の一端は質問者の私にもあると思います、反省したところであります。

今回は、担当課長と若干話をさせていただき、私の質問の意図するところを理解してもらえたと判断しましたので、再度質問いたします。

市長は3月議会において、新年度予算審議をお願いするに当たり政策に関する所信を表明するということで、自らの政策について述べています。その中で、「障害者の自立と社会参加を目指す障害者支援」を掲げております。このような福祉の分野において、支援業務の内容ではなく、被支援者の到達目標を持った行動に対する支援を具体的に掲げる政策は、行政では大変まれで、かつ勇気のいる発言であったと高く評価するものです。自立そして社会参加を目指している障害者の方にとってはこの上ない福音だと思います。

障害者の方々の中には、年齢、また障害の種類や程度により自立または社会参加の可能性がほとんどない方がたくさんいます。しかし、逆に自立や社会参加の可能性のある方も多数いると思います。市長のこの政策から少しでもその方々の自立・社会参加への道が開けることを念願して質問いたします。

1つ目、16年度においても、市長のこの政策に基づいて事業が執行されたと思います。予算の編成上、政策によって、総項目間で金額が変わるということがなかなか難しいこともよく存じています。

その点、市長が17年度の今回の予算編成上の中で述べた政策は私なりに、既に16年度においても同じような意思のもとに運営されていたのではないかと推測いたしました。

それで具体的に質問いたします。16年度において何名の障害者の方が自立を達成または体験されましたか。また、何名の方がどのような形の社会参加を達成または体験されたのでしょうか。人数で教えてください。ない場合はなしと、不明の場合は不明と教えてください。今までこのような把握をなさっていなかったこともあるかと思しますので、難しい質問になってしまったと思いますが、不明の場合は政策の結果または途中経過の評価として、今後人数の把握をする考えがあるか教えてください。なしの場合、今後どのようにして具体的な成果が得られるようにしようと考えておられるのかお答えください。

2点目、17年度において、市長の政策に基づいて障害者の自立と社会参加を目指す障害者を支援する事業を執行するに当たり、何らかの目標または期待する成果についての目論見をお持ちのことと思いますが、具体的に教えてください。

3点目、障害者支援事業の中には授産所の運営がありますが、現在の、市内で1ヶ所というのは希望する、または入所が適当であると思われる障害者の人数と比べて、十分な状態にあるでしょうか。もし十分でないとするれば、増設について検討する考えがおりますか。お答えください。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小森議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

17年度の予算編成に当たり、障害者の自立についての方針にご評価をいただき、ありがとうございます。具体的にどこまでできるかというご質問だろうと思います。

ご質問の、障害者の自立と社会参加についてであります。これは、議員がおっしゃるように、3月議会との関連があると思います。伊豆市の中では、障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者・知的障害者・精神障害者合わせて約1,900名の方がおいでになりますが、手帳を申請されていない方もおいでになると思います。

ご質問では、何名の方が自立を達成または体験され、社会参加をされたかとのことですが、これは数字で申し上げるのは大変難しいことだと思います。障害をお持ちの方の自立という考え方は、障害をお持ちの方々それぞれのライフステージによって異なってくるものと思います。経済的に、また何でも自分でできるということよりも、自己決定・自己選択・自己責任ができることが自立であろうと考えております。

支援費制度もこの考え方を基本にいたしまして、利用者の立場に立った新たな仕組みとして創設されました。障害者の方々が就労するためには、就労に対する意欲や集中力・持久力・作業の正確性あるいは、安全性・安定性・作業工程の理解・就業場所への通勤や移動等を考慮しなければならないと思います。

昨年度の具体的な支援を申し上げますと、生活訓練と合わせて授産訓練を受けている障害者の方が9名、9名の方は身体障害者であります。知的障害者の方が12名おいでになり、そのうちの2名の方が自活訓練費の支給を受けながらグループホームから職場を目指し取り組んでおります。

また、地域療育支援センターや民生委員との連携をとりながら、ハローワーク主催の障害者合同就職相談会で一般企業へ就職できた方などがおいでになりました。このほか、社会復帰施設「田方ゆめワーク」や養護学校の就労支援を受け、地元企業あるいは福祉施設に就職が決まった方もおられます。

現在、支援費制度により、自分自身で選択した居宅や施設訓練等のサービスを利用されている方々が約130名おられます。この制度を利用しての自立者と考えてよろしいかと思えます。

また、施設での生活や地域社会での生活そのものが社会参加であると考えています。ただ、行政の窓口を通さず自立や社会参加をされている方も多いと推測していますので、これらの方々につきましては、何人あったかなしか不明かということですが、不明とお答えするしかありません。

また、目標・成果についてですが、相談支援や訪問活動に重点を置き、事業を進めている、また進めてまいる所存でございます。

授産所についてのご質問であります。市内には小規模授産所として、中豆授産所が1ヶ所あります。定員は20名であります。現在、20名が利用しておられますので、新規にこの授産所を利用するには、かなり困難な状況であります。障害をお持ちの方が、住みなれた地域で生活できる環境を整えるためにも、ぜひ必要な施設であります。

小規模授産所に関しては、制度上法人化が義務づけられました。現在ある施設を法人化するのか、既にある法人に運営を委託するのか、早い時期に決定したいと思っております。これら

施設を含み、障害者福祉に関しては、18年度に策定しなければならない「障害者福祉計画」の中で精査し、検討してまいる所存であります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再質問いたします。

当初私が期待していた答えのほとんどをいただいたように思います。具体的に把握することが難しい政策の結果と言いますか、成果について、どういう評価をしていくかということは、これからも大変だとは思いますが、やはりその政策を担当する部門の方々の、現在以降の仕事の取り組みの、目標のようなものを具体的に持たせてあげると大変いいんじゃないかなというふうに、私見ではあります。思います。

1つ目のと言いますか、全編に渡ってなんですが、自立と社会参加の捉え方は、今市長がおっしゃった程度で、これはしょうがないなというふうに思います。ただし、最終的な究極の自立とか社会参加というのは、動けない方に永久に補助がつくのはしょうがないと思います。だから、もしかして、就職したけれども家からそこへ行くまでは自力で移動できないと。そうすると、通勤とそれから帰宅の途中にその間だけ補助がつくと。ところがそれでもその方は会社に勤めて給料が稼げるというような形が、もしできれば、本当のその方の自立と社会参加じゃないかなというふうに思うんです。で、そのような方が本当に発生するかどうかは微妙ですけど、そういう考え方が欲しいなと。

その中で、一番の近道と言いますか、どうしてもしてほしいことがあるんですけども、市が毎年、何名か採用するわけですが、その中に必ず入れるというのはこれはまた難しい。そこで、市も当然採用の枠がありますが、市内中のいろんな企業とかも全部足せば、毎年何百人という方が新たに職を得ているはずで。

私もよく正確には覚えていませんが、もう何年も何十年前前から各企業に障害者を何%採用しろというしかりがありまして、私の会社でも実は昔はまじめにやっていた。だんだん会社の規模が小さくなってきて、当然、その方が残れば比率が上がっていくというような楽な状態が一時期ありまして、その後、幹部の誰もがそんなことを何も考えなくなってしまったという状態に今、私の会社でもあります。

お恥ずかしい話なんですけれども、おそらく、いろんな事業所が今そんな状況になっているんじゃないかなというふうに理解しています。必ずしもその事業所が期待する職員、期待するという言い方はおかしいですが、受け入れられる程度の障害者の方がいつも待機しているわけではありませぬので、お願いしてその気があったからといって、就職できる障害者の方が増えたということには直接にはならないと思いますが、そういう状況に近づけたり、そういう環境をつくる作業は、やはり普段からやるべきではないかなと。

そこで提案ですけれども、各企業の経営者の方とかNPOの代表の方とか、そういう障害者が企業参加と言いますか、社会参加、就職できる可能性のある方々を市が啓蒙したり、または

このような状態であるよということを理解していただいて、受け入れる体制を少しでもつくってもらよう努力していただくというような働きかけを市がしてもいいのではないかなと。

それについては介護長寿課の仕事と言うよりは、逆に、もしかすると観光商工課の仕事とかということも、さっきの市民環境部と健康福祉部の関係に似ていますけれども、そういう関連した作業ができないだろうかなということを思いましたので、一つ提案したいと思います。

それから、授産所ですけれども、今の市長の答弁にありましたようなことを実は理解しておりませんでした。で、外部の法人でなければいけないということになると、市が明日あそこにつくるといふ政策もなかなか取りにくいということになりますけれども、その辺は既にそういう福祉関係の法人というのもたくさんできていますので、その政策はぜひ進めてほしいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これについて、市長。

市長（大城伸彦君） ほとんど、ご意見を伺ったということで、どうお答えをしていいのかなと。

一般の企業等では、全従業員の 1.8%ですか、そういう障害をお持ちの方を採用しなさいよという基準があることは私も承知しております。市でもそれに準拠して、お持ちの方を何名か採用しているわけでございます。ただこれは、議員がおっしゃるように、抜け道と言いますが、お金で解決するような方法がありまして、採らなかった場合はペナルティとしてお金を納めればよいというようなことで、一般企業ではやや、業績の方を見ながらですね、そういうふうな方向に動いていることも確かなようでございます。

したがって、議員さんがおっしゃるように、そういう啓蒙をですね、やはり、ノーマライズですか、そういうことをやっていかなければいかん。

先般、三島のハローワークとも相談いたしまして、伊豆市の雇用の求人、伊豆市でいたしたいというようなことで、今ハローワークの出張所になるんでしょうかね、事務所を伊豆市内に常設で開くということで、検討しております。近々に開くと思いますし、そういうところでもこの障害をお持ちの方への就職斡旋もできるように申し入れたいと思っています。

それから、授産所のことにつきましては、健康福祉部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、授産所について、ちょっとご説明申し上げます。今ある中豆授産所につきましては、県の要項に定められた施設でございます。社会福祉法に規定される福祉施設ではございません。福祉の施設ではございますけれども、法律に準拠する施設ではございません。

それで、今現在、国会で障害者自立支援法というのが審議されております。郵政関係とか、介護保険にちょっと隠れておりますけれども、この法律は、身体障害者と、それから知的障害

者と精神障害者と、この三つの障害を一つの視点で考えて、そして自立支援していこうという、そういう趣旨の法律でございます。

この中で、中豆授産所というか、小規模授産所のあり方についてなされておりました、まだ法定されてはおりませんが、5年以内に福祉法人に移行して、そしてこの自立支援法の中での立場に立った形での施設に変えていかなければならないと、そういう方針になっております。

したがって、市といたしましても5年以内にそういった方向をつくっていかなければならないと思っております。したがって、委託の方法にするのか、法人にするのかということで、NPO法人でもよいということになっておりますけれども、近々のうちに検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 今の小規模授産所、その時に、市が障害者の需要と言いますか、それをもとにもう1軒ほしいとか、例えば1.5倍ぐらいの規模にしたい、2倍ぐらいの規模にしたいというふうに望んだときの手続とかやり方といいますか方法というのは、どういうことになるのでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） まだ私案ではございますけれども、私の思いますのには、今からの福祉というのは地域に根ざした形、介護保険も含めてですね、考えることになっていくと思います。

あと3年後、6年後だと思いますけれど。そういったなかで、社会福祉法に照らしたなかでの施設にしていくということが、定員を20人以上にすることも含めてですね、それから授産、それからそれに合わせるデイサービスであるとか、そういった複合的な、地域の拠点と言いますか、そういう形にしていかなければならないのではないかと思います。

また、法人が運営するにあたっては、そのような方向にならないと運営自体が大変になっていくのではないかと、そういうふうに思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終わります。

関 邦 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

自主財源確保について。伊豆市になり1年が過ぎました。節約と合理化で財政健全化を図る考え方だけでは市民にサービスの低下をもたらし、不平が出ています。合併の力による自主財源確保に力を傾けていると思いますが、旧町時代と変わるいかなる努力をされたか、その結

果はどのようになったのか伺います。

学童保育について。伊豆市内では、各学区で児童保育が行われていますが、土肥地区だけは行われていないように聞いています。当然土肥地区でも必要な方が要望をしていると思われるのですが、なぜ設置されていないのでしょうか。どのような基準で設置されているのでしょうか。伺います。

遠距離通学支援について。土肥中学と西豆中学を土肥町に統合するに当たり、統合でもめるのを回避するため、通学費の助成を統合の条件にしたと認識していました。土肥町においては守られていた問題です。伊豆市になり、約束が守られないのはどのような考えか。約束を守るとは、社会生活の基本であります。時代の移り変わりのなか、約束を破棄するのであれば、遠距離で負担のかさむ場合、親の負担をしかるべき額で打ち切り、負担増にならないよう助成すべきだと思うが、いかに考えているのか、伺います。

随意契約の取扱いについて。契約は競争入札が原則だと思いますが、随意契約をする場合の条件を金額や特例等について確認します。平成 16 年度随意契約実績の多い順に 10 件、財政課から次の事項につきまして資料をいただいております。

1、発注内容、年月日。2、業者名。3、契約金額。4、緊急の場合、何の理由で緊急だったか。競争入札が不利の場合、何の理由で不利だったか。入札に適しない場合、何の理由で適しないのか。

地方自治施行令第 167 条の 2 項の取り扱いについて伺います。随意契約は、伊豆市として旧町の悪い慣習等を引きずらず、市民の納得のいく最善の契約だと言い切れませんか。市民はこのような大きな契約が随意に行われているということを知っていると承知していると思いますか。伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの副議長の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 副議員のご質問にお答えいたします。

まず自主財源確保についてでございますが、合併の力による自主財源確保にどのような力を傾けているかとのご質問ですが、自主財源の確保対策として、一般的に言われているものとしては、企業誘致があげられます。

しかしながら、企業誘致には地理的な条件、社会的な条件、あるいは気象条件など、大きな影響を受けるものでありまして、自然環境に恵まれたというだけでは、実際問題として必ずしもよい条件に恵まれているとは言えないと思います。したがって、自ずから観光・交流産業に重点が置かれてくることになっていると思います。

また、即効性のある事業展開も現状ではやや難しい状況にあると思われ、宣伝をすれば人が来るという時代ではなくなり、伊豆市の特色を生かし、人を惹きつける魅力をどのように作り出していくか、これらについても観光振興審議会の中で事業展開を検討していくこととしております。

合併1年目で台風災害にみまわれまして、その復旧に17年度予算もなお必要となることから、現時点では、体力をつけなければと考えており、今後、現在策定中の総合計画のなかで、個々の事業の経済効果なども検証し、地域経済の根幹である観光・交流産業を活性化し、交流人口が増加するような事業展開を推進してまいります。

企業誘致につきましては、先ほど加藤議員のところでもお答えしましたように、ぜひ、いい情報があったら教えていただきたいし、一緒にがんばっていきたいと思います。

続きまして、2点目の学童保育についてのご質問にお答えいたします。伊豆市では現在、土肥地区を除く修善寺、天城湯ヶ島、中伊豆地区の6ヶ所で放課後児童クラブを実施しており、4月1日現在で128人の児童が利用しております。女性の社会進出や核家族が増えているなかで、小学校から帰ったあとの放課後や、春休み、夏休み、冬休みの長期休暇中は親が仕事をしているため子供たちだけで過ごすことになります。このような共稼ぎ家庭などの児童の放課後や長期休暇中の生活を守るための施設が放課後児童クラブであります。

ご指摘のとおり、土肥地区は、合併前の旧町時代には実施していなかったため、放課後児童クラブはありません。他の3地区につきましては合併前に開設されたもので、合併後も引き続き実施しているものであります。放課後児童クラブの設置基準であります、最小定員は20名とされております。

伊豆市次世代育成支援行動計画により、土肥地区にも設置を計画したいと考えております。設置するには当たりましては先ほどのような条件がありますので、アンケートを実施してどの程度の利用希望者がおいでになるか調査をした上で、判断をしたいと考えております。

続きまして、3番目の、随意契約の取り扱いについてですが、伊豆市は随意契約において、悪しき習慣を引きずっているのではないかとのご指摘ですが、一般的に随意契約は、ただ特定の業者を選択し、契約するというその行為を、悪しき習慣の中で行われているのではないかとおっしゃっているのだと思います。どういうことでそう表現されているか、ちょっとわかりません。

また、随意という言葉が執行部や職員が勝手にという、随意という言葉は、そういう勝手にという意味がありますので、解釈されているようですが、政令167条の2をぜひ読んでいただき、理解していただきたいと存じます。市と業者との癒着や馴れ合いがあるのではないかとということでしょうか。この点につきましては、はっきり「ありません」とお答え申し上げます。

また、市民が随意契約の内容を知っているかのご質問ですが、入札に関しましては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により公表が義務づけられております。が、確かに入札結果のように、こちら側から積極的には公表はしておりません。いつでも一定の内容に関しては、情報提供ができる状況にあります。今後は定期的に公表するようしてまいります。

従来は、一般競争入札を基本に、次に指名競争入札、そして随意契約と言われてきたようですが、現在では業者の意欲や技術力を総合的に判断しなさいとの国の指導が入っております。

これを総合評価方式といいます。この段階で随意契約の存在意義があると判断しております。

高度な技術の導入、O A 機器とソフト構築の整合、あるいは社協やシルバー人材センター、森林組合など、政策的に団体の支援を目的とする業務、または管理業務などで、長年携わり、技術力を高めてきた業者に代わって新しい業者を入れることのリスク、あるいは、既発注済の工事に関連する工事の発注や、災害復旧工事等、これらを円滑に、なおかつ市民に不便をかけないで速やかに完成させるためには必要な契約方法であると考えています。

私は、入札は基本ではあると思いますが、価格競争だけの入札では適正な契約は必ずしも成し遂げるとは思いません。今後もこちらから積極的に業者を選別し、業者の技術力を取り入れ、こちらの希望も積極的に設計に入れてもらえるような方法を確立していかなければならないと考えております。

法をお読みいただければわかると思いますが、2号から9号の随意契約の理由も当然なものであるとご理解いただけるものと思っております。今後も、随意契約につきましては単に簡便性を求めることや、随意契約の拡大解釈は現に慎み、契約の適正な執行に努めてまいります。ご理解いただきたく存じます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、教育長。

教育長（室野純司君） それでは3点目の遠距離通学支援についてのお答えをいたします。

午前中の木村議員の質問のなかにも、やや関連している部分があるだろうと思えますけれども、経過を先にちょっとお話ししますと、土肥南小の方ですが、昭和53年4月、八木沢小と小下田小を一つにして、新設されました。また、それに先立つこと昭和34年1月、西豆中学校が火事で焼けました。翌年35年3月に西豆中を土肥中に統合し、西豆中は閉校になりました。また、その4月には土肥中学校小下田分校、これが4月に設置されまして、12月になりますと小下田小学校内に新校舎が完成しています。しかしながら、昭和44年3月になりますと、小下田分校を廃し、土肥中に統合していると、こういうことになっております。

前段でも申し上げましたけれども、土肥町の通学費補助金交付要綱、これは昭和44年4月1日に施行していますので、小下田分校廃止とともに通学費を補助していると、こういうふうに推測されます。それ以来、小学校では27年、それから中学校では36年の月日が経過しております。

したがって、私どもが考慮したのは、1点目として、小学校では27年、それから中学校では36年の長い蛭雪を講じてきたこと。それから二つ目として、木村議員のご質問にもお答えしたとおり、引き継ぎました土肥町の補助要綱も、この要綱による補助は昭和44年度から当分の間行うものとする、というふうな、当分の間と期限が限定されているということ。三つ目としまして、修善寺それから土肥、天城湯ヶ島、中伊豆町と新たに合併をして、伊豆市の市民は、同じ補助事業であれば一般的にサービスをする必要があるだろうとい

うこと。4点目として、バス通をしたくてもバスが運行できない地域もある。

これらを考慮しながら、伊豆市誕生以来、1年かけて、この遠距離通学補助のあり方を模索してまいりました。

議員がおっしゃるように、約束を守ることは大切だと。これは私も当然承知しております。時代が移り変わっていますし、時間も経過しております。さらに、合併をするということで、当時とはの状況が大きく変化しております。そういう変化した状況のなかでは、施策を変化させることが私も必要だというふうに思います。変化をさせないでそのまま続けると、全体的に無理が生じるというふうに考えております。

ただ、議員が最後の段で述べております、保護者の負担額の上限につきましてですか、これは大変難しい面もございますけれども、この点については、今後検討する余地があるというふうに私自身は考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 自主財源確保について、再質問をいたします。1年以上経過したということで、質問します。

不平が出ることは、必ずしも悪いということばかりではないと思いますが、今まで慣れ親しんでいたことが合併によって大きく変わってくると、不平が出ます。土肥地区の集団検診を例にしますと、年寄りの方の送り迎えを要望により、しておりました。また、胃がん・大腸がんの検査も、指定日に同時に行われました。

伊豆市になり、集団検診についてはいろいろな説がありますが、経費削減のための簡約化に感じます。早朝より受け付けてもらい、番になった頃受診するとか、集落により時間調整とか、長年の経験で、不平のない方法ができていたと思われまます。農協でも同じ方法で行われていましたが、やめたようです。お役目的な検診方法になった感じがします。

私が主張したいのは、大事なことまで経費削減を行うのでなく、自主財源が確保できれば、それに多くの助成を上乗せさせて事業ができ、その分、福祉とか文化だとか、人間が人間らしく生活できる手助けができるということです。

他の市と同じというのでなく、この広い光耀な天城から、夕日に染まる西海岸まで、峠を越えても美しい伊豆市であります。未来に夢と希望が持て、若者が定住できるようにしてもらいたいということです。

三位一体とは自治体の努力によって自主財源が確保できるようにし、それに国・県の助成を得て、自立できる強い財政力の実態をつくれということだと思っております。山下議員が、8ヶ月過ぎても市として何を重点に推進しているかわからないという質問に対して、ウエルネス産業の振興、新エネルギーの開発、食と農と健康、地産地消というようなことをその時は挙げました。今日は観光だとか、企業誘致だとかいうようなことを今日は上げておりました。

合併後の最大の問題点は自主財源確保だと思ひ、次のことについて質問します。ウエルネス

産業の振興、新エネルギーの開発で、何億円の自主財源が確保が望めるのか。今現在、どのような計画が進んでいるのか伺います。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） ウェルネス産業の振興とか新エネルギーの開発とか、あるいは地産地消で自主財源が確保できますよと、いくらできますよということは今のところ計算できませんし、お答えもできません。

しかしながらこれらは、観光伊豆市の資源であります観光へはみんなつながってくるものだと思っております。そして、新しい時代の思考で向かうべき方向であると考えております。そういうことをやっていけば、結果として伊豆市の特徴がさらに明確になり、よって、もっと暮らしよい伊豆市になるものと思っております。

何をやればいくらできるというのは、大変、因果関係を明確にしろということですが、そういうことばかりが行政ではないと思うんですね。全体の中で、やっぱりいい地域を作っていく、またこれは市長である私がいくら一生懸命寝ないでがんばったって、達成できるものではありません。

市民の皆さん、議員の皆さん、関係の皆さんと一緒に、そちらの方向へベクトルを合わせて力を合わせることで伊豆市を良くすることだと信じております。

ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） そういう深いような意味じゃないですけど、スローガンを掲げたからには、それがどういう効果があるのかというようなことを、やっぱり答えとして持っていなきゃまずいじゃないかと思って、質問したわけです。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） これは何回もご説明していると思っております。

ウェルネス産業というのは、県が静岡県東部に政策として出しておりますファルマバレー構想のなかで、長泉町にできておりますがんセンターは近代医学の粋を集めたいわゆる西洋型の治療方法だと。

私どもの伊豆市には温泉があり、この自然の英気といいますか、そういうものがあります。海があります。山があります。滝があって、マイナスイオンがたくさんあると思っております。そういうものでやはり元気になる。あるいはがんセンターで治療された方がこういう温泉に来て家族ともどもですね、心身を癒すということは、これは伊豆市にとっても、伊豆市の市民にとってもプラスになるということでございます。

それから、新エネルギー、これは昨日からもいろいろご異論もありましたが、やはり地球温暖化、環境保護という面から、自然環境の豊かな伊豆市の未来を、将来を守るためにはやはり、これも積極的に取り組むべきだと。そして今ある伊豆市の観光資源を保護する。これはすな

わち伊豆市の財源確保といいますが、産業確保につながるというように思っております。

地産地消につきましても、この地域でとれた特産物をやはり市民が愛し、また全国に頒布することによって、ここの産業が生まれてくるものとそういうことを考えて、三つのスローガンを挙げております。じゃあワサビでいくらもうかるのかと、シイタケでは、それはその時のその時々刻々社会情勢、経済情勢が変わると思います。でも、5年10年これを続けたら、必ずやよくなると私は信じております。

ぜひ、その辺をご理解いただいて、ご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） どうもありがとうございました。

学童保育について、再質問いたします。人数が少なくても設置する方向で進んでくれるということで、ありがたいと思っております。私が常々感じることは、共稼ぎの若い、アパート暮らしの家庭なんかにおいて、子供が1人で寂しく遊んでいるのが見受けられます。この子供にとっては、つらい寂しい時間だと思います。少人数で、費用の面で大変でしょう。

人口の集中しているところは、費用効果も良く、ますます充実し、過疎地域がますますさびれるということのないように、土肥の方にもその施設をつくってもらいたいとお願いして、この質問は終わります。

それから、遠距離通学の支援について、お伺いいたします。今までの歴史の流れを教育長さんがいろいろ説明され、そのとおりだと思っております。このもともとの、学校統合がもたらした問題であって、子供教育本来のことでなく、小下田住民が合併による土肥地区重視・小下田地区軽視に猛反発をしたことだと思います。その時は統合に賛成した議員は皆落選した歴史があります。この遠距離通学問題は、易しいようで非常に奥が深い問題だと思います。いろいろなことを全て一律に解決することはできないということです。少子化・子育て支援を掲げるなら、過疎で悩む現地の子育てに理解を示していただきたいと思っております。

これは、元を正せば少ない予算でその中を割り振りをするから、この問題が起きたと思えます。もっとしっかり教育長さんが予算を取って、子育て支援、教育のための予算を、しっかり取ってくれないから、少ない予算を割り振るからこのような問題ができて、2,100万円とか言わないで、4,000万円とか、いくら要するという格好でやれば、何にもこれは問題が起きる問題じゃない、私はそう思います。だから、一定額を越す、2万円なら2万円、3万円を越したらその方々の負担はそこで打ち切って、3万円出すよというふうにしなれば、これは解決しない問題だと思います。

いかが考えますか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 私は、伊豆市になりましたら、かつての町の規則というんでしょうか、そういうのはやはりゼロに戻してやるのが合併した基本原則だろうと思えます。これは、規則

は教育委員会規則ですので、教育委員会がなくなったらそのままなくなるわけですが、ただ、通学費補助については条例が1ヶ所だけありました。これは中伊豆町だけでございます。ですからこの条例の廃止については議会でたぶん賛同を得たろうというふうに私は思っています。

ただ、教育委員会規則の方は、一応そのまま教育委員会消滅ということでなくなった。ですから必ずしもその当時の教育委員会で了解した内容を伊豆市の教育委員会は規則を破った、約束を破ったというふうには私自身は正直言って認識しておりません。新しい通学費補助というものを私は考えていたと、こういうふうに考えています。

ただ、先ほども答弁に述べましたように、補助の上限ですね、保護者の負担の上限、これにつきましては、私も私案は全く持っていませんけれども、今後検討していく余地はあるだろうというふうには思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 通学費がかさむ、これはそこに生まれて育った人が変えるわけにはいかない。学校が近くにあればよかったものをたまたま遠くになって、遠くになった人がたくさんお金を払って、近くの方は払わない。そういうことではなくて、さっき言ったように、ある限度を越した場合は、その負担を市で持つとか、そういう考え方の方が、私は、平等と言っても、これは難しい問題だと思うし、平等だったら全部同じでいいし、遠くになったら比例してたくさんになっていくという考え方は、どこかで狂いがあると思います。

以上です、この問題は。

それで、随意契約の取り扱いについて、再質問をします。限度額を超えた多くの随意契約があるなか、大きい順の8番目、9番目、建設に関わる2件について、質問します。災害査定業務委託、河川、協和コンサルタント、1,995万円。災害査定業務委託、道路、静岡コンサルタント、1,890万円。県の土木事務所出先において、協和コンサルタント、静岡コンサルタント、鈴木設計等は立派な会社で、よく仕事をしているとのことでしたが、50万円とかいう小さな額の随意契約はするが、多くの額の随意契約はしなかったということでした。

また土肥町においても、この種の随意契約は、問題を残すから極力避けたということでした。伊豆市においては何千万円の随意契約がわずか30文字足らずの随意契約理由で行われています。

上の二つの契約理由は、災害箇所が多く、申請期限があるので間に合わないという理由です。災害時、役所が忙しくて、コンサルタントを依頼したというように読み取れます。緊急のようには読み取れません。これだけの理由で競争入札をしないで、随意契約はできるのか疑問です。

設計額を決める測量等を随契約の相手に依頼したり、常時、限度額130万円を超えても特例という形で競争入札せずに随意契約が行われているように見受けられます。災害時でも競争入札をする時間は十分あったと思うし、他社でもできる仕事をこの会社にどうして依頼したの

か、緊急でないときもこれらの会社と何かの理由につけ随意契約を結んでいるのではないか。もし競争入札も随時契約も同じだと考えるなら、談合を認めているように思います。相見積もりでなかったとか、前の会社で実績があったとか、昨日は苦しい答弁をしました。従業員に実績のある方がいれば、会社の内容は関係ないように受け取れます。

以上のことから、市長の判断で判例でも随意契約はできますが、慎重な取り扱いをなさいとこのような大きな金額が随意で行われることは、市民は私は知らないと思います。もっとわかりやすくしてもらいたいと思います。

それとも、土肥でも土木事務所でも避けている随意契約を合法的で間違いはないからとずっと続けるつもりなのか、伺います。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、今の順位の8番目と9番目、災害査定の業務委託が二つございます。

一つは1,995万円で協和コンサルタント株式会社、9番目の方は1,890万円で、同じく静岡コンサルタント株式会社と。これは両方とも該当随意契約の理由の2号から9号までございまして、そのなかで5号ということで、おっしゃるように緊急性でございまして、私どもの方では、今のお話のように、災害箇所数が多くて、申請期限があるので間に合わないと、これにつきましては、補助災害ということがございまして、そういう面で日程的にかなり緊急性を要したということで、担当の部局としては承知をしているところでございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 誰が見ても正しく、特例に当たるという以外は、避けた方がよいと思います。改めることで森議員もある程度、納得ができるのではないかと思います。市長は避ける必要はないと言うけれども、慣例を見ても市長に、だいたいは権限があるようだけれども、みんなが納得できる随意契約じゃないと納得しないと思いますけれど、さっきの答えと同じと言うなら同じでいいですけど、ちょっと答えてください。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 両方とも、金額的には設計した金額で見積もりも聴取しておりますし、妥当な契約額だということを判断して随意契約といたしました。

議長（遠藤正寿君） これで、関議員の質問を終わります。

これで一般質問は終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会をいたします。次の本会議は6月15日9時30分より再開いたします。よってこの席より告知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 1時59分

平成17年第2回（6月）伊豆市議会定例会

（第4号 6月15日）

平成17年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成17年6月15日(水曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 4 号 | 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 2 | 議案第 6 5 号 | 平成17年度伊豆市国民宿舎土肥ふじみ荘事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 3 | 議案第 6 6 号 | 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 4 | 議案第 6 7 号 | 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 5 | 議案第 6 8 号 | 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 6 9 号 | 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 0 号 | 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 1 号 | 伊豆市税条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 7 2 号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 7 3 号 | 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 7 4 号 | 伊豆市文化財保護条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 7 5 号 | 伊豆市運動施設条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 7 6 号 | 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第 14 | 議案第 7 7 号 | 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 7 8 号 | 市有財産の処分について |
| 日程第 16 | 議案第 7 9 号 | 市道路線の変更について |
| 日程第 17 | 議案第 8 0 号 | 市道路線の認定について |
| 日程第 18 | 議案第 8 1 号 | 姉妹都市提携について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員（1名）

5番 森嶋正太君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島兼長 支所務課長	鍵山光男君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	建設課長	井邑政彦君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 長谷川 與志衛
主 査 山 下 正 恵

局長補佐 森 修 司

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程に入る前に報告いたします。

今期定例会までに受理した請願は、お手元に配付の「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」を採択する請願1件であります。これは、福祉文教委員会に付託しましたので、報告いたします。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第64号～議案第66号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第64号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第1回)についてから、日程第3、議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計補正予算(第1回)についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

一言申し上げます。第1回目の質疑に際しましては、一般質問と同様前へ出ていただき、再質疑については自席で起立の上、お願いをいたしたいと思っております。

それでは、最初に22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

16ページの議案第64号 伊豆市下水道事業特別会計補正予算について質問をいたします。

白岩浄化センター増設工事の発注先は、高度な技術が必要なために、日本下水道事業団にしたいとの説明でしたが、事業団のもとで仕事を受けて施工する、優良な会社企業は全国に多数存在すると思っております。それらの会社による一般競争入札が、発注者すなわち市民の利益になると思っておりますが、そのような入札方法がとれないものかどうか、お伺いします。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、上下水道部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） それでは、三須議員のご質問にお答えいたします。

そもそも日本下水道事業団、これはかつて国が直轄する認可法人でございまして、施行業務、要するに事業の実施はいたしておりません。地方公共団体になりかわって、地方公共団体の実施する事業を遂行する、こういう団体でございます。

したがって、日本下水道事業団が発注する工事につきましては、すべて一般競争入札または公募型入札で実施しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 再質疑ありますか。

三須議員。

22番（三須重治議員） そうしますと、事業団が入札を行って、そこで決定された価格というものが、市が事業団に発注する価格にほぼ近いってことになるのですか。その市が事業団に戻す、そこで、先に契約が成り立つということではないわけですか。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） お答えいたします。

下水道事業団と伊豆市と受託契約、協定の締結をいたします。したがって、日本下水道事業団は伊豆市に成り代わって事業を実施するということでございますので、補助金申請から会計検査、それから2年間の貸担保もついてございます。そんな関係で、一定の率が、要するに事務費として共同出資金という形でとられます。

ちなみに、本年この白岩浄化センターの上部工、電気機械設備1億4,900万円を予定しておりますが、おおむね事業団の取り分としては1,000万円でございます。これの10分の5.5が国庫補助金となりますので、伊豆市とすれば450万円で事業団に委託ができる。また、この補助裏に関しては90%の起債がききますので、この起債に対しましても、後年度2分の1は交付金で入ってきます。200万円そこそこの伊豆市の財源でこの事業が遂行できるというふうにご理解願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 次に、10番、森良雄議員。

10番（森良雄君） 10番、森良雄です。私も、質問の主旨は三須議員とほぼ同じです。

平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）、第1表の委託先について、お聞きしたい。選定手続はどのようになされましたか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、上下水道部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 日本下水道事業団という団体をご理解いただけないというふうに判断をいたしますので、少し直接質問からは外れるかもしれませんが、日本下水道事業団というその組織について、ご説明をさせていただきます。

日本下水道事業団は、我が国の下水道を推進するために設立をされた認可法人でございま

す。平成 15 年 10 月には、地方共同法人というふうになりました。地方公共団体が下水道事業を整備するには、施設の建設、維持管理、これらに関する多くの専門技術者、いわゆる土木、建築、機械、電気、水質等の技術者が必要になってまいります。

しかしながら、これら下水道事業を行う地方公共団体でこれらの人材を揃えるというのは、極めて困難な状態にあります。日本下水道事業団の前身であります下水道事業センターは、そのような地方公共団体を支援することを目的に地方公共団体の首長等により、昭和 47 年 11 月に設立をされた組織でございます。

その後、昭和 50 年 8 月に日本下水道事業団として拡充・改組され、終末処理場、ポンプ場等の下水道に関する根幹的施設の建設維持管理の技術的サポート、それから試験研究や研修などの業務を行ってまいります。

平成 15 年 10 月 1 日から事業団は、地方公共団体の共通の利益となる事業等の実施主体として、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、地方共同法人というふうになっております。これに伴いまして、日本下水道事業団法が改正され国と地方公共団体の共同出資から地方公共団体のみ出資となりまして、それからまた、地方公共団体の代表が評議員の主要構成メンバーと位置づけられ、評議員の議決機関化によりその権限の強化が図られております。

ご質問のこの経緯ということでございますが、まず下水道事業団というのはこういう法人であるということをご認識をいただきたいと思っております。

それから伊豆市でなぜ下水道事業団を選定をしたか、こういうご質問でございますが、これまでの経験とですね、最新技術により優れた施設ができるという判断、それから伊豆市には建築・機械・電気等、各分野の専門技術者は、職員にはおりません。

それから、補助金申請から会計検査、それから 2 年間の試運転、試験、これらもすべて事業団の委託業務の中で実施をしていただきます関係から、スムーズな事業実施ができると。それに加えて、土肥の処理場、それから旧天城湯ヶ島町の処理場、それから旧修善寺町の沖ノ原中継ポンプ場、それからこの白岩浄化センター、これ 4 分の 1 系列、供用開始をしてございます。今回のこの債務負担行為は、そのもう 1 系列、これの下部工は、既に終わっております。上部工を、上部といいますか、機械設備を今回、2 年間で実施するものでございますが、いずれも日本下水道事業団委託で実施をしております。これらの理由から下水道事業団に委託をするということを決意してございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） お話を承る範囲では、事業団ありきという、事業団が前提になって、伊豆市の下水道の整備が進められているのではないかと考えられます。

この設備、これから作るにあたって、この設備は中伊豆地区の下水道整備のため行われたわけですね。そうしますと、中伊豆地区の下水道整備が今後どのくらいの費用がかかるのでしょうか。わかるんだしたらお聞きしたい。それともう一つ、今、鋼鉄製の橋の建設、大変

問題になっていますよね。あれ、悪の根源の一つにコンサルがあるんですよね。あれだいたい今日あたりのニュースですと発注先がだいたい決まっている。本当にコンサルは、何をやるかという、ほぼ決まった発注先にコンサル業務を丸投げとは言わないけれども、やらせるんですよね。ですから今、伊豆市に必要なのは、経費節減なんです。一銭でも事業費を削減するのが必要なんです。最初からどこにやらせるっていうのを決めてやってたんじゃ絶対に経費削減はできません。この辺どのようにお考えになりますか。

できれば市長にお願いしたい。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 橋梁の施工業者の談合、これらと一緒に考えているというふうに理解をしたわけですがけれども、そもそも下水道事業団は営利を目的としております一般のコンサルタント会社と全くその目的が違います。

要するに市町村、要するに地方公共団体をサポートするというのが目的となっておりますので、下水道事業団は一般の指名競争入札、また公募型、これらの要するに一般のコンサルタント会社と一緒に入札に参加するという、そういう制度はございません。ちなみに、田方の5町でやっております東部処理場がございます。これも静岡県は日本下水道事業団に委託をして建設をしております。

そんな関係で、少しそういう伊豆市の経費節減のために一般のコンサルタント会社ではなく地方公共団体の共同法人である下水道事業団に委託をしたというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） もう1件、中伊豆地区の下水道整備計画、もし今後実施するならどのくらいかかるか、概算で結構ですがけれども。

上下水道部長（水口信夫君） そこら辺の金額はわかりませんが、一応認可区域は八幡地域で終わります。

処理場に関しましては、先程から申しております委託は根幹的施設ということで説明をしてございます。管渠等に関しましては職員が実施設計をしております。

ただ、処理場とかそういう複合施設になりますと、そういう技術者がいないということで、サポートをお願いしているということでございます。

金額につきましては、ちょっとここに資料がございませんので、もし必要であれば、部の方においていただければ、資金とかそういう過去の投資額とかそういうものは、全部揃えてございます。

ご理解をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄議員） 資料必要なら取りにきて。そもそも私は、議会で質問しているんですよ。議会で質問したら議会へ届けてください。いいですか。何でもこういう質問をするかという、いわゆる下水道整備というのは、僕は基本的には底知らずだというふうに思っ

おるもんで、やはり最初からしっかり、これからのこの施設を拡充・整備すると、それに当然その先にあるのは、下水道の整備ってことがあるわけですから、それで、どの位かかるのかって事をやはり考えておいてもらわないと、僕は納得できない。

それから当然、これはこの下水道整備事業団っていうのは、公共的なものだとおっしゃられるわけですがけれども、この公共的ないろいろな事業団がやはり問題なんですね。道路公団だって公共的な事業体でしょ。やっぱり儲かるとなると、皆さんやっぱり何をなさるかかわらないというのが実態だと思う。しっかり競争っていうのが大切なんです。何も事業団だけじゃないはずですよ。一般の建設会社でもそのくらいのサービスはできるはずですよ。いろいろなところと競争させて、少しでも経費削減を図るように。まあ、今回はもうこれで決めたいんですけど、これからは、やっていただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております本3件は、会議規則第37条第2項の規程によって委員会付託を省略することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、3議案を一括採決いたします。

議案第64号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算についてから、議案第66号 平成17年度伊豆市国民宿舎木太刀荘事業特別会計補正予算について、原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第64号・65号・66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第4、議案第67号 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）についてを、議題といたします。

これより、質疑に入るのでありますが質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配布いたしております、議案付託表（案）のとおり、観光経済委員会に付託をいたします。

議案第68号～議案第75号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第5、議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてから、日程第12、議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの、8議案を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。

それでは議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について、まず22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

31ページ、議案第68号について質問いたします。伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例の一部改正について、選定方法及び基準第4条の2、34ページで、施設指定管理者選定審議会を設けるとありますが、審議会委員は大変重要で責任も重くのしかかる役職と思いますが、どのようにして選考されていくのか今の段階で考えがありましたらお伺いします。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは三須議員のご質問にお答えいたします。

第4条第2項では指定管理者の候補を選定するときはあらかじめ伊豆市の施設指定管理者選定審議会の意見を聞かなければならない、としております。

三須議員のおっしゃるとおり審議会委員は大変重要で、責任も重いということは間違いありません。どのようにして選ばれるかということでもありますけれど、現時点では審議会の委員の選考作業に入っておりませんのでこの場では確定的なお答えにはなりません。中でも特に委員の構成内容や選考方法は確定しておりません。これらは今後の課題でありますけれど、候補者選定に当たりましては公平性や透明性を確保できますように、施設経営や経理の専門家、それから学識経験者等、特に外部委員を中心としてそれに市の職員を含めました10人以内ということで委員を選考していきたいと考えております。

なお、市民を委員とすることについてでありますけれど、候補者選定の透明性の確保の点からも市民の代表を委員の構成に入れるということも考えられます。しかしながら、専門的見地に立っての判断についてはやや難しいのではないかとということも当初予定されますので、これについては今後検討すべき課題と考えております。

いずれにいたしましても、選考過程の公平性の確保のために、結果につきましては情報を公開するといった方向を考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

次に 10 番、森良雄議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。

議案第 68 号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正について質問させていただきます。

一つ、本条例の制定の経緯をお聞きしたい。いつどのような手続きで制定されましたか。お聞きしたい。

二つ、改正の趣旨をお聞きしたい。

三つ、公募によらない候補者の選定として第 5 条が追加されている。指定管理者制度は公募を前提とするものとするのかがいかがか、お考えをお聞きしたい。

四つ、第 5 条は公募を否定するものとするが追加の趣旨をお聞きしたい。先ほどちょっと重複しますが、詳しくお聞きしたい。

五つ、指定管理者制度についてどのように考えていますか。指定管理者制度は正当性、透明性が大切と考えます。選定基準を明確にする必要がありませんか。公募の方法、手続き、審査の方法、議会がどのように関与するのかについてお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 68 号について森議員からご質問でございますが、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 森議員のご質問にお答えいたします。

一点目の条例の制定の経緯でございますけれども、これにつきましては平成 15 年 9 月 2 日から改正施行されております地方自治法によりまして、指定管理者制度の導入が始まり、合併前の合併協議の事務すりあわせの中で、合併後伊豆市の公の施設については随時、指定管理者制度に移行するという事で、協議の同意を得ております。その手続等を定めるこの条例を合併時の専決処分で既に制定はしてございます。

今回につきましては、第二点目でございます今回の改正の趣旨でございますけれども、提案理由の詳細説明で申し上げましたとおり、指定管理者の候補者を募集する手続きにつきましては、一般的には公募による方法と公募によらない方法の 2 通りがございますので、今回、この 2 通りの方法について明確な規定を設けるとともに、これに伴うその他の所要の改正をしようというものでございます。

三点目と四点目につきましては、合わせてお答えをさせていただきたいと思っております。

条例第 5 条の追加に関する質疑でございますけれども、これらにつきましても提案理由の詳細説明で申し上げましたとおりでございます。指定管理者の候補者を募集するに当たりましては原則、一般公募によることといたします。

しかしながら市の施設の性格であるとか、規模あるいは機能、設置の経緯等におきまして

多種多様となっております。これの諸事情を考慮した場合、必ずしも一般方法によらずに地域の公共的団体等の活力を活用することができて、それぞれの施設の設置目的を効果的・効率的に達成することができる施設も中には考えられます。

このような施設の指定管理者の候補者を選定するに当たりましては、原則公募ということは貫きながらも、例外的に一般公募の方法によらずに各種公共的団体を候補者として選定する方法も今回盛り込んだということでございます。

一般公募の方法によらない選定が考えられる施設については、現在、改正前の地方自治法の規定によりまして各地域の各種公共団体が管理運営を受託し、管理をしている施設が考えられます。

なお、この募集の方法につきましては地方自治法においても明確に規定された情報がないので、その方法についてはその都度市の判断にゆだねられるということで考えております。

五点目の指定管理者制度についてでありますけれど、指定管理者制度の導入に当たりましては、今後、市民サービスの向上や経費の削減と各施設の管理のあり方についての検証を継続的に行いまして、各施設ごとに検討してまいります。

候補者の選定基準につきましては、選定の公平性と透明性の確保の点から選定基準を作成いたしましてその経緯を明確にしていきたいと思います。また公募によらない候補者の選定につきましてもその選定理由を明確にいたしまして、その適宜の判断については公募による選定の基準に照らして行っていくということでございます。

公募から議会の議決を得るまでの過程につきましては、この手続き等に関する条例に従ってまいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） おっしゃっていることは理解できるんですが、この制度は公募が原則、わざわざ公募しなくてもいいよと条例が追加してあります。何でなんだ。それは。指定管理者制度。当然みなさんご理解していると思いますが、最も危険なことがあるんですよ、指定管理者制度には。誰でも指定管理者になれるんですよ。そうですね。極端なことを言うと審議会の委員さんも指定管理者になれるんです。最も危険なことをわざわざここでやろうとしているんです。指定管理者制度の、これらが今、一種のブームというか流行になる。何でかという、それは先ほど総務部長が言ったように経費節減が趣旨なんです。

もう一度聞きますが、第5条というのは指定管理者制度の趣旨に反するのではないですか。その辺、指定管理者制度は公募の原則を潰してはいかん。指定管理者には毎年終了後に事業報告を当然させられることと思いますが、その報告書を議会に提出するようなお考えはありますか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 繰り返しのお話になりますけれど、公募が原則でございます。基本的に公募をつらぬくという中で、どうしても公募によらない状況が想定できますので、これについては、既に委託をしている委託契約の中にある施設について、新たにそこを公募すると様々な状況もでるのではないかという、そういう施設についても公募原則といたします。

ただそれで進んだ時にどうしてもというような場合に、本当に例外中の例外という規定ということでご理解をいただきたいと思います。

それから特に民間に委託をするということで、どういう方も指定管理者になれます。それは森議員がおっしゃった通りです。そういう面もございますので、特に審査は透明性で厳しく審査させていただくと。

最後の議会への報告でございますけれど、当然、収支報告があれば、これについてはその時点である程度の期間をまとめることはあるかもしれませんが、議会に提出ということを考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 総務部長は大変ご理解していただいていると考えられますので、この運営は透明、公正になされるものと期待しております。ただ、やはりいろいろ事情があって、ある程度決めたいという気持ちはわかりますが、しかし指定管理者制度の原則、原則は守るとおっしゃっていますが、やはり今ひとつのブームで、いわゆる官と民の競争しろと言われていたことはご承知だと思います。現在、第3セクター等で運営されている事業体もやはり民間と競争するというのが社会の動きです。

ぜひ、官と民で競争入札で戦って、少しでも市民の利益につながるような制度にしてもらいたい。

もう一つ言っておきますが、例外的というのは非常に危険である。この条例を決めるのは議会なんです。是非、議員の皆さんもよく理解してください。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 補足をさせていただきます。

これは指定管理者の指定に関する条例の一部を改正するもので、法とか条例というのは、完全なものというのではないんですね。これは逆に悪く使おうとすれば必ずと言ったら語弊がありますが抜け道があります。これは法律でもそうです。これは法の精神、条例の精神というのをしっかり捉えてそれを運用することが重要だと思います。森議員から大変危険だということですが、ここで危険を防止するということはまたたいへん難しいことだと思いますので、精神をご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第68号、今論議になっております指定管理者の手続き等に関する

る条例の一部改正について、まず最初に質問いたします。その法的根拠というのは総務部長が言われたとおり、地方自治法が平成 15 年 9 月に改正されて、それに地方自治体も従わざるを得ないということから始まったものと思います。保育所とか福祉会館、体育館、図書館など、いわゆる市が市民のために様々なサービスを提供する、いわゆる公の施設の維持管理や業務の運営だけではなくて、今度は利用の許可等も民間会社も含めた事業者に任せて行かましようとする制度です。一言で言って、税金で作った施設で民間会社が利益を上げることができるという制度ですから非常に大事な制度になってくるんですね。

それで具体的に質問したいと思います。第 4 条で指定管理者の選定方法及び選定基準について、これは指定管理者による公の施設の管理というのが、地方自治法上、兼業禁止というのがあります。これが規定の適用外と理解しております。そうしますと指定管理者に市長や議員本人、またはその親族が経営する会社がこの指定管理者の中に含まれるのかどうか、どのように理解されているのかお尋ねしたい。

通告に表している二つ目の件、いわゆる公の施設の選定審議会委員の構成員の内容はどうなっているかということで、先ほど総務部長からお話がなされましたけれども、まだ決まっていないうことですのでけれどもちょっとお尋ねします。考えをお聞きます。

非常に重要な分野だと言われているんですけども、それが今回の中身に入っていないという事がどのように理解すればよいのかと思いますので、お願いしたい。

それから次に、第 3 条の指定の申請の件で、当然指定管理者の申請を基本的に受け付けるわけですけども、申請がないとか、また審査して、その結果、その施設の目的とするものが、そのいくつかの指定管理者になりたいという団体が該当しないという場合については、直営というふうに理解してよろしいのかどうか、お願いしたい。

次に、旧 4 条に、事業報告書の作成及び提出というのが極めて詳しく、旧の右の欄に、私たちがいただいた中にありますけれども、今回提案されている改正案では、この事業報告書の作成うんぬんというのが様々な項目があるのが削るということになっていますが、どういう理由なのかお願いしたい。

次に、条文が前後しますけれど、第 8 条業務報告の聴取、いわゆるこれは、私は大きく捉えれば情報公開だというふうに捉えているんですけども、指定管理者の管理業務の情報公開というのはどのようにお考えになっているのか。この条文を読みますと、指定管理者の報告は、市長に報告するということになっているんですけども、この報告の限定が市長の範囲なのかどうか、そこでとどまるのかどうか。議会への報告、それはどうなるのかお尋ねしたいと思います。

次に第 5 条、今話題になった公募によらない選定の件について、ちょっと角度がちがいますが、指定管理者の選定審議会の意見を聞かなければならないっていうのが、第 4 条にあるんですね。しかしながら、この公募によらない時には、この文書がないというふうに見て取れる、そういうふうに文章になっているもので、公募によらない時には、極めて重要だと位

置づけられている選定審議会の意見聴取が入っていないということが、どういうことなのかお尋ねしたい。

議案第 68 号、最後の質問です。条文にどこを見ても十分につかめなかったものですから、質問いたしますけれども、冒頭述べたように、指定管理者がその施設を全部受け取るというか、やって、その利用料を取るわけですけれども、そうした時に施設の利用料金を決めるってというのは、この条例の中のどこにあるのか、また、減免制度、さまざま今の時点でもやっておりますけれども、減免制度はどうか。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問について、先ほどの森議員さんのところとだいぶ重なっている部分があるかと思えますけれども、もう一度、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、木村議員のご質問にお答えいたします。

いくつかありますけれども、一つ目の条例の第 4 条の関係でございます。選定方法及び選定基準でございますけれど、ご質問のとおり、指定管理者の指定の行為は、請負契約には当たりません。これはなぜかと言いますと行政処分の行為でございます。ですので、指定管理者には地方自治法の 92 条の 2、及び 142 条の議員の方と市長のそれぞれの請負に関する兼業禁止条約が適用されません。したがって、議員の方や市長、あるいはその家族が役員に就任している民間事業者等が指定管理者の公募に参入して指定を受けようとするのは、一応、法律的に問題はございません。

しかしですね、議会運営の公平性、あるいは市長の事務執行の適正の確保の趣旨からこのような民間事業者等を指定管理者の候補者に選定するということは、必ずしも市民の方々の理解がなく、逆に誤解を招くおそれも非常に強いということが考えられます。したがって、慎重に対応する必要があると考えております。どういう対応ということですが、一例として、例えばこのような議員の方や市長が取締役等に就任している民間事業者が申し込まれたという事実がわかった、可能性があるということだと、公募への参入を規制する等の応募条件、こういう条件的に対応するというのも一つの方法と思います。

それから、次の指定管理者の審議会の委員の構成でございますけれど、先程の三須議員にお話ししたとおりでございますが、これも、中身がないと、実は先に専決をしていただいた中で書いてある条文でございます。したがって、今回の改正条項からは少し見えにくいということですが、趣旨としては三須議員にお話しをしたとおりでございます。

続きまして、二つ目の条例第 3 条の指定の申請に関して、公募の結果、申請者がなかった場合に直営かということでございますけれど、まずその前にですね、こういうような事態が生じないように各施設について指定管理者に管理を行わせるのか、あるいはもう一つの方法としては直営で管理するかという方法もございます。で、十分にこの検討をするということ

が先決ではないかと思えます。こういうことを行いまして、万が一に全然なかったという場合については、まず再募集、こういうような事とか、あるいは、ちょっと問題になっております公募によらない方法も一つには考えられるということでありまして、万策を尽して候補者がいない場合には、最終的には市の直営と管理ということになります。

続きまして、三点目の改正前の条例の旧4条の中に事後報告の提出の義務があつて、今回なんでそれを切つたと言うことですが、まず、指定管理者には地方自治法第244条の2の第7項という規則に基づきまして、指定管理者は毎年度修了後、その管理する公の施設の管理の業務に関して事業報告書を作成して、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないということが規定されています。事業報告の作成と提出の義務がまず法律で課せられております。

今回の改正で旧4条の規定を削除いたしましたのは、この条例が指定管理者の指定の手続等に関する市の統一した基本条例であることを考えますと、各施設の管理方法には、管理業務の内容や範囲、利用料金制の導入の有無等の施設の性質、あるいは規模によってそれぞれ違いがあることが想定されます。事業報告の作成の詳細については、この統一した基本条例で縛り付けるということではなくて、各施設の設置条例や規則で、管理業務の内容や範囲等に適した規定とするということですが、この条例が未整備の状況の施設にありましては、そちらの個別の施設の条例を整備するということを考えております。したがって、今回の削除という考えでございます。報告書の内容や、提出の時期についての詳細については、それぞれの規則や募集要項で規定をいたしまして、最終的には、事業を始めるに当たった協定書で明記をする方法をとっていく予定でございます。

続きまして、四つ目の条例の第8条の業務報告の聴取等についてでございますけれども、ご質問の指定管理者の管理業務に関する情報公開につきましては、先ほど申し上げました管理業務に関する指定管理者から提出された事業報告書で対応していきたいと考えております。また、業務報告の聴取等の規定につきましては、公の施設の指定管理者制度におきまして、地方自治法によって施設の管理の適正を期するために市長と委員会に与えられた指定管理者による施設の管理業務の処理状況に対する監督権限ではないかということで理解をしております。

これらの報告の聴取や実施による調査によって、不適切な事実、あるいは、なんらかの問題があつたという場合につきましては、その是正を図るように指定管理者に指示をいたします。施設の適正な管理が行われるようにするための指示でございます。しかし、その是正の指示に従わないなど、その指定管理者によって管理を継続することが適当でないと判断した場合には、指定の取り消し、あるいは管理業務の一部停止等の強い措置を講じるということといたします。これらの事実につきましても議会へ報告することを現在考えております。

ただしですね、この8条の規定による報告の聴取や指示を行った場合の議会への報告でございますけれども、あつたたびということではなくて、ある程度時期を見て、その時期にこう

いう状況だというようなことで考えております。

続きまして、五つ目の公募によらない候補者の選定の場合の指定管理者選定審議会の関与でございますけれど、この審議会の設置につきましては、法律上必ず置かなければならない付属機関でもございません。他の市や町においても第三者的な審査機関を設けなくて、行政内部の組織として審査委員会等を設けているところも現実にはございます。しかし、伊豆市では公募による候補者の選定については、数社の民間事業者等の競争による応募でございます。その選定の過程の公平性や透明性を確保するために、条例でこの審議会の設置を設けて、公正な審査をお願いすることとしているわけでございます。

この公募によらない方法による候補者の選定につきましては、施設の性格、それから機能等や地域の活性化等、その特性を考慮した場合の方法でありまして、現時点では、特に審議会に諮るといことは考えておりません。公募によらない候補者を選定するに当たりまして、その適否の判断につきましては、公募による選定の基準に照らしてするものでありまして、当然にその選定の理由については、誰もが納得できるものでなければなりません。

これらのことから、その候補者とその選定理由について議会にご報告をいたしまして、指定管理者とその妥当性につきまして、随時ご審議をいただくことと考えております。

六つ目の利用料金制、最後のご質問でございますけれども、利用料金につきましては、各施設の設置条例の基準に基づき市長の承認を得てから指定管理者が決定する方法が一つ目でございます。もう一つは、住民の利用の便宜を重視する観点等の公益上の必要がある場合に、市長が各施設の設置条例で利用料金を定める、こういう二通りの方法がございます。

伊豆市におきましては、各施設の設置条例においてその金額の上限を規定いたしまして、その金額の範囲内で、市長の承認を得てから指定管理者が決定して公表する方法をとるよう今のところは考えております。従いまして、利用料金制の導入や利用料金の額については、それぞれの施設の条例で規定をして参るという計画でございます。

次に、利用料金制での利用料金の減免の取り扱いでございますけれども、これにつきましては、利用料金と同様に、各施設の設置条例において市長が定める基準に該当すると認めるときは減免することができるという減免に対する規定を設けて、指定管理者が自ら減免できると、こんなような方向性を考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 一つ目、市長とそれから我々議会及び親族が民間企業でやっている場合、指定管理者については極力慎重に対応するという事なんですけれども、可能性はあるわけですね。もうすでに、あるところで首長が自分が経営しているところが入ってきたという実例があるんですね。ここをやるかどうか、また、それは別ですよ。私はあちらこちら指定管理者制度が結構条例化が議会の中で、全国的にかけられてきた中で読みますと、そういう疑いがかけられないように、それについてはきちっと条例化しよう、したっていうこと

るもあるものですから、質問ですからやれとは言いませんが、その辺の考え。結局、慎重に対応しても、そういう情報があると、これがずっと永遠と4年間だか3年間だかで終わるわけじゃないですね。指定管理者制度というのは。そういういった時にやっぱり将来に向かっても、市民の目から見てちょっと変だよってところで終わるんじゃないくて、こういうところ、公に立つ者はやっぱり入れないってところを考えられないのかなって気がするものですから、解釈上の問題でしっかりとやっぱり、市民の皆さんにお知らせするってということも考えられないのかなという気がしていますけれども、お考えをお尋ねしたい。

それから二つ目、指定管理者、いわゆる応募があった、ないとか、それからいろんな選定をしたんだけど、公の施設の目的に該当しないという団体がいた場合、また再募集だということなんですけれども、今回の指定管理者制度は別にすべてがすべて、今委託を受けている、たとえば社会福祉法人とかすべてにわたって、どこかに指定管理者をすべてがすべて、やらなくちゃならないということではないですよ。直営も許されているわけですから、再募集ということ自体まで追っかけていきますと、公の施設のそもそもの目的というのは、地方自治法の中にもきちっと書かれていますけれども、住民の福祉の増進ってところが主なんです。そういう意味で再募集になると、本来、該当しなかった場合、直営でもいいですよってのをさらに追っかけてもいいのかなっていうふうな気がしますので、その辺の考えをお尋ねしたい。

それから、情報公開っていうか、いわゆる報告の関係ですけれども、議会にもなにか問題があれば、報告だっというふうなお話を伺ったんですが、有る無いに係わらず、公の施設をみんなの税金で今現在建てて運営しているってということになると、市民もきちっとやっぱり知る権利があるということで、ちょっと広く質問いたしますが、伊豆市の情報公開条例が定められました。その中に、やはり透明性を図るとか、市民の知る権利を尊重しますよということが目的であって、掲げられているけれども、この中には指定管理者の、こう移行したときにそれがなくなってしまうわけですね。

せっかくこういうふうな、公、情報公開だということが市長のひとつのやっぱり僕は信念だと理解していますので、そうしますとこの指定管理者がさまざまな事業を行うに当たっても、それについてやっぱり情報公開の中できちっと、この中に入れるっていうわけではないですよ。情報公開条例に基づいてやっていくんだというところが必要なのかなと思っていますので、その点のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

お願いします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、いくつかありますが、質問の順にお答えいたします。

兼職禁止の適用の関係でございます。先程も言いましたように、法律的に市の行う行政処分の行為でございますので、基本的にこういうような条項が適用にならなくて、法律的に問題がないということでございます。先程も申し上げましたように、応募の条件をつけるとい

うようなことで、市民から誤解を招かないように、極力市長あるいは市長の関係者、議員あるいは議員の関係者というようなことは、排除というようなことを前提として、応募に条件を付けるということをごさいます、先進事例は、確かに条例化まで考えているところもごさいます、現状としては、まだ歩き出してごさいますので、条例化までは考えてごさいません。

続きまして、指定管理者がなかったということをごさいます。これにつきましては、私どもも、特に再公募と申し上げましたのは、PRの方法が行き届かなかったのではないかなというようなことを、まず先に考えますので、こういうような面について、まずもう一度PRを含める形で先に再公募をかけるというようなことを基本としております。

しかしながら、議員のお話のように、すべてを指定管理者に渡すということではなくて、選択肢としては直営という選択肢もごさいますので、この辺につきましては、運用上十分に研究しながら、スタートしていきたいと考えております。

続きまして、業務報告につきましてごさいます。ご質問の趣旨から、特に問題があったような状況を、ということで想定をしてごさいましたけれど、定期的に業務報告等も出てきますので、議会の方へも定期的に情報公開条例、これもごさいます、報告を考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 26番、木村。

冒頭お話ししましたように、いわゆる指定管理者というのは、一般的に、平たく言って、誰でもできるんですね、応募が。その時に、今言われた、我々議会も、市長をはじめ、こういう行政に携わっている立場の者が、政治に携わっている者が、応募の条件をつけるからというふうなところが、そういう考えで、果たして、きちっとできるのかなというようなことも、私はちょっと考えているもんですからね。いわゆる条件的にというようなことをお話しなされましたけれど、どうなのかなという気持ちもないではありません。

それから、公募によらない場合も、私はあり得ていいというふうに理解しているんですよ。1回目の質問で、2回目の質問、ちょっとはずれましたけれども、なぜかという、例えば今、介護施設等々、春風会とかね、いわゆる社会福祉法人に委託していると。そうすると、その基準はなんなのか、しっかりと定めなくちゃならないんですが、あくまでも利益団体じゃなくて、いわゆる平たく言えば、市の外郭団体と言うと変ですね、ちょっとあまり言葉はよくないんだけど、そういうところが、利益を求めるんじゃなくて、その介護等々をやっている、お年寄りのためにやっているという意味で、私は社会福祉法人に、公募によらないでやる場合もありうると思うんですね。

ただし、選定をするに当たって、先ほど部長が言われていたように、公募によろうがよるまいが、やっぱりその時に、市長の考え方もしっかりと確認してもらおうという意味でも、選

定審議会にかけていくというのが、もっとオープンになってくるのかなと思うものですから、その辺の二つの点についてお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 一番初めの件ですけれど、応募に条件を付けるということでございます。当然、当初からほかで行政関係者が初めから関係しているところは、排除というような動きであることも承知をしております。これにつきましては、当然、初期の段階から応募に条件をつけていくというような考えの中で進めていきたいということでございます。

続きまして、再公募の関係でございますけれど、PR不足ということも確かに考えられますけれど、状況をまず把握するということが、一番必要ではないかと思えます。その時点で、単にそのPRが不足で指定管理者が来なかったのか、あるいは、これは直営でやるのが適当なのか、それとも公募によらない方法が適当なのかということは、その都度協議をして、ただ、PR不足というようなことではなく、当然、その内容についてもその都度お話をすることでございます。

それから、特に業務報告の審査についてでございますけれど、将来的にさまざまな状況も予想されます。公募によらない管理者の審査も必要な状況であるというようなことが、客観的にも生じた場合には、当然、そちらも検討していかなければならないということ、現在考えております。

議長（遠藤正寿君） 審議の途中ですけれど、ここです、休憩をしたいと思います。

その前に、先ほど森議員から、討論の通告日は、というようなことがありましたけれど、討論は当然、付託されたものについては、まだ受付をしておりません。ただ本日、付託以外のものについては、本日採決いたします。あと、日程 13、14 が残っております。議案第 76 号、77 号、これは本日採決いたします。ですから、この討論はもう締め切りました。よろしいですか。

10 番（森 良雄君） 了解です。

議長（遠藤正寿君） それでは休憩をいたします。50 分まで休憩とします。10 時 50 分から再開いたします。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 10 時 51 分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、次に議案第 72 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部を改正について、最初に、22 番、三須重治議員。

22 番（三須重治君） 22 番、三須重治です。

51 ページ、議案第 72 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、質問をいたし

ます。

改正前の伊豆市の保険税額は、周辺自治体のなかでも、一般も退職も低い位置にランクされておりましたが、改正後は、どのような位置付けになるか、お伺いします。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの三須議員のご質問に対し、市民環境部長より答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 近隣のということでございますけれども、この東部の11市町村の税率を比べて、総務委員会等で、それから国保運協等で審議をさせていただいておりますので、そのなかで、11市町村のなかで比べてみました。

昨年まで11市町村中、10位ということで、一般被保険者分の調定額は6万4,301円ということで、調定していたわけでございますけれども、一つ下がりました9位ということで、順番を比較してみますと、11市町村9位ということになります。下からです。11位が一番低いと、低い方から3番目ということになります。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

次に、10番、森良雄議員。

10番（森良雄君） 10番、森良雄です。

議案第72号 伊豆市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質問します。

一つ、3月に予算を決めて、3ヶ月後に増税のための条例改正です。その必要性をお聞きしたい。

第3条から8条まで、14条のそれぞれの該当人数、平均増税額、総計でいくら増税が必要なのか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第72号に対する森議員さんのご質問に、市民環境部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、1点目でございますけれども、条例に係る質問につきましては、提案理由の細部説明と、先の一般質問でも市長が説明したとおりでありますので、ご理解をいただいているとおりであります。

6月のこの時期に条例改正の議案提出につきましては、直近の所得が確定いたしますこの時期を待って、税率算定をすべきでありますので、6月2日に国保運協等の答申をいただきまして、今回の条例改正を提案したものでございます。

2点目でございますけれども、第3条関係ですけれども、7,814人です。4条ですが、6,531人。5条、6条は、これは見てのとおり全被保険者及び全世帯でございます。第7条で

ざいますけれども、3,210人。それから第8条ですが、5,427名。それから、第14条1項第1号でございます。2,178世帯。2号は329世帯、3号が、728世帯でございます。

平均増税額は、先にも説明をいたしました、6,800円、合計予定額につきましては、13億9,000万円。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） ばらばらとお話をお聞きしたわけですけど、できれば資料をいただきたいです。いくら上がるのかさっぱりわからない。いくら上がるんですか。例えば、私はいくら上がるのか。

それから、例えば、税率改正、10%程度の値上げを予定しています。これ、広報ですよ。なんで値上げするのか、さっぱりわからない。なんで値上げが必要なのか。

6年前に比べ、5億7,800万円も年間給付額が増えていると書いてあるけれど、このグラフを見ると、この数年間で急に上がっているというふうに理解できるんだけど、その理由はなんなのか。やっぱりね、なんで上げられるのか、なぜ税金を納めなければいけないのかということ、市民が理解してくれない。私たちは、はい、そうですかというわけにはいかないんですよ。なんで、どうして、値上げが必要なのか。値上げなんですよ、税金の。これ。数千円でもね、大変な生活をしている人はいっぱいいるんですよ。

一例ですけどね、今年の3月、私のところへ相談に来た人が、年金生活者ですけど、3,000円の区費を取られる。3,000円ぐらいならなんとか工面できる。そのあと町内会費が3,000円来た。1ヶ月で6,000円は厳しい。なんとかできないですか。結果的には、関係者と相談して、分割ということになったんですけど、これだって、やっぱり相当上がるんですよ、1割といえば。2万、3万と払っている人は、2,000円、3,000円という増税になる。

こういう人の場合はいくら上がりますよ、こういう人の場合はいくら上がりますよ、そういう説明をしてくださいよ。そういう資料を作ってください。

なんでこんなことを言うか。私たち議員は、3年半後に市民の審判を受けるんですよ。当然、市長も3年後には審判を受ける。説明できないではね、下手すると私も首になるかも知れない。運良くトップ当選したけれど、次回は最下位で落選するかも知れないですよ。それだけ真剣なんです。笑いごとではないんですよ。伊豆市のためにどうやって働くかということを考えているんです。

これで、いくら上がるって、例えば、これ、このグラフの見方、右肩上がりだから今回で終わりというわけではないんですよ、値上げが。この値上げでいったい何年もつんですか。そういう説明も全然ない。いつから値上げするんですか。どうも話のうえですと、すぐやるわけですよ。この間の、予算を決める時に、今年度予算計上はこれで決定だと思ったら、決定じゃないんですか、これ。あくまでも値上げを前提とした予算で、補正を組むことが前提だったんですか、これ。

まずその辺をひとつお聞きしたいね。

それと、詳しい説明、資料を出してくれないですか。資料、資料って言うけれどね、今回出ている議案書、これだよ。修善寺町議会の時にね、熱海市議会に研修に行きました。熱海市議会は、議会側の説明だけど、これに数倍する説明を作って議員に対する説明をしている。この大変な増税案がね、一編の説明資料もなく、何とかしてくださいって言ったってね、他の議員さん、何とかできるんですかね。できる人はいいけど、大多数の方はできないんじゃないかと。

ぜひ、お願いしたい。

議長（遠藤正寿君） ただいま森議員の質問の冒頭ですね、なんで税金を払わなきゃいけないかという質問があったが、これについては答えなくてけっこうだと思います。

それでは、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 資料の提出でございますけれど、資料につきましては、今言いました数字につきましては、私のメモのなかで言うておりますので、資料はございませんので、先にも申し上げましたけれども、どうしてもいうことであれば、当課に来ていただければ説明をさせていただいていきたいと思っております。なぜかと言いますと、資料だけで配ってもちょっとわかりにくい。したがって誤解が非常にされやすい。したがって、私たちと議員さんの議員活動の中で、膝を交えてじっくり説明した方が、より理解が得られる、このように思っていますので、私たちのところに来ていただければ、じっくりとご説明をし、資料も、もしあれば、作成したいと思っておりますが、あとの資料等につきましては、私たちが作った資料については、これから審議していただきます総務委員会等には十分な資料を配付して、審議をしていただくということで考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） さっきと同じような話ですね。取りにくければ資料は出します。私は伊豆市の職員の傲慢さというのを常々言っておるんだけど、議会で言っても資料を取りにくいと。ここに出ているのがわかりにくいから、わかりにくいことを市民にどうやって説明するんですか、私たちは。教えてくださいよ、どうやって説明したらいいのか。少なくとも、あなたはだいたいこのくらい上がるんじゃないですかというぐらいのね、説明がほしい、してやりたいよね。

それと、理由。伊豆市は大変なんだと。皆さん、増税していただかないと、国民健康保険制度が維持できないというような、そういう説明をしてやらなきゃ。議員も議員定数を削減して少なくする。当局側も、しっかり財政改革をやっている。定員を3割ぐらい削減する。そのうえで、市民に1割増税を頼む、お願いしますというんだったら、市民も納得するでしょう。

議会も行政側も、血を流さず、これは討論でやるけれども、これで、説明もなんだかわか

らなけれど増税ですよ、市民が納得しませんよ。

議長（遠藤正寿君） 森君、今の質問はですね、

10番（森 良雄君） 資料を出して説明してください。

議長（遠藤正寿君） 森君、今の質問は議案以外の問題でありまして、資料の提出は、申し合わせ事項でも議運の方で決まっておりますので、それに基づいて進行したいと思います。

10番（森 良雄君） 議長。これは総務委員会でしょう、付託は。どこへ付託するんですか。そこに入っていない議員のところへは資料はまわってこないんですよ。全部出ますか。

議長（遠藤正寿君） そこは後で判断します。

先ほどから聞いていまして、この3条から14条、人数的なものは出していいと思います。

以上で森議員の質問を終わります。

次に、26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 26番、木村。

国保税条例の一部改正について、一つだけ質問いたします。値上げしないとだめなのかどうかというところを、いろんなことを討論、質疑をして、今日は質疑ですから、やって、そのなかで、それぞれ議員が判断するという、その一つの材料をぜひ、提供していただきたい。

国民健康保険税の方については、いろいろと一般質問等で、私やりましたので、それは当然、省略いたします。介護保険の方、被保険者も、今回所得割が100分の0.79から100分の1と、100分の0.21の値上げ案が提案されております。それから均等割についても1人当たり1万800円だったのが、1万1,000円。200円アップですね、提案されておりますけれども、当然介護保険の一つの歳入をどうするのかということは、介護保険の方の中に基づいてやられているわけですが、当然、そうしますと介護保険の会計がどうなるのかということを見ていきませんか、なぜ足りない、当然、大変になるからというようなことで値上げされるんでしょうけれど、根拠についてお尋ねしたいと思いますので、お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの木村議員のご質問につきましては、市民環境部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 値上げの根拠でございますが、17年度の介護給付費納付金額は、2億6,129万7,051円でありますので、16年度の税率で計算しますと、4,042万3,000円の赤字となるため改定をするものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 26番、木村。

今の案が出る前のことでいくと、4,000万円足りませんよということなんですが、当然、第1号被保険者からも介護保険納入、収入として入りますよね、介護保険会計に。で、国の

方からも来る。大雑把に言って。そうすると、今回提案されているのは、いわゆる1号以外のことですから、今回提案されている、この4,000万円足りないと言った分の、今回提案されているのはいくらになるか、わかりますでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 経理の内容につきましては、すみません、わかりません。わからないと言うより、市が関与できない、していない部分でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっとわからなかった。関与していないというよりも、今回の提案については、1号被保険者以外のことですよ。そうすると、私、値上げの根拠はわかりましたからいいんですけど、足りないよということなんですが、今回の値上げ案によって、1号被保険者以外の方、提案されてますから、それはいくらでしょうねとお尋ねしているんです。

関与できないということではなくて、関与するんですよ、ここは。今、だから条例を提案されているわけですよ。お願いします。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先にいろいろ説明してございますのは、2号被保険者の17年度の5,384人、この見込みにつきまして、社会保険診療報酬支払基金より、4万5,054円の個人の負担が確定しておりますので、この2号被保険者について、ここで経理をして、条例改正をするということでございます。

よろしくお願いいいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、議案第73号 伊豆市手数料徴収条例の一部を改正するについて、まず、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第73号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について、徴収の状況、実績をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に対し、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの森議員のご質問に対しまして、建設課長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 建設課長。

建設課長（井邑政彦君） これにつきましては、都市計画課の業務の中の、屋外広告物法による手数料条例の一部の改正に当たります。

ご質問の徴収の状況ですけれども、状況につきましては、16年4月1日より、静岡県から権限委譲を受けました。そのために、県のデータをもとに徴収を行っております。

徴収状況につきましては、件数的にも少なく、全体で40件、これにつきましては納付書

で行っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） どのくらい入ってきたかというのはわからないんですか。

建設課長（井邑政彦君） 金額ですか。金額につきましては、およそ72万円程度です。

10番（森 良雄君） ありがとうございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、これもまず、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、別表第5の中伊豆室内温水プール、天城温泉プールは、指定管理者に管理させるのかお聞きしたい。指定管理者は決まっているのですか。状況をお聞きしたい。

二つ目、狩野プールの利用は、今までは子供は無料ですか。これからは児童として有料になるのですか。お聞きしたい。

三つ目、3歳以上の幼児からも料金を取るのでしょうか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、まとめて教育委員会事務局長から答えていただきます。

議長（遠藤正寿君） それでは、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） まず、一番目のご質問でございますが、指定管理者に管理をさせるのかというお問い合わせでございますが、管理をさせます。それから、指定管理者は決まっているのかということですが、決まっておられません。

二番目の、狩野プールの利用は、今までは子供は無料ですかというお問い合わせですが、条例上は有料という形で規定をしてございます。しかしながら、狩野プールにつきましては、小学校、湯ヶ島地区の、特に狩野小でしょうか、プールがございません。そうした中で、そこを使うというようなことにもなっておりますので、減免で無料にしてございます。それで、これから児童として有料になるのかということですが、これは今までどおりの扱いで、有料ではなくて、無料ということになります。

ただし、市外の子供は有料ということになっておりますので、これは前の答えも、市外は子供は有料ということになります。それから、今回はですね、高校生は今まで大人の料金だったわけですが、高校生も、青少年の育成というようなこともありまして、これは子供ではないんですが、子供の範疇に入れて、子供の、児童・生徒の料金になるということになります。同じように、夏休みにつきましては、高校生も同じように日曜は除きますが、無料ということになります。

それから、3歳以上の幼児からも料金を取りますかということですが、これは条例上は、やはり有料になっておりますが、今まで申し上げました理由のとおり、幼児は無料ということになります。ただし、3歳の幼児が1人でプールにプカプカ浮いているわけにはいきませんので、それに付き添っている大人の方といたしますか、保護者の方につきましては、大変申し訳ないんですが、有料とさせていただいております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） あそこのプールはなかなかよく利用されているような感じを受けてますので、運用上は今までと同じだということで理解してよろしいでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 同じだと考えていただいて結構です。

さらに高校生が無料扱いになって、拡大をしていくというふうにお考えいただきたいと思えます。

10番（森 良雄君） ありがとうございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第75号までの8件については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配布いたしました議案付託表案のとおり、それぞれ所管委員会に付託をいたします。

議案第76号、議案第77号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第13、議案第76号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと、日程第14、議案第77号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。質疑をこれで終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本2件は、会議規則37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、2議案を一括採決いたします。議案第76号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてと、議案第77号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原

案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。

よって、議案第76号、77号は、原案のとおり可決されました。

議案第78号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第15、議案第78号 市有財産の処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。最初に22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

80ページ、議案第78号 市有財産の処分について質問をいたします。今回処分する市有財産のうち、土地は、旧町時代いくらで購入したか伺います。

議長（遠藤正寿君） 答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの議案第78号に対する三須議員へのお答えを、総務部長よりさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） お答えいたします。

今回処分する土地は、いくらで購入したかということでございます。現土地は、寄附でございますので、無償ということになります。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

それでは、次に10番、森良雄議員。

10番（森良雄君） 10番、森良雄です。

議案第78号 市有財産の処分について。一つ、契約の相手方の信用調査をしましたか。会社の概要を知りたい。

二つ目、自治管理組合の管理規定を知りたい。管理組合としての活動の実態をお聞きしたい。

三つ目、連合会があるらしいですけれども、その規約を知りたい。連合会としての活動の実態をお聞きしたい。

本物件は税の物納というふうにお聞きしていると思うんですが、どうも、この本議会においては寄附だというふうになっております。税としたらどのぐらいの額だったかお聞きしたい。

五つ目、ここに住んでいる方たちのお考えは管理組合をどのように評価しているのか、お聞きしたい。

六つ目、不在地主はどのように対応しているのか、お聞きしたい。

本案件の処分方法、わかりやすくお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件に対する森議員のご質問に対し、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

一番目の、契約の相手方の調査と会社の概要でございます。売払いの相手方の会社概要でございますけれど、この会社は、ノシアスグループと申しまして、このグループの中の不動産会社であります。詳しくは議案にもありますように、株式会社住光ということでございます。CCZというプロジェクトを立ち上げまして、定年退職後の第2の人生を暮らすための理想的なまちづくりと、ログハウスの販売を基本事業として現在に至っている会社でございます。また、このプロジェクトにつきましては、経済産業省の平成16年度IT活用型経営革新モデル事業に、地域でのモデル事業となりうるシステムの開発、導入事業として採択をされております。これは、休眠分譲地の再生として、地区内の道路や上下水道等の各共益施設を受益者負担金を徴収することによって、再編整備を図ろうという事業でございます。

次に、信用調査を行ったかということでございますが、これは、旧天城湯ケ島町の時代からこの問題は自治管理組合、あるいは、トーア管理センターにより、町に地区内の町有地の入会金、維持管理費の支払い要請の相談があった継続案件であることと、それから、所有権移転は金銭の振込確認後、手続きをいたしますので、業者を使った信用調査までは必要ないと、現在判断しております。

続きまして、自治管理組合の管理規定と活動実態でございますが、自治管理組合と称しておりますけれども、実態的には組合としての規約はなく、全国自治管理組合連合会（株）が行政等に対する窓口として、定住者や不在地主の取りまとめを行っているだけであります。今後、定住者が多くなった場合は、自治会として独立していく方針だそうでございます。このように、活動実態とすれば、いわゆる自治会活動と公益施設の中間的な、要するに、道路の移管をし、というようなところの活動が主なところだと考えております。

続きまして、連合会の規約でございますが、このご質問につきましても、正式名称は、全国自治管理組合連合会（株）でございますが、民間会社であります。また、株式会社住光も全国自治管理組合連合会（株）も、ノシアス理想都株式会社も、ノシアスグループの中の社長が、同じグループ、社長が同じグループ会社でございます。規約に代わるものとしたしましては、会社の登記簿謄本を取り寄せるということになりますので、先に説明いたしましたグループの事業目的でご理解をいただきたいと存じます。

それから、物納ではないかということでございますけれども、地方税の制度に物納というこ

とはありませんので、これにつきましては、固定資産税を支払い続けて、結構負担になるということで、旧町に寄附をされたということでございます。

なお、税額については少し古いものですから、当時の1戸あたりの税金、平均で5,000円内外という具合に記憶をしてございます。

続きまして、住民の考え、管理組合の評価を聞いたかということでございます。住民の考えを特に調査をしてございませんけれども、概して、定住者は地区内の公益施設の、いわゆる道路の関係が主になりますけれど、市への移管を要望して、不在地主は当初、投機的な目的で取得した方が非常に多くて、地価が下がってしまった現在では、かなりの方々が処分をしたいというような考えをお持ちのようでございます。他の地区の例を見ましても、それぞれの思惑がございまして、自治管理組合としても難しい経営であるという具合に思います。

また、管理組合の評価ということでございますけれども、自治管理組合のことでしたら、特に聞いてございませんけれど、組織としては先ほどから繰り返し述べているとおりでございます。

不在地主はどのように対応しているかということでございます。不在地主につきましては、何に対するかということがちょっと不明確でございますので、適切なお答えになるかどうかわかりませんが、維持管理のための入会金や負担金の問題でございましたら、やはり、請求者の自治管理組合と現在でもいろんなお話をしているようでございます。この辺について、市にも相談もございまして、現在でも土地がいないから寄附を、というような話も何件かはございます。しかしながら、現在、市といたしましては、所有の目的もはっきりしたのもございませぬし、持っていてもそれに対する意味もございませぬので、現状としては、お引き受けをしていないというような状況でございます。

最後の、処分方法をわかりやすくということでございますが、5段階に分かれます。まず、今までに行っているのが、市有財産の売買を当該の会社と市との間で仮の契約ということで、現在こういう段階になっております。議会で同意を得られて可決をいただきますと、その停止条件が取れまして、その仮契約が本契約に読み替えということになります。いわゆる本契約の締結が2番目になります。そして、売買代金が市から業者に請求をされます。そして、業者から代金の振込みが市にあります。その代金の振込みが確認できましたら、所有権の移転の登記の申請と。これは、司法書士を委託で、現在は考えております。このような手順となっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 10番、森君。

10番（森 良雄君） この分譲地、これ、基本的にはここに住宅としての分譲地があるということが私は問題じゃないかと思うんですね。払い下げ、業者はまた販売する。この繰り返しが考えられないでしょうか。その辺まずひとつお聞きしたい。

もう一つ、市として、ここが住宅地として適切かどうか、どのようにお考えになっている

か、お聞きしたい。

それと、管理組合、通常、市は自治会は公共性があるとして認めていると思うんですが、管理組合、先ほど、総務部長、ちょっと問題点があるようなことを言っております。これ確かに問題があるんですよ。ここだけじゃないんです。管理組合から請求があった。どう対応していいか。そういう問題はここだけじゃない。他からも来ているんです。

道路を市で移管したい。ここだけじゃないんでしょう、管理組合が管理しているいわゆる私道、わたくしの道路。市で何とかしてくれと。私は、この管理組合にこれを販売するということは、この管理組合を認めることになるんじゃないですか。そうすると、こういう言い分をすべて認めることになる。その辺、どのように考えているのか。例えば、いろんな分譲地に住んでいる方、何件かあるんですよ、この伊豆市の中に。市でやってもらったらいいなというところがいっぱいあるんです。この辺もやっぱりしっかり考えておかないと、僕は基本的に、ここに販売するということは、ここを管理組合として認めることになるんじゃないかと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） まず、ここに分譲地があるということは、確かに旧の、非常にまだバブルの前に販売したところでございます。現実として、その道路の状況を見ましても、いくつか道路がございまして、中央に通る道路が1本市道ということで、あとは分譲地側の私道ということになっております。したがって、これにつきましては、現状、とにかく、ああいう状態が残っているということを、ぜひご理解をいただきたいということでございます。

それから、住宅地として適切かどうかということでございますけれども、これもですね、当初は分譲地として、宅地として、売買をしたところでございますが、場所的に住居が建っていない崖みたいのところもございまして。そういうようなところに、実際買ったけれども家も建てられないでいるというような実態も含めると、それをどうして適切かというようなことで、必ずしも適切ではないというようなお答えをせざるを得ないということでございます。

それからの管理組合との問題につきましては、実はこの処分で議案にする前に、かなり現地の会社ともやりあったわけでございます。最終的に、市が持っている11区画に関して、年間に決まった金額を共益費としてほしいということも市も言われまして、実際困ったことは間違いありません。そのような状況の中で、一般の居住者、あるいは投機で持っている方々に対しても、そのような問題は十分発生しているのではないかと思います。

しかし、今回の行政財産の処分につきましても、第三者に売却ということではなくて、やはりそちらを管理している会社を買っていただくという方法が、最終的に諸々の状況を考えまして、最適ではないかということで、今回の提案ということでございます。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番(森 良雄君) 皆さん、管理組合、どのように判断するかなんですよ。今回、これ、市がここを管理組合として認めて、これを払い下げということになると、私は影響が大きいのではないかと思っているんですね。

私のところへは、他の管理組合、この場合はもっと小規模なものですが、管理組合から請求書が来るんだけど、問い合わせしても連絡が取れないというような管理組合もあるんですよ。それでいろいろ調べて、管理組合って法的にあるのかなということも出てくるわけですね。それで、請求書が来る、道路の維持補修をしたからとお金の請求が来る。自治体が維持補修をしてくれた結果、請求書が来たっていうのなら、多少の正当性があると思うんですが、場所によっては、相当、大変だね、こんな道路でねと思うようなところもあるわけですね。ありますよね。そういうところで生活している。伊豆市が管理組合というところへ払い下げる。私は非常に、伊豆市の取る行動が、実際あそこに生活している人がいらっしゃるわけですから、その方たちに対して、この組合は、堂々と、うちは伊豆市が認めた管理組合だということになるんじゃないかと思うんですね。住民の不利にならないように、もう少し慎重にやってもらいたい。

だいたいこういうケースね、もう、今議会でも、人口減少問題、取り上げられておりますけれど、人口が減少するということは、こういう土地や建物、不要になると思うんですね。ますます増えてくるんですよ、こういうケースが。それに対する、確たる方策を持って、やるべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長(遠藤正寿君) 総務部長。

総務部長(堀江正身君) 売却によって、その会社を管理会社として認めるということと、実際の今回の売買契約、これはですね、ノシアスグループの中の株式会社住光ということで、グループの企業には違いございませんけれども、住光ということで、独立した会社でございます。したがって、市といたしましては、ここに払い下げということではなくて、価格が1区画5万円というのは確かに金額的には非常に低廉な価格でございます。払い下げに近いような金額ではございますけれども、いずれにいたしましても、価格をもって区画を売買するということでございますので、これを売却をして、即、この管理会社を公的に認めるということは、現在考えておりません。

議長(遠藤正寿君) これで通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配布したとおり、議案付託表案のとおり、総務委員会に付託いたします。

議案第79号、議案第80号の質疑、委員会付託

議長(遠藤正寿君) 日程第16、議案第79号 市道路線の変更についてと、日程第17、議案第80号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。まず、議案第79

号 市道路線の変更について、10番、森良雄君。

10番(森 良雄君) 議案第79号 市道路線の変更について、一つ、この道路の設置について、市民の考えを聞きましたか。

天城北道路と新しい市道32190号線の間隔はどのくらいありますか。お聞きしたい。

二つ、国が新しい道路を建設しようとしている時、直近に市道の建設を進めるのは、何か構想があるのでしょうか。お聞きしたい。

三つ目、既存の市道の維持管理は十分とお考えですか。お聞きしたい。既存道路の維持管理を優先するべきではないでしょうか。お考えをお聞きしたい。

四つ目、本工事の事業規模はどのようなものですか。道路幅、橋の長さ、道路の長さ、予算は、市道32190号線、32182号線についてお聞きしたい。

五つ目、本道路の利用車両はどのくらいあるとお考えでしょうか。お聞きしたい。

以上です。

議長(遠藤正寿君) ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長(大城伸彦君) 本件につきましては、建設課長から答えさせます。

議長(遠藤正寿君) 建設課長。

建設課長(井邑政彦君) 森議員の質問に対し、お答えいたします。

5点ばかりの質問ですけれども、第1点目、この道路の設置について、市民の考えを聞きましたかということと、間隔はどのくらいでしょうかということですが、この道路の設置につきましては、天城北道路計画が打ち出された当時、平成7年度ですけれども、地元住民で組織していた旧大平・立野・日向地区天城北道路建設推進委員会から、大平地区より狩野川を渡り、日向地区への道路設置の要望がありました。これに基づき、委員会等を通じ、約10年間に渡り、地域のアクセス道路の計画を協議・説明し、現在に至っております。

また、天城北道路と当該道路との間隔は、およそ140メートルであります。

2番目ですが、合併により、市域の一体化、交流と連携を図る上で、幹線道路網の整備は市の重要課題と認識しております。合併まちづくり計画、伊豆市建設計画に基づき、進めているところでございます。

3点目ですけれども、既存道路の維持管理では、すべて、十分とは言いきれませんが、合併により市域の道路網を考えたとき、新設・改良・改築路線もあわせて整備をする必要があると考えております。

4点目ですけれども、市道32190号線の事業概要ですが、現時点では、事業費およそ10億円、道路延長520メートル、橋梁延長95メートル、道路幅員は11メートルを予定しております。

5点目ですけれども、国土交通省は、大平ハーフインターより降りる台数を1万数千台、1日ですけれども、と一応予測しております。この間、本路線へ約3,000台程度の車両が利

用すると想定すると聞いております。反対方向、行って来いですけれども、双方合わせますと、約その倍と考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） お話をお聞きする限りでは、この道路の建設は一地域のご意見をお聞きしただけだというふうに承ります。そのように理解できる。10億円投入する。10億円で本当にできるかどうか、疑問ですけれども。10億円投入するとしている。今のお話は32182については、なかったですね。32182の幅とか長さも教えてください。

それと、これは、当初県がやる予定だったんじゃないんですか。ですから、大多数の市民は本件については市でつくるとするのは知らないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

利用車両、往復で6,000台とお考えのようですが、隣の橋はいったい1日何台ぐらい走っているんでしょうね。その辺、調べましたか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 建設課長。

建設課長（井邑政彦君） すみません、3点目がちょっと聞き取れませんでした。

後で説明いたします。

1点目ですけれども、32182号線ですけれども、これにつきましては、延長が463.9メートル、幅員につきましては、4.5メートルから6.5メートル、事業費につきましては、現道をそのまま残す予定でおりますので、維持修繕的な費用ということで、お考えを願いたいと思います。

これの32190号線の関係で、県事業ではないかというご指摘なんですけれども、これにつきましては、平成15年3月にですね、修善寺町の都市計画マスタープランの作成段階におきまして、市民参画を得まして6回のワークショップ、当然地元の地区の推進会も入っておりますけれども、これを取り入れまして、一応136と県道修善寺・天城湯ヶ島線を結ぶ外環道路という補助の幹線道路の位置付けをしまして、一応、進めてまいりました。これにつきましては、県事業と言われますけれども、県と国と市と協議をいたしまして、ハーフインターを大平に下ろすということで決定しております。

これにつきましては、大平地区だけでは交通量的にはもったいないということで、日向地区の方へとりあえずアクセスさせまして、狩野川の右岸側なんですけれども、そちらの方に交通量を流したいということで計画をしております。

3点目につきましては、ちょっとすみませんが、再度……。

議長（遠藤正寿君） 3点目は、近くの宮田橋と遠藤橋かな、これの交通量ということだけど、すぐわからないですね。

建設課長（井邑雅彦君） 3点目の宮田橋と遠藤橋につきましては、交通量調査もですね、最近やっておりませんので、即答はちょっとできません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） アクセスはね、整備されてるんだったら整備されてる方がいいんですよ。そのことは認めます。しかしそれはね、自分に十分な資金の余裕があつての話なんです。一方では増税を審議しようとしているんですよ、この議会では。

それで、一応ワークショップで聞いたというお話なんですけれど、私にとっては、寝耳に水です。はっきり言わせてもらおうと。初めてなんじゃないですか。議会へ提示されたのは。市として。もし、あるんだったら、いつ説明しましたよという事実があるんだたら言ってください。大方の市民は、私は知らないと思います。これの設置が必要だったら、いくつも設置を希望しているところがあると思うんですよ。例えばの話ですけど、牧之郷から瓜生野の方へ橋ができないか。本当は、経済的にはその方が利用価値があると思うんですよ。

それとね、ここに10億円近い資金が投入される。ここに10億円近い資金が投入されるということなんですけれど、どういう、いくら資金が投入されて、ここが開発されて、例えば地価が上がって、多少は固定資産税が上がると。ここを工業用地にして、伊豆市の発展を図ろうとかね、ここを伊豆市の中心市街地にしようとか、そういう考えがあるのかどうなのか。そういう考えがあるんだたら、例えば前回の質問で、ここは現在、青地になってますというようにことを言っていましたね。僕は青地ってよく知らないんだけど、そういうのを固定資産税をもっと取れるような、格上げをするような考えがあるかどうか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 建設課長。

建設課長（井邑政彦君） これにつきましては、工業団地ですか、要するに、天城北道路地区につきましては、補助整備を一度やっております、それに対する青地ということで、農用地の区域の指定を受けております。

ここにつきましては、公、公共団体がやる事業につきましては許可が取れるんですけども、基本的には一般企業が進出することはちょっと不可能だという区域になっております。

天城北道路関係の取り付けの関係ですけども、都市計画のマスタープランを森議員さんも見ているかと思っておりますけれども、あと、予算書にですね、天城アクセス道路新設改良工事ということで予算計上しております。だから、今回の議会につきまして初めてということではないと感じております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで、議案第79号は終わりますが、続きまして、80号について、質疑を受けます。10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第80号 市道路線の認定について、本路線の認定の経緯をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては、建設課長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、建設課長。

建設課長（井邑政彦君） 議案第 80 号の経緯を説明いたします。

修善寺・天城湯ヶ島線の狩野橋の改良は、市民にとって懸案となっております。平成 11 年度地方特定橋梁改良事業に伴い、一部路線の県道から町道、旧修善寺町時代なんですけれども、引継ぎの協議がなされております。それに基づきまして、平成 12 年 2 月に引継ぎの引き受けをするということの事務の承諾を県の方に行っております。

それに基づきまして、今、鮎見橋となっておりますけれども、その橋梁整備の事業が 5 年の歳月をかけて、ようやく今年の 3 月 25 日に開通式を行い、本路線が供用開始となりました。この供用開始に基づき、5 月初旬に県より引継ぎの内示がありまして、本議会の市道認定の決定を受け、引継ぎの事務を進めているわけでございます。

本議会の認定の決定を受けないと、次のステップに進むことがちょっとできません。今の予定としましては、議会の決定を受けまして、書類等の整備を県から引き継ぎまして、約 1 ヶ月半くらいかけまして、事務の調整を行い、告示をしたいと考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10 番（森 良雄君） 意地悪で質問するんじゃないんですよ。やっぱり伊豆市を良くしたいと思うから質問しているんです。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけど、道路は長い、出来も悪い、そういう道路を伊豆市に預けて、新しく造ったいい橋といい道路は県の道路だと。逆に、鮎見橋部分を市道にほしいということとはできないんですか。そうでしょう。あの出来の悪い道路を伊豆市に返還されて、多少はここで補修をしてくれたよだから少しはもつんでしょうけれども。

ちょっとその辺についてお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 建設課長。

建設課長（井邑政彦君） 基本的に新しい道路につきましては、市道認定をしてですね、工事をやらなければいけない経緯となっております。そうすると、市で全部道路を造って市道とするということになると、相当市の負担が大きくなります。

逆に、今の県道をですね、基本的にはバイパスルートというような形になるかと思えますけれど、県にお願いして、県道の整備でやっていただければ、県に全部やっていただけると。そのかわり、旧の道路については、市でやはり管理していただきたいということで、市の負担はやはり軽減されると。最終的には、多少なりとも維持管理につきましては、市の方でやらなければいけないんですけれども、ある程度の年数、約 3 年と聞いておりますけれども、少し小さいような維持補修については、県がまだ面倒をみてくれるということをお聞きしております。

以上です。

10番（森 良雄君） はい、了解。

議長（遠藤正寿君） ただいま議題となっておりますことについて、森議員の質問を終わります。

議案第79号、80号については、会議規則第37条第1項の規定によって、先に配布しております議案付託表（案）のとおり、土木委員会に付託をいたします。

議案第81号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第18、議案第81号 姉妹都市提携についてを議案といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 議案第81号 姉妹都市の提携について、お伺いしたい。

旧岩村町からの提携の申し入れはまだだというお話のようでしたが、もし提携したいというお話があれば、前向きに検討するのかどうか、お聞きしたい。

カナダの2市と提携するようですが、別に決まりはないんでしょうけれど、1市でもいいんじゃないかという声もありますので、その辺のお考えをお聞きしたいです。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 森議員の質問にお答えいたします。

前段の、岐阜県岩村町につきましては、9日の提案理由の詳細にわたっての説明のとおりでございます。当日の説明と少しだぶりますけれど、岩村町は、実は昨年10月25日に合併をいたしまして、恵那市ということになりました。このため、交流事業について、まだ恵那市も発足して1年もたっておりませんので、当然、市の方向については定まっておりません。現在も検討中であります。

しかしながら、旧町の時代の意向調査では、継続を前提として前向きに検討中というような回答も得ておりますが、いずれにいたしましても、現在、岩村という町は存在しておりませんので、恵那市からの申し込みがあれば、国内で2番目の姉妹都市として、行政としても前向きに検討して、準備ができた時点で議会に提案をして議決をいただくという運びになります。

それから、カナダの2市につきましては、それぞれ同じ州ではございますけれど、ロッキー山脈を挟んで、間にロッキー山脈がありまして、距離的には非常にあります。文化的にも共通のところがなく、それぞれに旧修善寺町、中伊豆町からの提携の歴史がございます。相当な実績もそれぞれあげております。それと同時に、姉妹都市については国レベルではなくて、独立した市・町・村単位で考えておりますので、1市に絞り込む考えはございません。

以上です。

10番(森 良雄君) 了解しました。

市長(大城伸彦君) ちょっと補足していいですか。

議長(遠藤正寿君) それでは、市長。

市長(大城伸彦君) 旧岩村町とは姉妹都市ではなくて、「ゆかりの郷協定」です。旧修善寺町と旧岩村町とはそういう関係でやっておりました。

修善寺町は、ご存知のように昨年4月合併いたしまして、旧岩村町は、今、総務部長が説明したとおり、昨年やはり合併したわけでございます。それ以前に、最後の岩村町長であります山上氏から、今は町長ではありませんけれども、合併するけれどもよろしくという話がありました。さらに、先月19日、愛知県刈谷市で東海市長会がございまして、恵那市長からもよろしくというご挨拶をいただきました。

したがって、先ほど総務部長が説明したように、双方合意すれば、ゆかりの郷としてやったらいいんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長(遠藤正寿君) 以上で、通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第37条第1項の規定により、先に配布したとおり、議案付託表の案のとおり、総務委員会に付託をいたします。

散会宣告

議長(遠藤正寿君) 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月24日、午前9時30分より再開をいたします。この席より告知いたします。

本日はたいへんご苦勞さまでございました。

散会 午後 0時05分

平成17年第2回（6月）伊豆市議会定例会

（第5号 6月24日）

平成17年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成17年6月24日(金曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 67号 | 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第 2 | 議案第 68号 | 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 69号 | 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 70号 | 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 71号 | 伊豆市税条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 72号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 73号 | 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 74号 | 伊豆市文化財保護条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 75号 | 伊豆市運動施設条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 78号 | 市有財産の処分について |
| 日程第11 | 議案第 79号 | 市道路線の変更について |
| 日程第12 | 議案第 80号 | 市道路線の認定について |
| 日程第13 | 議案第 81号 | 姉妹都市提携について |
| 日程第14 | 議案第 82号 | 平成16年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分について |
| 日程第15 | 選 第 1号 | 一部事務組合議会議員の選挙について |
| 日程第16 | 発議第 1号 | 地方分権実現のための三位一体の改革を求める意見書の提出について |
| 日程第17 | 発議第 2号 | 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について |
| 日程第18 | 決議第 1号 | 高齢者の事故防止に関する決議について |
| 日程第19 | 請願第 1号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択の請願について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成17年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議案第67号～議案第75号、議案第78号～議案第81号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第67号 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）についてから、日程第9、議案第75号伊豆市運動施設条例の一部改正についてと、日程第10、議案第78号 市有財産の処分についてから、日程第13、議案第81号 姉妹都市提携についてまでの13議案を、一括して議題といたします。

本案について、本定例会の初日の9日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、高田議員。

総務委員長（高田和正君） 24番、高田でございます。

去る6月15日の本会議において総務委員会に付託されました案件について、審査の結果と概要をご報告申し上げます。本委員会は平成17年6月16日、関係理事者の出席を求めて開会し、審査しました結果、付託案件議案第68号、69号、70号、71号、72号、議案第78号及び議案第81号の7議案ともに全会一致をもっていずれも原案のとおり、可決されました。

各議案の審議の概要について説明申し上げます。

初めに、議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてであります。委員より「9月までが指定管理者制度が使えるリミットだ」という説明であったが、今回四つの施設が取り上げられ、この四つに一つの目安がついてから他の施設については、再度審議にかけたいという話だったが、9月がタイムリミットだということになると、残った施設について、指定管理者の議論ができるのかどうか」との質問がありました。

質問に対して、虹の郷であるとか、あるいは中伊豆の社会福祉センターであるとか、それぞれ公共団体あるいはその公共団体に業務の一部あるいはその全部を請け負わせているような施設に関して、それが18年9月1日まで現在の契約が継続できるということであり、その後

出席議員（25名）

1番	杉山誠君	2番	鈴木基文君
3番	小森勝彦君	4番	内田勝行君
6番	山下一君	7番	加藤章君
8番	室野英子君	9番	飯田正志君
10番	森良雄君	11番	古見梅子君
12番	磯晴雄君	13番	鍵山堅一君
14番	杉山羌央君	15番	飯田宣夫君
16番	酒井勲一君	17番	木内一郎君
18番	塩谷尚司君	19番	関邦夫君
20番	小野忠宏君	21番	大川孝君
22番	三須重治君	23番	堀江昭二君
24番	高田和正君	25番	遠藤正寿君
26番	木村建一君		

欠席議員（1名）

5番 森嶋正太君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	大城伸彦君	助役	児島保次君
収入役	石田佑次君	教育長	室野純司君
土肥支所長	平田秀人君	天城湯ヶ島兼長 支所長務課長	鍵山光男君
中伊豆支所長	佐藤央一君	総務部長	堀江正身君
市民環境部長	福室恵治君	健康福祉部長	内田政廣君
観光経済部長	鈴木直道君	土木部長	土屋亨君
上下水道部長	水口信夫君	企業部長	渡邊玉次君
教育委員会 事務局長	山本準次君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	長谷川與志衛	局長補佐	森修司
主査	山下正恵		

は速やかに新たな指定管理者契約を結ぶか、それとも全く違う方法で募集してやるのか、あるいは直営に戻すかということが考えられるということでございます。

例えば現在、木太刀荘は直営であり、このような直営で行っている施設については、それぞれの施設ごとにこれを指定管理者に出していいかという議論を議会に出していただく。そして指定管理者が決まったら、この管理者でいいかということを変更して議決していただく。現在直営で行っている施設については、若干 18 年 9 月以降にずれ込んでもまだ余裕があるとの答弁がありました。

続いて委員より、「現在、委託契約がない施設に関しましてはいつの時点でやってもいいということか。つまり契約してあるところに関しては、9 月 1 日が過ぎてからでは指定管理者の議論ができないということか」との質疑に対しまして、速やかに 18 年 9 月 1 日までに指定管理者の制度でいくのか、あるいは直営に戻すのかということをおの間に決めてほしいということになるので、当然、今の委託されている方がそのまま指定管理者になるということも考えられるということでございます。

その方法と全く違う業者あるいは指定管理者を公募によって選定する方法がもう一つと、最後の三つ目の方法については直営に戻すと、この三つの方法のいずれかを平成 18 年 9 月の頭までに方針を決定してほしいとの答弁がありました。

次の、議案第 69 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改定については、質疑はありませんでした。

次に、議案第 70 号 伊豆市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、委員より、「退職金だけでカバーしてやるということではなく、消防団の日ごろの活動面へ支援。つまり、金銭的な部分を拡充・充実していくことという考え方もあると思うが」との意見があり、答弁は、通常の活動について、特にその消防団員だけというものではなかなか厳しい状況にあり、他の団体と同じように節減できるところはなるべく節減して、市の財政に協力して欲しいということをお申し込んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員より「これからの考え方として、退職報償金だけで消防団の待遇改善ということだけではなく、通常の活動に対する支援へも目を向けてもらいたい」との意見がありました。

次に、議案第 71 号 伊豆市税条例の一部改正については、質疑がございませんでした。

次に、議案第 72 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正については、補足説明の後、委員より「合併直後でいろんな部分のサービスが低下しているというような見方もあるので、歳計剰余金で何とか 1 年ぐらいいは対応できないか」とのことでした。

「ここで負担を上げるということは、市民に失望感を与えるのではないかと思うので、その辺りでやりくりができないものかと思うが」との質問がありました。答弁は、少し余裕を持った経営ができれば誠がいいと思うが、将来にわたって効率で安定的な経営をしたいということで、額を上げるということでもあります。7 億 6,000 万円程度の基金を保有すべく議会

にも上程し、決議をいただいているところであります。現在の基金の額は、2分の1弱に当たるとの答弁がありました。

続いて委員より「国民健康保険に加入されている人は3分の1ぐらいの方で、3分の2はこれに該当しないので、歳計剰余金があるということだが、これは市民全体のものである。また、一般会計から繰り入れるということも疑問である。3分の1の人の利益のために残りの3分の2の方が犠牲を払うということは、これでいいのか悪いのか。もう1点、固定資産税の資産割について、土地を売って現金を持っている方は全然関係なく、一生懸命草を刈ったりしている方のみ負担が増えるという不公平があると思うが、その点をどう考えるか」との質疑に対して、基金の関係は、法律で規定されており、結論には悪いとなるので、一般会計からの繰り入れなどを下げたい。また、応急の率をどうするか。50%・50%に近づけるよう努力しているが、そうすると資産の部がきつくなるということもあり、軽減措置を設けるとかということでバランスを調整していかざるを得ないとの答弁がありました。

また、委員より、「国保の加入者の中に大変家計の厳しい家庭、いっぱいいっぱいだよという方が含まれているが、この方たちに対するフォローというのが具体的に数字として出てきていいのではと思うが」との質疑に対して、要は医療費が上がっていくからで、医療費を下げようと呼びかけている。

病類別の受診状況で、何が原因かと、総じて言えば、循環器系であり、循環器系というのが何かというと生活習慣病であり、これを正してもらおう。そうすれば医療費は下がる。それにはどうしたらいいかというと、1人1人の体であるので、市役所があなただけの体をこうしたらいいですよとか言うよりも、自分が自分の体のことは一番よく知っているわけですから、バランスのよい食生活、適度の運動。これを1人1人が気をつけていただければ、全体の医療費が下がるというようなことを訴えることを仕事の基本ベースに強力に推進していくべきだと思っていますとの答弁がございました。

さらに、委員より若い方が少ない収入でも、収入があるから国民健康保険で所得割がかかってくる。子供を育て、医療費は3割。いっぱいお金を持っているお年寄りがいるが、年金生活だと収入はないが貯金もあり、余裕がある人が、この人の負担は1割。この辺が基本的に今の若い人が非常に苦しんでいるところだと思う」という質問と、「働いて子供を育てて医療費3割。その負担したお金がどこへ行くのか」というと、全部高齢者に行くという考え方になる。相互扶助というなら全員3割でやるとか、平均していかないと、若い人が本当に苦しいと思う。」との意見がありました。

続いて、議案第78号 市有財産の処分については、質疑はありませんでした。

次に議案第81号 姉妹都市の提携について、委員より「交流もごく一部の人々、子供たちの交流はあるが、ホストファミリーという面で同じような人たちが対応し、交流の輪が広がっていかねばならないという部分が見受けられる。せっかく交流しているのだから、なるべく広く外国の人たちとの交流を広げていくような政策を積極的に広めていく努力が必要

ではないか」との質問がありました。

答弁は、修善寺地区で言うと今まで中学生が300人以上行っている。そういう方々にも会員になるような働きかけをしながら、まず協会の会員を増やすというような働きかけを会長の方とも相談しながらやっていきたいと思っている。また、これからの子供たちが世界にオープンできるような体制になってくればいいなと思う。交流協会などを中心に、もっと頑張っていただけ体制にしたいと思っていますとの答弁がありました。

以上、他にも審査の過程において審議し、意見がありましたが、これをもちまして委員長報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川孝議員。

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川です。

去る6月15日の本会議におきまして観光経済委員会に付託されました議案の審議過程の概要につきましてご報告申し上げる次第でございます。

本委員会は、6月16日、市長ほか関係の職員の出席を求め開会し、審査いたしました結果、付託議案第67号 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、この審査の際には、いろいろの質疑がございましたが、その要約につきまして申し上げます。

「温泉の温度並びに量の低下の原因はどうなっているのか」という質疑がありまして、「この泉質は硫黄成分が多いため、管が腐食しやすく、またスケールを誘発するようです。サビが相当についているというような内容でございます。したがって、ポンプにスケール等が詰まっていることが考えられますが、はっきりした原因はポンプを引き上げてみないとわかりません」との答弁がありました。

また、「1,300万円の算出の根拠は」との質疑に「ポンプの引き上げ、あるいは坑内洗浄、坑内修繕、揚湯試験、そして従来のポンプを修理後、据え付けるという工程での算出でありました。資本的支出総額1,500万円が、この会計を圧迫しない上限と考えています」という答弁がございました。

意見といたしまして、さらにお客さんへの告知、いわゆる温泉の湯量が低下し、温度も非常に、30度前後になっているわけですね。そういうことで、お客さんへの告知等には万全の体制をとっていただくようにということで、そのとおりに、お客さんにはちゃんと丁寧に案内をしていますというような回答がございました。

ほかにも審査の過程におきまして、質疑、意見がありましたが、以上をもちまして、委員長報告にかえさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内一郎議員。

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

福祉文教委員会委員長報告をいたします。去る6月15日の本会議において、福祉文教常任

委員会に付託されました、議案審査につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は6月20日、執行部の出席を求め開会し、審査いたしました結果、付託議案中、議案第74号は全会一致で、議案第75号は賛成多数でいずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の際、議案第74号 伊豆市文化財保護条例の一部改正について、主な改正内容は、民俗技術が追加されたことであります。それに対して、我が市に民俗技術に関するものがあるかどうかとの質疑があり、民俗技術というのは地域に伝承された生活や生産に関する鉄や木材を用いた用具、用品の製作技術を言いますので、ないと思いますが、文化財保護審議委員の方々に伺ったりしながら今後調査をしていきたいという回答がございました。

また、文化的景観も今回の法律改正の重要なポイントになったけれど、なぜ伊豆市は入れなかったのかという質疑がありましたが、文化的景観は、まだ県が煮詰めていないので、県との整合性の関係でここでは入れてありませんという回答がございました。

次に、議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてでございます。これについては、大きく分けて二つがあります。一つは、指定管理者制度の導入に伴う条例改正、条例の11から15が追加となったということ。もう一つは、狩野ドームの料金改正に伴うものでございます。

指定管理者制度の導入については、今のところ中伊豆の温水プールと天城温泉プールを予定しているということでございます。

もう一つの条例改正の内容は、狩野ドーム等の料金改正で、内容は狩野ドームの照明料、1時間につき1,000円が、追加されてきたわけですが、これが廃止されたこと。使用料の中にこれを含めること。さらに、今まで使用料金の規定がなかった多目的室の使用料を午前・午後・夜間、それぞれ500円と設定したということです。次に、狩野プールの「子供」という表現を「児童生徒」に統一して、児童生徒の中に高校生を含める。したがって、高校生は、今度は児童生徒並みの料金で利用するというところでございます。このために、今のことでね、高校生は子供料金だということ。もう一つは、天城温泉プールの30人以上の団体割引を廃止して、回数券で3割引きにすると。割引の割合は今までどおり大体3割だということでございます。次に、中伊豆温水プールの利用料金で、市外者は2倍というのがあったわけですが、これを削除して、天城温泉プール並みにするというところでございました。

主な質疑についてでございますが、「指定管理者制度に移行した場合、どのようなメリットがあるのか」という質疑がございました。これに対して、「一つは、民間のノウハウを活用していくということと、もう一つは、行政と公の施設の施設設置目的を効果的に今後達成していくためには、行政サービスだけでなく、民間でできるものは民間に任せて、より高い市民サービスの向上を願っていくと。そのために、第1歩を踏み出していくのがこの指定制度の導入だ」という回答でございました。

それから、「指定管理者を公募するのかどうか」という質問がございましたが、これに対し

では、「原則的には公募である。公募するということですが、ただし、公募にはなじまないものもあると。どういうのかと言うと、体育振興会や公民館管理等で、かえって公募よりも市内のそれぞれ理解している方とか、よくそのところは考慮してやっていった方がいいではないか」というような、二つの回答がございました。

その他にありましたけれども、以上をもちまして、委員長報告といたします。

終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任会委員長、杉山羌央議員。

土木水道委員長（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

土木水道委員長報告を申し上げます。去る6月15日の本会議において土木水道委員会に付託されました議案の審査経過の概要につきまして、報告を申し上げます。

本委員会は、6月20日、関係者の出席を求め開会し、審査いたしました結果、付託議案の3議案はいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の際、議案第73号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正については、「有効期間は」との質疑に対しまして、「期間は2年間です。手数料は1年間分の金額になります」との答弁がございました。

次に、議案第79号 市道路線の変更については、特に質疑はございませんでした。

次に、議案第80号 市道路線の認定については、「旧狩野橋は現在車道となっているが、今後、歩道にするかの考えはありませんか」との質疑に対しまして、「一方通行とか、全線歩道にするとかのご意見がありましたが、地元の方々の意見をお聞きしますと、鮎見橋が渋滞している場合には、迂回路として旧道を使う方もかなりいるとの状況です。それらを踏まえて、今後検討課題かなと考えています」との答弁がありました。

ほかにも、審査の過程において質疑・意見がございましたが、以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、暫時休憩といたします。再開を10時20分といたします。

この休憩中にただいまの委員長に対する質疑と討論のある方、通告書にて通告を願います。それでは休憩といたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時20分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまから、議案第67号から75号及び議案第78号から81号までの13議案について質疑を行います。これより、各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第72号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、質問させていただきます。

審議の途中、対象者が少ない、本税条例の対象者は市民の3分の1である。大多数は他のというような論議がありましたが、私はたとえ1人でも、困っている人がいれば我々は論議すべきではないかと思います。

その辺の委員長のお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 72号については、総務委員長。

総務委員長（高田和正君） 森議員の質問にお答えします。

ちょっと今の質問書と今の内容とちょっと違うような気がします。抜けているような気がしますけれど、その分も含めてお答えをしたいと思います。

まず、増税分は何に使うかお聞きしたいとの件であります。このことについては、委員会では質疑がありませんでした。そもそも、この質問のことは、去る6月9日、本議会の初日の提案理由の説明、さらに6月15日の質疑においても、関連事項において説明されたとおりで、伊豆市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、医療費の不足を補うための増額であると認識しております。

次に、特定の対象者に対し公金の支出は好ましくないような考え方はあったように受け取りましたが、委員長の見解をお聞きしたいとの質問であります。委員長報告については、委員長は委員会に付託された事件の経過と結果に対するのみが発表できるものであり、委員長は公正・中立の立場に置かれておりますので、私見を述べることは許されておられません。

また、委員会付託の趣旨は、本会議で質疑を経て、委員会に付託されたものをさらに慎重に審議することが原則であります。よって、審査を任された委員会所属の議員の方々から出された質問のみ審議されるということでありまして、委員長の見解を持ってという点についてはお答えできません。

当委員会には森良雄議員も傍聴しており、お聞きされたことと思います。

国民健康保険に加入する人は概ね伊豆市の3分の1ぐらいの方で、3分の2の方はこれに加入していないということ、歳計剰余金があるというのがこれは市民全員のもので、3分の1の方のために使うという意識が疑問であること、また、一般会計から入れるとおかしいと思うが、3分の1の利益のために残りの3分の2が犠牲を払うということは、いいのか悪いのか、さらに、この会計にお金をつぎ込むということが非常に不可解ですとの意見が出されております。

基金の関係は法律でも規制されており、結論的には、悪いということになります。一般会計の繰り入れも下げよ、また、基金の取り崩しについても当初から入れるのはよくないとの答弁もありました。

その辺で報告を終わらせていただきたいと思います。

10番(森 良雄君) 再質問できますか。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) 森です。

対象人数が少ないということや、堂々と委員会で論議されたということや、私は問題にしたい。たとえ1人であっても、困っている人がいれば、我々は救わざるを得ないのではないのでしょうか。これからの論議で、もしそれがその問題はたった5人しかいないよというような論議が、まかり通るのかどうなのか、その辺を指摘しておきたい。

議長(遠藤正寿君) これでよろしいですか。

10番(森 良雄君) はい。

議長(遠藤正寿君) わかりました。

以上で、通告による質疑を終わりにいたします。

これより、議案第67号 平成17年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算についてから、議案第71号 伊豆市税条例の一部改正についてまでの5議案について討論採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。まず、議案第67号について、賛成討論、26番、木村議員。

26番(木村建一君) 議案第67号 伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算に対して、賛成討論を行います。

温泉が出るのか出ないのかということは、その施設の存在意義に、私は非常に重要な意味を持っていると思います。いろんな原因がまだ定かではありませんけれども、温泉が出ないというのは本当に深刻に私も受けとめております。

天城ふるさと広場はもちろんのこと、源泉を共有している他の3施設、その営業をしっかりと支えていくためにも、1日も早い源泉の復旧を求めて、賛成討論といたします。

議長(遠藤正寿君) 次に、68号の反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

10番(森 良雄君) 10番、森良雄です。

議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

指定管理者制度は公募が原則です。公の施設を管理する方法、個人でなければ、何でもよくしたものが指定管理者制度です。管理者の間口を広げたものです。そのかわりに、指定という行為で管理する団体を慎重に選ぶとするのが指定管理者制度です。指定管理者制度の目的の一つは、管理経費の節減です。あわせて、利用者サービスの向上を図るものです。そのために指定の手續として、申請の方法、選定基準、事業計画の提出が求められるものです。施設設備の維持管理、個別の使用許可等の業務の具体的範囲が必要です。休館日、開館時間、使用制限の要件等が必要です。これらを条例で定める必要があります。

指定管理者の指定は条例に従って公募を行い、審査に基づいて指定管理者を内定し、議会の議決を経て正式に指定するという手続きが基本です。公募の方法は、指定管理者の制度の趣旨からみても複数の申請者による公募が原則です。地方公共団体は募集要項により施設管理の方針や基準を、業務の具体的範囲など、管理条件の提示を行い、応募者は管理運営の方法、管理体制、収支計画などの事業計画を提出し、申請を行うことが必要です。指定管理者の正当性、透明性を担保するためには、これらの手続きを行うことが必要なのです。市民の理解を得るためにも、指定管理者制度の公正性、透明性を守ることが必要です。指定管理者制度の指定行為は行政処分です。契約ではありません。契約ではないことから、契約に関する法的な規定の適用はありません。

今、世間を騒がしている談合は法で厳しく規定されていますが、不正な契約が発生しています。指定管理者制度は受託者に大きな経済的利益を保証するものです。いろいろな法的規制がはずれます。指定管理者制度の運用は、細心の注意、配慮が必要ではないでしょうか。

議員の皆さん、この条例はこれから実施されるものです。公平性、透明性を担保できる制度をつくる必要があります。その必要はないでしょうか。公募という原則をはずす必要はどこにあるのでしょうか。市民の利益を原則とするなら、公募によらない手続きは不要です。第5条は全く不要な条文です。第5条は指定管理者制度の根幹を崩すものです。

以上の観点から、なぜ追加する必要があるのか理解できません。議員の皆さん、第5条がなぜ追加されるのでしょうか。市民の皆さんに説明できますか。公募によらない候補者の選定がなぜ必要なのでしょう。説明できますか。指定管理者制度は管理経費の節減、公共サービスの向上を目的としたものです。市民の利益を生むための新しい制度です。公平で透明であるべき制度です。それを守るのが複数の申請者による公募です。指定管理者制度の公平性、透明性を守りましょう。

市民の利益を守るためにも、指定管理者制度を育てるためにも、公募によらない候補者の選定は必要ありません。伊豆市公の施設の指定管理者制度の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の反対討論を終らせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、68号の賛成討論を行います。

22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について、賛成の立場の討論をいたします。

今回の改正のポイントは、第5条に、公募によらない候補者の選定が加えられたことだと思いますが、運用を間違えると違法性が生じたり、住民から誤解を受ける危険性があり、慎重な運用を求めますが、反面、利点も十分ありますので、今回の条例改正は妥当なものだと判断いたします。

加えて申しますと、公の利益を求めて当初スタートしているのが公の施設です。今日まで

の間、地域との連帯も生まれたり、特に観光関係団体とは浅からぬ関係の施設が多いと思いますので、それらの方々とも十分話し合いのうえ、本条例の運用することを要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、68号について反対討論行います。

木村建一議員。

26番（木村建一君） 議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

私は本来、運動場や体育館、公民館、福祉施設など、公の施設の管理については、最大限、地方自治体の責任で管理されるべきであると考えておりますが、地方自治法の改正によって指定管理者制度が導入された今日の状況のもとでは、その制度を住民の立場に立って民主的に活用しなければならないと思っています。

法改正の前までは、管理委託できたのは地方自治体が2分の1以上出資する法人や、商工会や観光協会等、公共的団体等に限定されておりました。しかし今回の制度は、指定管理者の範囲について特に制約を設けずに株式会社等の民間事業者も参入できるようになりました。利益を目的とした民間企業が、税金でつくった施設で営業できるようになったわけですから、指定管理者を選ぶに当たって市民から疑いの目で見られないように、また、市民や利用者に不安のないものにしていくことが求められております。

提案されている条例に基づいて、個別の指定条例が出されてきますが、個別条例の母体となる重要な条例です。指定管理者を指定するに当たって、個別条例に先んじて公共性の確保や、住民の福祉の増進をきちっと明記したものにしなければなりません。

条例案に反対する第1の理由は、第4条に管理経費の縮減が基本方針として位置づけられていることです。そもそも、指定管理者制度は住民福祉の増進という公の施設の設置目的を効果的に達成するために、必要と認めるときに初めて適用できるのであり、効率性が主たる目的ではありません。住民の福祉の増進を目的とすることを明記すべきだし、経費の縮減は削減すべきです。

反対する第2の理由は、同じく第4条指定管理者の選定の方法の基準についてです。本会議での質疑でも述べましたけれども、指定管理者制度は兼業禁止規定が適用されていません。したがって、市長や議会議員、その家族が経営する会社も指定管理者になれる道が開かれています。これに対して市は、選定するにあたって、慎重に対応する必要があるという考えですが、その対応は極めてあいまいです。公の立場にある市長、及び議会議員、その家族が経営する会社は指定管理者の申請ができないものとするという条例にしっかりと明記すべきです。

反対する第3の理由は、条例第8条指定管理者の業務報告に関連した情報公開についてです。市の考えは、情報公開については指定管理者が市の市長の求めに応じて提出する事業報告書で対応したい。そして問題がある場合は議会に報告したいということでした。何をもち

て問題があるとかないとか判断するのか、規定もあいまいです。指定管理者が行う管理業務が、住民の福祉、生活の向上に深くかかわることから、透明性を確保し、組織、運営状況、事業報告書等の管理業務の内容を住民に公開することを条例に明記すべきです。

反対する第4の理由は、第5条、公募によらない候補者の選定をする場合、指定管理者選定審議会について、その審議会の意見を聞く規定がありません。私は、公募が原則ですが、公募によらない候補者の選定はあってもよいと考えております。例えば、社会福祉協議会が市と委託契約をして事業を今現在行っていますが、これまでの実績のある団体を指定してその実績を重視した基準が第5条に書かれておりますが、この基準に基づいて、公の施設の目的を達成するためにふさわしい団体に指定することだってありうると思います。ただし、その際には特定団体と行政の癒着があるかどうか、チェックをする必要があります。市長の権限のみで公募によらない候補者の選定をするのではなくて、チェック機能として審議会の意見を聞くことを明記すべきです。

反対する第5の理由は、条例の規定があいまい、または不十分なままになっていることです。指定管理者を選定するに当たって重要な役割を果たす審議会構成の内容がありません。また、第12条の指定管理者の秘密の保持が具体的にどのように担保されるのか、罰則規定はないのか、契約解除後も秘密保持が義務づけられるか、不十分な状況です。市民との共同のまちづくりを実行するならば、市民や利用者の声がどのように反映できるのか、具体的には利用者運営委員会を設置するかも私は問われることだと思います。

このように、多くの問題点を含んだ条例改正には反対することを述べて反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 次に賛成討論を行います。9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志。

議案第68号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

指定管理者制度につきましては、すでに合併時の専決処分条例化されております。この条例の制定は、地方自治法の一部改正により公の施設の管理運営に当たっては従来の概念を一新すべく、機能的な手法により効率的で質の高い行政サービスを提供するための措置であると理解しております。これにより地域の活性化も期待できるものと考えております。

今回は、指定管理者の指定方法に公募によらない方法を取り入れることが主な内容となっております。あくまでも公募が原則であります。当市の現状を見ますと、既に協議会や公社、観光協会、旅館組合等の公的団体に管理を委託している実態も多く見受けられ、効果的な管理運営がなされている施設も数々あります。

このような現状をみますと、必ずしも公募が最良の方法と言い切れないケースも予想されますし、公募がなじまないと考えられる施設もあると私は考えます。そこで今回の一部改正は適切なことと評価し、原案に賛成するものです。

議員諸君の賛同を期待いたしまして、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決をいたします。議案第 67 号 平成 17 年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算についてから、議案第 71 号 伊豆市税条例の一部改正についてまでの 5 議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） はい。賛成多数。よって、議案第 67 号から議案第 71 号の 5 議案は原案のとおり可決されました。

議長（遠藤正寿君） 日程第 6、議案第 72 号 伊豆市国民健康保険条例の一部を改正について、討論採決を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

まず、反対討論から行います。最初に、10 番、森良雄議員。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。

議案第 72 号 伊豆市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対する討論を行います。

本条例の改正は、低所得者を直撃する増税だから反対いたします。増税、増税の声を聞かない日はありません。今月 21 日、政府による税制調査会の所得税と個人住民税に関する報告書が発表されました。所得税の控除見直しはサラリーマンの生活を直撃することは明らかです。三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲が 2006 年度にも行う必要があるとも言っております。国から地方への税源移譲は、個人住民税の増税にほかありません。それは、国税を減税して地方税を上げるといふことにほかならないからです。

一方、昨年、政府与党は消費税率を 2007 年度にも引き上げる方針を示しております。これから数年、私たちは増税の苦しみを味わうのは、火を見るより明らかです。国民健康保険税が財政的にも限界に近いことは承知しております。問題は、医療費が際限なく膨張していることではないでしょうか。医療費の膨張を減少させる努力が見えません。

この増税で低所得者は保険税を納めても医療費が払えない、医療費の恩恵を受けることができない人が出現すると考えられます。ぎりぎりの生活を強いられている市民は、健康保険の恩恵から見放されようとしています。

私たちはこの 3 月に本年度の国民健康保険特別会計を決めました。たった三月で増税です。3 月の論議はなんだったのでしょう。増税で得たものは何に使われるのかの論議も不十分です。公共工事の資金にまわるようなことはないでしょうね。まさか新しい市役所建設のための資金に化けるようなことはないでしょうか。増税を即実施することなく、猶予を考えるとできなかったのでしょうか。

市民に税率改正のお知らせがありました。6月の広報に、税率改正、10%程度の値上げを予定しています、というようなことが書いてありました。このグラフなんですね、ご承知のように右肩上がり医療費が膨張している。しかし、このグラフなんですよ。15年度に急激に膨張しているんです。こういうグラフを読むときは、何を考えるか。15年度に何かあったと考えるべきなんです。このグラフを読めば、グラフの上昇要因の説明はおかしいです。15年度に特別な要因があったと考えるべきです。このような説明の仕方に私は疑問を感じます。

議員の皆さん、提案者は市長ですが、増税を議決するのは議員の皆さんです。慎重な議決をしていただきたいと思います。終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

12番、磯晴雄議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄です。

議案第72号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

本年の4月に、全国市長会より医療保険制度の改革に関する意見書が国に提出されております。それをみますと、他の保険に属さない全ての人を対象にしている国民健康保険は、高齢者や職についていない人が集中するという構造的な問題を初め、本来、運営は保険料と国庫負担金で賄われるべきですが、保険料率は既に限界に達しているため、一般会計より国保会計に繰り入れを行い、財政破綻をしのいでいる実態にある、など7項目の提言がされました。この改善に国では取り組んでいるところであります。

伊豆市では、合併当初から適正な保険税を確保すべく、4町の国保運営合同会議の意見を尊重し、被保険者の急激な負担増とならないよう、調整がなされてきているところでもあり、また、今回の保険税条例の一部改正は、近隣市町村と比較しても負担額は低い方にあるなど、合併当時の趣旨が尊重されていると思います。

また、本一部改正の時期については、事務局が説明したとおり、3月には17年度の予算を計上したのみで、所得の確定するこの時期を待って、また本年度予算を執行するに当たって、本年の税率改正を審議することは、正確な国保税を算出する上で当然で常識的な措置であります。

広報等でも説明されているとおり、医療給付費、介護納付金が年々増加したのに対し、国民健康保険税は平成12年度から15年度まで、増額の税率改正が行われてこなかったことや、提案等の説明のなかでも国保会計へのその他繰入及び基金繰入を2億7,000万円見込んで、本条例の一部改正を実施しないとすると約8,000万円の赤字となることや、軽減対象世帯へもその軽減について増額を見込むなど、十分に被保険者の立場に立った配慮が見られることから、本条例の一部改正に賛成いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、反対の討論を行います。

26番、木村建一議員。

26番(木村建一君) 議案第72号伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行います。

私は、いついかなるときでも、何があっても値上げすることはけしからんというふうには思っておりません。そういうことも前置きにして、現在の国民健康保険税では医療費が払えなくなる。会計が赤字になる。危機的状況だと市当局が全市民にお知らせしたのが、昨年9月の広報でした。この時期は、医療費が平成16年6月分までわかっている段階でした。まだ9ヶ月先の医療費がどれくらいになるのかわからないときです。国保関係を担当する職員にとって、一般会計と違ってお金がないからこの事業をやめるとか、来年に回すということではできません。医療費が大幅に増えるのか、現状維持か、それとも減るのか、確実なことはわからずに頭を悩ますところです。

しかし市当局は、9ヶ月先の医療費を心配して払えなくなる、赤字になる、危機的状況だと言ったのです。あなた方の、値上げをしないと大変だというのは、ここから始まっているわけですから、私も当局が出した資料、一つは、16年度の3月の当初予算、もう一つは16年度のほぼ決算に近いであろう今年4月の資料に基づいて値上げしないと赤字になって、危機的状況になるのかどうか、検証していきます。

16年度の予算を組むに当たって、あなた方はこんなことを言っていました。現在の国保税では足りない。しかし、基金を、約3億4,000万円取り崩して値上げを抑えた。また、一般会計から1億5,000万円繰り入れて、医療費の値上げに対応したいという。来年同じように基金を入れたくても、あと2億円しかないから、大変だ、心配だと、こういうことが言われておりました。

まず初めに、医療費について検証します。16年度初めに予想した医療費は、24億7,000万円でした。今年の4月末、23億4,000万円。予想よりも1,000万円少なくすみしました。9月先のことを心配して医療費が上がって危機的状況になると言っていたということは、どうなるのでしょうか。

医療費は単年度だけで見るとは意味で、今年の6月広報にあるように、過去をさかのぼって医療費の動向を見ていくということは、私は正しいことだと思います。しかしながら、この広報に欠けているのは、お金の出る方は計算してるけれども、入る方のお金の計算がないということなんです。

次に、基金について検証します。国保税率を納めるための基金繰入3億4,000万円は、今年の4月にはそのうちの2億3,100万円を基金に戻そうとしております。医療費を払えるように国保税収入では足りなくなるかもしれないからと、基金を繰り入れた。平たく言えば、定期預金を崩して生活に充てたが、余ったからまた定期預金に戻したようなものです。

次に、一般会計からの繰入金1億5,000万円はどうだったのでしょうか。4月末現在、そっくり一般会計に戻す予定を組んでいます。これも基金と同様の考えで、年度始め、国保会計に入れたが、要らなくなったから戻しますということでしょう。

医療費の値上げの件について、私は一般質問を行いましたけれども、こんな答えが返ってきました。医療が上がる原因は、一人一人が注意すれば、ということで、6つの注意を呼びかけました。住民一人一人ができることを啓蒙することは、私は大事なことです。

さらに、市として、どんな保険事業に取り組んできたのが、民間の保険会社と違う、決定的に違うところです。それをみますと、16年度当初予算には保険事業を1,000万円予定していましたが、4月末現在510万円使いました。約900万円残りそうです。この分析は後にまわしたいと思いますが。

さて、私は今回の大幅値上げをせざるを得ないというあなた方の主張を、あなた方の資料に基づいて検証してきました。今の国保税だけでは医療費を払うお金が足りないから、それを補うために基金と一般会計から国保会計に入れたのに、元に戻したいということは、危機的ではなくなったという証明ではありませんか。

収納率について苦言を述べます。国保加入者それぞれにいくら納めてもらうのか、すなわち調停額が決まりました。そのうちいくら納めてもらうかという数字、収納率をみますと、その年の分と滞納分合わせて、平成16年度は78.6%なのに、今年は77.9%。今年は職員の増員で強化されておりますと言っておきながら、なぜ去年よりも今年の収納率を落とすのでしょうか。これではいくら税率を上げて、収納率が落ちる。落ちれば国保税が集まらないから、また来年値上げ、という状況になりはしないでしょうか。

中には納めたくても納められない市民もいるでしょう。そういう方に丁寧に相談に乗ることを含めて、市民の実態をしっかりとつかんで対策を練り、収納率を上げることが職員の仕事ではないでしょうか。

基金の問題について触れておきます。基金が足りないということをよく持ち出しますけれども、旧4町合併した時から、基金条例どおりに行なわれなくてスタートしたのです。1年や2年で条例どおり基金が貯まるというのは、できないこと、これは当たり前のことです。どのように基金に積み立てるのが、基金条例をしっかりと頭の中に入れていただきたいと思います。

一般会計からの繰り入れについて論議がありましたが、意見を述べます。一般会計から国保会計に入れるのはおかしいではないか。みんなが納めた税金を特定の市民のために使っているのか。自立すべきだという議論もありました。こういう主張は、古今東西よく耳にしますが、会社に勤めていた中堅サラリーマンの会社が倒産した。若者が会社をリストラされた。この方たちは、社会保険をやめて国民健康保険に加入していきます。自営業の方が会社に勤めるようになると、その逆になります。国保加入者は固定されているのではないということです。国保は、市民全体に関わってくるということです。だから、たくさんの自治体が一般会計からの繰り入れをしているのです。

さらに、これを全国的な視野に立って考えるとどうなるでしょうか。全国民が納めた税金が、国庫支出金という名で、特定の国民、市民が加入する国保会計に入ってきます。これ

もおかしいとなると、国民みんなが何らかの保険に入るようにしたという制度そのものの歴史を知らないということになります。

また、近隣市と比べて、伊豆市はまだ安い。だからもう少し上がっても仕方がないという声もよく聞きます。比べること、比較することは私は何ら否定しませんが、医療費や国保加入者の状況それぞれ、伊豆市とは違う。それを一律に我が市は低いだとか、何とかという論議は何の意味もないでしょう。

さて、この案が可決されたら、国保加入者にどんな負担が強られるのか、当局の資料によると、夫の収入 500 万円、固定資産税 10 万円、妻は専業主婦、子供 2 人の 4 人家族の場合、年間の国民健康保険税、医療分・介護分合わせて、34 万 4,400 円が、38 万 3,500 円、3 万 9,100 円の値上げになります。合併する前と比べて最も負担が大きくなるのが天城地区で、2 年連続で値上がって、合計 6 万 4,830 円も負担増になります。急激な負担増とならないように、どこが調整したと言えるのか。

所得の低い世帯への軽減対策をとったと言っても、どの軽減世帯を見ても、負担増になることは当局の資料からも明らかです。値上げの理由も定かでないのに、危機的状況に追い込まれるのは市民です。まさに、病気で寝込んでいる病人の布団を無理矢理はがして、病状を重くさせるに等しい行為です。

こんな値上げを私は断じて許すことはできません。条例案の撤回を求めて、反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成の討論を行います。

9 番、飯田正志議員。

9 番（飯田正志君） 9 番、飯田正志。

議案第 72 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

1961 年に国民全員が公的医療制度に加入する体制ができ、国民が公平に平等に医療が受けられるという、今では当たり前の権利が生まれたことは皆さんご承知のとおりです。しかしながら、現在のように、高齢化が進み、食生活も贅沢になり、生活習慣病とも言えるさまざまな病気も増え、医療費の伸びはこれからも異常なほど増えていくと思われま

一方、少子化や景気低迷に伴い、保険税の伸びが見込めない状況を考えた時に、この先、この制度のままでは明らかに破綻しかねない状態になることは火を見るよりも明らかだと思います。

この公的医療制度の、国民が公平に平等にという精神から言えば、負担も公平に平等にということになります。しかし、この保険税については、合併協議会のすり合わせの中で、急激な負担増とならないように調整に努めると決めたこともあり、今年度もその他繰入金や基金繰入を 2 億 7,000 万円ほどしております。

まだまだ公平に平等にというところまでにはほど遠いと思われま

づくりという最終目標の位置付けだと考え、これから職員の奮闘努力を期待いたしまして、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決をいたします。議案第 72 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） はい、起立多数です。

よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

議長（遠藤正寿君） これより、議案第 73 号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてから、議案第 75 号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの 3 議案について、討論・採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

まず 75 号について、反対討論から行います。10 番、森良雄君。

10 番（森 良雄君） 10 番、森良雄です。

議案第 75 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

この条例改正は利用料金が新しく設定されたことと、指定管理者制度が実施されようとするものです。いくら収入増を考えているかわかりませんが、大したものではないと思います。

それよりも、今まで気軽に利用できていたものが利用しにくくなるものでしょう。指定管理者制度は、その狙いを損なわないように運用していただきたいものです。

議員の皆さん。提案者は市長ですが新しい利用料金の設定を議決するのは皆さんです。議員の皆さん。市民の利用しやすい施設にしませんか。議員の皆さんが市民のための議決をしていただけるように期待したいものです。

終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成の討論を行います。

18 番、塩谷議員。

18 番（塩谷尚司君） 18 番、塩谷です。

私は、議案第 75 号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この条例の改正には、先ほどから言われていますように、指定管理者制度を導入するという条例に 5 条を加えるというものでございます。また、先ほど可決されました指定管理者制度を使って、来年 4 月 1 日より天城温泉プール、中伊豆室内温水プールについて、指定管理者制を導入するというものであります。この制度の導入により、行政サービスの効率化が促進され、財政の節約になるだけでなく、民間の先進的な技術や知識も活用できるという、私はメリットが考えられると思います。

管理の実施に向けて綿密なる計画を立て、また、管理者選定においても今回は公募をもって行うという公明性も考慮しております。

もう一つの問題になっております狩野ドームの多目的室の利用料金を9月1日より500円を徴収という件につきまして、この多目的室は旧天城湯ヶ島時代に料金を設定してなかった。ところが、他の旧町の体育施設については、どこも料金を設定してあった。今回の施設の他の施設との適合性を考えると今回の料金を設定するものであります。

現在、この多目的室は市の主催するスポーツ大会や体育協会の大会等で、女子の選手の方々が着替えをしたりするというところに、主に使われているそうでございます。市の大会におきましては料金は無料になります。また体育協会が大会に使いますと、減免措置で半額となっているので、ほとんど徴収をしなくて済むというようになっております。

以上の理由で、私は議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、賛成をいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、反対討論行います。

26番、木村議員。

26番（木村建一君） 議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正について、反対討論を行います。

指定管理者制度を適用する最初の施設として、中伊豆温水プールと天城温泉プールの提案に私は反対です。

反対する第1の理由は、指定管理者の指定の手續条例を改正といっても、問題が多過ぎると、さきの条例の提案のときに反対討論で指摘しましたが、問題点をそのままずると引きずったままの運動施設条例だからです。

反対する第2の理由は、民間事業者も施設の管理に参加できる道を開けたこの制度が、実施する段階で果たしてどうなるのかわからない。その先陣を切られるのがプールを利用する水泳愛好者であり、水泳教室に参加する多くの子供たちです。

来年9月までのタイムリミットに迫られて、指定管理者に移行せざるを得ない施設でもない。私が委員会ではなぜ二つの施設のプールなのかという問いかけに、教育委員会は公共サービスを行政だけが提供する時代ではない。民間にできることは民間にお願いするとの内容のお答えがありました。民間業者の目的は繰り返しますけれども利益の追及にあります。利益を追求する手段として、利用者へのサービスがあります。住民サービスを目的に働くのが、私は職員の仕事だと思えます。民間の方がサービスが向上するともし単純に考えているならば、自分の仕事は劣っているということであり、市民サービスへの姿勢が、私は問われることだと思えます。

運動施設を設置する目的は、条例にもしっかりと書かれております。スポーツの場を提供して市民の健康を増進すること、市民の連帯感を高めることですが、指定管理者に移行させた方がさらによくなるという根拠が、私には見当たりません。

反対する第3の理由は、教育委員会の位置付けがあいまいだということです。使用料の減免及び、また、既に納めた使用料は還付しないという不還付という権限が、今まで教育委員会にあったわけですが今度は市長に変更するという提案がされました。

しかし、施設を管理しているのは教育委員会であり、また、指定管理者制度において施設の公募、管理者の選定方法基準、業務報告などは教育委員会が所轄している。公の施設は、教育委員会にあると書いてあります。そうであるならば、使用料をどう扱うかは教育委員会に権限を委ねるべきであるということを経済委員に述べまして、反対討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第73号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についてから、議案第75号 伊豆市運動施設条例の一部改正についてまでの3議案を一括して採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） はい、起立多数。よって、議案第73号、74号、75号は原案のとおり可決されました。

議長（遠藤正寿君） これより、議案第78号市有財産の処分について、討論採決を行います。

討論の通告がありますので許します。先に反対討論から行います。10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第78号 市有財産の処分について、反対討論をさせていただきます。

近隣の販売価格はわかりませんという話がありました。子供の使いではないんです。販売価格を調べる方法が他にないのでしょうか。考えられないのでしょうか。今年、この団地の物件が売りに出されていませんでしたでしょうか。議会に情報を提供しよう、説明しようという気が少しも感じられません。この業者が、管理業者として団地の皆さんの信頼を得ているという説明もありません。管理業者として道路の維持管理などは住民の希望にしているのでしょうか。運営は住民の希望に応えるべくなされているのでしょうか。十分な調査がされているとは思えません。この分譲地が適切な管理運営がなされているなら、市に寄附されるというような行為はなかったのではないのでしょうか。

また、不在地主が管理料を支払うべきかどうか、これから考えなければならないことではないのでしょうか。業者に払い下げ、また販売される。また寄附をなさる。こういう繰り返しを考えられないのでしょうか。

本件は慎重な検討が必要だと思います。

以上で反対討論を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

7番、加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は議案第78号 市有財産処分についての賛成討論を行います。

株式会社住光に売却予定の、伊豆市佐野字奥野の地区の別荘地は、当初はゴルフ場建設を念頭に置いての土地買収だったようですが、高低差が激しく工事費がかさむことと、近くにゴルフ場があること等により、別荘地として開発されたと聞いております。

先ほど申しましたように、高低差があるため、景観のよい地域とそうでない地域があり、今回の処分予定地は景観のよくない地域と私は理解しております。1区画年間原野でも3万7,000円の管理費が徴収され、年間約60万円余の管理費の出費が予想されますので、早期の処分が妥当だと思います。

以上をもって、賛成討論にかえます。

議長（遠藤正寿君） 以上で討論を終了いたします。

これより採決をいたします。議案第78号 市有財産の処分について、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） はい、起立多数。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（遠藤正寿君） これより、議案第79号 市道路線の変更についてから、議案第81号 姉妹都市提携についてまでの3議案について、討論・採決を行います。

まず、議案第79号の反対討論が出ておりますので、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第79号 市道路線の変更について、反対討論をさせていただきます。

事業規模はどのくらいなのでしょう。すぐそばに国による天城北道路の建設が計画され、実施も確実と思われ。狭い範囲の中で2本の橋を架ける必要があるのでしょうか。この地域の開発計画があるのでしょうか。本路線周辺の開発計画は何も知らされていません。開発の計画が考えられているなら市民に知らせるべきでしょう。通行量が1日6,000台の算出の根拠も不透明です。

伊豆市では既存の市道の維持管理も十分とは言えません。このような大規模な市道をつくるなら、まず既存の市道の維持管理をしっかりしてもらいたい。これから市道路線の総延長が長過ぎるなどとは言わないでいただきたいものです。

合併後の伊豆市の公共サービスの低下、負担の増大は大変な勢いで進行しております。財政的な余裕があるのでしょうか。伊豆市次世代育成支援行動計画では特定14事業の目標事業はわずか6事業しか計画されていない有り様です。財政的に余裕があるなら、今、伊豆市の最重要課題は子育て支援ではないのでしょうか。インフラ整備が不要とは申しません。インフラ整備があればあったに越したことはありません。しかし、余裕がある範囲ですべきではないのでしょうか。将来に経済的負担が重く科せられることは確実です。多額の財政投入を必

要とする公共工事は市民の理解を得てからすべきです。

伊豆市のこれからの財政規模の縮小が考えられます。伊豆市建設計画の人口予測は全くでたらめです。財政規模の予測も正しいとは言えません。このような厳しい財政規模の縮小が考えられるなか、多額の財政の投入を必要とする公共工事は、到底認めることはできません。

提案者は市長ですが、議決するのは議員の皆さんです。将来に禍根を残さないようにしていただきたいものです。子孫に負担を残さないようにしたいものです。議員の皆さん、慎重な議決をお願いいたします。

終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫です。

議案第79号 市道路線の変更について、賛成の立場で討論いたします。

本路線は旧修善寺町時代、天城北道路の路線が開示されたことを受けて、関係する大平区を初め、日向、本立野のそれぞれの歴代区役員や部農会役員、議員経験者等、多くの方々が協議を重ねた結果、地域の将来にとってぜひとも必要な重要路線であることの結論から、インターチェンジへのアクセス道路として町に要望した路線であります。町でも共通の認識を持って長期にわたり国・県に要望を重ね、採択に至った路線であります。合併に伴う伊豆市の建設計画においても最優先の道路整備として捉えているところであります。

今回の市道路線の変更は、これら長い間培ってきた多くの方々のいわば、悲願の集大成の一環であり、私は地域の要望を長期にわたり実現に導いた旧同盟会を初め、関係各位に謝意を表すとともに、本案に対して賛成するものであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第79号 市道路線の変更についてから、議案第81号 姉妹都市提携についてまでの3議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって議案第79号・80号・81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第14、議案第82号 平成16年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第 82 号 平成 16 年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分についての提案理由を申し上げます。

合併初年度となりました平成 16 年度は、台風の災害にも見まわれ、大変厳しい財政状況下にありました。しかしながら、3 月期の特別交付税の増加や、経費の節減効果もあり、14 億円を超える歳計剰余金が生じております。県当局のご配慮や皆様方の節約への配慮の賜物と感謝いたします。このため、剰余金の半分に当たる 7 億 1,850 万円を財政調整基金に繰り入れを予定するものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明をいたします。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第 82 号 平成 16 年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分についての補足説明を申し上げます。

伊豆市に歳計剰余金を処分するための条例が現在ございません。いずれ、時期を見てこちらの条例もお願いをする予定となっておりますが、現在のところ、地方自治法の定めるところにより剰余金の一部を基金に繰り入れるためには議会の議決を必要とするため、今回上程したところであります。

平成 16 年度決算の見込みにつきましては、歳入で 203 億 487 万 2,000 円。歳出が 185 億 808 万 5,000 円でございます。これに事業充当の繰越、要するに事故繰越と繰越明許の分がございます。これを引きますと、実質収支の予定額が 14 億 3,656 万 9,000 円ということになります。

先ほど提案理由の中でもありましたように、この実質収支の予定額の半分に相当する額、7 億 1,850 万円を、今回財政調整基金に繰り入れをたく、上程をするところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10 番、森良雄君。

10 番（森 良雄君） 10 番、森です。

私の聞き違いだったら申し訳ないですけど、14 億なにがしかのお金が入ってきたというのでしょうか。繰越金が。その各項目がわかったら、後で結構ですからお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、歳入から歳出を引きます。そして、翌年度に繰り越しの予定の一般財源がございます。これを差し引きまして、現在は14億3,656万9,000円ということになります。

これが、今回繰入の議決をしないということになりますとそっくり繰越金ということで、来年度の一般財源になります。そういうことで、今回その半分以上を繰り入れるということでございます。

項目別のものにつきましては、まだ決算の審議の段階ではございませんので、時機を見まして、皆様方にお分けをしたいと考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございませんか。

森君。

10番（森 良雄君） 繰越が14億円あるということなんで、当然そのなかには国・県からの交付金等の補助金等が入っていると思うんですが、それにはそれぞれの項目があるはずですね。そういうのを教えてくださいと言っているんです。後でいいからお願いします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） そのとおりでございますので、後ほど、資料として提出、決算の概要ということで、9月の定例議会はそのための議会でございます。そのなかで詳細な資料を考えております。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

歳計剰余金の残りの半額は、一般会計の17年度の繰越金という理解でわかりましたけれども、ついでなので、基金が昨年、また今年の予算への繰入等でだいぶ減少しているという認識を持っています。ここで歳計剰余金が基金に回るということは、会計の余裕から見ると大変いいことだと思いますが、一般会計における財政調整基金がこの結果、現在、または17年度末のどちらでも結構なので、いくらぐらいになるか、それから他の基金、10本ぐらいあると思いますけれど、その総合計がいくらになるか、わかれば教えてください。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それではお答えいたします。

ただいまの手元にある資料は、財政調整基金のこの7億1,800万円を繰り入れた後の、いくらになるという資料がございます。他の資料につきましては、現在手元にはございませんので、後日の提供とさせていただきます。

この金額につきましては、20億2,943万3,000円でございます。ただし、この中で既に平成17年の予算の財源として約8億円ほどは、皆さんご存じのとおり、繰入の予定でございます。したがって、実質的には12億円程度ということでございます。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑は終わります。

お諮りいたします。本件は、会議規則第 37 条 2 項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

これより、議案第 82 号 平成 16 年度伊豆市一般会計歳計剰余金の処分について、採決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） はい、起立全員。よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

一部事務組合議会議員の選挙

議長（遠藤正寿君） 日程第 15、選第 1 号 一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより、一部事務組合議会議員の増員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは指名いたします。まず、田方地区消防組合議会議員に、磯晴雄議員。田方地区交通災害共済組合議会議員に、塩谷尚司議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が当選されました。各一部事務組合議会議員に当選された方が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、告知をいたします。

これで、お昼の休憩に入ります。再開を 13 時といたします。それでは午前中の会議をこれで終了いたします。

ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第16、発議第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、磯晴雄議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄でございます。

発議第1号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書。地方自治法第99条の規定に基づき関係行政庁に対し、別紙の意見書を提出する。

地方分権実現のための三位一体の改革を求める意見書。

三位一体の改革とは、地方の自主性や主体性を高め、住民により身近で、地域の特性に合わせた行財政運営を実施するため、国と地方の役割を見直し財政面での自立を図り、真の地方自治の確立を目指す地方分権改革である。

この改革の推進のため、国と地方が対等の立場でこれまで協議を重ねてきたことは、地方分権改革の流れの中でも画期的なものと評価するものである。

しかしながら、平成17年度における国の予算編成は、その基本方針の中で、三位一体改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意を踏まえ、政府一丸となり取り組むとしているが、この合意案は、地方公共団体の行財政運営の実情を十分に踏まえたものではなく、地方が示した改革案の主張とかけ離れた内容であることは誠に遺憾である。

特に、国庫補助負担金改革額及び税源移譲額については、三位一体の改革の本来の趣旨からすれば、地方の自由度を拡大する規模としては不十分なものであり、到底満足することはできない。

よって、政府においては、地方六団体の改革案を尊重しつつ、真の地方自治の確立という理念に基づく地方分権改革として、今後、三位一体の改革を推進されるよう強く要望する。

1、国から地方への税源移譲については、地方が担うべき事務と責任を十分に配慮した上で、地方の自由度を拡大し、自治力を増すことが可能な規模を確保すること。

2、国庫補助負担金の見直しについては、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地方に財政的な負担転嫁をすることのないよう税源移譲の規模に見合ったものとする

3、地方交付税については、地方の行政任務に応じた財源保障及び地方公共団体間の財源調整という機能を強化しながら、地方行財政改革を促進する制度とすること。

4、地方公共団体の意向を十分尊重した平成19年度以降の改革案を早急に示し、地方の行財政運営に支障が生ずることのないよう対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これより本意見書について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） 三位一体改革とは、飛ばしますが、文章を今、読み上げたのは、真の地方自治の確立を目指す地方分権改革なんだというふうなことをお考えのようですけれども、三位一体改革というのは、国庫補助金負担金の廃止、それから縮減と、それから、税源移譲をセットにするんだけれども、では具体的にどういうふうに今、その三位一体改革を考えているかと。補助負担金の縮減額の8割を税源移譲するけれども、2割残す。2割はあげないよと。

もう一つは、地方交付税の見直し、縮小は別途進めるということで、全体としては地方分権とは違う意味で三位一体改革というのを、私は捉えているんですけども、どのようにその辺お考えなのか。

本当に地方が自立するための財源的保障も含めた三位一体改革というふうな意味で捉えられているのかどうか。

それから、より具体的には、4項目具体的にあげられていますが、2つ目のところに、国庫補助負担金の見直しということが書かれてあります。これは具体的には、今回提案する廃止・縮減というのは、具体的に何を求めているのか。国庫補助金負担金の何を廃止・縮減を求めているのか、お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 磯晴雄議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯でございます。

今のご質問について、100%お答えできるかどうか、ちょっと疑問でございますけれども、一般的に将来的に見るに、やはりこういう制度を取り入れないと国としてもやっていけない。地方としてもやっていけない。最低限確保しなければいけないというものがここに含まれている。そのように私どもは感じております。

やはり、少子高齢化の社会を迎えるに当たりまして、この流れは全国的な捉え方だと、こういうふうに解釈いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 国庫補助負担金の廃止・縮減というのは、どういう補助負担金をや

ってもらいたいということで、意見書を提案しているのか、再度お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 磯議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯です。

具体的には、内容的には把握はできませんけれど、やはり大きな流れの中で、縮減だけは、いろんな制度を廃止し、あるいは縮減するということを求められておりますので、こういう地方転嫁をあまり極端にしないようにというこれが狙いであると思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 具体的に、4項目を要求することについては、私は基本的には何ら間違いないだろうと、地方分権にとっては必要だなというふうに思うんですが、冒頭お話ししましたように、三位一体改革というのが本当に地方分権にふさわしい税源移譲をやろうとしているのかというと、そうじゃない。というところで、今地方六団体とかというところでもめているわけですね。

ちょっと、上の文章とそれから具体的に4項目あげた具体的要望というのは、少し矛盾するのかなというふうに思っておりますけれども、お考えをもう一度お尋ねしたい。

それから、もう一つ、国庫補助負担金の何を今、見直しを求めるのかというと、私は本来、よく紐付き補助金と言われている公共事業補助金、これについては、廃止及び縮減をしてきちっとやはり、地方分権にふさわしく、税源移譲をすべきだというふうに思っているんですが、今、国がやろうとしている三位一体改革のなかの補助負担金の削減というのは、全体として、補助負担金というのは、70%が、福祉関係、教育関係の補助金なんですね。それを今、カットしているから大もめしているわけです。

その点の認識はどのようにお考えなのか。

議長（遠藤正寿君） 磯晴雄議員。

12番（磯 晴雄君） 12番、磯です。

意見書の一番代表でありますので、そういうことで、総意は、こちらの連名にあります皆さんの総意であります。

考えていることは、こちらの4項目並びに上の意見書と一体感がある、そのように私どもは考えております。

つきまして、税源移譲等々のことについては、それらで判断していただければ将来来るであろういろんな財政困難を、地方にしわ寄せされては困ると、こういう希望でございますので、その辺に解釈していただければと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終結

いたします。

これより本案を採決いたします。発議第 1 号 地方分権実現のための三位一体の改革を求める意見書の提出について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員であります。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 17、発議第 2 号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

20 番、小野忠宏議員。

20 番（小野忠宏君） 20 番、小野忠宏。

三位一体改革等に見られますように、地方分権の進展に伴いまして、首長の権限が強化される一方で、地方議会の権限は依然として手つかずというようなことが言われております。首長の権限が強化され、財政面における自主性が増すことに伴って、地方議会の監視機能や、住民を取り巻く環境変化にいち早く対応できる体制づくりが急務であると言われておるわけでございます。以上のような社会情勢の変化、状況に鑑みまして、地方議会制度の充実強化に関する意見書の取りまとめを提案する次第でございます。

以下、意見書の原案を朗読いたします。

地方議会制度の充実強化に関する意見書。

平成 5 年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題にある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後 60 年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしくご審議の上、可決いただきますよう、お願いいたします。
議長（遠藤正寿君） これより本意見書について質疑を許します。

質疑はございませんか。木村議員。

26番（木村建一君） 2点にわたってお尋ねします。

一つは、具体的に、下のほうに掲げられていました議長に議会招集権を付与すること。今の制度は当然、首長が議会招集権を持っているわけですね。この提案されている議長への議会招集権とは、市長の招集権と同等だという立場なのかどうか。

それから、3番目の、議会に附属機関の設置を可能とすることと書かれてありますが、附属機関とは具体的にどういうものを指しているのでしょうか。お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野。

お答えいたします。ただいま、現時点におきましては、議会の招集権は首長の専属権限になっております。これを議長にも招集権を与えるということでございます。

二つ目の、附属機関、附属機関というのも現在首長・行政当局に附属して、諮問機関等を設けることの権限が付与されておりますけれども、議会にはそのような権限は付与されておられません。専門的な検討を要する事件等に対しまして、諮問機関をこういうようなことが必要になるというような観点から、この附属機関を設置可能にするというようなことが言われているわけでございます。

以上。

26番（木村建一君） 26番、木村。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 一つ、上のほうについてお尋ねします。私がお尋ねしたのは、今、市長に議会招集権があります。今回、今提案されているのは、議長にもということですよ、その点はわかるのですが、同等に権限を与えると。市長と議長、同等だと、そういうふうにするべきだというお考えなのかどうか、お尋ねしているんです。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。

ただいま現在、確かに、議員が、あるいは議長が首長に議会の招集を要請するというようなことは許されておりますし、ただ、そのときに、いつ何日以内に招集しなさいというようなことは現実にはないわけですね。決まっていないわけですね。そういう意味におきまして、議長にも首長と同じような、同等の議会招集件を付与すると、こういう意味に解釈しております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。発議第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立全員でございます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

決議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第18、決議第1号 高齢者の事故防止に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

決議第1号 高齢者の交通事故防止に関する決議。

上記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

決議文を読み上げます。

高齢者の交通事故防止に関する決議。

平成16年に発生した本県の交通事故による死者数は、県民や関係団体のたゆまない努力により、前年より20人少ない277人と、昭和41年以降2番目に少ない記録となった。

しかしながら、依然として多くの人々の尊い生命が交通事故で失われていることは誠に残念であり、交通事故のない「安全で安心して暮らせる社会」を実現することは、市民すべての願いであり、市の重要な課題である。特に、静岡県下の65歳以上の高齢者の交通事故死者数は127人に達し、過去最多を記録するとともに、全国ワースト3位に位置するなど誠に憂慮すべき事態となっている。

又、当市においても昨年の65歳以上の高齢者の交通事故は63件、死者数も2人となって

おり懸念される状況にある。

今後、高齢化の進展に伴い、交通事故死者数に占める高齢者の割合はますます高くなっていくことが予想され、高齢者の交通安全対策に重点的に取り組むことが極めて喫緊の課題となっている。

よって本市議会は、市民と一丸となって高齢者の交通事故防止に邁進することを決意するとともに、すべての市民が「やさしさと思いやり」のある安全運転の必要性を思い起こし、高齢者保護規定の徹底が図られるよう強く呼びかける。

また、市当局においても、平成 17 年度高齢者事故防止対策として「高齢者へ反射材の配布及び着用の啓発、高齢者を対象にした交通安全教室の開催並びに高齢者家庭の訪問指導の推進」を確実に実施するとともに、高齢者の交通事故防止に全力を挙げて取り組むよう求めるものである。

以上、決議する。

提出先は、静岡県知事と大仁警察署です。以上です。

議長（遠藤正寿君） これより、本決議について質疑を許します。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

これより本件を採決いたします。決議第 1 号 高齢者の事故防止に関する決議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） はい、起立全員。よって、決議第 1 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第 19、請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

本件については、福祉文教委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

福祉文教委員長（木内一郎君） 去る 6 月 15 日の本会議において、福祉文教常任委員会に付託されました請願審査につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は 6 月 20 日、紹介議員の出席を求め開会し、審査いたしました結果、請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択の請願は、賛成多数で採択すべきものと決しました。

なお、審査の際、財源問題について、現在の交付金、県の交付金化と一般財源化をさせていただいた方がいいのか、それとも国庫負担金を続けるべきかという、大きく分かれてましたが、その辺について、どのように考えるかというような質疑が出まして、紹介議員からは、ナショナルミニマム、いわゆる国は全国の小中学校の児童生徒に対し、義務教育を均等に受けさせ

るべき必要最低限の保障をしなければならないことを重視すべきであるというような答弁がありました。

また、中教審では結論は出ず両論併記ということになっていますが、地方六団体との関係もあるということで、大変難しい問題ではないかという意見もありました。そのほか、審査の過程において、質疑、賛成討論等がありましたけれども、三位一体改革を考えますと、これはちょっと相反する点もあるわけですが、諸外国の情勢から判断しても、義務教育費は別個に考えていくべきではないかと。したがって、義務教育費の国庫負担制度の堅持はする必要があるという意見書の採択でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これより本件について、質疑を許します。

質疑はございますか。質疑なしと認めます。これで終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） 木村です。

義務教育費国庫負担金制度の堅持を求める意見書について、賛成討論を行います。

今、委員長の方から審議経過をお話しなされましたけれども、当然私もその委員のメンバーですが、いろんな意見を述べました。

先ほど三位一体改革を求める地方分権ということの意見書も通ったわけですがけれども、三位一体改革が言われているのは、地方交付税の財源保障機能は縮小するんだということなんです。そういう意味で、委員長が言われたようにちょっと矛盾するのかなと、私も同感です。今回、請願者の方から出されたのはそうじゃないと。きちっと一般財源化するんじゃなくて、義務教育費を確保すべきだという請願です。もし仮に、義務教育費の財源保障を全面的に地方交付税に委ねた場合は、今お話ししたように、全体的に縮小する財源の中で、義務教育費だけは今までどおり確保するということは、私は非現実的になるであろうと。むしろ全体の縮小の中で、義務教育費も縮小を余儀なくされるのではないかなと思います。

義務教育は、すべての国民に等しく提供されなければならないこととまたは無償でなければならないことから、生活保護などと並んで、財源保障の必要性が極めて高い分野になっております。多くの先進諸国においてはということも、この意見書の案の中にありますけれども、調べたところによりますと、義務教育の教職員の給与費は全額国庫負担あるいは義務教育に充てるための教育目的税といった特定財源で支えられております。

したがって、義務教育というのは国家100年の計と言われておりますけれども、日本の将来をしっかりと支える子供たちの教育保障をしていくために、義務教育費の国庫負担金制度を堅持することに対して賛成して討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより本請願を採決いたします。請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書採択の請願について、委員長の報告は採択であります。この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。よって、請願第1号を採択することは可決をされました。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成17年 第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。皆様には長期間慎重に審議いただきまして、誠にありがとうございました。

ご苦労さまでございました。これで終わります。

閉会 午後 1時33分